

令和 8 年 第 2 回

名 寄 市 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（ 6 月 2 日 ）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定（16 日間）	4
1. 日程第 3. 令和 8 年度市政執行方針（加藤市長）	4
○教育行政執行方針（岸教育長）	13
1. 日程第 4. 議案第 1 号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について	16
○提案理由説明（加藤市長）	16
○原案可決	16
1. 日程第 5. 議案第 2 号 名寄市立学校設置条例の一部改正について	16
○提案理由説明（加藤市長）	16
○原案可決	17
1. 日程第 6. 議案第 3 号 名寄市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	17
○提案理由説明（加藤市長）	17
○原案可決	17
1. 日程第 7. 議案第 4 号 工事請負契約の変更について	
議案第 5 号 工事請負契約の変更について	
議案第 6 号 工事請負契約の変更について	
議案第 7 号 工事請負契約の変更について	17
○提案理由説明（加藤市長）	17
○原案可決	18
1. 日程第 8. 議案第 8 号 専決処分した事件の承認について（令和 7 年度名寄市一般会計補正予算（第 10 号））	18
○提案理由説明（加藤市長）	18
○承認	18
1. 日程第 9. 議案第 9 号 専決処分した事件の承認について（令和 7 年度名寄市国民	

健康保険特別会計補正予算（第2号）	19
○提案理由説明（加藤市長）	19
○承認	19
1. 日程第10. 議案第10号 専決処分した事件の承認について（令和7年度名寄市 介護保険特別会計補正予算（第4号））	19
○提案理由説明（加藤市長）	19
○承認	20
1. 日程第11. 議案第11号 専決処分した事件の承認について（令和7年度名寄市 食肉センター事業特別会計補正予算（第2号））	20
○提案理由説明（加藤市長）	20
○承認	20
1. 日程第12. 議案第12号 専決処分した事件の承認について（令和7年度名寄市 立大学特別会計補正予算（第3号））	21
○提案理由説明（加藤市長）	21
○承認	21
1. 日程第13. 議案第13号 専決処分した事件の承認について（令和7年度名寄市 病院事業会計補正予算（第2号））	21
○提案理由説明（加藤市長）	21
○承認	22
1. 日程第14. 議案第14号 令和8年度名寄市一般会計補正予算（第1号）	22
○提案理由説明（加藤市長）	22
○議事延期	22
1. 日程第15. 議案第15号 令和8年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1号）	22
○提案理由説明（加藤市長）	22
○議事延期	23
1. 日程第16. 議案第16号 令和8年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算 （第1号）	23
○提案理由説明（加藤市長）	23
○議事延期	23
1. 日程第17. 議案第17号 令和8年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）	23
○提案理由説明（加藤市長）	23
○議事延期	24
1. 日程第18. 議案第18号 令和8年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）	24
○提案理由説明（加藤市長）	24
○議事延期	24
1. 日程第19. 報告第1号 専決処分した事件の報告について	24
○提案理由説明（加藤市長）	24

○報告済	2 4
1. 日程第 2 0. 報告第 2 号 令和 7 年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の 報告について	2 5
○提案理由説明（加藤市長）	2 5
○報告済	2 5
1. 日程第 2 1. 報告第 3 号 令和 7 年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告に ついて	2 5
○提案理由説明（加藤市長）	2 5
○報告済	2 5
1. 日程第 2 2. 報告第 4 号 債権放棄の状況報告について	2 5
○提案理由説明（加藤市長）	2 5
○報告済	2 6
1. 日程第 2 3. 報告第 5 号 公害の現況に関する報告について	2 6
○提案理由説明（加藤市長）	2 6
○報告済	2 6
1. 日程第 2 4. 報告第 6 号 株式会社名寄振興公社の経営状況について	2 6
○提案理由説明（加藤市長）	2 6
○報告済	2 6
1. 日程第 2 5. 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について	2 6
○提案理由説明（加藤市長）	2 7
○適任と認める	2 7
1. 休会の決定	2 7
1. 散会宣告	2 7

第 2 号（ 6 月 1 5 日）

1. 議事日程	2 9
1. 本日の会議に付した事件	2 9
1. 出席議員	2 9
1. 欠席議員	2 9
1. 事務局出席職員	2 9
1. 説明員	2 9
1. 開議宣告	3 0
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	3 0
1. 日程第 2. 代表質問	3 0
○質問（東川孝義議員）	3 0
1. 休憩宣告	5 0
1. 再開宣告	5 0
○質問（高野美枝子議員）	5 0
1. 休憩宣告	5 9
1. 再開宣告	5 9
1. 休憩宣告	6 7
1. 再開宣告	6 7
1. 散会宣告	7 1

第 3 号（ 6 月 1 6 日）

1. 議事日程	7 3
1. 本日の会議に付した事件	7 3
1. 出席議員	7 3
1. 欠席議員	7 3
1. 事務局出席職員	7 3
1. 説明員	7 3
1. 開議宣告	7 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	7 4
1. 日程第 2. 一般質問	7 4
○質問（遠藤隆男議員）	7 4
○質問（清水一夫議員）	8 5
1. 休憩宣告	9 3
1. 再開宣告	9 3
○質問（山崎真由美議員）	9 3
1. 休憩宣告	9 9
1. 再開宣告	9 9
○質問（水間健詞議員）	1 0 4
1. 休憩宣告	1 0 8
1. 再開宣告	1 0 8
1. 休憩宣告	1 1 0
1. 再開宣告	1 1 0
○質問（高橋伸典議員）	1 1 0
1. 散会宣告	1 1 7

第 4 号（6 月 1 7 日）

1. 議事日程	1 1 9
1. 本日の会議に付した事件	1 1 9
1. 出席議員	1 2 0
1. 欠席議員	1 2 0
1. 事務局出席職員	1 2 0
1. 説明員	1 2 0
1. 開議宣告	1 2 1
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 2 1
1. 日程第 2. 一般質問	1 2 1
○質問（近藤友美議員）	1 2 1
○質問（谷 聡議員）	1 2 6
1. 休憩宣告	1 3 5
1. 再開宣告	1 3 5
1. 休憩宣告	1 3 6
1. 再開宣告	1 3 6
○質問（中島孝幸議員）	1 3 6
○質問（川村幸栄議員）	1 4 3
1. 休憩宣告	1 5 4
1. 再開宣告	1 5 4
1. 日程第 3. 議案第 1 4 号 令和 8 年度名寄市一般会計補正予算（第 1 号）	1 5 4
○質疑（倉澤 宏議員）	1 5 4
○質疑（山崎真由美議員）	1 6 0
○質疑（川村幸栄議員）	1 6 4
○原案可決	1 6 4
1. 日程第 4. 議案第 1 5 号 令和 8 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	1 6 4
○原案可決	1 6 4
1. 日程第 5. 議案第 1 6 号 令和 8 年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第 1 号）	1 6 5
○原案可決	1 6 5
1. 日程第 6. 議案第 1 7 号 令和 8 年度名寄市立大学特別会計補正予算（第 2 号）	1 6 5
○原案可決	1 6 5
1. 日程第 7. 議案第 1 8 号 令和 8 年度名寄市病院事業会計補正予算（第 1 号）	1 6 5
○原案可決	1 6 5
1. 日程第 8. 議案第 1 9 号 工事請負契約の締結について	

議案第 20 号 工事請負契約の締結について……………	1 6 5
○提案理由説明（加藤市長）……………	1 6 6
○原案可決……………	1 6 6
1. 日程第 9. 意見書案第 1 号 地方財政の充実・強化に関する意見書	
意見書案第 2 号 令和 8 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	
意見書案第 3 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復 元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書	
意見書案第 4 号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定 版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障す る高校教育を求める意見書	
意見書案第 5 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材 産業施策の充実・強化を求める意見書……………	1 6 6
○原案可決……………	1 6 6
1. 日程第 10. 報告第 7 号 例月出納検査報告について……………	1 6 6
○報告済……………	1 6 6
1. 日程第 11. 閉会中継続審査（調査）の申し出について……………	1 6 6
○決定……………	1 6 6
1. 閉会宣告……………	1 6 7
1. 質問文書表……………	1 6 9
1. 議決結果表……………	1 7 3

令和8年第2回名寄市議会定例会会議録

開会 令和8年6月2日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1	会議録署名議員指名	日程第12	議案第12号 専決処分した事件の承認について（令和7年度名寄市立大学特別会計補正予算（第3号））
日程第2	会期の決定	日程第13	議案第13号 専決処分した事件の承認について（令和7年度名寄市病院事業会計補正予算（第2号））
日程第3	令和8年度市政執行方針、教育行政執行方針	日程第14	議案第14号 令和8年度名寄市一般会計補正予算（第1号）
日程第4	議案第1号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について	日程第15	議案第15号 令和8年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第5	議案第2号 名寄市立学校設置条例の一部改正について	日程第16	議案第16号 令和8年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）
日程第6	議案第3号 名寄市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	日程第17	議案第17号 令和8年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）
日程第7	議案第4号 工事請負契約の変更について 議案第5号 工事請負契約の変更について 議案第6号 工事請負契約の変更について 議案第7号 工事請負契約の変更について	日程第18	議案第18号 令和8年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）
日程第8	議案第8号 専決処分した事件の承認について（令和7年度名寄市一般会計補正予算（第10号））	日程第19	報告第1号 専決処分した事件の報告について
日程第9	議案第9号 専決処分した事件の承認について（令和7年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号））	日程第20	報告第2号 令和7年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第10	議案第10号 専決処分した事件の承認について（令和7年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第4号））	日程第21	報告第3号 令和7年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第11	議案第11号 専決処分した事件の承認について（令和7年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第2号））	日程第22	報告第4号 債権放棄の状況報告について
		日程第23	報告第5号 公害の現況に関する報告について
		日程第24	報告第6号 株式会社名寄振興公社の経営状況について
		日程第25	諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 令和8年度市政執行方針、教育行政執行方針
- 日程第4 議案第1号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 名寄市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第3号 名寄市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第4号 工事請負契約の変更について
議案第5号 工事請負契約の変更について
議案第6号 工事請負契約の変更について
議案第7号 工事請負契約の変更について
- 日程第8 議案第8号 専決処分した事件の承認について（令和7年度名寄市一般会計補正予算（第10号））
- 日程第9 議案第9号 専決処分した事件の承認について（令和7年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号））
- 日程第10 議案第10号 専決処分した事件の承認について（令和7年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第11 議案第11号 専決処分した事件の承認について（令和7年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第12 議案第12号 専決処分した事件の承認について（令和7年度名寄市立大学特別会計補正予算（第3号））
- 日程第13 議案第13号 専決処分した事件の承認について（令和7年度名寄市病院事

業会計補正予算（第2号））

- 日程第14 議案第14号 令和8年度名寄市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第15号 令和8年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第16号 令和8年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第17号 令和8年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第18号 令和8年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 報告第1号 専決処分した事件の報告について
- 日程第20 報告第2号 令和7年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第21 報告第3号 令和7年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第22 報告第4号 債権放棄の状況報告について
- 日程第23 報告第5号 公害の現況に関する報告について
- 日程第24 報告第6号 株式会社名寄振興公社の経営状況について
- 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

1. 出席議員（16名）

議長	16番	山	田	典	幸	議員
副議長	2番	倉	澤		宏	議員
	1番	中	畠	孝	幸	議員
	3番	山	崎	真由美		議員
	4番	近	藤	友美		議員
	5番	水	間	健	詞	議員
	6番	谷			聡	議員
	7番	今	村	芳	彦	議員
	8番	川	村	幸	栄	議員

9番	佐藤	靖	議員
10番	高橋	仲典	議員
11番	高野	美枝子	議員
12番	清水	一夫	議員
13番	遠藤	隆男	議員
14番	東川	孝義	議員
15番	東	千春	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局	局長	紀國谷	康子
書記	石橋	恵美	
書記	及川	洋人	
書記	川名	桃代	

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	橋本	正道	君
教育長	岸	小夜子	君
総務部長	木村	睦	君
総合政策部長	石橋	毅	君
市民部長	東	則良	君
健康福祉部長	松田	慎司	君
経済部長	山田	裕治	君
建設水道部長	東	聡男	君
教育部長	伊藤	慈生	君
市立総合病院事務部長	佐々木	紀幸	君
市立大学事務局長	水間	剛	君
総合政策室長	櫻田	孝臣	君
こども・高齢者支援室長	倉澤	富美子	君
上下水道室長	佐藤	美香	君
会計室長	山岸	克利	君
監査委員	久保	敏	君

○議長（山田典幸議員） ただいまより令和8年第2回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1 番 中 昌 孝 幸 議員

6 番 谷 聡 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より6月17日までの16日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より6月17日までの16日間と決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第3 これより令和8年度市政執行方針・教育行政執行方針を行います。

初めに、令和8年度市政執行方針を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。令和8年第2回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位はじめ、市民の皆様の御理解、御協力をいただきたいと思います。

はじめに、令和8年度の市政執行にあたり、人口減少や少子高齢化の進展など、本市を取り巻く環境が財政状況を含め一層厳しさを増している中、私は本市の強みを活かし、「暮らしやすいまち」

と実感できるよう、着実に取組を進めてまいります。

市政推進の基本的な考え方を申し上げます。

本年は、令和9年4月からを計画期間とする「第3次名寄市総合計画」について、これまでの議論を集約をし、計画を完成させる極めて重要な年となります。人口減少という現実を直視し、限られた財源をいかに効率的に配分するかという「持続可能な名寄市の将来像」を、市民の皆様とともに創り上げてまいります。

一方で、依然として厳しい財政状況や物価高騰が続く今こそ、聖域なき事務事業の見直しと徹底した行財政改革を断行し、強固な財政基盤を再構築しなければなりません。民間出身としての視点や培ってきた人脈を最大限に活用し、公約に掲げた「未来をひらく人づくり」「地域の強みを活かす産業・しごと創出」「安全安心で快適な暮らしの基盤創造」「未来を支える持続可能な市政運営」の4つの柱に基づき、本年度取り組むべき優先課題を「停滞なき実行」の精神で力強く推進してまいります。

5期目の初年度となる令和8年度は、これまでの取組を完成に導き、新たな8年を創る第3次総合計画へと確実につなぐ期間であります。

議員各位をはじめ、多くの市民の皆様とともに名寄市の輝かしい未来を拓いてまいりたいと考えておりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、第3次総合計画の策定について申し上げます。

令和9年度から始まる第3次総合計画の策定にあたっては、ウェルビーイングアンケートやワークショップ、名寄市立大学や名寄高等学校などへのアウトリーチで得られた意見を参考に、本市の将来像を描いてまいります。

また、これまでに得られた市民意見を総合計画審議会における議論に反映させることで、市民と行政との協働による「市民主体のまちづくり」

を目指すとともに、人口減少抑制を主眼とする地方版総合戦略としても位置づけ、一体的な計画となるよう策定をしております。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

「協働のまちづくり」の基本となる町内会については、加入率の低下や役員の担い手不足などの課題に対する支援を行うとともに、地域連携事業による地域コミュニティの活性化に取り組んでまいります。

次に、広報・広聴事業について申し上げます。

名寄市広報基本方針に基づき、ターゲット層に応じた効果的・効率的な媒体の活用に加え、情報の受け手に配慮した分かりやすく伝える工夫を徹底することで、より「伝わる広報」の推進に努めてまいります。

次に、人権尊重と男女共同参画社会の形成について申し上げます。

人権については、多様性が尊重され誰もが活躍でき安心して暮らすことができるよう、関係機関などとの連携による各種啓発活動を推進してまいります。

また、男女共同参画社会の形成に向けて、パネル展示などの啓発活動や、セミナーの開催など、第3次名寄市男女共同参画推進計画に基づき、さまざまな取組を進めてまいりました。計画の進捗状況を検証するとともに、次期計画の策定を進めてまいります。

次に、情報化の推進について申し上げます。

市民サービスの向上と行政運営の効率化を図るために、名寄市DX推進計画に基づき、市民サービスオンライン化拡充をはじめ、計画に掲げる事業の実装を進めてまいります。

また、同計画が最終年度となることから、これまでの進捗状況や成果、課題を整理・検証した上で、本市が目指す姿と基本方針を示す「DXビジョン（仮称）」の策定を進めてまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国内交流については、山形県鶴岡市、東京都杉並区との交流において、人的交流や特産品販売などさまざまな事業を通じて、互いの地域の魅力を発信し、相互交流による地域の活性化を推進してまいります。

本年度、鶴岡市とは、姉妹都市盟約30周年を迎えることから、名寄・藤島交流友の会とともに訪問事業を計画をしております。

ふるさと会については、本市の情報提供や会員拡大への支援などにより、各会の活動の充実が図られるよう支援をしております。

国際交流については、姉妹都市カナダ国カワサレイクス市リンゼイの交換学生の受入れをはじめ、グローバル人材の育成、また両市の交流の深化に向けた取組を支援してまいります。

また、台湾との交流では、中学生や高校生の派遣、教育旅行受入などの日台青少年交流のほか、名寄高等学校と台湾・鳳新高校の姉妹校締結、台湾国立中山大学との多様な交流により、国際感覚豊かな青少年の育成と交流人口の拡大に努めてまいります。

外国人支援事業につきましては、にほんごひろば及び日本語教室の開催を継続をし、ニーズに応じたきめ細やかな対応により、生活や日本語能力試験に必要な日本語習得を支援をしております。

また、地域住民とのコミュニケーションを深め、ともに安心して暮らすことができる環境づくりを進めてまいります。

次に、移住の推進について申し上げます。

名寄市移住促進協議会を中心に、移住希望者への情報発信や移住体験ツアーの受入れ、移住者同士の交流の場づくりを推進し、関係団体と連携しながら移住の促進及び関係人口の創出に取り組んでまいります。

また、市内外へ行政情報や本市の魅力を積極的に発信をし、本市の認知度向上を図るとともに市民の皆様の郷土愛の醸成に取り組んでまいります。

次に、定住自立圏について申し上げます。

本市と士別市を複眼型中心市とした13の市町村で形成をする「北・北海道中央圏域定住自立圏」においては、医療、介護、産業振興、防災などの広域連携事業の推進をはじめ、圏域全体で必要な生活機能の確保を図ってまいります。

また、圏域全体で深刻化する人手不足対策など共生ビジョンの見直しを行い、近隣自治体と連携した課題解決を進めてまいります。

次に、健全な財政運営について申し上げます。

本市の多くの公共施設は老朽化が進行しております。そのため、人口減少や市民ニーズの変化、また、施設用途の類似性、さらには、財政状況など様々な課題を踏まえ、これからの本市の公共施設の在り方の基本となるべく名寄市公共施設等総合管理計画の見直しを行ってまいります。

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

第2次名寄市行財政改革推進基本計画及びその具体化を図る実施計画に基づき、前例にとられない事業の見直しや業務の効率化を進め、成果目標の達成に向け取組を進めてまいります。

また、複雑・多様化する行政課題に対応するため人材の育成・確保に努め、持続可能な行政運営の実現を目指してまいります。

次に、恒久平和に向けた取組について申し上げます。

本市では非核平和都市宣言の趣旨に基づき、平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会への加盟をはじめ、各種事業の実施や民間団体などが行う事業との連携を通じて、戦争のない世界平和と核兵器廃絶を目指した取組を進めてまいりました。

また、これまでの取組内容をホームページに掲載するなど、情報発信を行うことで、恒久平和を願う心や平和の尊さを市民の皆様と共有をしてきました。

今後も、核兵器の廃絶や恒久平和の実現を全市民共通の願いとして掲げ、幅広い平和推進事業に取り組んでまいります。

次に、自衛隊の体制維持・強化の推進について

申し上げます。

本市に所在をする陸上自衛隊名寄駐屯地の拡充や自衛隊員の増強については、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会や陸上自衛隊名寄駐屯地増強促進期成会などと連携をし、これまで各種要望活動を行ってまいりました。

引き続き、国の動向を注視しながら、関係機関との連携を深め、自衛隊の体制維持・強化に取り組んでまいります。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

健康づくりの推進については、名寄市健康増進計画「健康なよろ21（第3次）」に基づき事業を推進するとともに、特定健診や各種がん検診の受診率向上を図り、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、乳幼児から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを推進してまいります。

母子保健対策の推進については、子育て世代包括支援センター事業を中心に、子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、妊娠・出産期から切れ目のない支援体制の充実を図ってまいります。

感染症対策の推進については、予防接種や感染症予防に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、本年4月から定期接種化されたRSウイルス母子免疫ワクチンの情報提供を速やかに行い、希望する方が接種できる体制整備に向けた取組を進めてまいります。

次に、地域医療の充実について申し上げます。

病院事業については、北海道医療計画に定める地域医療構想に基づき、地域住民が住み慣れた地域で安心して適切な医療を受けられるよう、医療体制の充実を図ってまいります。

市立総合病院においては、主に担うことになる救急及び急性期医療に加え、周産期や小児、精神科医療などの提供体制を維持するため、関係医療機関と連携を強化しながら持続可能な地域医療提供体制の確保に努めてまいります。

併せて、令和8年度診療報酬改定への対応、経

営コンサルの活用によるベッドコントロールの最適化、人間ドックの拡充などの増収策と、医療機器更新時期の適正化、医療DXの活用による効率的な働き方の推進など経費削減策を実施し、経営状況の改善を図ります。

東病院においては、現在の敷地や建物を活用しながら、必要な機能の再整備を段階的に進めるため、整備などの状況調査を含めた改修に向けた設計を検討してまいります。今後も指定管理者と連携しながら、効果的・効率的な病院運営に努め、慢性期医療を担う病院としての機能を維持してまいります。

また、令和5年度に策定をした「名寄市病院事業経営強化プラン」については、昨今の人件費・物価の高騰により、実態と計画の乖離が大きくなっております。全国的な公立病院の経営悪化を受け時限的に措置された病院事業債（経営改善推進事業）の借入要件となる「経営改善計画」の策定に合わせて見直しを図ってまいります。

圏域内の医療機関の在り方がさらに変化していくことが予測されます。新たな地域医療構想の進展を注視しながら地域医療連携推進法人上川北部医療連携推進機構による事業を推進し、地域から求められる医療の実現に向け取り組んでまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

子育て支援ニーズを踏まえ、第3期名寄市子ども・子育て支援事業計画に盛り込まれた事業を着実に推進し、子どもと子育て世代を支える取組を進めてまいります。

課題である待機児童解消に向けては、保育の質向上に取り組む中で、本市の保育の魅力をPRをし、保育士などの確保に努めるとともに、民間施設との連携を強化してまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

第3期名寄市地域福祉計画の基本目標である「市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり」を目指し、すべての市民が互いに支えあ

う「自立と共生」の地域社会づくりに向け、地域や福祉にかかわる皆様との連携のもと、さらなる推進に努めてまいります。

また、同計画が最終年度となることから、市民ニーズの把握に努めるとともに、関係機関、各種団体との協働・連携のもと、地域の共生社会の実現に向け、次期計画の策定を進めてまいります。

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

名寄市第9期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者の方々が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられることができるよう、地域包括ケアシステムの深化と推進に取り組んでまいります。

また、同計画が最終年度となることから、市民ニーズの把握に努めるとともに、関係機関、団体との協力をいただきながら、次期計画の策定を進めてまいります。

健康づくりと介護予防の推進については、後期高齢者の医療・健診・介護レセプトデータなどを活用し、地域の健康課題の分析を行い、フレイル予防の普及啓発や健康教育・相談、生活機能向上の支援などを関係機関と連携をして進めてまいります。

認知症施策の推進については、認知症の方とその御家族を支える認知症サポーターの養成講座や、認知症カフェの定期開催を継続をし、認知症当事者の思いを知り、認知症への正しい理解を深め、共生社会の実現に向けた地域づくりの契機となるよう取組を進めてまいります。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障がい者や障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、第3次名寄市障がい者福祉計画及び第7期名寄市障がい福祉実施計画・第1期名寄市障がい児福祉実施計画に基づき、円滑な福祉サービスの提供に努めてまいります。

また、障がい福祉実施計画と障がい児福祉実施計画が最終年度となることから、障がい福祉行政

及びサービス提供体制に関する検討を行い、次期計画の策定を進めてまいります。

基幹相談支援センターについては、障がいに関する様々な相談に対応し、名寄市障害者自立支援協議会や障がい福祉施設など関係機関と連携をしながら、地域の相談支援体制を強化をし、障がい者の権利擁護や理解啓発を推進してまいります。

また、障がい者の高齢化・重度化、親亡き後も見据え、定住自立圏共生ビジョンにおける地域生活支援拠点などの仕組みを活用し、切れ目のない支援を提供してまいります。

障がい児福祉の充実については、発達の遅れや障がいのある児童とその御家族が、身近な地域で適切な支援が受けられる体制づくりを進めてまいります。

次に、国民健康保険について申し上げます。

国民健康保険については、令和12年度、北海道内における保険料水準の統一に向け、税率改定を行いながら健全な運営に努めてまいりました。

今後も、加入者負担に配慮しつつ国民健康保険財政の安定と持続可能な運営を図るため、財政見通しや運営協議会の意見を踏まえて取り組むとともに、国や北海道に対し、確実な財政支援や市町村負担の軽減など引き続き求めてまいります。

次に、環境との共生について申し上げます。

ゼロカーボンの推進については、気候変動が深刻化をする中、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、「地球温暖化対策実行計画」に基づく二酸化炭素排出量の削減を市民・事業者・行政が一体となって推進ができるよう、市民の皆様の意識向上と機運の醸成に努めてまいります。さらに、本年度からは市内公共施設4施設において再生可能エネルギーの導入を開始をし、脱炭素化に向けた具体的な取組を進めてまいります。

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

循環型社会の形成に向け、適正なごみ分別方法の周知啓発や再生資源集団回収事業をはじめとする再資源化などの取組を推進してまいります。

また、市民との協働による清掃週間や不法投棄防止の取組のほか、効率的なごみの収集・処理事業を推進してまいります。

名寄地区衛生施設事務組合が整備を進めている名寄地区一般廃棄物中間処理施設「エコスピカ」が令和9年4月から稼働を予定をしていることや、プラスチック容器とプラスチック製品を一括してリサイクルをする取組を進めていることから、市民向けの説明会や新たなごみ分別ガイドブックの作製、配布など丁寧な周知活動を進めてまいります。

次に、消防について申し上げます。

昨年は岩手県大船渡市などで大規模な林野火災が相次いで発生をいたしました。

また、トカラ列島近海を震源とする地震の頻発、大雨などの災害に見舞われ多くの人的・物的被害が生じており、消防の果たすべき役割は増大しております。

こうした大規模災害の頻発に鑑み、災害に強い消防庁舎の在り方について検討を進めてまいります。

消防団については、新入団員の獲得や技術の伝承を継続し地域防災力の充実強化に努めてまいります。

また、昨年度、日本消防協会の消防団防災学習・災害活動車両交付事業で交付をいただいた車両及び防災学習用資機材の有効利用を図り、地域イベントなどへ出展を計画してまいります。救急需要の増大や災害の多様化・甚大化に対応するため、各種研修及び訓練を通して消防隊員・救急隊員の専門能力と判断力の向上を図り、組織としての即応力・安全管理能力を強化し、消防・救急体制の強化に努めてまいります。

住宅防火安全対策については、住宅火災による被害軽減を図るため、住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理の徹底をはじめ、安全装置付き暖房機器や調理器具の普及、住宅用消火器の設置促進などの対策を推進してまいります。

次に、防災対策の充実について申し上げます。

激甚化・頻発化する自然災害に対する防災対策については、「減災」の考え方にに基づき、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組とともに、関係機関と連携をした防災・減災活動を推進してまいります。

さらに、自助及び地域の共助力向上を柱とした取組から、市民の防災意識の高揚を図り、自主防災組織の設立や活動支援及び防災リーダーの育成に努め、防災資機材や食料などの備蓄品について、計画的な整備を進めてまいります。

また、全国瞬時警報システム受信機を更新し、国からの情報受信手段を確実に整備してまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

交通事故のない安全な交通社会を実現するため、名寄市交通安全計画（第11次）に基づき官民一体となった交通安全思想の普及や啓発活動などに取り組んでまいりました。引き続き官民一体の取組を継続するとともに、これまでの施策の進捗状況を検証したうえで次期計画の策定を進めてまいります。

次に、生活安全対策について申し上げます。

犯罪のない安全で安心な地域づくりを目指し、関係機関・団体や地域住民との情報共有と協力を基盤に、防犯対策の強化及び啓発活動を推進してまいります。

また、空き家対策については、第2次名寄市空き家等対策計画に基づき、所有者などの当事者意識を高めるための啓発活動や適切な対策の実施に向けた取組を進めるとともに、次期計画の策定を進めてまいります。

次に、消費生活の安定について申し上げます。

デジタル化の進展とともに匿名・流動型犯罪グループによる詐欺犯罪が急増しております。巧妙化をする還付金詐欺等、消費者被害を防止をするため出前講座をはじめとする啓発活動を積極的に展開してまいります。

また、消費者の利益を守るため、社会のニーズに応じた相談体制の整備に努めてまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

公営住宅については、今後の住宅の在り方を見据えた適正なストック管理を推進するため、現計画を更新する「名寄市公営住宅等長寿命化計画」の策定に着手してまいります。

本年度は、緑丘第1団地4号棟の長寿命化改修工事を行うとともに、既存団地についても計画的な修繕を通じて、安全・安心な住環境の確保と管理の最適化に努めてまいります。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

本市のまちなか、名寄駅前周辺エリアについては、人口減少や暮らし方の変化により、近年は寂しい状況が続いています。しかしながら、暮らしを支える商店や施設、公共交通、そして人と人とのつながりを生み出す場が集まっており、「名寄らしい日常」を育む可能性が今もなお残されております。

その再生の第一歩として、このたび「名寄まちなか未来宣言」を公表しました。まずは着手可能な事業から取組を進め、市民の皆様が集う密度の高いエリアを構築していきたいと考えております。これからもこの宣言の実現に向け、市民の皆様や民間事業者の皆様と連携をし、取組を進めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

安全・安心な水道水を安定供給するため、老朽管更新事業として5路線を更新し、併せて給水区域内の漏水調査と配水管洗浄作業及び浄水場設備の更新を行ってまいります。

次に、下水道・個別排水事業について申し上げます。

下水道事業については、公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の改築更新を引き続き進めてまいります。

また、し尿及び浄化槽汚泥の共同処理に向けて基本設計を行い事業を進めてまいります。

個別配水事業については、農村部における快適な生活環境向上のため、合併浄化槽10基の設置工事を予定をしております。

次に、道路の整備について申し上げます。

継続路線については、社会資本整備総合交付金により整備を進めている北3丁目通、東2条通の2路線の整備を行うとともに、新規路線の事業着手に向け、国への予算要望に努めてまいります。

また、市単独費による整備については、舗装路面の老朽化が進行している東5号線、風連26線の2路線の舗装改築工事を行い、安全な道路空間の確保に努めてまいります。

さらに、橋梁の整備については、名寄市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、御料四線橋を含む6橋の修繕工事及び53橋の近接目視点検を行い、引き続き利用者の安全確保に努めてまいります。

次に、市道の除排雪について申し上げます。

市道の除排雪については、新雪除雪のほか、積上げ除雪や幹線道路の複数回の排雪とともに交差点のカット排雪を実施をし、冬季における安全・安心な道路空間の確保に努めてまいります。

また、除排雪助成事業については、除排雪業務の担い手育成・確保に対する支援や除雪ダンプ助成事業、市道及び私道除排雪助成事業を実施をし、関係機関と連携を図りながら、引き続き市民の皆様との協働による除排雪事業を推進し、さらなる満足度の向上を目指してまいります。

次に、地域公共交通について申し上げます。

鉄路については、国から北海道旅客鉄道株式会社への監督命令に基づき、令和8年度末までに宗谷本線を含む8線区の抜本的な改善方策が取りまとめられることとなっております。

本市としては、引き続き、宗谷本線の維持存続に向けた利用の促進やコスト削減の取組を推進するとともに、関係機関との丁寧な議論を重ね、宗谷本線活性化推進協議会として一体となった取組、協議を進めてまいります。

路線バスやデマンドバスなどについては、将来

にわたる持続可能な公共交通の実現に向け、名寄市地域公共交通活性化協議会において、本市に適した交通体系の構築に努めてまいります。

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

第2次名寄市農業・農村振興計画については、本年度最終年度となることから、地域の特徴を活かした持続可能な農業と豊かで活力ある農村を目指し、次期計画の策定を進めてまいります。

米政策については、水田政策を見直す方針が示されていることから、国の動向を注視し、各関係機関と連携をし対応してまいります。

農業振興センターについては、地域の作付け体系や農業者ニーズの変化に伴い、その役割も大きく変化をしていることから、今後の在り方について検討してまいります。

次に、多様で持続可能な農業経営の促進について申し上げます。

労働力確保対策については、道北なよろ農業協同組合と連携をし、引き続き法人設立支援や情報提供などに努め、地域における中核的な担い手の確保に向けた取組を進めてまいります。

農地の流動化については、地域計画に基づき計画的な農地集積が図られるよう、農業委員会と連携をしながら、取組を推進してまいります。

次に、農業の担い手の育成、確保について申し上げます。

新規就農者の育成については、後継者が安定した経営を継承できるよう、道北なよろ農業協同組合と連携し支援するとともに、支援内容の検証に取り組んでまいります。

新規参入による就農者の確保については、地域おこし協力隊制度を活用した募集活動を行い、農家研修を基本に新規就農者支援チーム及び集落支援員の指導などにより、育成を図ってまいります。また、独立就農や雇用就農など多様な形態による新規就農につながるよう取り組んでまいります。

次に、人と自然にやさしい農業の推進について申し上げます。

安全・安心な農畜産物の生産については、化学肥料の削減など環境保全に効果の高い農業を推進してまいります。

有害鳥獣対策については、名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会を中心として、捕獲による被害防止の取組と担い手の育成に取り組んでまいります。

ヒグマ対策については、市民への出没情報の提供や電気柵の設置による被害防止を呼びかけるとともに、ゾーニング管理と緊急銃猟制度を連動させて運用し、安全性の確保と生態系への配慮などを踏まえ、関係機関と連携し、対策に取り組んでまいります。

次に、豊かさと活力ある農村の構築について申し上げます。

食育推進については、第4次名寄市食育推進計画の検証を行いながら、食と生産現場のつながりを身近に感じられる、地域の恵まれた環境を活かした取組を進めてまいります。

また、地産地消については、地場産品の購入機会を増やすため、市のSNSなどを活用した情報発信に努めてまいります。

次に、森林保全と林業の振興について申し上げます。

森林については、地球温暖化の抑制などの多面的機能を有する重要な社会インフラと捉え、名寄市森林整備計画に基づき、健全な森林資源の維持・造成を推進してまいります。

市有林については、間伐や伐採、植林を計画的に進めることで、自然環境と市有財産の保全ならびに有効活用に取り組んでまいります。

また、私有林につきましても、森林経営管理制度を運用し、適切な森林管理を推進するとともに、森林所有者の負担軽減を図るため、国や北海道の補助制度を活用し、関係機関と連携した計画的な森林整備を推進してまいります。

さらには、森林環境譲与税を活用し、森林整備の推進に必要な林業機械の導入や人材育成・担い

手確保などへの支援を継続してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

中小企業振興条例に基づく各種支援につきましては、これまでの事業効果や事業者ニーズを踏まえ改正をし、中小企業の経営基盤の強化、地域経済の活性化を進めてまいります。

特に創業支援に注力をするとともに、中心市街地への誘導を図ることにより街なかの賑わい創出を目指してまいります。

名寄市電子地域通貨Yorocaにつきましては、多くの市民の皆様に御利用いただき、さらなる利用拡大による経済の地域内循環を目指し、事業運営者と連携し取り組んでまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワークなよろ管内の雇用情勢は、依然として求職者数に対し求人数が上回る状況や求人と求職のミスマッチなどが継続しております。

喫緊の課題である人材確保については、名寄市雇用促進協議会を中心に、市内企業の情報を発信するポータルサイトの開設や中高生を対象とした職業体験及び企業説明会の開催、人材開発センターにおける、職業訓練や各種講習の開催など、関係団体と連携し人材確保・育成に向けた各種取組を展開してまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

名寄市観光振興計画（第2次）に基づき、本市の豊かな自然を活用したアウトドア観光を振興していくために、地域おこし協力隊制度を活用したアウトドアガイドの育成及び体験型観光商品の確立やスポーツツーリズムを推進し、交流人口の拡大を目指した取組を進めてまいります。

また、同計画が最終年度となることから、観光関連の団体や事業者などで構成をする、名寄市観光振興計画（第3次）策定委員会を設置をし、次期計画の策定を進めてまいります。

ピヤシリスキー場については、未圧雪コースやツリーランコースの整備により、インバウンド利用者が増加傾向にあります。引き続き利用者の利

便性・安全性の向上や、ニーズに合わせたきめ細やかな商品・サービスの提供を進め、さらなる利用者の拡大を目指してまいります。

次に、幼児教育の充実について申し上げます。

幼児教育については、各事業者への支援を拡充させることで安定した運営を確保し、幼児教育の質の向上に努めてまいります。

また、保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりと、園児を安定して受け入れることのできる体制づくりを支援してまいります。

次に、高等学校教育の充実について申し上げます。

市内唯一の高校となった名寄高等学校が、中学生やその保護者から選ばれる魅力ある学校となるよう、名寄市高等学校学習教材支援事業や名高アオハル応援事業などの支援を継続してまいります。

また、北海道教育委員会や学校運営協議会などと連携・協働し、同校の魅力の向上を図るとともに、地域と一体となった学校づくりに向け支援をしてまいります。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

昨年度受審した、学校教育法に基づき文部科学大臣の認証を受けた評価機関による大学機関別認証評価において、本学は大学評価基準を満たしているとの評価結果をいただきました。

総評においては、優れた点として、コミュニティケア教育研究センターを中心とした援農有償ボランティアや子ども支援プロジェクトをはじめ、地域と連携・協働しながら地域課題に資する教育研究活動について高い評価をいただいた一方で、教育課程における学修方法・学修過程及び学修成果の評価の在り方や、多様な学生を適切に評価できる入学者選抜の在り方の明示については、改善を要するとの指摘を受けました。

このほか、内部質保証の充実をはじめ、教員組織・事務組織に関する事項や研究成果の創出など、さらなる進展が望まれる事項が挙げられております。本年度は、これら教育研究の質の保証と水準

の向上に向けた取組を進めるとともに、より高度で専門的な教育研究の充実・発展を図るために、大学院設置に向けた検討を進めてまいります。

少子化が急速に進む中、今後も地域に根ざした教育活動の展開や、本学の特色や魅力、専門性を活かした学びの提供に努め、学生から選ばれる大学として学生確保に取り組んでまいります。

次に、名寄市立大学の法人化について申し上げます。

昨年度、名寄市立大学在り方検討委員会答申及び市議会において設置をいただいた名寄市立大学の経営に関する調査特別委員会の報告に基づき、昨年10月に総合政策部に大学法人化準備室を設置するとともに、本年4月には大学事務局に法人化準備担当も配置をして準備を進めております。

引き続き、名寄市立大学法人移行推進委員会において、名寄市立大学が市民にとって価値あるものであり、学生から選ばれる大学として維持・発展していくため、法人の骨格となる定款や中期目標などについて、有識者をはじめ委員の方々に検討・協議を行っていただくとともに、市議会においても適宜情報共有を図り、令和9年4月の公立大学法人への移行を目指してまいります。

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

昨年度設立をいたしました「Nスポーツコミッションなよろ」を核として、地域課題の解決とスポーツによる活力あるまちづくりを本格化させてまいります。

本年5月に策定をいたしました「名寄市スポーツ推進計画」に基づき、同組織が実行の中核となり、笹川スポーツ財団が提言をする「アクティブシティ」の推進役として、名寄市立大学と連携をし、全国的なモデルケースとなることを目指してまいります。これにより、子どもから高齢者まで、誰もが生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりを進めてまいります。

また、同組織が中心となって推進をするスポー

ツ合宿事業については、本市の強みである恵まれた冬季スポーツ環境を最大限に活かしつつ、日進地区をはじめとする既存施設を有効に活用し、夏季における合宿誘致の強化を図ってまいります。

スポーツ施設の管理運営については、既存施設の維持管理を強化をし、快適で安全なスポーツ環境を提供してまいります。さらに、将来を見据えた長期的な視点を持ちながら、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、施設の在り方を検討してまいります。

これらの取組を通じて、市民の皆様が健やかに暮らし、スポーツでつながるまちづくりを目指してまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げます。

市議会の皆様、ならびに市民の皆様の御理解、御協力をお願いを申し上げ、令和8年度の市政執行方針といたします。

○議長（山田典幸議員） 次に、令和8年度教育行政執行方針を行います。

岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 令和8年第2回定例会の開会にあたり、名寄市教育委員会の教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

令和7年度は、国や道の教育の計画や動向、本市の総合計画（第2次）後期基本計画や行財政改革を踏まえ、名寄の魅力を生かした信頼される学校教育及び「ひとづくり、つながりづくり、地域づくり」に資する社会教育の創造に努力し、誰一人取り残されることなく生き生きと学び、ウェルビーイングの向上が図られるよう取り組んでまいりました。

令和8年度は、本市の総合計画（第2次）の最終年度であることから、「生きる力と豊かな文化を育むまちづくり」の基本目標のもと、各種事業の成果を出せるよう、国や道の教育の動向を注視しつつ、令和8年度の「学校教育推進計画」、

「社会教育推進計画」の確実な推進に努めてまいります。

それでは、教育委員会が令和8年度に取り組む主な施策について申し上げます。

はじめに、令和8年度の学校教育における重点施策について申し上げます。

令和7年度の本市の学校教育は、教職員の事故により失った信頼回復とともに、学校施設の耐震化、空調設備の設置など教育環境の整備、A Iドリルの活用や校内教育支援センターの設置などによる多様な子どもたち一人一人に寄り添った個別最適な学びの充実などに取り組んでまいりました。

令和8年度は、教育にとって不易である深い教育的愛情、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を持つことの大切さを改めて自覚し、引き続き子どもたちにとって安全で安心できる教育環境づくりや、学校教育全体を通じたウェルビーイングの向上に成果を出せるよう、また、子どもたちの実態や社会的変化の影響等による教育課題などに適時・適切に対応するため、4つの重点的な取組を進めてまいります。

まず、第一に、信頼される学校づくりの推進について申し上げます。

「地域とともにある学校づくり」の推進については、児童生徒が生涯にわたって社会を生き抜く自立した学習者・社会の創り手として成長していくことができるよう、地域の自然環境や人材等の教育資源を生かし、義務教育9年間を通した学びの系統性・連続性がある魅力的な教育活動が展開されるよう努めます。

また、地域と学校が熟議により学校の課題とその解決に向けた考えを共有し、学校と地域がパートナーとして連携・協働しながら、学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」を一層推進してまいります。

さらに、児童生徒にとってより良い教育環境を実現するため、少子化などに対応した本市の小中学校の在り方について検討を進めてまいります。

教職員の資質能力の向上については、働き方改革など社会の変化やニーズに対応するとともに、教職員が学校づくりを担う一員として、児童生徒の資質能力の向上はもとより様々な危機へ適切に対応する教育が推進できるよう、地域などと連携・協働しながら課題解決に取り組んだり、多様な知識・経験を持つ学校外の人材を授業や校内研修に活用したりすることにより、教職員の職能の向上に努めてまいります。

また、教職員の事故を未然に防ぐため、心理的安全性の高い組織づくり、服務規律の確保の徹底に取り組んでまいります。

第二に、生きる力を育てる教育の推進について申し上げます。

各学校の教育課程については、児童生徒の資質能力の向上を目指し、名寄らしい特色のある教育活動の充実を図りながら、社会に開かれた教育課程の編成・実施に努めてまいります。

確かな学力を育てる教育の推進については、児童生徒が教育内容を確実に身に付け、学ぶ意識が高まるよう、北海道教育委員会の「こどもまんなか」学び創出事業を活用するなどし、児童生徒一人一人の興味・関心・意欲などを的確に捉えて、きめ細かな指導・支援や、1人1台端末の活用など、指導体制や指導方法を工夫・改善することにより、主体的・対話的で深い学びの実現に向け「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ってまいります。

また、加配教員を活用し、小学校における理科及び外国語活動・外国語の教科担任制の取組などにより、指導体制の工夫改善に努めてまいります。

豊かな心を育てる教育の推進については、道徳教育の充実にも努めるとともに、生徒指導において、課題解決的な対応にとどまることなく、教師と児童生徒との信頼ある関係の中で、すべての児童生徒の発達を支え、課題の未然防止ができるよう積極的な生徒指導の充実にも努めてまいります。

健やかな体を育てる教育の推進については、児

童生徒が体力向上を図り、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力の基礎を育てるため、スキーやカーリングなど、地域の教育資源を生かした活動や各学校の特色を生かした「1校1実践」の取組の充実に努めてまいります。

また、国の交付金などを活用し、小学校では学校給食費を無償とするとともに、中学校では、引き続き令和7年4月からの学校給食費値上げ分に対し支援を行う中で、生きる上での基本となる食育のさらなる充実に取り組んでまいります。

第三に、社会の変化や多様な教育ニーズへの対応について申し上げます。

特別支援教育については、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が可能な限りともに学ぶ「インクルーシブ教育システム」の構築に向け、発達障がいのある児童生徒などに対する国の支援事業を活用するなどし、学校、家庭、地域とが連携を図った切れ目のない取組を推進してまいります。

また、適切な就学を図り、一貫した教育的支援を行うため、名寄市教育支援委員会の機能の拡充にも努めるとともに、中学校における通級指導教室の開設に向けて、名寄市特別支援連携協議会などとの意見交換や保護者説明会などを行ってまいります。

不登校児童生徒等の支援体制の強化については、不登校児童生徒等の様々な状況やニーズなどに対応するため、教育支援センターの利用や校内教育支援センターの受入体制の工夫など、児童生徒への多様で適切、効果的な教育や相談の機会の確保に努めてまいります。

国際理解教育の推進については、外国語活動・外国語の授業において、1人1台端末とデジタル教科書を効果的に活用し、発音や英会話のやり取りのモデルを示すなど、言語活動の充実を図ってまいります。

また、小学校では1名増となった外国語専科教員2名やALT4名を、中学校ではAI英語学習

アプリを有効に活用し、英語教育を推進してまいります。

部活動改革の推進については、本年9月から休日における運動部活動を地域クラブ活動として、地域で実施してまいります。

また、部活動の地域展開を推進するため、地域クラブが主体的で継続的な活動が促進されるよう支援を行うとともに、文化芸術部活動の地域展開の進め方の協議を深めてまいります。

第四に、安全安心な教育環境の整備について申し上げます。

学校施設の整備については、名寄中学校の校舎の改築工事などを実施し、名寄東中学校は旧名寄産業高等学校光凌キャンパスの活用に向けて外構工事を実施し、それぞれ本年8月から新校舎などの使用を開始してまいります。

危機管理体制の確立については、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校施設及び設備の安全点検や対策を強化するとともに、関係機関と連携し、安全確保に向けた取組を徹底してまいります。

次に、令和8年度の社会教育における重点施策について申し上げます。

令和7年度は、生涯学習課と風連生涯学習担当を新たに「社会教育課」に組織再編し、機能強化に努めるほか、特につながることをキーワードとして、社会教育施設が連携・協働し、様々な学びの機会や文化芸術に触れる機会を提供してまいりました。

令和8年度は、引き続き市民一人一人が、ウェルビーイングを実感でき、将来にわたって住み続けられる「ひとづくり、つながりづくり、地域づくり」に向けた取組をさらに推進し、急速に変化する社会環境の中で、個人の成長と地域コミュニティを支える基盤として、成果を出せる社会教育活動を展開できるよう、4つの重点的な取組を進めてまいります。

まず、第一に、生涯学習社会の形成について申

し上げます。

生涯学習活動の推進と学習への支援については、社会教育を基盤とする学びを通じ、すべての市民が生涯にわたって主体的に学習し、充実した人生を送ることができるよう、共生社会における生涯学習推進体制の一層の整備に努めてまいります。

社会教育施設の機能強化については、風連公民館の事務機能を風連庁舎へ移転し、風連地区における社会教育の業務の効率化などを図るほか、図書館では大学図書館や学校図書館との連携を図り、市民の皆様の読書活動の推進に努めてまいります。

また、北国博物館は開館から30周年を迎えることから、他の社会教育施設と連携し、記念事業を実施してまいります。

さらに、天文台では移動天文台車を更新し、誰もが天文の魅力に触れる機会をつくってまいります。

第二に、家庭教育の推進について申し上げます。

家庭と地域の教育力の向上については、家庭における教育力を向上させるため、健康福祉部などと連携し、子育て中の家庭同士の交流を図るなど、家庭教育支援事業の充実に努めてまいります。

また、家庭教育や子育てに関する学習・相談機会が気軽に得られるよう、情報提供や相談窓口の周知に努めてまいります。

第三に、青少年の健全育成について申し上げます。

青少年健全育成の推進については、青少年の自己肯定感や社会性の育成に資する体験活動などの充実に努めてまいります。

また、名寄市子ども会育成連合会が今後の組織や活動の在り方について検討することとしていることから、次年度以降の青少年の体験・交流活動の実施体制などについて協議してまいります。

子育て支援の推進については、放課後子ども教室の開催場所を学校とするなど、より参加しやすい環境づくりに努めるほか、放課後子ども教室の今後の在り方について検討を進めてまいります。

第四に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

文化芸術の振興については、名寄市文化芸術振興条例の施行やE N－R A Yホールの開館から10年以上が経過したため、名寄市文化芸術審議会を開催し、これまでの施策の検証や今後の基本的な方向性などについて検討を進めてまいります。

歴史や文化財の継承については、北国博物館を核として地域の歴史や文化の普及活動に努めるとともに、地域の宝である文化財の保護と伝承活動の支援に努めてまいります。

以上、令和8年度の教育行政執行方針について申し上げます。

令和8年度、名寄市教育委員会は、「キラキラ☆いきいき☆まなびらんど※なよろ」のスローガンのもと、市民の皆様が主体的・積極的に学び、すべての人が幸せや生きがい（ウェルビーイング）を感じることができるよう、真心と熱意をもって創意工夫して各種施策に取り組み、名寄市総合計画（第2次）を締めくくってまいりたいと考えております。

市議会議員の皆様並びに市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 以上で令和8年度市政執行方針・教育行政執行方針を終わります。

○議長（山田典幸議員） 日程第4 議案第1号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、私の選挙公約である市長の給料月額20％カットを実現するため、私の在職期間中に限り給与月額を減額いたしたく、本条例を制定しようとするものであります。

なお、名寄市特別職報酬等審議会からは、5月21日付で私の意向を尊重するとの答申をいただいております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第5 議案第2号 名寄市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市立学校設置条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市立名寄東中学校の移転に伴う位置の変更をするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第6 議案第3号 名寄市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市公共下水道事業計画の全体計画及び事業計画の変更について北海道知事の認可を受けたことに伴い、計画人口を変更するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第7 議案第4号 工事請負契約の変更について、議案第5号 工事請負契約の変更について、議案第6号 工事請負契約の変更について、議案第7号 工事請負契約の変更について、以上4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号から議案第7号までの工事請負契約の変更について、一括して提案の理由を申し上げます。

令和6年9月2日の第3回市議会定例会で議決をいただきました名寄中学校改築工事は、専門分野別の6工種に分割施工をした事業であり、総事業費は39億8,423万3,000円となっております。本件は、このうち建築主体工事1工区のほか3工事につきまして施工段階において現場状況の精査や設計内容、施工方法の見直しに伴い設計数量に増減が生じたことから、請負契約金額を変更しようとするものでございます。

まず、議案第4号の建築主体工事1工区につきましては、大野組・荒井・坂下特定建設工事共同企業体と契約金額13億350万円で契約をしてございますが、これに5,539万6,000円を増額をし、13億5,889万6,000円で変更契約を締結しようとするものでございます。

次に、議案第5号の建築主体工事2工区につきましては、大野土建・橋本川島・高橋組特定建設工事共同企業体と契約金額14億9,930万円で契約してございますが、これを1,256万2,000円減額をし、14億8,673万8,000円で変更契約を締結しようとするものでございます。

次に、議案第6号の弱電設備工事につきまして

は、末廣屋・東洋社特定建設工事共同企業体と契約金額3億6,080万円で契約をしてございますが、これに410万3,000円を増額をし、3億6,490万3,000円に変更契約を締結しようとするものでございます。

次に、議案第7号の空調換気設備工事につきましては、扶桑・日進・大洋特定建設工事共同企業体と契約金額3億5,368万3,000円で契約をしてございますが、これに3,065万7,000円を増額をし、3億8,434万円で変更契約を締結しようとするものでございます。

以上、4件の変更額は7,759万4,000円の増額となり、変更契約を要しない契約を含めた総事業費は40億6,182万7,000円となるものでございます。

それぞれ名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、議案第4号外3件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより議案第4号外3件の一括採決を行います。

議案第4号外3件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号外3件は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第8 議案第8号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和7年度名寄市一般会計補正予算に係る専決処分でございます。歳入歳出それぞれ1億5,525万8,000円を減額をし、予算総額を306億2,881万5,000円にしたものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして1項8目企画振興費、基金積立金1億2,947万7,000円の追加は、ふるさと納税寄附金と企業版ふるさと納税寄附金を寄附者の意向に沿って活用するため、それぞれ地域振興基金積立金に1億1,758万5,000円、企業版ふるさと納税基金に1,190万7,000円を積み立てたことなどによるものでございます。

8款土木費におきまして市道除雪・排雪対策事業費4,897万3,000円の減額は、事業費の確定に伴い市道除雪業務委託料などを減額したものでございます。

10款教育費におきまして中学校施設等整備事業費8,074万円の減額は、名寄中学校及び名寄東中学校の整備事業費の確定に伴い減額したものであり、このほか各款において見込まれる事業の不用額を減額したものでございます。

次に、歳入について申し上げます。1款市税7,813万9,000円の追加は、徴収状況を勘案し予算を追加したものでございます。

12款地方交付税2億7,889万8,000円の追加は、特別交付税の交付額の確定に伴い追加したものでございます。

次に、第2表、繰越明許費につきましては、年

度内に完了しない物価高対応子育て応援手当給付事業、地域農業構造転換支援事業、物価高騰対策くらし応援重点支援事業を追加したものでございます。

第3表、地方債補正につきましては、廃棄物中間処理施設整備事業ほか計11事業について限度額を変更したものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は承認することに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第9 議案第9号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和7年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算に係る専決処分でございます。保険

事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、予算総額を25億6,770万円にしたものでございます。

補正の内容につきましては、利子収入の増に伴い、利子分を基金積立金として積み立てたものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は承認することに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第10 議案第10号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和7年度介護保険特別会計補正予算に係る専決処分でございます。保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ8,865万1,0

00円を追加し、予算総額を29億5,994万6,000円にしたものであり、介護サービス事業勘定・風連におきましては予算総額の変更を伴わない歳入予算の調整を行ったものでございます。

補正の主なものを保険事業勘定の歳出から申し上げます。6款諸支出金におきまして一般会計繰出金8,864万9,000円の追加は、地域支援事業の確定に伴い、一般会計繰出金として追加したものでございます。

次に、歳入について申し上げます。4款国庫支出金、調整交付金、地域支援事業交付金6,045万4,000円、6款道支出金、地域支援事業交付金2,819万5,000円の追加は、地域支援事業の事業費確定により追加交付分を追加したものでございます。

次に、サービス事業勘定・風連では、起債対象事業費確定に伴い、一般会計繰入金と市債におきまして歳入予算の調整を図ったものでございます。

次に、第2表、地方債補正につきましては、介護施設整備事業について限度額を変更したものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は承認することに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第11 議案第11号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和7年度食肉センター事業特別会計補正予算に係る専決処分でございます。予算総額の変更を伴わない歳入予算の調整を行ったものでございます。

補正の内容につきましては、起債対象事業費確定に伴い、一般会計繰入金と市債におきまして歳入予算の調整を行ったものでございます。

次に、第2表、地方債補正につきましては、食肉センター整備事業につきまして限度額を変更したものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は承認することに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第12 議案第12号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和7年度名寄市立大学特別会計補正予算に係る専決処分でございます。歳入歳出それぞれ204万4,000円を減額をし、予算総額19億4,167万8,000円にしたものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款教育費におきまして基金積立金901万6,000円の追加は、いただいた寄附金を後年度の事業に活用するため、寄附者の意向に沿った基金へ積み立てたものでございます。

このほか1款教育費において見込まれる各事業の不用額を減額したものでございます。

次に、歳入について申し上げます。2款使用料及び手数料におきまして授業料の確定に伴い過年度分合わせて360万5,000円を追加し、入学料の確定に伴い入学検定料と合わせて1,533万1,000円を減額したものでございます。

6款繰入金におきまして各事業費の確定に伴い一般会計繰入金を増額をし、収支の調整を図ったものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は承認することに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第13 議案第13号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和7年度名寄市病院事業会計補正予算に係る専決処分でございます。今回の補正は、年度末において想定を上回る事業量の増加があり、入院収益及び外来収益が増加したことに伴い、給与費や診療に必要な材料費の予算について不足が生じることとなったことによる必要な調整を行ったものでございます。

補正の内容について申し上げます。1款病院事業収益では、医業収益におきまして一般科及び精神科の入院患者数の増に伴う入院収益の増などで2億4,239万8,000円を追加し、病院事業収益の総額を102億3,869万4,000円にしたものでございます。

2款病院事業費用では、医業費用におきまして

業務量の追加に伴い給与費で1,179万9,000円、材料費で6,681万6,000円を追加し、病院事業費用の総額を113億3,299万1,000円にしたものでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第13号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は承認することに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第14 議案第14号 令和8年度名寄市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 令和8年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、市長選挙のため当初予算に計上できなかった政策的経費と各款にわたる臨時的経費を補正しようとするものでございまして、歳入歳出それぞれ6,326万4,000円を追加をし、予算総額を281億6,524万5,000

円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきましてスポーツ国際交流員事業費766万5,000円の追加は、スポーツ国際交流員をモデル的に配置をして、スポーツを通じたグローバルな人材育成や地域指導者の指導力向上を図ろうとするものでございます。

10款教育費におきまして地域おこし協力隊事業費288万2,000円の追加は、ALT1名の任用期間満了に伴い地域おこし協力隊を任用し、外国語教育及び国際理解教育のより一層の充実を目指すものでございます。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の追加に伴う特定財源を計上したほか、収支の調整を財政調整基金繰入金で実施しようとするものでございます。

次に、第2表、地方債補正では、名寄東中学校整備事業の限度額を変更しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

議案第14号は、質疑から採決までの議事を6月17日に延期したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は質疑から採決までの議事を6月17日に延期することに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第15 議案第15号 令和8年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 令和8年

度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定において歳入歳出それぞれ1,425万7,000円を追加し、予算総額を24億4,267万円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。3款国民健康保険事業費納付金におきまして子ども・子育て支援金分1,425万7,000円の追加は、子ども・子育て支援納付金課税分の新設に伴い追加をしようとするものであり、財源につきましては国民健康保険税、一般会計繰入金にて予算計上をしてございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

議案第15号は、質疑から採決までの議事を6月17日に延期したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は質疑から採決までの議事を6月17日に延期することに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第16 議案第16号 令和8年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 令和8年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,812万1,000円を追加し、予算総額を8,401万9,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。1款衛生

費におきまして食肉センター管理費2,812万1,000円の追加は、衛生管理に配慮した施設運営を行うために必要な工事を行うものであり、財源につきましては食肉センター整備事業債、一般会計繰入金にて予算を計上しております。

次に、第2表、地方債補正では、食肉センター整備事業を追加しようとするものです。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

議案第16号は、質疑から採決までの議事を6月17日に延期したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は質疑から採決までの議事を6月17日に延期することに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第17 議案第17号 令和8年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第17号 令和8年度名寄市立大学特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,082万2,000円を追加し、予算総額を20億9,540万9,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。1款教育費におきまして大学院設置事業費1,082万2,000円の追加は、大学院の開設に向けて必要な設置認可申請業務に係る委託料について追加をしようとするものであり、財源につきましては名寄市立大学振興基金繰入金にて予算を計上してござ

います。

以上、補正の概要について申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

議案第17号は、質疑から採決までの議事を6月17日に延期したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は質疑から採決までの議事を6月17日に延期することに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第18 議案第18号 令和8年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第18号 令和8年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、名寄東病院において再整備に伴う実施設計を行うために必要な補正を行おうとするものでございます。

補正の内容について申し上げます。3款資本的収入におきまして1項企業債で施設整備事業の企業債として1,100万円増額をし、資本的収入の総額を5億3,068万8,000円とし、4款資本的支出、1項建設改良費におきまして名寄東病院再整備実施設計委託料として改築費で1,100万円を増額し、資本的支出の総額を9億2,187万7,000円にしようとするものでございます。

なお、資本的収支の不足分につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し

上げます。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

議案第18号は、質疑から採決までの議事を6月17日に延期したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は質疑から採決までの議事を6月17日に延期することに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第19 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、令和8年2月19日午前9時2分頃、デイサービス利用者宅において健康福祉部所管の送迎バスが利用者迎え時に道路から敷地内に進入をした際、下り勾配の路面が凍結をしていたため車体が制御を失い、バスの前方から利用者宅倉庫に衝突をし、外壁が破損したものでございます。過失割合が本市が100%、相手方への損害賠償として23万8,700円を負担することで示談が成立をし、和解したところでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

報告第1号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第20 報告第2号 令和7年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号、令和7年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御報告を申し上げます。

一般会計予算繰越明許費繰越計算書は、出納閉鎖に当たり、令和7年度に完了しない議会運営事業費のほか計8事業を翌年度に繰越するためのものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第21 報告第3号 令和7年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第3号 令和7年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告について申し上げます。

本件は、資本的支出の備品購入費で名寄東病院における電子カルテ・医事システム導入に当たり年度内の納入が困難なため、予算の繰越しを行ったものでございます。

令和7年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書は、事業年度終了に当たり、これを翌年度に繰越したものであり、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し

上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第3号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第22 報告第4号 債権放棄の状況報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第4号 債権放棄の状況報告について申し上げます。

本件は、名寄市債権管理条例第18条の規定に基づき令和7年度において放棄をした教育委員会、病院事業及び水道事業に係る債権の放棄について報告するものでございます。

まず、教育委員会におきましては消滅時効の理由により回収見込みのない放課後児童クラブ使用料について148件、43万3,980円を放棄したものでございます。

次に、病院事業におきましては患者の破産等の理由により回収見込みのない入院診療費について6件、21万3,593円を放棄したものでございます。

次に、水道事業におきましては消滅時効等の理由により回収見込みのない水道料金について46件、19万4,540円を放棄したものでございます。

以上、名寄市債権管理条例第19条の規定により御報告申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

報告第4号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第23 報告第5号 公害の現況に関する報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第5号 公害の現況に関する報告について申し上げます。

令和7年度につきましては、関係機関の御理解と御協力をいただき、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の5項目を中心に、調査、監視等を行ってまいりました。

初めに、大気汚染に関しては、炭化センターにおいてダイオキシン調査を年2回実施をされており、排出基準を大きく下回る結果となっております。

次に、水質汚濁に関しては、名寄川の水質調査を実施をいたしました。環境基準値を超える項目はございませんでした。また、ゴルフ場の農業使用につきましては、関係する環境保全指導要綱に基づく水質分析調査を11月に実施をし、指導指針値以下であることを確認しております。

次に、騒音、振動、悪臭についてですが、公害となる苦情等はございませんでした。

その他、地球温暖化対策といたしましては、第4次名寄市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）及び名寄市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき二酸化炭素排出量削減に向けた各種取組を進めております。

以上、公害の現状について申し上げましたが、今後とも公害対策では継続した調査、監視等を行い、市民の健康と生活環境の保全に努めてまいります。

なお、詳細な内容につきましては、さきにお届けしてございます公害の現状と対策を御高覧いただきたいと思います。

以上、名寄市公害防止条例第4条第2項の規定

に基づき御報告させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第5号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第24 報告第6号 株式会社名寄振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第6号 株式会社名寄振興公社の経営状況について御報告を申し上げます。

令和7年度第54期の経営状況につきましては、5月26日の株主総会で報告を受けたところでございます。公社の第54期の決算内容につきましては、お手元の事業報告書に記載のとおりで、営業損益では799万893円の損失、経常損益では828万962円の損失となりました。これに特別損失3円を加えた税引き前当期損失は828万965円で、最終的な税引き後当期純損失としては851万965円の赤字決算となりました。

令和8年度につきましても令和元年11月に策定をした経営改善計画の着実な実行を引き続き指導してまいります。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 以上で報告第6号の報告を終わります。

報告第6号については、本日の会議終了後に議員協議会を開催し、質疑を行います。

○議長（山田典幸議員） 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題

といたします。

散会 午前11時49分

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案の理由を申し上げます。

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

人権擁護委員法の規定により、本市では8人の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりますが、令和8年9月30日付で長谷川良雄氏及び上口里美氏が任期満了となります。

議 長 山 田 典 幸

本件は、長谷川氏を再度候補者として、宗万広美氏を新たな候補者として推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

署名議員 中 畠 孝 幸

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

署名議員 谷 聡

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日6月3日から6月14日までの12日間を休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、明日6月3日から6月14日までの12日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

令和8年第2回名寄市議会定例会会議録

開議 令和8年6月15日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 代表質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 代表質問

1. 出席議員（16名）

議 長	16番	山 田 典 幸	議 員
副議長	2番	倉 澤 宏	議 員
	1番	中 畠 孝 幸	議 員
	3番	山 崎 真 由 美	議 員
	4番	近 藤 友 美	議 員
	5番	水 間 健 詞	議 員
	6番	谷 聡	議 員
	7番	今 村 芳 彦	議 員
	8番	川 村 幸 栄	議 員
	9番	佐 藤 靖	議 員
	10番	高 橋 伸 典	議 員
	11番	高 野 美 枝 子	議 員
	12番	清 水 一 夫	議 員
	13番	遠 藤 隆 男	議 員
	14番	東 川 孝 義	議 員
	15番	東 千 春	議 員

1. 説明員

市 長	加 藤 剛 士 君
副 市 長	橋 本 正 道 君
教 育 長	岸 小 夜 子 君
総 務 部 長	木 村 睦 君
総合政策部長	石 橋 毅 君
市 民 部 長	東 則 良 君
健康福祉部長	松 田 慎 司 君
経 済 部 長	山 田 裕 治 君
建設水道部長	東 聡 男 君
教 育 部 長	伊 藤 慈 生 君
市立総合病院長	佐々木 紀 幸 君
市 務 部 長	
市 立 大 学 長	水 間 剛 君
市 務 局 長	
総合政策室長	櫻 田 孝 臣 君
こども・高齢者支援室長	倉 澤 富 美 子 君
上下水道室長	佐 藤 美 香 君
会 計 室 長	山 岸 克 利 君
監 査 委 員	久 保 敏 君

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長	紀 國 谷 康 子
書 記	石 橋 恵 美
書 記	及 川 洋 人
書 記	川 名 桃 代

○議長（山田典幸議員） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 山崎 真由美 議員

5番 水間 健詞 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより代表質問を行います。

5期目に臨む基本姿勢について外2件を、東川孝義議員。

○14番（東川孝義議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告に従い、市政クラブを代表いたしまして順次質問してまいります。

初めに、加藤市長におかれましては、5期目の就任おめでとうございます。改めてお祝いを申し上げますとともに、民間出身としての視点でこれまで培ってきた人脈を生かし、市政を着実に前へ進めていただくよう御期待を申し上げます。

大項目の1番目、市長の5期目に臨む基本姿勢について、小項目の1点目、人づくり、人への投資についての考え方で、教育と人づくりこそが持続可能なまちづくりの根幹であると述べられております。組織の人づくりとは、単にスキルを教えて即戦力にすることではなく、組織の目的を理解し、自分で行動し、周囲と協働できる人を長期的に育てていくものであると考えます。人づくりと組織づくりは表裏一体であり、組織づくりは役割、体制、ルールを整えることで、人づくりは其中で動く人の考え方や力を育てることであると思います。

そこで、組織の仕組みを整えながら、それに合

った人の育て方を設計していくことが重要だと思いますが、今後の人づくり、人への投資についての考え方について伺います。

次に、小項目の2点目、名寄市の強みを生かした産業と仕事の創出について。名寄市の強みは、雪質日本一を掲げるピヤシリスクー場、天塩川と名寄川に挟まれた名寄盆地にあり、豊かな水と土壌を生かした農業が基幹産業であり、日本有数のモチ米の産地で、アスパラやスイートコーンなども全国的に評価をされております。また、北海道北部の内陸にあり、南北と東西の交通が交わる位置にあるため、昔から交通の要衝とも言われております。交通の要衝とは、単に重要な場所というより拠点あるいはハブとして機能する重要な地点の意味合いもあります。また、一方では人口減少と高齢化社会は顕在化しており、雇用の場の創出、いわゆる働きたい人が働ける場所や仕事そのものを新しく生み出すことが重要であると考えます。生活の安定や地域経済の元気を取り戻すために名寄市の強みを生かした産業と仕事の創出において、重点的に取り組む施策について伺います。

次に、小項目の3点目、徹底した行財政改革による財政基盤の強化について。徹底した行財政改革による財政基盤の強化に向けては、多くの視点で課題を取り上げております。その中で公共施設の使用料、手数料及び委託料、各種団体への負担金、補助金の見直しで受益と負担の適正化、また市職員の定数や人材育成計画も見直し、持続可能で機能的な組織体制を構築されていくと述べられております。この取組の背景には、公共施設の老朽化に加えて、名寄市総合計画（第2次）における財政調整基金、減債基金の残高が計画を下回っていることなども要因として考えられます。人口減少と相まって行財政も非常に厳しいことから、課題対応に向けて切り込む部分はしっかりとメスを入れていかなければならないことは理解しますが、削るだけではなく、市民に理解を求められる課題を希望に変えていく考え方について伺います。

次に、大項目の2番目、名寄市における各種課題への対応について、小項目の1点目、名寄まちなか未来宣言の具現化に向けて。株式会社まちづくり名寄が策定した名寄市まちなかランドデザインを参考に名寄市まちなか再生・活性化プロジェクト、名寄市まちなか未来宣言のコンセプトが5月に発表されました。この素案は、名寄まちなかランドデザインのイメージを共有して、これに市民から集めた中心市街地に対する意見などを参考に将来イメージと方向性の実現に向けた考え方が盛り込まれております。具体的な取組方針として、多文化、多世代の拠点づくり、消費経済活性化によるにぎわい創出、ウェルビーイング、心身の健康と幸福の実現が掲げられております。また、この宣言は全市民が関わる町なかの再生、活性化プロジェクトとしており、素案は完成した計画ではなく、新しい町なかの未来を市民の皆様と一緒に考えていくための提案であり、今後は株式会社まちづくり名寄と連携して進めていくとされております。

そこで、今回の名寄まちなか未来宣言の取組狙いと名寄市と株式会社まちづくり名寄との推進体制と役割の考え方について伺います。

次に、小項目の2点目、公共施設等再配置の見直しについて。名寄市公共施設等総合管理計画の計画期間は平成28年度から令和17年度までの20年間と定め、公共施設の総延べ床面積は人口減少や人口構造の変化を見据え、13%縮減とする基本的な考え方は継続されているのか伺います。

また、名寄市公共施設等再配置計画における令和4年から令和8年度のフェーズ1における想定施設はどのような状況になっているのか、加えてフェーズ2及びフェーズ3の期間は当初計画どおり進めていくのか伺います。

次に、小項目の3点目、物流拠点化構想の具現化に向けて。名寄市物流拠点化構想について、昨年の8月に北・北海道物流拠点検討協議会が設立され、協議が進められてきたと認識をしております。

協議会設立までの取組として、名寄市と北海道開発局と連携しながら共同輸送、中継輸送の実装、圏域物流勉強会、地域連携モダリティシフト促進等を実施してきたと理解をしております。その中で、昨年5月31日に開催されました北・北海道物流拠点構想の実現に向けた講演会では、国土交通省の局長による2024年問題と物流拠点についての講演、その後北・北海道地域における物流拠点の重要性についてのパネルディスカッションを含めて、北海道縦貫自動車道の名寄インターチェンジ周辺の物流、防災拠点構想の実現に向けて機運が高まったと感じております。その後、今年5月に第5回目の北・北海道物流拠点検討協議会が開催をされておりますが、協議会における議論経過と今後物流拠点化構想の具現化に向けてどのような取組を進めていかれるのか伺います。

次に、小項目の4点目、第1次名寄市スポーツ推進計画の実践に向けて。第1次名寄市スポーツ推進計画が策定をされ、策定に向けては市民アンケート結果も参考に目標に向けては3点の基本目標が明示されております。基本目標1はライフステージに応じた運動、スポーツの推進、基本目標2はスポーツによるアクティブなまちづくりの推進、基本目標3は誰もが気軽に親しむことができるスポーツ環境の充実であります。それぞれの施策展開に向けて現状と課題も整理されておりますが、計画の具体的な推進に向けては昨年設立されたNスポーツコミッションなよろとの連携、協力体制が重要になると考えますが、推進体制の基本的な考え方について伺います。

次に、小項目の5点目、ドローンの活用戦略に向けて。人口減少が進む中、働き手を担う生産年齢人口も減少し、各産業において人手不足が深刻な状況にあります。このような状況下で、名寄市においても外国人材が活用されておりますが、受入れ拡大には多くの課題があるのも現実であります。現在は、人手不足解消と作業の軽減を図るべく、農業分野をはじめとして災害対策並びにイ

ンフラ点検にドローンが使用されております。名寄市として人手不足の解消、獣害、熊対策などドローンを導入することで行政上の効果、市民生活への貢献が図られると思いますが、考え方について伺います。

次に、大項目の3番目、教育行政について、小項目の1点目、新年度の教育行政重点施策について。令和8年度の教育行政執行方針における学校教育の重点施策について伺います。1つ目に、生きる力を育てる教育の推進において、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を掲げています。変化の激しい時代において子供たちが自ら問いを見つけ、学びを得るためには、教育長は本市の教育現場でこれらをどのように具現化をし、子供たちのどのような姿、ウェルビーイングを目指していくのか伺います。

2つ目に、インクルーシブ教育システムの構築ですが、本市ではこれまでも障がいのある、なしにかかわらず、児童生徒が共に学ぶ環境づくりを進めてこられましたが、これまでの取組の成果を教育長はどのように評価をされていますか。また、令和8年度はより一層障壁を取り除き、一人一人の学びを保障するためにどのような視点を持って取り組まれるのか伺います。

次に、小項目の2点目、NAYOROスタイル部活動改革事業推進に向けて。令和8年9月からいよいよ休日における運動部部活動の地域展開が本格的に実施をされます。これまでの部活動改革推進協議会での多岐にわたる検討の積み重ねに対し敬意を表します。部活動の地域展開は、単なる実施主体の変更ではなく、学校から地域へと子供の学びと育ちの場を広げ、社会全体で未来を担う子供たちを支える大きな転換期と捉えております。この改革を推進するに当たり、教育長は地域展開後の子供たちを取り巻く環境をどのように変革し、どのような形で心身の成長に寄与させたいのか、考え方を伺います。

次に、小項目の3点目、名寄市教育改善プロジ

ェクトの推進に向けて。名寄市教育改善プロジェクトは、複雑な教育課題に対し本市の教育の質を保証するエンジンであると認識をしております。これまでスクールリーダーの育成やICTの活用などを推進してきましたが、この取組を経て現場の教職員の意識向上や子供の学びにはどのような変化が生まれたのでしょうか。また、教育のさらなる向上に向けて本プロジェクトの今後の展望について伺います。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。東川議員から大項目3点にわたり御質問いただきました。大項目1、2は私から、大項目3については教育長からの答弁とさせていただきます。

大項目1、5期目に臨む基本姿勢について、小項目1、人づくり、人への投資についてお答えをいたします。5期目の所信表明でも述べましたとおり、地域の特色を生かした教育やスポーツ活動など、これまで取り組んできた国際交流や英語教育を強化するとともに、名寄市立大学やNスポーツコミッションなよろの組織基盤を有機的に結びつけ、ここで学びたい、ここで子供を育てたいと選ばれるまちを目指していきたいと考えております。具体的には、質の高い子育て、教育環境への投資として多様な言語や文化、スポーツや運動に触れ合う機会の創出、小中学校では英語教育等を通じた他国の言語や文化に触れ合う機会の拡充、さらに地元高校と市立大学が地域と連携をした魅力ある環境の中で専門性を身につけ、自分の可能性を最大限に引き出せる環境の充実に取り組み、ここで学んだ子供たちが将来的にこのまちに残り、あるいは戻ってきて働き、若者世代が地域社会の担い手として活躍をする循環を創出をしていきたいと考えております。人への投資が充実をしているまちは、結果として多くの人々に選ばれることにより活力が生まれ、次代を担う子供たち一人一人がこの地に誇りを持ち、持続的なまちづくりの

根幹をつくることを強く認識をしております。教育と人づくりこそが未来への投資であると捉えており、本市の優先事業として取り組んでまいります。

小項目2、名寄市の強みを生かした産業と仕事の創出についてお答えをいたします。本市の強みを生かした産業の創出は、地域の魅力を高める付加価値により外から資金を呼び込むことによる地場企業の経営安定、域内循環の活性化を目指すことが可能となります。また、地域の固有財産を基盤とした産業は、中長期にわたる安定した雇用を地域内にもたらし、若年層や女性層の多様な就業ニーズに応えることができ、地域の活性化にとって重要な施策であります。本市における強みは、1つ目には基幹産業である農業であり、国内有数の産地であるモチ米、寒暖差がもたらす高品質なスイートコーンやグリーンアスパラ、そして国産のニーズが高まりを見せる薬用作物など様々な農作物の生産が本市の特徴と言えます。2つ目として、東西南北が交わる交通の要衝としての立地的な強みも地域資源として高い価値があると考えております。これら本市における強みや地域資源を改めて認識をし、効果的な情報発信に取り組むとともに、広域的な物流網の効率化に向けた検討を進めていく中で、企業誘致に向けた支援施策を併せて新たな産業創出を目指してまいります。

小項目3、徹底した行財政改革による財政基盤の強化について申し上げます。本市の行財政改革につきましては、第2次名寄市行財政改革推進基本計画（後期実施計画）に基づき現在事業を推進しております。しかしながら、人口減少に伴う市税収入の縮小や少子高齢化社会の進展による社会保障関連経費の増加、さらには公共施設等の老朽化対策などにより今後の財政支出の増加が見込まれております。そのため、より効果的な事業選択と効率的な財政運営に取り組むことが急務となっております。こうした状況の中、令和7年度は本気の行財政改革を推進するため人材育成改革、財

政改革、事業選択改革による選択と集中の実質化を掲げ、令和8年度予算一般財源ベースで5億円の削減を目標に取り組んでまいりました。各部において目標を定め、ゼロベースで事業を見直した結果、目標である5億円の削減は達成したものの、人件費、社会保障費、公債費などは依然として増加傾向にあり、本市の財政状況は引き続き厳しい局面でございます。したがって、持続可能なまちづくりを推進するためには、これまでの課題を的確に捉え、さらなる財政基盤の強化に取り組む必要があります。そのため、今年度においては補助金、負担金のガイドラインを策定し、一定の基準を設けるとともに、人件費や物価高騰による施設の維持管理経費及び老朽化による修繕費用の増加に対応するため、公共施設の使用料についても見直しの検討を開始いたします。

さらには、職員定数の適正化も検討すべき課題と捉えております。適正な人員配置を行うには真に必要とされる業務への選択と集中が不可欠であり、まずはデジタル技術の活用を踏まえた業務の効率化を図ってまいります。また、多様化、複雑化する市民ニーズに的確に対応するためには職員の能力向上は不可欠であることから、現在これからの時代に即した名寄市人材育成・確保基本方針の策定に向け、議論を重ねているところでございます。

将来世代に過大な負担を残さずに、限られた財源を効果的に活用するためには事業の選択と集中を行い、将来を見据えた持続可能で健全な財政運営に努めることが重要であり、これら行財政改革の推進は大変重要な取組であると考えております。こうした様々な行財政改革の取組により効率的で質の高い行政運営を進めていくことで市民の皆様へのニーズを的確に捉え、市民一人一人がウェルビーイングを実感し、将来にわたって住み続けられるまちづくりの実現に向け、しっかりと取り組んでまいります。

大項目2、名寄市における各種課題への対応に

ついて、小項目1、名寄まちなか未来宣言の具現化に向けてについてお答えをいたします。西3条南6丁目を核とした町なかは、古くから市民の暮らしを支えてきた重要な場所でございますが、近年の人口減少や社会環境の変化に伴い、来街者の減少、空き店舗の増加、建物の老朽化が進行し、活力の低下が大きな課題となっております。町なかのにぎわいが失われれば、消費活動のみならず、人と人との交流や文化活動そのものが衰退するという危機感の下、町なか再生は今こそ取り組むべき重要課題と認識をしております。一方で、町なか周辺には駅、病院、商業施設等の都市機能が集積をし、老舗から新規店まで熱意のある商いの担い手、介護、飲食、物流など地域経済を支える外国人材の方々など、未来をつくる資源が豊富にございます。本年4月に株式会社まちづくり名寄が策定をした名寄市まちなかグランドデザインに基づき、現にここにあるヒト・モノ・コトを出発点として次の一手を考えていくフォアキャスティングの視点を取り入れた名寄まちなか未来宣言をまちづくりのアプローチとして展開をしております。本宣言は、行政が一方的に決めた完成形の計画ではなく、市民の皆様と共に未来を描くための出発点として位置づけており、市民ワークショップやアンケートで寄せられた声を踏まえ、3つの取組方針を掲げているところでございます。第1に、多文化、多世代交流の拠点づくりでは、図書館機能などを有する複合施設の検討や若者のまちなか居住支援を通じ、家庭でも職場でもない市民の皆様にとって心地よい第3の居場所、サードスペースを創出してまいります。第2に、消費経済活性化によるにぎわい創出では、創業支援、空き店舗を活用したチャレンジショップ、地域通貨Yorocaの活用により気軽に商いに挑戦ができ、消費が地域内で循環するまちを目指してまいります。第3に、ウェルビーイングの実現では、市民のサークル活動やまちづくり有志団体の活動を後押しをし、住んでよかったと心から思える心の豊

かさを育ててまいります。

本市とまちづくり会社との推進体制と役割については、両者が両輪となる共創の仕組みの構築を目指し、行政は予算の確保や規制緩和、公共施設の再配置など市民の皆様が活躍しやすい舞台をつくる役割を、まちづくり会社にはネットワークの構築、民間コーディネート、実証事業の事務局として町なかで活動するプレーヤーを支援する役割を担い、市民一人一人の思いと行動を最大の推進力とし、持続可能なまちづくりを推進してまいります。

小項目2、公共施設等再配置の見直しについてお答えをいたします。名寄市公共施設等総合管理計画は、計画期間を20年間とし、公共施設の総延べ床面積13%縮減を目標に掲げ、中長期的な視点から更新、統廃合、長寿命化など計画的かつ効率的に実施をするため平成28年に策定をしたものでございます。13%縮減の基本的な考え方は現在も継続しておりますが、本計画は財政状況や環境の変化に応じて適宜見直しを行うこととしております。現在公共施設等総合管理計画については、改定の議論も開始をしたところでございます。用途を廃止をした普通財産の考え方や各個別施設の在り方の検討を進めていく中で、施設縮減の目標についても整理をしていきたいと考えております。

次に、再配置計画フェーズ1の進捗状況について、フェーズ1期間内におきましては中心市街地のコンパクト化に向けたコアの形成と市民意識の醸成を図るため、図書館や児童センターなど対象5施設を主眼にまちのにぎわいの重心となるメインコア並びに住環境整備につながるサブコアの形成について整理するとしておりました。しかしながら、教育環境の確保を最優先とした中学校の改築、改修並びに地域医療体制の持続性を図るための名寄東病院の市街地移転といった課題への対応を優先した結果、当初計画と比較し整備時期に一定のずれが生じている状況にございます。中心市

街地の施設整備につきましては、図書館機能を有する複合施設の候補地について現在株式会社まちづくり名寄が地権者と交渉を進めているところでございまして、その結果を踏まえ整備の決定並びに年次計画について議論を進めてまいります。今後は、名寄まちなか未来宣言の取組方針に基づき中心市街地の活性化とコンパクトなまちづくりを推進してまいります。

最後に、フェーズ2以降の進め方についてでございます。次期総合計画におきまして、未来を見据えた公共施設の適正配置を検討し、市庁舎の在り方も含めた各施設の将来像について議論を深めてまいります。今後25年という長期的視野に立った現実的かつ実効性のある再配置計画を構築し、次期総合計画との整合を図りながら着実に進めるとともに、将来世代に過度な負担を残すことなく、市民の誰もが誇りを持てる持続可能な施設環境の実現に向けて取り組んでまいります。

小項目3、物流拠点化構想の具現化についてお答えいたします。本市は、これまで北海道開発局などと連携をし、共同輸送や中継輸送に関する実証実験、研究会、圏域物流勉強会を重ねてまいりました。これらの取組を通じまして、本市が道北圏域の地理的中心に位置をし、稚内と道央圏の中間にあって、日帰り運行が可能となる中継輸送の成立距離にあること、また北海道縦貫自動車道との接続性に優れていることなど、中継・集約拠点としての高い優位性が改めて確認されたところでございます。こうした成果を踏まえ、昨年5月には名寄商工会議所との共催により講演会を開催し、国土交通省物流・自動車局長による基調講演などを通じて名寄インターチェンジ周辺の物流拠点化構想の必要性を広く発信するとともに、国に対して官民連携による構想の具現化と広域防災拠点化への支援を要望いたしました。また、昨年9月には北・北海道物流拠点検討協議会を設立をし、国の補助事業を活用しながら物流量の分析や事業者ヒアリング、拠点機能や候補地の検討などを進

めてまいりました。一方で、本年5月に開催いたしました第5回会議におきまして、出席された物流・輸送関係者から構想案の具体性や精度に関し厳しい御意見を頂戴したところでございます。これを真摯に受け止め、いただいた御指摘を糧として、より実効性と納得感のある構想案へと磨き上げていきたいと考えております。本構想は、単なる物流の効率化にとどまらず、トラックドライバー不足が深刻化するいわゆる2024年問題への対応はもとより、過疎地域における日々の買物環境の維持、さらには本市の基幹産業である農畜産物の安定的な出荷環境の確保など市民生活と地域産業の双方を支える重要な基盤になるものと認識をしております。

今後の取組についてでございます。現在国土交通省の補助事業に申請をしたところであり、6月下旬に採択の可否について通知を受け取る予定となっております。採択をいただきました際には、実行計画の策定や体制構築を進めてまいります。いずれにいたしましても、これまでの議論や成果を土台として、北北海道における物流拠点の整備に向け国、北海道をはじめとする関係機関、さらには物流事業者や荷主など民間の皆様との連携を一層深め、官民一体となって構想の具現化に全力で取り組んでまいります。

小項目4、第1次名寄市スポーツ推進計画の実践に向けてお答えをいたします。スポーツ推進計画の3つの基本目標達成に向けては、御指摘のとおり昨年設立をされたNスポーツコミッションなよろとの連携、協力が極めて重要であると認識しております。推進体制の基本的な考え方といたしましては、Nスポーツコミッションなよろをはじめとした各関係機関の役割を明確にして、相互に連携を図りながら一体となって取り組んでいく必要があると考えております。Nスポーツコミッションなよろは、スポーツ推進計画を現場レベルで具体化、運営する組織としての役割を担う存在だと考えておりまして、子供から高齢者まで誰もが

楽しめるスポーツプログラムの企画、提供や指導者の発掘、育成等スポーツでつながるまちづくりの中核としての役割を期待しております。そのため、Nスポーツコミッションなよと定期的な協議の場を設け、進捗状況の確認と情報共有を図りながら、計画の具体的な推進に向けて密接に連携して本計画を推進してまいります。

小項目5、ドローンの活用戦略に向けてお答えいたします。現在本市におきましては、熊対策といった特定のニーズに対し最小限の範囲でドローンを活用している段階でございます。本市には、国内最北に位置するドローン資格取得が可能な名寄自動車学園ドローンスクールの存在や名寄高校における先進的な取組、さらには全国大会での優秀な実績など、ドローンに関する技術的、教育的土壌が整っていることは市の大きな特色であると認識しております。こうした独自の強みがある中で、ドローンを活用した行政課題の解決や市民生活への貢献が可能かどうかにつきましては有効性を感じており、今後検討を重ね、安全確保など課題等の整理が必要であると考えております。先ほど申したとおり、ドローン資格取得が可能な環境や地元高校生の活躍など、人材育成の基盤がある名寄市の強みとして、全国の先進事例等も参考としながら、ドローンのオペレーション人材の育成なども含めて取組を研究してまいりたいと考えております。

○議長（山田典幸議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 私からは、大項目3についてお答えいたします。

初めに、大項目3、教育行政について、小項目1、新年度の教育行政重点施策についてお答えをいたします。今日生成AIなどデジタル技術の発展やグローバル化の進展など変化が著しく複雑で、予測困難な社会となっている中、学校教育においては一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変

化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となることができるよう、その資質、能力を育成することが求められております。このような背景を踏まえ、私自身も変化が著しい社会の中で本市の子供たちに社会の中でたくましく自立し、他者と共生できる生きる力を育むことが大切であると考えているところです。このため、子供たちが健康で個性や能力を発揮し、社会の中で他者と協働しながら生きがいを感じて生活できるようにする、言い換えれば身体的、精神的、社会的によい状態であるウェルビーイングを感じられる姿を目指して、学校教育の改善、充実に取り組んでいるところです。こうした考えの下、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実については、議員の御指摘のとおり、子供たちが自ら問いを見つけて学びを得るという、いわゆる子供たちの主体的、対話的で深い学びを実現するため、子供一人一人の興味、関心や学習特性を踏まえて個の資質、能力の向上を図る個別最適な学びと、リアルな人間関係などがある社会の中で生きていくために子供同士や教職員、地域の方々などとの対話等を通じた協働的な学びの双方の関連を図って、子供たちの資質、能力を育んでいくことができるよう学校を支援してまいります。

インクルーシブ教育の構築に向けた取組については、これまで障がいのある児童生徒とない児童生徒が可能な限り同じ場で共に学び、日常的な交流を通じて互いの個性を認め合い、共に育ち合う環境づくりに努めてきており、各学校においては障がいは特別なことではなく、誰もが持つ特性の一つであるとの認識が広がり、互助の精神や多様性を尊重する姿勢、学校文化が育まれてきているように感じております。令和8年度は、より一層障がいのある児童生徒とない児童生徒が共に学ぶ環境の整備や自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる仕組みの整備に取り組んでまいりたいと考えております。インクルーシブ教育の視点からも本

市の学校教育において個別最適な学びと協働的な学びの一体的な取組の充実を図り、誰一人取り残さない教育環境の整備に努めてまいります。

次に、小項目2、NAYOROスタイル部活動改革事業推進に向けてについてお答えいたします。部活動の地域展開は、急速な少子化、人口減少に伴いこれまでのような学校単位の部活動の維持が困難になってきていることを背景に、生徒が将来にわたって継続的にスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会を確保、充実することを目的にスタートいたしました。本市においても名寄らしい部活動の地域展開の姿を模索しながら、Nスポーツコミッションなよろや各競技団体、学校と何度も協議を重ね、今年の9月から地域の競技団体などが受皿となって、地域クラブとして休日の活動を担ってくださる運びとなりました。全国各地の部活動改革の取組においては、中学校の部活動改革を契機として、各地域において少子化、人口減少が進む中で全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境や子供や大人、高齢者、障がい者などが持続的に生涯にわたってスポーツ、文化芸術活動に親しんだり、参加したりする環境の整備の必要性、またスポーツ、文化芸術活動を通じたウェルビーイングの向上や地域社会の維持、活性化にもつなげていくことの必要性などの話も出てきているところです。私自身も、部活動改革の取組を通して本市の子供たちが心身ともに健やかに成長し、可能性を広げていくためには学校以外の場においても子供たちが希望する活動に挑戦できる機会を確保したり、地域全体で子供たちの成長を支えていく活動や仕組みを整えたりする必要があると感じているところです。

このようなことから、現在取り組んでいる部活動の地域移行、地域展開の取組を通してスポーツ、文化芸術関係の市民の皆様をはじめとする多くの市民の皆様と対話を重ねながら、本市の子供たちが地域の様々な方々と関わり合う豊かな体験を積み重ねて視野を広げ、協働する力などが高まる生

きた学びができる環境の整備に関係部署、団体などと連携して取り組んでまいりたいと考えております。そのためにも、まずは9月から始まる休日における運動部活動の地域展開において学校と地域との連携が円滑に行われ、生徒のよりよい成長に資するよう教育委員会として随時必要な支援に努めるとともに、平日についても一つでも多くのスポーツが地域クラブとして活動できるよう直面する課題の解決に取り組んでまいります。

次に、小項目3、名寄市教育改善プロジェクトの推進についてお答えいたします。名寄市教育改善プロジェクトは、小中学校の垣根を越えて本市の教育課題の解決を図るため名寄市教育研究所の一つの組織として位置づけ、平成24年度より活動してきております。この15年間にわたる取組の最大の成果は、学校種の枠を超え、市内全学校の共通課題の解決に取り組む体制が築かれるとともに、ミドルリーダーを担える教員が育ってきていることです。また、ICTの活用研究を通じて学校間で差が出ることなく1人1台端末の活用が進められ、子供たちが端末を情報収集や整理の場面でよく活用し、主体的に学ぶ意欲や態度が育まれてきております。本プロジェクトの今後の展望については、これまでに築いてきた全学校で取り組むALL NAYOROの体制を大切にし、時代の変化に即した課題や子供も教職員もやってみたい、チャレンジしてみたいと心から思える課題など、取り組む課題を十分に吟味したり、組織を柔軟に見直したりして本市の教育課題を一つ一つ着実に解決し、全国的な教育水準の維持、向上に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） それぞれ丁寧な御答弁をいただきました。限られた時間でありまして、何点かに絞って再質問させていただきたいというふうに思います。なお、再質問については関連する項目もありますので、壇上での順番どおり

にいけない点もあるかもしれませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

まず、大項目1点目、5期目に臨む基本姿勢について、小項目1点目、人づくり、人への投資ということで市長のほうから御答弁をいただきました。今回の所信表明で述べられたことに加えて、さらにこのまちで育った子供たちが戻ってこれるというふうな教育と人づくりこそが非常に大切であるというふうなこと、あるいは地元高校、市立大学の連携等のお話も、答弁もいただいたところです。それで、人づくり、人への投資ということで、今回市長の所信表明とは別に新たに再度お聞きをしたいのは、名寄市総合計画（第2次）後期基本計画の中で大切にしたいまちづくりの基本的となる考え方で、市民と行政、市民相互の協働によるまちづくりで、まちづくりの主役は市民ですというふうに明示がされております。このことを市民、地域、団体の全ての人が自覚をして、市民と行政との協働によるまちづくりにそれぞれが主体的に関わることが非常に重要であるのかなというふうに思っております。先ほどもお話の中にありました市民ニーズの多様化、あるいは人口減少や少子高齢化、当然行政活動が複雑化する中でこの地域のコミュニティーの役割、これは非常に大きくなっているのではないのかなというふうに考えております。市長は人づくり、人への投資の冒頭、本市の先人は開拓期、想像を絶する苦難の中、土地を開き、経済の基盤を築くと同時に、子供たちの教育の場を整えてきたと述べられております。先ほどの答弁で、この後いろんなお話、先ほどお話しさせていただいたことのお話がありました。ここで私が新たにお聞きをしたいのは、先ほど市長が冒頭述べられたことと併せて、行政と非常に大きな関わりを持つ町内会組織、当然この町内会組織というのは道路や公園、福祉、防災、一斉清掃など、地域の要望や困り事などを集約して行政に伝える意見のまとめ役として機能を果たしているのではないかなというふうに思っております。

す。しかし、現状いろんなところで言われるように町内会加入率の低下であるとか、役員の高齢化、成り手不足など厳しい状況下にあるというふうに思っておりますけれども、先ほどの人づくり、人への投資ということで、町内会組織の今後の在り方等についてどのようにお考えなのかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） これまでも町内会の会長さんはじめ役員の皆さん等とも様々な意見交換もさせていただいている中で、町内会の活動が大変重要であるというふうに認識はしておりますけれども、一方で厳しい状況に置かれている町内会さんもあるというふうにも認識をしているところであります。この間も先般の町内会の連合会の総会でも様々な御意見等もいただいたところであります。今後町内会のあるべき姿についてぜひ積極的な意見交換をさせていただきたいし、場合によっては様々な研修等もやっていきたいと思いますという御提案もさせていただいたところであります。あくまでも町内会は自主活動組織でありますので、その自主性をしっかりと認識をしながらも、一方で我々行政も町内会の皆さんにそうした活動に我々もお願いをして、いろんな協働のまちづくりを進めているということもございますので、なくてはならない組織であるというのと同時に、今後より町内会が今の自主活動をさらに広げていけるような組織の在り方について、共に寄り添って議論を重ねていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 今市長御答弁いただいたように、町内会の組織というのは自主活動の組織ということは十分理解をしながらも、今お話あったように、当然行政とのいろんな関わりの中で進めていっているというふうな部分も十分改めて理解をしていただきたいのと、やはり今町内会組織が非常に厳しくなっているという中では、何

日か前ちょっと報道ありましたけれども、名寄子ども会育成連合会、これが合併して20年で解散をするというふうな報道がされている。ちょうど合併のときに携わった者の一人としては非常に寂しい気がするのですが、ある面では町内会も単独で運営するのが難しくなってくるという町内会も今後出てくるのかなという気がいたしております。そんな中で、やっぱり地域連絡協議会、この辺ももう少し機能をさせていくような活動にしていかないと、なかなか単独では今後難しい運営になってくるのかなというふうな状況を感じているところです。市民の地域コミュニティー、やっぱりこれの積極的な参加だとか連携だとか協力というのも非常に今後の行政に大きな関わりを持つてくると思いますので、改めてこの地域連絡協議会の運営について今後どのような考えを持っておられるのか、この点についてお聞きをして、担当部長でもよろしいですけれども、お願いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 合併以降それぞれの学校区単位で地域連絡協議会という広域的な組織を改めてつくりながら各種事業を展開してきたところでありますけれども、なかなかどうしてもボトムアップ的な組織ではなかったということもあるのか分かりませんが、地域連絡協議会によって温度差があって、2年前でしたか、3年前でしたか、一部地域連絡協議会が解散をしたところもあるということでございまして、それぞれ広域町内会も多様な中で今活動しているということでございまして、町内会同士の連携だとかということに対して一定の支援もしながら、そうした一緒になって町内会同士がいろんな事業に取り組むことについての支援、サポートもしているところでございます。一方で、子供たちがやっぱりなかなか町内会からいない、あるいは今子供たちの活動も大きく変わってきておりまして、放課後様々な形でいろんな少年団だとか、いろんな活動だとかに行

く中で、なかなか土日等も町内会の行事に参加できない、あるいは子供たちそのものもなかなかいなくなっている中で、今回の子供会の育成会のこうした連合会の状況になったというふうに思います。学校単位で今いわゆるコミュニティ・スクール、あるいは地域学校協働活動みたいな動きを進めてきているところでありまして、ここは子供たちあるいは学校と地域が一体となって子供たちをしっかりと地域で育てていく取組を推進をしていく。また、地域も子供たちと関わっていくことで多世代の交流を推進していくと、こういうような動きを今強くしようということも進めているところでありまして、こうした学校区単位での広域的な地域の取組の中から町内会とまた違った形でコミュニティーの創出等も推進をしていく中で新たなネットワークの構築、あるいはコミュニティーの創造に努めていく、そうしたことも重要なことではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） ありがとうございます。名寄市総合計画（第2次）後期基本計画では、町内会の加入率が基準値73.7が目標値74点、恐らくこれも厳しいのかなというふうに思います。この間報道でされています旭川市も50%を切るのではないだろうかというふうな報道もされております。先ほど冒頭市長がありましたように、やっぱりこのまちで学んだ子供たちが戻ってきてこられる教育と人づくりこそが大切であるというふうな冒頭御答弁をいただきました。やはりいろんなところで子供たちを育てていく、今市長もお話ありました。学校単位だとかというお話もございましたけれども、地域で子供たちを育てていくという視点も非常に重要だと思いますので、地域のコミュニティーというのは非常にそういう面では今後の中で大きな効果を生むのだというふうに思っておりますので、新たな人づくりの中ではやっぱり地域のコミュニティーを今後大事にしていた

だきたいし、自分のところの町内会のことを言わせていただくと、行政の職員の方もかなり役員としてお手伝いもいただいておりますし、当然行政の職員と町内会の役員というのは地域に戻れば地域の住民なのですから、できればそのようなアプローチも改めてお願いをしておきたいというふうに思います。

続いて、2点目、小項目2、名寄市の強みを生かした産業と仕事の創出についてということで、御答弁では外から資金を呼び寄せて域内循環を図るというふうなこと、あるいは若年層、女性層がここで企業として働けるというふうなこと、一方では基幹産業は農業であるというふうなこと、あるいは交通の要衝というふうなことで、当然効果的な情報発信をして、企業誘致等進めていかれるというふうな御答弁をいただきました。名寄市の強みを生かした産業の、仕事の創出という点で名寄市の総合計画（第2次）後期計画、基本計画における経済元気化プロジェクト及び冬季スポーツ拠点化プロジェクトにおける評価、これをどのように受け止めて、5期目にどのように反映をされるのかという点について改めてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 名寄市総合計画（第2次）後期基本計画におきます経済元気化プロジェクトについて、これコロナ禍の影響を大きく受けた期間でありましたけれども、これまでの取組によって新たに立地した企業数、また新規就農者数が増加をしていること、さらには電子地域通貨普及拡大、Yoroca、こちらが着実な成果を見せているというふうと考えておりまして、本市の地域経済の活性化、持続可能な地域づくりに向けた手応えを感じているところでございます。また、冬季スポーツ拠点化プロジェクトにつきましてもスポーツ、合宿、大会による経済効果が目標を大きく上回って推移をしております、雪質日本一という本市の地域資源が高い優位性と経済波及効

果を持つことが実証されたと認識をしているところでございます。こうした評価をしっかりと受け止めて、5期目においては公約の柱でございます地域の強みを生かす産業、仕事の創出、これをより強力に展開をしてまいります。具体的には、先ほど来申し上げました農業、こちらについては生産性の向上を図り、安定生産による産地としての信頼度の向上に努める、このことも重要でありましょうし、また北北海道の交通の要衝という地理的優位性、これを最大限に生かした物流拠点構想を具現化をし、積極的な企業誘致を図ってまいりたいと考えております。また、本市の基幹産業である1次産業の高付加価値化やスポーツ大会、合宿誘致による地域のにぎわい、交流人口の拡大を図り、地域の産業育成に集中的に取り組んでまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、現在総合計画の次の計画を今議論しているところでありまして、こうした考え方について計画に分かりやすく、あるいは市民の皆さんと一緒に同じ方向を向けるような計画となるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 総合計画後期計画の特に名寄市の強みを生かした産業ということで、経済元気化プロジェクトと冬季スポーツ拠点化プロジェクト、これについて今2点改めてお伺いをさせていただきました。当然4期目の冒頭はコロナ禍ということは十分理解をしつつ、それ以降の内容について今御答弁をいただきました。恐らく最終的には今年度が最終になるわけですが、当初の目標をクリアをしていく形につながっていくのかなというふうにも受け止めております。さらに、基幹産業、農業については今後やはりさらに生産性の向上を図っていくというふうな御答弁もいただきました。特に非常にこの中で大きいのは、やはり電子地域通貨Yoroca、この運用というのがいろんな行政の中で幅広く使われて

いるというのも域内の経済循環という部分では非常に大きな効果があるのかなというふうにも思っています。今まで4期目でここまで培われた施策の部分、ぜひ5期目の中でさらに大きく飛躍をさせていただきたいという願いを申し上げておきたいというふうに思います。

続いて、小項目の3点目、徹底した行財政改革による財政基盤の強化ということで、非常に、壇上でもお話をさせていただいたように、あらゆる取組がなされて、今回の中では取り上げられておられます。先ほど答弁の中では第3次行財政改革というふうなことで、今人材育成、財政改革、事業選択改革と。令和8年度の予算、当初の目標5億円は削減された。そのほかの部分があって、削減等、実際にはトータルの5億円というふうにはなかったというふうなものもお話いただきましたし、あるいは職員定数の適正化、デジタル技術で市民のニーズに対応していくために名寄市人材育成作成方針というふうにお話ししたのかと思うのですが、今進めているというふうな御答弁をいただいたかと思えます。今年の3月に旧風連町と旧名寄市が合併をして20年の節目を迎えて、合併以降の人口は約7,000人の減少というふうな状況になってございます。当然財政状況が厳しい中であっては、市民との対話の中で各種施設の使用料、負担金、補助金、これらのお話をすると一定程度的見直しは必要だよねというふうなお話もいただいております。ただ、一方で人口が減ったからといって市民ニーズの変化も含めて行政サービス、これについては変わるものではないのかなというふうに自分は理解しております。そこで、市職員の定数だとか、あるいは先ほどお話あった人材育成計画の推進に向けて職員のモチベーションを向上させながらやりがいの実感と職場の雰囲気、これが非常に大切ではないのかなと。既に令和8年度予算策定は終わりましたが、先ほどお話あったように、5億円削減というのが頭にあると、何かその部分が

大きな柱になって、広げていくという部分も厳しい状況になっていくのかなというふうに思いますので、職員のモチベーションを向上させながら、やりがいと職場の雰囲気、これを大切にしながら施策を組み立てていくというのがますます今後人材育成の中では重要になるのではないかなというふうに思いますけれども、改めてこの辺の考え方についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議員がお話しのとおり、行財政改革におきましては財政改革の取組と同様に人材確保、育成も極めて重要であると考えております。現在人材育成・確保基本方針の策定について議論を進めておりますけれども、目指すべき職員像を明確にして、それに応じた研修の実施により能力を身につけ、生産性の向上を図ってまいりたいと考えております。職員においては、研修などを通じて自己の成長を感じ、仕事を通じてやりがい、達成感を感じるにより組織での力を発揮することができ、そのことにより市民サービスの向上につながるものと考えております。そのためにも職員研修の充実が必要であると考えておりまして、職責や経験年数に応じた研修、自ら学ぶ機会の創出、職場内研修、いわゆるOJTなど計画的に様々な研修機会を設けてまいります。また、働く上で職場環境の改善も重要と考えております。ライフスタイルも多様化する中でワーク・ライフ・バランスの取れた働き方ができるよう時代に合わせた改善を図ってまいります。市民サービスを行う上で職員が充実した環境で働くことは重要であると考えております。行財政改革において財政改革のみならず、人材育成においても環境を整えてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 行政の中で働く職員の皆様が目指すべき職員像というようなことで職員研修の充実、あるいはOJTということでお話

がありました。やっぱり今御答弁にもありましたように、働きがいあるいはやりがいを感じられる仕組み、要するに個人の成長を感じられる仕組みづくり、これが非常に重要ではないのか。今御答弁でありましたいわゆるワークバランスの取組ということですが、研修だとかOJTだとか、これを充実をしていくというのは当然必要なことですが、職場でのワークバランスの改善、これについてどのように考えているのかお聞きをしたい。といいますのは、単純に例えば仕事量を現実的なものにするだとか、働き方のルールを見直すだとか、あるいは上司、同僚とのコミュニケーションを取る、ワークバランスっていろんな形の取り組み方があると思うのですが、先ほど市長が答弁された今後ワークバランスの取組という中ではこの辺の視点をどういうふうにお考えなのか改めて伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） ワーク・ライフ・バランスについての御質問いただいたかというふうに思っています。現在名寄市におきましては、名寄市の特定事業主行動計画というものを策定させていただいております、その計画におきましては仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスですとか、女性の職業生活における活躍、こういったものを推進する行動計画として特定事業主行動計画というものを策定させていただいております。計画の中におきましても、毎年いろいろと様々な国の制度の改正ですとかにおきましてこちらの計画のほうも改正させていただいておりますけれども、今後におきましても今議員のほうからいただきました職員が働く職場環境の整備ですとか、職場全体で支援していく体制の整備ですとか、いわゆるワーク・ライフ・バランスをしっかりと実現できるような仕事として仕事の取組意欲の向上に努めるような計画になっておりますので、こうした計画をさらに進めていき

たいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 理解をさせていただきます。職員数の適正化というふうな形の中で今踏み込んだやり取りもさせていただきましたけれども、先ほどお話しさせていただいたように、人口が減っても行政サービスの部分ではむしろ市民ニーズのいろんな多様化によって変わることはないという中では、やはり働きやすい、あるいは市民としっかり対応できるというふうな職場づくりというのも非常に大切だと思いますので、今回財政については触れませんが、行政という部分の中で今後の取組をお願いを申し上げたいというふうに思います。

次に、大項目2点目、名寄市における各種課題への対応ということで、名寄まちなか未来宣言の具現化に向けてということでお聞きをしたいというふうに思います。市長のほうから町なかの部分は、以前からお話をいただいているように、西3条南6丁目というふうなことでのお話が冒頭ございました。当然都市機能等があってというふうなこと、それから行政と株式会社まちづくりの役割という部分についても御答弁もいただきました。行政は予算だとかというような形、まちづくり会社はネットワークの構築だとかプレーヤーを探すというふうなことでお話があったかと思います。それで、御答弁の中にもあったかと思うのですが、今回のまちなか未来宣言の素案は完成した計画ではなくて、この宣言内容を基に新しい社会、文化、経済活動を生み出す中心市街地の未来を市民と共に考え、つくり出す、いわゆるフォアキャスティングの視点に立った考え方で推進をしていくというふうに先ほどの御答弁でもあったかと思います。今まではどちらかというとバックキャスティングの取組が多かった……要するにきっちと形を描いて、その中に向かっていくと。今回は、まちづくり会社での資料も基にというふうな

御答弁もあったと思うのですが、今回改めて名寄市としてもまちなか未来宣言、フォアキャスティングを取り組んだと、取り入れた考え方について改めてちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） この間も公共施設の再配置計画だとかで市民の皆さんとの議論を重ねて、様々な計画もつくってきたところでありますけれども、なかなか進捗が思うようにいかなかったという経過はお示しさせていただいたとおりであります。具体的に財政的な問題があったり、重要な課題がなかなかほかとの兼ね合いもある中で優先されてこなかった経過もあるということでお話をさせていただいたところであります。一方で、町なかが非常に名寄市にとっても重要な基盤であり、ここにある意味では町の象徴的な場所である、顔であるということだと思います。ここに新たなにぎわいあるいは人との交流、さらには教育、文化、そうしたことをまた改めてつくっていききたい、そうしたまちづくり会社の思いも受けた形で名寄市の計画も立てさせていただいたところであります。先ほど来財政的に非常に厳しいということ、さらには昨今では結構物価の高騰等によりまして様々な全国各地で公共施設や役所庁舎が計画を断念せざるを得ない、あるいは延期しているような状況もあるというようなことでございまして、なかなか先が見通すことが厳しい状況の中で、さらには町なかには公有地も少ないということだとすると、まずはこうした考え方をしっかりと市民の皆さんと共有して、一緒にできることからやっていかうというようなことが重要なのではないかとということで、その考え方についてお示しをし、今後まちづくり会社とも連携をしながら協働で町なかについて開発あるいは開拓をしていく、そうしたことを企図するために今回の宣言を出したものでございます。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 理解をさせて……ただ本当にフォアキャスティングを進めるには、いろんな課題等も実際にあるというふうに思います。この辺の進め方、今回この後同僚議員がまたこの未来宣言について質問される予定になっております。自分はその考え方のみ今回お聞きをして譲っていききたいというふうに思います。いずれにしても、しっかりつくられたまちなか未来宣言、これをどういうふうに生かしていくのかというのが非常に、今までと違う取組で進められるということなので、この辺の対応をしっかりとお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、小項目の2点目、公共施設等再配置計画の見直しについてということで、20年間という考え方については変わっていないと。13%縮減も継続していくということと、その中であと改定の議論等も進めているというふうなお話がございました。フェーズ1については、教育環境の確保を最優先にしてきたというふうなことで一定のずれがあったというふうなこと、フェーズ2以降については、先ほどの未来宣言も含めてですけれども、庁舎の在り方も含めて検討をされていくというふうな御答弁をいただいたかなというふうに思います。名寄市公共施設等総合管理計画、令和6年11月に一部改定をされ、基本的な考え方は変わっていない。先ほど御答弁にもございました。それで、改めて総延べ床面積の13%縮減、先ほど答弁にも改定の議論があるというふうなお話がございましたけれども、使用されなくなった公共施設は基本的には普通財産となって、所管が管財へ移ると。ただ、床面積はそのまま継続されると。この考え方、先ほど改定の議論というふうなお話もありましたけれども、今後もこの考え方で進めていかれるのかお伺いをしたいというふうなこと。

それと、もう一点、基本的な考え方で施設を更新、建て替える場合は市民の利便性や市民ニーズを十分に考慮し、集約化、複合化を行った施設

が施設総量を超えないように努めますというこの方針、これも当初の方針どおり変わりがいいのか。合わせて2点お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 13%縮減の基本的な考え方につきましては、現在も継続はさせていただいているということで先ほど市長からの答弁にもあったところだと思います。今公共施設等総合管理計画の見直し議論を開始させていただいたところございまして、今議員のほうからも御指摘いただきました使用されていない、いわゆる旧教育施設ですとか、そういったものにつきましては普通財産ということになっていますし、そういった普通財産の考え方などにつきましても今後公共施設等総合管理計画の改定する議論の中で整理のほうさせていただきたいなというふうに思っているところであります。

それと、集約化、複合化を行った施設について施設総量を超えないということのお話だったのですけれども、集約化、複合化の大きな目的の一つに当然ながら延べ床面積を減らして、維持管理コストを削減するというのが目的の一つにあるかなというふうに思っています。その時々状況にはよるかとは思いますが、こちらにつきましても必要な設備ですとか機能を損なうことなく総量は超えないように今後も努めていきたいというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても今回改定の議論させていただいておりますので、先ほどの普通財産はじめ、こういった基本的な考え方についても整理をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 最終的には解体するまで財産として残ってはいくのですけれども、公共施設等の総延べ床面積の縮減という形の中では所管が移ってもそのまま残しておくというのは非

常にこの分では厳しい数字にもなってくるのかなというふうなこと、厳しくなっていくというふうに思います。改定の議論の中で今後この辺のこともしっかりと協議を進めていただければなというふうに思います。

小項目の3点目、物流拠点化構想の具現化に向けてというふうなことで、先ほど御答弁をいただきました。今までの取組等を含めて、最終的には今新たに国交省に提出をしているのが6月に採択をされれば、また新たな事業展開も進めていかれるというふうな御答弁をいただいたかなというふうに思います。それで、この物流拠点化構想の位置づけとして、人口減少あるいは高齢化、2024年問題、それから長距離輸送の負担増、非効率的な輸送構造、中継基地という視点であったというふうには理解をしております。先般報道の中でコンサルの報告では、市長の答弁にもごさい……具体案が示される目指すものが見えていないという指摘もあったというふうな報道もされております。コンサルの報告は報告として、これまでの取組経過を踏まえて令和8年度以降具体的に、先ほど国交省の6月の採択というふうなお話もありましたけれども、令和8年度以降どのような取組を行って、今後具体的にある程度見えてくる形というのはどういうふうに、いつ頃を目指しているのか、この辺についてちょっと改めてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 物流の取組についての再質問いただきました。今年度、今申請している国の補助金、採択を受けることができましたら、それをしっかり活用して、改めて荷主の皆様方の本当に生々しいお困り事等の聞き取りをさせていただいて、形としては解決するにはやっぱり共同輸送という形が何らかの仕組みの中で具現化していかないと積載率を上げていくということにはつながっていきませんので、そこの可能性を具現化していく取組になっていくと思います。今

年度内については、一定程度荷主の数というか、荷主を一定程度限定的にして、形をイメージをしながら、来年度以降実際に実証運行という、試験的な運行という形で物を動かしていければという形で、今年度はさらに具現化に向けた深掘りをする1年間にしていきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 令和8年度、今年度どう今後の荷主を限定して共同輸送、いわゆるやっぱり当初の中継基地というのがしっかりまた原点に戻るといえるのか、恐らくそういう形で進められたと思うのですけれども、その中で今後進めていくというふうなお話だったかというふうに思います。話が出てからかなりやっぱり期間がたって、いろんなところで検討がされているのですけれども、先ほど冒頭でお話をさせていただきました北北海道物流拠点構想の実現に向けた国交省の局長のお話であるとか、あるいは近隣の実際に担当しているパネルディスカッション、非常にあの中では話としては盛り上がってきたなと。かなり早く進むのかなとは思いつつも、今ちょっと足踏みの状態なのかなというふうに思いましたけれども、今8年度、あるいは実証に向けてというふうな、荷主も限定してということでお話を伺いましたので、ぜひ早期の実現に向けての推進をお願いを申し上げたいというふうに思います。

続いて、小項目の4番目、第1次名寄市スポーツ推進計画の実践に向けてというふうなことで御答弁をいただきました。当然Nスポーツコミッションとの関連も含めて進めていかれるということでの話もいただいたというふうに思っております。子供から高齢者まで誰もが楽しむというふうな御答弁もいただいたのかなというふうに思います。それで、Nスポーツコミッションなよろですけれども、昨年の6月28日に設立をされて、各種の事業展開、それぞれ進められております。第1次名寄市スポーツ推進計画において、基本目標

にそれぞれ成果目標も設定をされております。冬季のスポーツ活動の推進において、冬季スポーツ施設の利用人数が令和6年の基準値から令和12年度の目標値は6,478人、これ今回のスポーツ推進計画、異常に多い数値になっております。先ほど子供から高齢者まで誰もが楽しむという形の中でこの辺が盛り込まれているのか、目標数値の達成に向けての考え方について改めて伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） ここについては、目標ということでかなり増えていくという形で目標設定をさせていただいております。名寄市としても冬季スポーツ、カーリング場であったり、スキー場であったりととがれる施設を有しておりますので、ここについて市民講習会であったり、いろんなことを、やっぱり皆スポーツ、皆さんに参加をしていただけるような環境をぜひ機会をつくらせていただいて、そして楽しんでいただく人数を増やしていくと、こんな取組をしっかりとNスポーツコミッションなよろのほうにも企画をさせていただいて、この目標値にいけるように取り組んでいければというふうに考えておりますし、実はこの計画自体進捗管理をするのが名寄市のスポーツ推進審議会、こちらのほうで毎年進捗状況を確認することになっておりますので、しっかりと一年一年成果を見て、審議会の中でも御議論いただきながら、今本当に審議会の視点で必要な取組も含めて毎年PDCAを回しながら進めていければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 御答弁をいただきました。というのは、ここに現状と課題という視点で、やっぱり冬場というのはどうしても運動不足というのが多くなるという。今屋内スポーツのお話もいただきましたけれども、いろんな形で利用促進をしていく、幅広く使っていただけるという

ことが冬季のスポーツ活動の推進という中での目標数値に近づいていくのかなというふうにも思いますので、恐らくこの中でも具体的にはeスポーツだとか冬季スポーツを行うきっかけをつくって、いろんなものを具体的に明示をされておりますけれども、やはり先ほど答弁にもあった子供から高齢者まで誰もが親しめるというふうな形のものの取組の強化をお願いをしておきたいというふうに思います。

大項目最後、小項目5番目、最後になります。ドローンの活用戦略に向けてということで御答弁もいただきました。今名寄市で熊対策等を含めて最小限の取組をされているというふうなこと、それから名寄自動車学校のドローンスクールであり、あるいは名寄高校の取組等について有効性は確かにあるというようなこと、今課題を整理をしているというふうなことで御答弁があったかなというふうに思います。ドローンなのですけれども、本当に非常に日進月歩でいろんなもの進んでいるというふうにお聞きをしております。先日もちよつと行って、実際にお話を聞いてきたのですけれども、今いろんな社会実装を起点にして、環境整備だとか技術開発、これが進められているというふうなことで具体的なロードマップも構成がされていると。具体的な内容、詳細については割愛をさせていただきますけれども、先ほど市長の答弁にもありましたように、名寄市にはほかの自治体から追従できない実証フィールド、登録の講習機関だとか先端教育機関の地域資産、いろんなものがそろっております。先ほど名寄高校のお話もありましたけれども、名寄高校も昨年12月にドカッ東日本大会で優勝、準優勝、全国大会はちょっと厳しかったのですけれども、僅か1年余りですばらしい結果を残されております。今名寄市では熊対策の最小限の取組ということだったのですけれども、熊対策も本当連日テレビ等でもいろんな報道されておりますけれども、出たよという形ではなくて、例えば市街地における熊出没時の無人

航空機だとか、そういうふうなものを実際に設置をしているところもあります。やっぱり行政におけるドローンの活用というのは、非常に今お話を聞くと近隣の市町村で資格を取りに来ていらっしゃるところもかなりいるというふうに聞いております。ですから、せっかくフィールド自体があるのですけれども、なかなか名寄市の中で近くにあるのに取組という部分ではいい環境にありながら若干ほかの市町村の取組とも遅れているような気もするのですが、改めて行政としてドローンの取組についてどのように考えていくのかお伺いをさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ドローンについての御質問ということで、私も自動車学校さんの先駆的な取組、あるいは登録講習機関としていち早く手挙げをしていただいていること、また名寄高校においては特色ある高校教育の一環としてドローンを活用した様々な教育、先進的な教育環境をつくり、最近では非常に大きな成果を上げているということも承知をしているところでありまして、この名寄で今ドローンが結構盛り上がりつつあるのかなというふうに思っております。議員お話しのとおり、熊対策だけでなく、ドローンは建設、農業、さらには防災、物流など多岐にわたって社会実装がもう既に進んでいるというふうにも思っているところでありまして、先ほど来行革の観点からも人口減少あるいは人手不足という中でドローンがそうしたサービスを担っていける、あるいはそうしたことを導入することによってより効果的な施策になる可能性も承知をしているところでありまして、そうした先駆的な取組をしている事業者さんもしゃるわけありますので、そうした方ともしっかりと意見交換をさせていただきながら情報収集に努め、今後の展開についてどのような形ができるのかということを検討してまいりたいというふうに考えおります。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 今本当に名前を出すのはあれだけでも名寄自動車学校では智恵文小
 学校でドローンの教育だとか、あるいはお年寄りの
 集まっているところのフレイル、これの対策と
 してドローンが非常に喜ばれて、それこそ子供か
 ら大人まで、その中でドローンを使って操作をし
 ながらというふうなことでの、ですから活用方法
 は非常に幅広くあるというふうに思っていますし、
 先ほどお話しさせていただいたように、ドローン
 の機器というのは本当に日進月歩で新しく進化を
 続けていると。先ほどの高校の全国大会では、一
 流の企業の会社がスカウトに来ているというぐら
 い本当にドローンの技術というのは今各企業の中
 でも求められていると。そういう面では本当に名
 寄高校、そのときの全国大会に行ったときのお話
 を聞くと、名寄高校ってどこなのだというふうな
 ことで企業の方が探されて、こんなところでやっ
 ているのだって。そこにすごくそういう資格も取
 れるところがあるのだというふうなお話もそこで
 されたというふうなお話も伺っております。今日
 あんまり時間もありませんので、ドローンについ
 てはまた、このテーマについては改めて別の機会
 に意見交換をさせていただければなというふうに
 思います。

大項目の1点目と2点目、5期目に臨む基本姿
 勢、それから名寄市における各種の課題対応につ
 いて質問させていただきました。壇上の冒頭でも
 お話をさせていただきましたが、加藤市長の5期
 目、課題も非常に多いと思いますけれども、積極
 果敢にチャレンジをお願い申し上げて、次の大項
 目3点目の再質問に移らせていただきます。

大項目の3点目、教育行政について、新年度の
 教育重点施策ということで教育長のほうから御答
 弁をいただきました。個別的な学び、教育的な学
 びで生きる力を育むことが大切であるとか、ある
 いはウェルビーイングの充実、子供たちの一人一
 人の資質向上というふうなことでの話をいただ
 いたかなというふうに思っております。その中で

改めてちょっとお聞きをしたいのは、教育長、先
 ほど、私が聞き違いでなければ、障がいも誰もが
 持つ特性と捉える考えが学校で広がって、多様性
 を尊重し、助け合う文化が育っているというふう
 にお話しされたかなというふうに思います。今年
 度中学校における通級指導教室の開設に向けた準
 備を進めるということでお聞きをしているのです
 けれども、多感な時期にある生徒への配慮が不可
 欠だというふうに思っております。通級が特別な
 扱いと受け取られ、生徒が孤立感や引け目を感じ
 ることは避けなければならないのかなというふう
 に感じているところです。この通級を前向きな成
 長のステップとして、先ほどのお話ではクラス全
 体が自然に受け入れて、生徒同士が互いの個性を
 認め合う土壌、これを今後学校現場でどのように
 醸成をされていくのかお聞きをしたいというふう
 に思います。

もう一点は、新たに検討を進めている中学校で
 の通級指導教室の設置がこのインクルーシブ教育
 の推進にどのような役割を果たしていくのか、こ
 の2点について改めて伺いをさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 中学校への通級指導
 教室を導入することに関わっての1つは子供たち
 に対する、一緒にやって、意識の醸成の問題、そ
 して通級指導教室がインクルーシブ教育とどうい
 うふうに関わっていくのかという大きく2点御質
 問いただいたかというふうに思います。まず、そ
 もそも通級指導教室の仕組みというのは、通常の
 学級に在籍している子供たちが特に置かれている
 状態の中で特性等に配慮しながら一定の時間通級
 指導教室に通って、そこで状況に応じた指導を行
 うと、そういうようなものになっているところで
 ございます。名寄市においては、南小学校で開設
 していたところですが、保護者の方々からも中学
 校への開設ということを望む声が大きかったこと
 ですし、現場で通級している先生たちからもそう
 いうお声があったところです。この導入に当たり

まして最も配慮していることは、通級指導教室そのものの意義ですとか、それからどうしても通級と通常学級を行き来することになりますので、指導の在り方についてまずは先生方にしっかりと御理解をいただくということが大事なというふうに考えておりますので、その部分ではこの通級指導教室について先生方に御理解をいただき、そしてそのことをきちんと今度できるのだということ子供たちにも伝えていっていただきたいということで、丁寧に各学校回って、今担当者のほうが説明会を開催しているところですし、今後保護者説明会なども実施するということで考えているところでございますので、まずは足元の教職員がしっかりとこの趣旨を理解して、説明できるようにしていくと。そのことによって通級指導教室に通う子供たちが差別されることなく、本当にここは自分の特性を伸ばしてくるのだということで周りの子供たちも理解し、そして通常学級の子供たちがきちんと受け入れられるような体制づくりということについては、きめ細かに行っていきたいというふうに思います。

それから、インクルーシブ教育との関わりでございますが、特別支援学級は障がい種に応じてその学級の中で学びますが、この通級指導教室は日常的にみんなと一緒に通常の教室で学ぶわけでございます。そこで、先ほど答弁させていただきましたが、協働的な学び、級友ですとか通常学級における先生たちとの関わり合いの中での学びというのがございますが、この通級指導教室はそれぞれの個々の学習の障がいですとか身体の障がい等に応じて指導を行うということでもありますので、まさに個別の指導、個別に資質、能力を伸ばすということで、協働的な学びと個別の往還をしていくというか、関連を図っていくということで、私としてはやはり特別な支援学級以上にこういう通級指導教室を増やしていくことによって子供たちが通級と通常を往来していくということで、よりインクルーシブな考え方、障がいのある、なしに

かわらず共に学ぶということに近づいていくのではないかというふうに思っておりますので、何よりも大事なことは子供たちの状況に応じながら適切な学びの場を提供していくように努めていきたいというふうに考えておりますし、一人一人皆人間性がきちんと尊重される、そうした心理的安全性の高い学級や学校の文化づくりに努力していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 改めて詳細に御答弁をいただきました。今回通級指導教室の南小学校から中学校というふうなことで、導入に一番配慮をされて、今進めているというのは、そこを指導される教職員の先生方にまず理解をしていただくと。それをしっかりと子供たちに伝えて、それぞれの特性を伸ばしていくというお考えだというふうなことでお聞きをしました。また、インクルーシブの考え方についても協働的な学びというふうな中で、子供たちの状況に応じてしっかりと共に学ぶことを目指して進めていくというふうなことで、非常に今回改めて通級指導教室の開設の取組に向けての教育長の考え方を伺うことができました。非常に新たな取組ということで教育長の思いも理解をさせていただきましたけれども、今進められている先生方との対応、理解をしていただくこと、さらにそれをしっかりと子供たちに伝えていくというふうな取組が今年度がスタートということで、その辺のしっかりした対応を改めてお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、小項目の2点目、NAYOROスタイル部活動改革事業推進に向けてということで、それぞれ御答弁をいただきました。名寄らしいスタイルというふうなこと、全ての生徒が多種多様な活動ができるようにというふうなこと、それから地域全体で進めていかれるというふうなお話もありました。たしか答弁の後半のほうだったのですけれども、今土日の部活動なのですけれども、

教育長は平日についても一つでも多くのスポーツが地域クラブとして活動できるよう取組を進めていきたいという御答弁をいただいたかなというふうに思います。子供たちにとって部活動、平日から休日まで連続する。子供たちとすれば、どちらも日常でないのかなというふうに思っております。ただ、活動の場が学校から地域へ広がっていく中で、地域のみが地域指導となったり、あるいは平日と休日で指導体制の連続性が保たれなくなったり、子供たちが戸惑うというのは避けなければならないのではないかなというふうに思っております。ですから、休日、平日を通じて子供たちの心身の成長を一貫して支えていくために学校と地域がどのような連携、あるいは情報共有体制を構築をしていくべきなのかという、改めてお考えをお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 子供たちの連続した活動を保障するための学校と地域等の連携についてということでございますが、この間、今年の9月に開催するまでの間何度も何度も学校と、それからいわゆる受皿となっていていただく競技団体、運動部が今回移行するわけですが、が話し合いを重ねてきております。大事なことは、子供たちの資質、能力を伸ばしたり、それから子供たちがスポーツや文化、芸術活動に継続的に親しんでいくと、そうしたことが大事なことだというふうに思っておりますので、これから実際に様々な課題が出てくると思いますので、私自身は担当者には完成というよりはスモールステップの課題を解決していくという、その繰り返しの中でより望ましい環境をつくっていく必要があるということで、粘り強く今後につきましても学校とそれぞれの受皿となっていくところでの情報共有ですとか意見交換がなされるような支援をしっかりと行っていきたいと思っておりますし、教育委員会といたしましてはその調整がしっかりと支えていけるようにアンテナを高くしながら状況把握に努めて、都度適切な支援

ができるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 初めての取組でありますし、今教育長御答弁いただいたように、今までの競技団体のいろんな議論の経過、それも含めて、そうはいいながら恐らく様々な課題が出てくるのだろうというふうなことで、それが大きくなっていううちに、小さなうちにしっかりとその内容をその中で検討を加えながら進めていかれるというふうなお話。本当に机上の話と実際に行動に移したときというのは、恐らくいろんな当初予想もしていなかった課題等が出てくるというふうに思いますので、その中で教育委員会としてしっかり支援をしていくというふうな御答弁をいただきましたので、どちらがという形ではなくて、それぞれのところがやっぱり助け合いながら進めていくという、先ほどもお話出ていました連携だとか情報をしっかりと共有をしながら、円滑な推進に努めていただきたいというふうにお願いを申し上げておきたいと思います。

最後になります。小項目の3、名寄市教育改善プロジェクトの推進に向けてということで、教育長のほうから平成24年より活動して、市内全学年でミドルリーダー等が育ってきていると。あるいは、ICTの活用等の話等、詳しいお話をいただいたところです。今回の教育長の執行方針全体を拝見をさせていただいて、改めて学校教育、社会教育、それぞれの分野で多岐にわたる施策が展開をされているなということを理解をさせていただきました。しかし、これらの一つ一つの事業を動かすこと自体が目的化してしまっただけでは真のウェルビーイングの向上にはつながっていかないのではないかなというふうに思います。ウェルビーイングという言葉、名寄市総合計画（第3次）だとか、あるいは今回の先ほどお話しさせていただきました名寄市まちなか未来宣言にも使われております。ただ、自分の記憶の中では、たしか令和6

年度の教育行政執行方針の中で教育長が最初に使われたのではないかなというふうに思っております。教育長は、今回執行方針の結びにおいて市民が主体的、積極的に学び、幸せを感じられる教育行政を目指すという決意を示されております。膨大な事業を計画どおりに実施すること自体が目的化しないよう、これら全ての施策をウェルビーイングの向上という共通の目標へ統合し、子供や市民が日々の暮らしや学びの中でその変化を実感できるようにすることが非常に重要ではないのかなというふうに考えております。そこで、改めて今年度どのような教育行政を推進をしていくお考えなのかお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） ウェルビーイングの向上ということで、事業が目的化しないようにという御指摘でしたので、十分に受け止めて、取り組んでまいりたいというふうに思いますが、常々やはり市長から市民の幸せということをお話しいただいておりますので、教育を通して市民を幸せにしていくということを大切にしながら教育行政に取り組んでいきたいというふうに思っているところでございまして、学校教育、社会教育、それぞれでございますが、近年の学校教育においても社会教育においても課題が多様化、複雑化してきているところでございます。そうした中で、私自身は様々な、学校だけでは問題が解決しない、それから社会教育も社会教育担当だけでは完結しないという中で、学校教育と社会教育の連携はもとより、教育委員会自体がしっかりと他部署ですとか関係機関と連携を図りながら現場の声をよく聞いて、本当に子供たちから高齢の方々まで市民全ての方がこの事業に参加してよかったとか、ためになったとか、そういうふうに言葉に出していただけるように取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、まずもって自分自身が何を目指して教育行政を進めているのかというと市民の幸

せですので、そのことをしっかり念頭に置きながら職員に関わり、かつ様々な機関と連携をしながら教育行政を通して市民のウェルビーイングの実現に取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） このウェルビーイングの取組、幅が広いだけにここだけという部分ではなくて、今教育長お話あったように、教育部としては学校教育、社会教育との連携、教育委員会としては当然ほかの部署、非常にそういう面ではいろんなところと連携をすることによっていろんな事業、身体的、精神的、社会的、要するに病気だけではないよというウェルビーイングの。やっぱりいろんなところの良好な持続的な幸福状態、先ほど最後にもまたお話しいただきました市民の幸せという部分での取組になってくるのかなというふうに思います。非常に力強いお言葉をいただきましたので、また令和8年度の教育行政の中でしっかり進めていただくようお願いを申し上げて、私の質問を以上で終わらせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市政推進の基本姿勢について外6件を、高野美枝子議員。

○11番（高野美枝子議員） 議長より指名をいただきましたので、令和8年度市政執行の所信表明、執行方針、教育行政執行方針に沿って市民ネットを代表して質問いたします。

大項目1、市政推進の基本姿勢について、小項目1、人づくり、人への投資について。所信表明において質の高い子育て、教育環境を整備します

とありますが、これまで取り組んできた人材育成に係る施策をどのように転換し、選ばれるまちを目指すのか、考えをお伺いいたします。

また、複合施設の整備について、人づくり、人への投資に資する施設とするためどのようなビジョンをお持ちなのかお聞かせください。

小項目2、名寄市の強みを生かした産業と仕事の創出と地域振興について。産業の創出については、人口減少に歯止めをかけるには大きな施策が期待できると考えています。この間取り組まれた産業誘致の実績と今後のトップセールスを含めて、新たな産業の創出に対する考えについてお聞かせください。

また、風連インターチェンジの必要性について市長はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

小項目3、徹底した行財政改革による財政基盤の強化について。厳しい財政状況の中、公共施設の整備についてはかなりの負担となってきます。市庁舎、消防庁舎の議論を加速とありますが、学校施設の整備が一段落する中で市庁舎、消防庁舎の優先度はどの程度と考えておられるのかお伺いいたします。

また、20%の給与削減の理由として、これからの改革を進めるためとありましたが、この改革とは今後市民負担を大幅に求めていくと解してよろしいのかお伺いいたします。

大項目2、市民と行政の協働によるまちづくりについて、小項目1、住民自治の考え方について。市民憲章や都市宣言の市民への浸透を図り、地域自治の意識の醸成と地域自治組織への活性化に向けた支援の拡大についての考えをお伺いいたします。

小項目2、地域コミュニティ活動の推進について。協働のまちづくりの基本となる町内会ですが、加入率の低下、役員の成り手不足、子供会育成会の解散など非常に厳しい状況になっています。災害時の対応や地域防災組織など、今後も町内会

の役割はますます重要になってきます。町内会の再編等課題解決に対する支援を行うお考えについてお伺いいたします。

大項目3、市民みんなが安心して暮らせるまちづくりについて、小項目1、地域医療の充実について。道北に住む私たちの命を守る最後のとりで、名寄市立総合病院が昨年度大きな赤字でした。公立病院の8割以上が赤字であったとのこと。道北の拠点病院である名寄市立総合病院の在り方と今後の方向性についてお伺いいたします。

また、東病院が基本構想、基本計画を作成し、検討を行いましたが、町なかに移転ができませんでした。改めて経緯と今後の計画についてお伺いいたします。

小項目2、高齢者福祉の推進について。高齢者がいつまでも安心して名寄市で暮らしていくためには、認知症の対策が重要なのではないかと考えますが、本市の取組をお伺いいたします。

大項目4、自然に調和した環境に優しく、快適で安全、安心なまちづくりについて、小項目1、環境との共生について。美しくもあれば、厳しくもある環境に配慮した施策がこの地域では重要です。自然エネルギーやクリーンエネルギーなど、地域の環境との共生についてお伺いいたします。

小項目2、水道の整備について。全国的に水道管の老朽化が進み、破裂や漏水、道路の陥没など様々な事故が起きています。財源のない中でどのように対策をしていくのかお知らせください。

また、人口減少に伴う料金への影響、技術者不足など水道の整備の今後の在り方についてお伺いいたします。

小項目3、除排雪対策について。観光や冬季スポーツには重要な雪ですが、冬期間生活する上で毎日の除雪は降雪寒冷地帯に住む我々市民には大変です。高齢化や少子化により除排雪は冬期間非常に重要な市民サービスです。燃料費等除雪経費の高騰、除雪作業従事者の確保が大きな課題となっています。今後の対応についてお伺いいたしま

す。

大項目5、地域の特性を生かしたにぎわいと活力のあるまちづくりについて、小項目1、観光の振興について。豊かな自然、おいしい食材、雪質日本一のパウダースノー、サンピラーやダイヤモンドダストなどすばらしい観光資源が整っていると思っています。今後の観光の振興についてお考えをお伺いいたします。

大項目6、生きる力と豊かな文化を育むまちづくりについて、小項目1、名寄高等学校の魅力向上と支援の在り方について。少子化に伴う生徒数の減少など、高等学校を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。本市において次代を担う人材育成の重要な基盤である名寄高等学校の存在は、非常に重要であると考えます。これまでの高等学校支援に関する主な取組の成果をどのように評価されているのか、また今後の支援の方向性についてどのように取り組んでいくお考えなのかお伺いいたします。

小項目2、大学教育について。大学院設置については、栄養学科が設置を目指しているとのことですが、ほかの学科での大学院設置のお考えをお伺いいたします。

大項目7、教育行政執行方針について、小項目1、今後の小中学校の在り方と検討委員会の役割について。少子化や多様化が進む中、未来を見据えた教育環境の整備が急務です。新たに設置された名寄市立小中学校のあり方検討委員会において、具体的にどのような視点から小中学校の在り方について検討をしていくのか、その基本的な考え方と今後の進め方についてお伺いいたします。

小項目2、子供たちの生きる力を育む教育の推進について。変化の激しい時代を生き抜く子供たちにとって生きる力を育む教育の推進は喫緊の課題です。子供たちが生き生きと希望を持って生きていくためにどのような教育を進めていくのかお伺いいたします。

小項目3、キラキラ☆いきいき☆まなびらんど

※なよろについて。令和8年度名寄市教育委員会は、「キラキラ☆いきいき☆まなびらんど※なよろ」のスローガンの下、市民の皆様が主体的、積極的に学び、全ての人が幸せや生きがい、ウェルビーイングを感じることができるよう真心と熱意を持って創意工夫して各種施策に取り組むとありますが、スローガンの意味とこの言葉が目指す姿、つまり子供たちや市民の皆様が名寄の地でどのように学び、輝いていることを目指されているのか、そのビジョンをお伺いいたします。

以上、この場からの発言といたします。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 高野議員から大項目で7点にわたって御質問いただきました。大項目1から6まで私から、大項目7については教育長からの答弁となります。

大項目1、市政推進の基本姿勢について、小項目1、人づくり、人への投資についてお答えをいたします。質の高い子育て、教育環境への投資として多様な言語や文化、スポーツや運動に触れ合う機会の創出、英語教育等を通じた他国の言語や文化に触れ合う機会の拡充を図り、グローバルな視点からも自分の可能性を最大限に引き出せる環境の充実に取り組んでまいります。そして、この地で育った子供たちが将来的にこのまちに残り、あるいはまた戻ってきて働き、若者世代が地域社会の担い手として活躍をする循環の創出につながり、結果として持続的なまちづくりの根幹になるものと考えております。教育と人づくりは未来への投資であり、地域の特色を生かした教育やスポーツ活動などを通じてここで学びたい、ここで子供を育てたいと選ばれるまちを目指していきたいと考えております。

また、複合施設整備へのビジョンにつきまして、本年5月、名寄まちなか未来宣言において公表させていただいたところでございますが、既に町なかに存在をするヒト・モノ・コト、すなわち地域資源を起点にフォアキャスティングの視点に

立ち、これからのまちの未来像を描くものでございます。現在策定中でございます次期総合計画での議論も踏まえ、西3条南6丁目を中心とした当該複合施設の整備並びに旧ミマツビル周辺における学生寮を中心とした住環境の充実など、名寄まちなか未来宣言の方針に基づき今後もまちづくり会社等と緊密に連携をしながら、まちなかエリアの活性化とコンパクトなまちづくりを推進してまいります。

小項目2、名寄市の強みを生かした産業と仕事の創出と地域振興についてお答えをいたします。本市の強みを生かした産業の創出は、地域が持つ潜在的な魅力を付加価値化し、企業立地や外から資金を呼び込むことによる地場企業の経営安定、域内経済の活性化を目指すことが可能となります。また、地域の固有財産を基盤とした産業が創出されることにより中長期にわたる安定した雇用を地域内にもたらし、若年層や女性層など多様な就業ニーズに応えることが期待をされ、地域の活性化において重要な施策であります。本市における強みは、国内有数の産地であるモチ米をはじめ、高品質な野菜や国産のニーズが高まりを見せる薬用作物、酪農・畜産など様々な農産物が生産される農業、これはもとより、北北海道の内陸部の盆地が生み出す最高品質の雪質や、また交通の要衝としての地理的な強みも地域資源として高い価値があると考えられます。これまでの名寄市企業立地促進条例並びに同特例条例に基づく支援の実績といたしましては、改正及び制定をした令和4年度以降5社となっており、そのうち3社が運輸事業となっていることから、本市の地理的な強みが生かされたものと受け止めております。こうした状況も踏まえて、道北地域の交通の要衝としての利点を活用した名寄インターチェンジ周辺の物流拠点構想に向けこれまで官民連携により検討を進めてきております。直近の経過として、昨年9月に北・北海道物流拠点検討協議会を設立をし、物流量の分析や事業者ヒアリング、拠点機能等の調査、

検討をしているところでございますが、中継輸送や共同輸送などの広域的な物流網の効率化は基幹産業である農畜産物の安定的な出荷環境の確保、さらには市民生活と地域産業の双方を支える重要な基盤となるものと認識をしております。北北海道における物流拠点の整備に向けた構想の具現化の取組をはじめ、本市における強みや地域資源を改めて認識し、企業への効果的な情報発信に努め、さらに誘致を図ってまいります。

風連インターチェンジの必要性については、名寄・士別間高規格道路の開通に向け、名寄市内での工事も本格化している状況です。名寄市を縦貫する高規格道路ですが、現行制度では地域活性化インターチェンジとなり、整備費、維持費を自治体が負担をする仕組みとなっております。居住誘導区域を設定している風連地区にとってもインターチェンジが設置されるほうが望ましいと考えておりまして、実現可能なスキームについて研究させていただきたいと考えております。

小項目3、徹底した行財政改革による財政基盤の強化についてお答えをいたします。本市の庁舎をはじめとした多くの公共施設においては、物価高騰などによる維持管理費の上昇に加え、老朽化の進行の課題を抱えております。こうした状況を踏まえ、本市が保有をする公共施設の利用状況や老朽化の程度、維持管理経費、将来的な需要などを総合的に判断をし、今後の施設の在り方を検討するとともに、計画的な管理、更新などを行っていく必要があると考えております。現在第3次名寄市総合計画の策定や名寄市公共施設等総合管理計画の見直しを開始したところであり、これらと整合を図りながら庁舎の在り方についても検討を進めてまいります。

私の給料月額20%削減の理由についてでございますが、厳しい財政状況の中、令和7年度におきましては令和8年度予算一般財源ベースで5億円の削減目標と事業の選択と集中の実質化を目指し、行財政改革に取り組んでまいりました。引き

続き今後においても事業の選択と集中、財源の確保など様々な観点から行財政改革を進めてまいります。その過程の中で市民の皆様にご協力をいただくことも十分考えられるため、まずは自らの姿勢をお示ししたものでございます。

大項目2、市民と行政の協働によるまちづくりについて、小項目1、住民自治の考え方についてお答えをいたします。市民憲章や都市宣言は、本市が目指すまちの姿を示すものであり、市民の皆様にご広く知っていただくよう各公共施設や学校などへプレートや看板を設置したり、様々な式典や会議などで朗読するなど取組を行っております。これからも市民憲章及び4つの都市宣言の意義や精神がさらに広く浸透されていくよう取組を進めてまいります。

地域自治組織については、これまでも行政としては、自治活動交付金により町内会等の自主的な活動を運営面で支えるとともに、地域連携事業補助金を活用し、複数町内会や大学をはじめとする各種団体との連携による協働の取組を通じ、地域の活性化に向けた取組を後押ししてまいりました。今後は、これら助成制度の一層の周知と積極的な活用を促し、地域の特色や実情を生かした効果的な取組が広がるよう努めてまいります。あわせて、町内会連合会の事務局を担う立場として、町内会相互の情報交換や先進事例の共有の場づくり、LINE等デジタルツールの導入に関する助言など、必要に応じた支援にも取り組み、地域の自主的な活動が根つき、広がるよう努めてまいります。地域自治は、市民の皆様が主体的な意欲と行動があってこそ持続するものであり、市といたしましては地域の自主的な動きを尊重しながら、必要な支援を幅広く展開をしながら安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

小項目2、地域コミュニティ活動の推進についてお答えをいたします。町内会は、市民主体のまちづくりを推進する基礎的な組織であり、災害時の共助や環境美化、地域行事の運営など、行政

だけではカバーし切れない住民同士の助け合いの基盤としての役割を担っていただいております。しかしながら、議員御指摘のとおり、核家族化や生活様式の多様化による加入率の低下、高齢化や固定化による役員の担い手不足、少子化に伴う子ども会育成連合会の解散など、町内会を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあるとの認識をしております。本市では、これまで町内会活動を財政面で支援をする取組に加え、課題解決に向けたアドバイス事業やデジタルツール活用促進などに取り組みでまいりました。議員から御提案のございました町内会再編等の支援につきましては、町内会が住民の自主的な組織であるという基本的性格を尊重しつつ、市といたしましても少しずつでも自主的な活動が活性化されるように働きかけ、その自主的な動きに対しては丁寧な伴走支援を行ってまいりたいと考えております。町内会をはじめとする地域コミュニティは、まちづくりの根幹を担うものであり、今後も関係団体と十分に協議を重ねながら、地域の実情に応じた持続可能な仕組みづくりに努めてまいります。

大項目3、市民みんなが安心して暮らせるまちづくりについて、小項目1、地域医療の充実についてお答えをいたします。まず、名寄市立総合病院の在り方と今後の方向性ですが、名寄市立総合病院は地方・地域センター病院、救命救急センター、災害拠点病院として高度急性期・救急医療を中心に感染症や周産期、精神医療など一般診療から高度・特殊医療まで幅広く医療を担う道北の基幹病院でございます。また、サテライト診療に代表される医療機関への専門医派遣や外来・宿日勤務の診療応援等を目的とした医療、リハビリ職員の派遣、道北北部医療連携ネットワーク（ポラリスネットワーク）を活用した救急トリアージや症例コンサルタント等、道北の医療提供体制や住民生活の維持に不可欠な存在となっているものと認識をしております。現在国において人口減少や85歳以上の人口の増加が今後さらに進む204

0年、その先を見据え、病院の入院体制のみならず、かかりつけ医療の機能や在宅医療、医療、介護連携等を含めた中長期的な医療提供体制全体の課題解決を図る位置づけとなる新たな地域医療構想のガイドラインを策定しているところでございますが、当院に求められる役割は従前から大きく変わることはないものと想定をしております。ここ数年医療を取り巻く環境は大きく変化をし、病院経営は厳しい状況にございますが、しっかりと経営改善に取り組み、この地域の皆さんが引き続き安心して生活していけるよう医療提供体制の維持、確保に努めてまいります。

次に、名寄東病院の状況についてお答えをいたします。現施設は昭和50年前後に建築されており、老朽化への対応が必要な状況でございます。このため、名寄東病院新病院基本構想・基本計画において市内中心部への移転を検討いたしました。敷地面積の不足、建設費の高騰、そして医療資源の共用には制度運用上の制限があるといったことから、実現は困難と判断をし、移転を断念したところでございます。今後は現在の敷地や建物を活用しつつ、必要な機能の再整備を段階的に進めるなど、多角的な視点で再検討を行うこととしたところでございます。新たな地域医療構想に基づいた医療提供体制をこの地域においてどのように構築していくのか今後関係機関において議論が進んでいくと思いますが、各医療機関の方向性や整備に向けたスケジュール感が見えてくるまでには一定の時間を要するものと考えております。このような考え方から現施設を当面の間は維持する必要があるため、喫緊の課題である外来棟の防水改修や設備更新を行うこととし、本年度実施設計、来年度に改修工事を行う予定としたところでございます。

小項目2、高齢者福祉の推進についてお答えをいたします。高齢化の進行に伴い、認知症の方はますます増えていくことが予想されます。認知症になっても自分らしく、みんなで支え合って暮ら

せる社会の実現を目指し、令和6年1月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。本市においても認知症の人だけではなく、周囲の人も認知症への理解を深め、協力し合うことで全ての人が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるまちを目指し、認知症サポーター養成講座や地域見守りネットワーク事業など地域住民や関係機関等と連携をした取組を進めております。認知症は、自分自身や家族など誰もがなり得る可能性がございます。認知症への理解を促進し、認知症の方が、あるいはその家族が尊厳を保ち、住み慣れた地域で希望を持って暮らすことができるよう認知症施策を推進してまいります。

大項目4、自然に調和した環境に優しく、快適で安全、安心なまちづくりについて、小項目1、環境との共生についてお答えをいたします。本市では、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、地球温暖化対策実行計画に基づく二酸化炭素排出量の削減を市民、事業者、行政が一体となって推進できるよう市民の皆様の意識向上と機運の醸成に努めております。具体策といたしましては、ゼロカーボンに対する市民意識の醸成を図るため、楽しみながら取り組んでいただけるよう新たにゼロカーボンチャレンジャー事業の補正予算を提出させていただいております。本事業は、市民の皆様から登録者を募り、御家庭の電気使用量を前年同月と比較をし、削減率に応じてY o r o c aポイントを付与する仕組みとなっております。また、自然エネルギーの活用については、本市における持続可能な社会の実現には再生可能エネルギーの活用が重要であると認識をしております。本年度より市内の公共施設4施設において再生可能エネルギーを導入をいたしました。これら公共施設での取組を先駆けとし、本市全体の脱炭素化に向けた施策を推進してまいります。

小項目2、水道の整備についてお答えをいたします。議員御指摘のとおり、水道施設は高度経済

成長期に集中的に整備されたものも多く、全国的に老朽化が進行しており、本市においても同様の状況でございます。事故を未然に防ぎ、将来にわたって安定したサービスを提供し続けることは、喫緊かつ最優先の課題であると認識をしております。限られた財源と人員の中で効率的な対策を進めるため、管路につきましては老朽管更新計画に基づき経過年数や過去の漏水履歴、重要度などを精査をし、優先順位をつけ、計画的に更新をしております。財源につきましては、本年度から創設をされました国庫補助事業、重要水道管路更新事業や有利な地方債を最大限に活用し、市の負担軽減を図りながら着実に推進してまいります。なお、人口減少等に伴う給水収益の減収や急激な物価高騰による施設更新費の増大に対応するため令和7年9月に料金改定を実施し、令和8年3月には社会情勢の変化を踏まえ、経営基盤の強化を図るべく経営戦略を改定したところでございます。今後とも安全で良質な水道水を安定的に供給をしていくため、中長期的な視点で業務の効率化や適正な料金水準を維持し、健全で持続可能な事業経営に努めてまいります。

また、技術者不足につきましては、市における水道技術職員の確保や、建設業界全体の人手不足が深刻化をする中、道路冠水や陥没等が想定をされる緊急性の高い事案に迅速に対応できるよう名寄市管工事業協同組合との連携体制をさらに強化をし、市民生活の安全確保に万全を期してまいります。持続可能なインフラを次世代に引き継ぐことは、我々行政の重要な責務であります。今後も徹底したコスト削減とともに、ライフラインの維持、強化に努めてまいります。

小項目3、除排雪対策についてお答えをいたします。除排雪事業は、市民の安全、安心な生活を確保する上で不可欠な業務であり、毎年多くの御意見、御要望をいただいております。要望については全ての事案について対応はできませんが、できる限り解決に努めさせていただいているところ

でございます。燃料費や物価、人件費の高騰等の影響による除排雪経費の上昇や除排雪作業に従事をする人員不足、特に除排雪機械を運転するオペレーターの高齢化や若手不足などにより将来的に安定した除排雪業務の持続性に課題があることは私どもも認識をしているところでございます。除排雪事業に係る費用構成は、労務費と燃料費及び機械損料等から成り立っており、除雪機械による作業が大部分を占めることから、燃料高騰による請負金額への影響は顕著なものとなりますが、契約時に最新の燃料単価や労務単価を使用し、業務の発注を行っております。さらに、契約時と比較をし、燃料単価の改定により10%以上の増減があった場合には、市と受託者で協議の上、契約単価の変更を行うことができる運用としており、除排雪業務の執行に支障を来さないよう対応しておりますが、今後におきましても燃料単価の動向には注視をして取り組んでまいります。

また、除排雪従事者の確保については、令和3年度から進めている除排雪担い手育成確保事業による助成事業において、毎年一定程度大型免許や大型特殊免許などの免許取得希望者の申請をいただいているところでございます。将来的にも除排雪業務に携わる人員を確保できるということは、冬期間の市民生活を守り、持続的な除排雪を確立する上では大変重要であると認識しておりますので、今後も市の除排雪委託事業者と連携をしながら作業人員の確保ができるよう努めてまいります。

大項目5、地域の特性を生かしたにぎわいと活力のあるまちづくりについて、小項目1、観光の振興についてお答えいたします。本市は、北海道の盆地帯という気候・気象条件が生み出す雪質日本一と称されるパウダースノーをはじめ、手つかずの大自然が残る天塩川、モチ米やスイーツなど全国に誇れる食など、強みとなる多くの観光資源を有しております。観光の振興による交流人口の拡大は、地域外からの消費を取り込み、地域経済の活性化を促進をする有効な手段でござ

います。これまで名寄市観光振興計画（第2次）に基づき観光資源を生かし、名寄ならではのアウトドア観光の推進など各種取組が行われております。しかしながら、観光地としての認知度が低いこと、通過型観光客が主なことであることから、地域の幅広い産業に経済的な効果が及んでいない状況でございます。これらの課題を解決し、交流人口を増加をさせていくため、交通、宿泊、飲食、観光コンテンツをパッケージ化をする等、幅広い事業者が関わりを持ち、地域が稼ぐ観光を目指した取組を推進をしていく必要がございます。本年度現在の観光振興計画が最終年度を迎えることから、次期計画策定に向けて策定委員会を設置をし、今後の観光振興への活発な意見交換が交わされております。本策定委員会の御意見を踏まえ新たに策定をされる名寄市観光振興計画（第3次）に基づき観光により人が集い、交流が生まれ、地域経済が潤うまちを目指し、なよろ観光まちづくり協会等と連携をし、取組を推進してまいります。

大項目6、生きる力と豊かな文化を育むまちづくりについて、小項目1、名寄高等学校の魅力向上と支援の在り方についてお答えをいたします。市内唯一の高等学校である名寄高校は、本市にとって子供たちの地元における進路選択の場であることはもとより、地域の活性化、将来の地域を担う人材を育成する上で極めて重要な存在であると認識しております。本市では、これまで保護者負担の軽減や学習環境の充実を図るため教育委員会と連携をし、様々な支援に取り組んできており、一定の成果はあったものと受け止めておりますが、少子化が進む中、生徒数の確保や魅力の発信という点では依然として課題があると考えております。今後については、名寄高校が中学生とその保護者から選ばれる学校であり続けるため教育委員会と共に学校や地域とこれまで以上に緊密に連携を図り、名寄高校の特色化、魅力化を市政の重要課題としてしっかりと取り組んでまいります。

小項目2、大学教育についてお答えをいたしま

す。栄養学科以外の大学院設置の検討状況についてでございますが、社会福祉学科におきましては昨年10月以降学科内にワーキンググループを組織をし、大学院設置に関する情報収集や意見交換を進めてまいりました。今年度は新たなメンバーによるワーキンググループを再編し、研究者として重点的に取り組む教育研究分野などについて検討を進めることとしております。また、社会保育学科におきましても今年度からワーキンググループを組織し、大学院設置の可能性や教育研究の方向性について検討を始めることとしております。看護学科につきましては、現在教員の欠員が生じている状況にあることから、具体的な大学院設置の検討組織を設ける段階には至っておりませんが、まずは教育研究体制の充実を図るため教員の確保に努めるとともに、研究業績の蓄積や研究活動の活性化を進めてまいりたいと考えております。大学院の設置につきましては、各学科の教育研究の成熟度や教員体制、地域ニーズなどを総合的に勘案しながら段階的に検討を進めてまいります。

○議長（山田典幸議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 私からは、大項目7についてお答えいたします。

初めに、大項目7、教育行政執行方針について、小項目1、今後の小中学校の在り方と検討委員会の役割についてお答えいたします。今年度名寄市立小中学校の児童生徒数の減少などを踏まえ、将来にわたり子供たちにとってよりよい教育環境を整備するとともに、地域の実情に応じた持続可能で魅力ある学校の在り方について検討するため名寄市立小中学校のあり方検討委員会を設置しました。委員については、保護者や市立学校長、地域の代表のほか、学識経験者、公募による市民11名で構成し、去る6月9日に第1回検討会議を開催したところです。その会議においては、小中学校の現状と課題を把握した上で少子化や多様化、国際化に対応した特色ある学校づくりの推進をはじめ、学校再編の判断基準となる適正規模及び適

正配置の考え方などについて諮問をいたしました。今後については、検討委員会において諮問内容に基づき本市の小中学校の現状や課題を踏まえながら検討を進めていただくこととしており、その議論の内容についてはホームページなどを通じて市民の皆様へお知らせしてまいります。また、検討結果については、12月を目途に答申として提出いただく予定であり、教育委員会といたしましてはその答申を踏まえ、年度内に今後の小中学校の在り方に関する基本方針を作成してまいります。

次に、小項目2、子供たちの生きる力を育む教育の推進についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、急激な社会の変化に対応し、子供たちが希望を持って生き抜いていくためには、社会の中でたくましく自立し、他者と共生できる生きる力の育成が重要であり、学校教育においては健康と体力、豊かな人間性、確かな学力など生きる力の基盤となる資質、能力を育むとともに、社会教育においては何事にも挑戦する意欲や社会性などを育む必要があると考えております。そのためには、教育的愛情を持って子供たちと関わり合うことをベースに、特に学校教育においては子供たちの主体的、対話的で深い学びを実現する授業が行われるよう子供一人一人の興味、関心や学習特性を踏まえて、個の資質能力の向上を図る個別最適な学びと子供同士や教職員、地域の方々などとの対話等を通じた協働的な学びの双方の関連を図った一体的な授業づくりを進めてまいります。

また、社会教育においては、社会教育施設における子供を対象とした事業が子供たちが多様な人々や様々な事象と関わったり、好奇心や意欲を持って主体的に参加したりすることができるものとなるようより一層企画、運営の工夫、改善を図るとともに、図書館を中心に読書活動の推進にも力を入れてまいります。さらには、学校と地域がパートナーとして連携、協働しながら子供たちの生きる力の育成に取り組めるようコミュニティ・スクールと地域学校協働活動がより一体的に進めら

れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小項目3、キラキラ☆いきいき☆まなびらんど※なよろについてお答えします。まず、このスローガンの意味、目指す姿についてですが、令和6年度、教育委員会の職員が同じ方向を向き、一体となって教育の推進、創造に取り組むためには共通の合い言葉が必要と考え、管理職にお願いしたところ、職員自らの手で検討を重ねてくれました。教育委員会各部署から約60もの提案が寄せられ、管理職において議論を尽くし、名寄市の将来像である自然の恵みと財産を活かし みんなでつくり育む 未来を拓く北の都市・名寄に掲げられた地域資源や協働、連携、故郷への誇り、愛情というキーワードを核として考えたものであります。このスローガンは、市民憲章や教育都市宣言、教育目標を踏まえ、目指す教育のビジョンを凝縮しており、キラキラには子供たちや市民の皆さんの心が輝き、笑顔があふれる様子、名寄の美しい雪や星空といった豊かな自然をイメージしております。いきいきには学びを通じて心が弾み、活力にあふれ、強い心と体が育まれる姿を込め、まなびらんどには学校や社会教育施設だけではなく、豊かな自然環境や住んでいる方々など地域全体で幼児教育から大学教育、さらには市民の皆様が生涯を通じて学び、育ち合う学びの土地であるという誇りを表現しております。職員たちの思いが詰まったこのスローガンを先頭に掲げ、家庭、学校、地域と手を取り合いながら、まずは私自身が子供たちが将来胸を張って名寄で学んでよかったと実感し、市民の皆様誰もがウェルビーイングを享受できる教育を目指し、真心と熱意をしっかりと持って教育行政のかじ取りに邁進してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 答弁いただきましたので、再質問に入させていただきます。

大項目、小項目1、人づくり、人への投資につ

いてでございますが、人づくり、人への投資とは誰に対して、どの年代に対する投資なのか改めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 教育、人づくりということで、まずは将来を担っていく子供たちに対する教育は何よりも重要だろうというふうに思っています。そのためには、地域が一丸となってそうした環境を整えることも重要であり、そのことがひいてはつながりをつくっていく、生涯学習につながっていく、さらには市民との輪を広げていく、そうした副次的な効果にもつながっていくものというふうに考えていまして、全体として人への投資、そのことが持続可能なまちづくりにつながっていくと、そういった循環であるというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 分かりました。近年名寄市では人口減少、高齢化が顕著であると思っています。そのような状況の中でやはり人づくり、人への投資というのは非常にハードルが高いのかな、分母が少ないのかなというふうに思いますが、そのようなお考え、少ない人材の中でそれをブラッシュアップしていく、そのことについてどのようなお考えをお持ちなのかお聞きしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 少ない人材という意味がちょっとよく分からないのですが……

（「人口が少ないので、少ない人の中から子育て、教育、ブラッシュアップしていくのは大変じゃないかなというふうに思ったわけなんですけれども」と呼ぶ者あり）

○市長（加藤剛士君） これからを担う、貴重な未来を担う人材に投資してこそ持続可能なまちづくりにつながるということであります。何回もお話ししていますが、そこには地域の皆さんがそれぞれ関わっていただくことも大変重要であ

るというふうに思っていまして、そのことによって人と人とのつながり、あるいは社会教育だとか、そうしたものにもつながっていく、いい意味での相乗効果を発揮していけるものというふうに考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） やはり人づくり、本当に人への投資というのは必要な、大事なことであるというふうに考えております。

小項目の2でございますけれども、名寄市の強みを生かした産業と仕事の創出と地域振興についてでございますけれども、この間取り組まれた企業誘致や新たな産業の創出として期待した王子マテリア跡地、産業高校名農キャンパス跡地の現在の状況についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時50分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） まず、王子のマテリア跡地については、令和4年度から企業立地の特例の条例を設置をいたしまして、現在王子さんの、これは立地条例と関係ないのしょうけれども、王子さんが名寄に本社を構えて、薬用植物の工場というか、生産あるいは調整、研究開発の拠点を敷地内に設けているということと併せて、まちづくり会社があそこの王子さんの倉庫を活用して、物流事業者2社と御契約をして、あそこを物流の倉庫として活用しているということ、さらには小規模でありますけれども、蓄電池の設置をしている企業もあるということございまして、当初あそこの跡地活用については3本柱ということでDXあるいは物流、さらには再生可能エネルギーか、この3本柱で進めておりましたけれども、少しそのエッセンスがあな地域には立地しているところでもありますけれども、御案内のとおりまだ大半の

敷地が未活用な状況でございます。御案内のとおり、王子グループ、事業者が所有をしている土地でございますので、なかなか私たちの理屈だけでは進められないところもございますので、今後も当該事業者さんと連携をしながら、現在もさらに企業立地ができる企業が、あるいは産業がないのかということは適時情報交換をしているところでございます。

名農キャンパスの跡地につきましては、こちらでも北海道教育委員会が所有、管理をしているものでございまして、昨年初めてのケースだったかもしれませんが、北海道教育委員会のほうで跡地利活用を広く企業、住民に公募をするサウンディングという調査を実施をしたところでありまして、2社ほど提案があったというふうにもお聞きをしておりますが、諸般の様々な事案もあって、その後具体的な立地に至っているというお話は現在のところは聞いておりません。こちらについても教育委員会とも情報は密に取りながら、今後どうしたら活用ができるかということを経営して我々のほうも尽力していきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 非常に市民にとっても関心の高いところでございますので、引き続き取り組んでいただきたいということを要望して、市長の20%の給与削減の理由として、これからの改革を進めるとありましたが、この改革とは今後市民負担を大幅に求めていくということで、職員の定数や人材育成計画の見直しとは定数削減と理解していいのかお伺いいたします。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 行財政改革をこれからも進めていかなければならないということで、まずは自らその姿勢をお示しをしたところでありまして、具体的に今後どこまでということはまだ決めているわけではございません。ただ、お話しのとおり、様々な執行方針等でもお話しさせていただ

いていますが、今後は人口減少等も含めて考えていったときに職員の定数の見直しでありますとか、公共施設や公共サービスの統廃合だとか、あるいはいろいろなものを複数重ねてブラッシュアップをしていくだとか、そういった事業の選択、集中、そうした改革も行っていかなければならない。場合によっては、市民の皆様に御協力や御理解もいただかなければならないこともあるというふうには承知をしているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 市民の生活も非常に大変だ、所得は増えない、物価は上がり続けて、大変厳しいということをお聞きしているところです。市民負担とのバランスについてはどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ここにきて財政的に非常に厳しいというのは、いわゆる基金を取り崩さなければ予算が組めないような状況、これはまさに行政の収支のバランスが壊れている、今崩れてきている、ここを修正をしていかなければならない。そのために様々な改革をしていかなければならないということでございまして、ここのバランスをしっかりと見通せるようなところまで持っていかないと、持続可能なまちづくりにはつながらないということでございます。この間私も長く市政を推進してきている中でこういった状況になったという自らの戒めも含めて今回のこうした削減ということもやったところでありますけれども、今後さらにやっぱり改革を進めていく必要があるということをもまずは市民の皆さんにも御理解をいただきたいということでございます。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 御自身の給与削減20%ということでございますけれども、特別職や市職員の給与削減はどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今のところそのつもりはございません。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 市庁舎再編ということなのですけども、市庁舎、消防庁舎の議論を加速していくということで御答弁がございました。どのように加速して、どのような形を将来市庁舎、消防庁舎に対してお持ちなのか、お考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 市役所庁舎も今風連庁舎と名寄庁舎と分庁方式でそれぞれ活用しておりますけれども、それぞれ築年数が古うございまして、不具合も出てきている状況でございます。消防庁舎に関してもそれぞれ現在風連消防庁舎と名寄消防庁舎がございまして、活用しているところであります。しかし、ここも老朽化が進んでおりまして、ここの方向性を出していく、これは急務であるというふうに思っております。いずれにいたしましても、まだこれをかちっと今私が言えることではございませんけれども、今年度中にはその方向性をしっかりとそれぞれ出していかなければならない事案だというふうに思っているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 消防庁舎も非常に古くなってきておりますし、今女性吏員の方が応募してきている状況の中で、やはり女性の更衣室だとかトイレが充足していないということで、消防庁舎の建て替えというか、整備についても同時進行で考えているのではないかというふうに思いますけれども、このことについて再度質問いたします。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今お話しさせていただきましたけれども、消防庁舎についても非常に喫緊の課題だと思っております。特に内部の指令台だとかの更新というような大きな事業も控えている

中で、現在の古い庁舎ではなかなかそれも厳しいのではないかというお話も伺っているところであります。こちらの庁舎をどうしていくのかということは早急に結論を出し、お示しをしていかなければならない事案であるというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 市庁舎、消防庁舎についてはお伺いいたしましたけれども、そのほかにもたくさんの公共施設があるわけですが、やはり縮小、整備という形でいくのかというふうに思いますけれども、そのことについてお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど東川議員の代表質問でもお話しさせていただきましたけれども、公共施設の総合管理計画を今見直す議論を進めているところでございます。この中で利用度合いだとか利用頻度でありますとか、もちろん老朽化度合いだとか、様々な角度からそれぞれの施設についてどうあるべきかというのを計画を策定していきたいというふうに思います。その中で、どういう施設の今後の在り方にしていくのかというロードマップ的なもの、市民の皆様にもできれば年度内にお示しをしていければというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） ロードマップを年度内ということに答弁いただきました。

以上、3項目については市民への説明、市民の理解を最優先にさせていただきますことを強く要望いたします。

大項目2、市民と行政の協働によるまちづくりについてでございます。市民の人づくりの第一歩は市民憲章や都市宣言の理解と浸透であると思えます。各種行事や集会などあらゆる機会に浸透への努力をしていただきたいと思います。お考えをお伺いいたします。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 当初の市長からのお話でもありましたけれども、今も市民憲章ですとかそれぞれの都市宣言含めては公共施設ですとか学校ですとかにもいろんなプレート貼ったり、看板を設置させていただいたりしていますし、今議員からもお話ありましたとおり、様々な式典ですとか会議等も含めて今も朗読するような取組もさせていただいています。これらについては、今後継続させていただきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 非常に立派で美しい市民憲章だというふうに私は捉えておりまして、やはり機会があるごと、集会があるごとに何か皆さんで唱える機会があればいいなというふうに思います。市内にも掲示されているところでございますけれども、より一層周知に努めていただきますようお願いいたします。

町内会長はじめ市民から町内会機能を維持することが行政コスト削減につながる、町内会の弱体化は行政の負担増、地域力の低下につながる、アンケート調査結果に対する対応など御意見をいただいているところです。町内会に対する支援については、今後も重視していただくことを強く要望します。

大項目3、みんなが安心して暮らせるまちづくりについて、地域医療の充実についてお伺いいたします。現状の厳しい赤字経営をどのようにしたら改善することができるかと考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） 市立総合病院の経営改善に向けた具体策ということだと思います。経営改善には収入を増やすか、それとあと経費を減らしていくと、その両方をやっていかなければならないわけでありまして、

この間取り組んできた取組に加えて、収入の増加に関しましては今年度総合健診、人間ドック、これの枠でありますとか種類というのを拡充をいたしました。また、病診連携強化による患者数の増加でありますとか退院調整のルール、体制の見直し、こういったことにも取り組んで、ベッドコントロールを最適化していきたいというふうに考えているところでございます。また、診療報酬の加算物と言われるものがあるのですけれども、その算定機会を向上させることによる単価のアップ、こういうことにも取り組んで、これまでに増した収入増加というところを目指してやっていきたいというふうに考えております。一方では、経費の節減ということにも取り組んでいかなければならないわけでありまして、ここも今年度新たに電力契約に関してリバースオークション方式というのがございますけれども、それへの変更をしたりとか、それから旅費支給ルールの見直し、あとは業務効率化促進による時間外勤務の削減ですとか委託内容の見直しによる経費の縮減、こういったことにも取り組んでまいりたいというふうに思っているところであります。なかなか経営改善というのは一遍に進むということができないわけでありまして、少しずつ今言ったような1つずつ、小さいことかもしれませんが、積み重ねをしていって、経営改善に結びつけていきたいと考えているところであります。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 本当に名寄市立総合病院だけが赤字なわけではないのですけれども、何としてでも生き残って、この地で名寄市立総合病院がないことに、なくなることにはならない、そういう強い思いで、やはり赤字を少しでも減らす努力をしていただきたいというふうに考えております。人材不足が赤字経営に拍車をかけているのではないかと危惧する場面もございます。スタッフ不足の中でスタッフが報われるようなことも企画していかなければ、やはりスタッフが気持ち

よく快適に仕事することができないのではないかと。赤字経営の中で、やはり厳しい、厳しいといひながら何か楽しみ、努力が報われるような、そのようなことについてお考えがあればお聞きしたいと思ひます。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） 議員から今お言葉ありましたように、私どももやはり病院で働いていらっしゃる職員が元気でやりがいを持って働いていただくこと、これが非常に大事だというふうに思っております。そういった環境づくりでありますとか、誇り、愛着を持って働いていただけるような職場づくりということも進めていきたいというふうに考えているところであります。その中では、業務負担軽減というのも一つやはり取り組んでいかなければならないと思っております。これまでの取組の内容を少しお話をさせていただきますと、院内スマホを導入したりとか、セル看護の導入ということも行っていました。あと、DX系でいいますとAI問診の導入、こういったことも取り組んできたところであります。こういったことをやって、少しでも業務の効率化につなげて、時間外の短縮、縮小というところに何とかつなげてまいりたいというふうに思っており、やっているところであります。あとは、やはり院内における人間関係づくりというところ、また悩みを聞いていただく、そういった場面というものも設定が必要だというふうに思っております。ここについては昨年度から院内ナースカフェでありますとか、多職種カフェといったものも開催をいたしまして、みんなで悩みを共有したり、議論し合えるような場というものをつくって、働きやすい環境づくりということにも取り組んできたところであります。さらには、なかなかPRというところまでできていないかもしれませんが、昨年病院まつりということも取り組ませていただきました。これは、今申し上げましたとおり、職員の方々に元気で働いていただきたい、そ

ういう思ひで職員の方、またその家族の方を対象として開いたものであります。職員の一番身近にいる方々が職員がどういうところで働いているのか、またそこに興味、関心を持っていただくということが非常に大事だという、そんな思ひから開催をさせていただきました。こういった幾つかの取組を今後も重ねながら、職員が元気に働ける、そんな職場づくりをしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） いろいろ取り組んでおられるということ今報告いただきました。浦河の日赤病院では、お医者さんと薬剤師の方が本当に浦河がいい地域だということで、退職してから浦河の日赤に勤めるということで、私たちも本当に名寄市立総合病院が働きやすく、職員に優しい病院であれば、退職して、戻ってこられる方もいらっしゃるのでは……お医者さんとか薬剤師さんが。そして、地域のために頑張るぞと言っているのではないかとこのように思っているところでもありますので、やはりそういう取組を今後もますます進めていっていただきたい、職員を大事にしていいただきたいというふうに思っております。

地域医療構想の中では、上川北部地域の慢性期のベッド数はおおむね削減の必要があるという理解しているのですが、東病院が今回改修、改築、修理、修繕ということになっておりますけれども、今25年の地域医療構想の中で上川北部のベッド数882ありまして、必要病床推計は792になっているのですが、東病院がこれから改修して、お金をかけて急性期、慢性期の将来の姿について想定してこの工事というのを進めているのかどうか、そのところ考え方についてお知らせいただきたいというふうに思ひます。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） 今お話のあった病床数につきましては、2025年の

必要とされる病床数の推移というのが現在の地域医療構想の中で示されておりまして、その数字と直近で各医療機関が毎年提出をしております病床機能報告、これの数字との差異のお話をされているのだというふうに思います。おっしゃられたように、全体でも過剰というのでしょうか、ベッドが多くなっているということとその内訳の慢性期のほうでも44床ほど病床機能報告のほうが多くなっておりますので、いわゆる過剰と言われる数字に数字上はなっております。しかしながら、この病床機能報告というのが病棟単位での報告という制度になっておりまして、例えば1つの病棟の中で回復期と慢性期があるような、そういうケースについてはそれぞれの病床数を報告することができないということになっておりますので、例えば回復期が20、慢性期が30、そういう50床のベッド、病棟があったときに慢性期での報告となるとこれが50全てが慢性期病床だという、そういう内容の報告になってしまうものですから、現状と報告の内容とが必ずしも正確に報告ができるような、そんな内容になっていないということが一つこの数字の中には含まれます。それとまた、この数につきましては病床の稼働率というのが全く反映されていない数字になっておりますので、当然100%の病床稼働率という病院はなかなかないわけでありまして、実際に入っている患者さんというのは報告をしているベッド数から見ると少なくなるという現状があると。さらには、2次医療圏をまたいだ患者の流入、流出といった直近のデータというのも反映がされていないわけでありまして、必ずしも慢性期病床が現在過剰になっているということは言えないのではないのかなというふうに認識をしているところでございまして、先ほど言ったような報告の内容については正確さが欠けているということについては国のほうも状況を理解しておりまして、新たな地域医療構想、ここの中ではこの報告方法が見直されるというふうに聞いているところでございます。いず

れにいたしましても、新たな地域医療構想、この策定に向けた議論の中におきまして各病床の機能をそれぞれの病院がどう担っていくのかということをお名寄東病院を含めた形で協議が今後されていくというふうに考えております。今回の再整備事業につきましては、それまでの間この医療提供体制を維持するために必要となる喫緊で対応しなければならない最小限の改修をするための内容になっておりますので、どうか御理解をいただければというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 道北地域を網羅する名寄市立総合病院でございますので、やはり広域圏域での議論、そしてまた北海道や国の支援、協力が非常に大切ではないかというふうに考えますけれども、市長も要望にいらしているというふうに思っていますけれども、道北地域の拠点病院である名寄市立総合病院と国と道との関係、今後どうしていくのかお考えがありましたら、教えてください。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど来御答弁させていただいているとおり、現在2040年に向けて新たな地域医療構想を国のほうでその指針を示し、その中で地域の医療はどうあるべきかというのがまた具体的な示されがあるものというふうに思っております。昨年度も非常に公立病院が経営が厳しいということが顕著になりまして、北海道市長会と、あるいは北海道保健福祉部とも連携をして、厚生労働省あるいは総務省に幾度となく訪問させていただいたところであります。診療報酬が新年度改定をされましたということと併せて、交付税等の見直しによって名寄市立総合病院のような病床が結構大きな、しかし不採算を抱えなければならない病院に対して一定の報酬の上乗せというのでしょうか、そうしたものも見直されているということで、一定のこうした地域の医療に対しての配慮はあったものというふうに思いますが、一方

でまだまだ厳しい状況であるなというふうに思っております。特にこの名寄は、御案内のとおり先ほど来急性期以外のほぼ全ての疾病診療を担わなければならない地政学的などどうしても責務があるというふうにも思っておりまして、こうした状況をしっかりと道あるいは国に引き続きお伝えをしていく必要があるのではないかなというふうに思います。加えて、地域の中でさらに連携を深めて、医療提供体制を、機能を、役割をさらにそれぞれ連携して、それぞれ担っていくということをより進めていかなければならないのかなというふうにも思います。引き続き、この病院が名寄だけではなくて、道北にとって絶対なくてはならない最後のとりでであるという認識は議員とも一緒でございますので、それに向けてしっかりとまずは中の経営もしていただくということと同時に、現状について今後も必要に応じて北海道と連携をしながら、あるいは国等にもお伝えをしていきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 365日、24時間、そして救急車100%受入れ、当たり前ではない名寄市立総合病院の働きだというふうに思います。課題もたくさんありますけれども、やはりこの病院を大切に守り育てていかなければならないというふうに考えております。

小項目2、高齢者福祉の推進について。不安を感じている認知症や高齢者の方の相談やお話をお聞きする機会があります。高齢化すると、若いときには考えられない体や心の変化に自分でもびっくりしたり、落ち込んだりします。市民一人一人が認知症を理解し、高齢者や障がい者に寄り添う優しいまち、名寄市でほしいというふうに思っております。

大項目4、自然に調和した環境に優しく、快適で安全、安心なまちづくりについて。ゼロカーボンについては理解いたしました。

水道管の劣化では、一時全国的に多くの報道が

あり、隣の下川町での断水時には市民から名寄市の状況の確認などいただきました。命に関わる大切な水、水がないと生きていけません。安全、安心な水道事業も今後もブラッシュアップしていくことを要望いたします。

除排雪についても市民から非常に問合せが多い事業でございます。コロナ後DXが進み、LINEで現地を撮影し、送ると対応するというシステムになっております。市民の方と一緒にLINEで送り、対応していただいています。市民の方も本当に感動しているところでもあります。除排雪道路については本当に課題が多く、様々な問題が毎日ありますけれども、今後も市民に寄り添っていただくことを要望いたします。

大項目5、地域の特性を生かしたにぎわいと活力のあるまちづくりについて。地域おこし協力隊でアウトドア観光に取り組まれている方がいらっしゃいますけれども、名寄市でどのような形で活躍していただいているのか、いただけるのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 観光振興に関わる地域おこし協力隊の隊員の皆さんの活動状況ということでございますけれども、御存じのとおりかと思っておりますけれども、1名の隊員の方につきましては既に独立して起業をされて、カヌーのガイドとして今も名寄中心に御活躍いただいて、ここ観光協会のほうとも連携を取りながら、新たな観光資源として多くの市外からの観光客の方の対応いただいているというところでございます。そのほか釣りを中心としたフィッシングガイドということで、現在2名の方、それぞれ研修を積み重ねていただいているところでございます。また、観光情報を市外にも発信していただくということで、観光振興支援というふうな立場で、その方、今現在1名の方が2年目に今年入りますけれども、それぞれ地域のイベントですとか、また名寄市内の様々な魅力の発信ということで御協力いただきなが

ら、SNSを中心にそういう情報発信の取組をしていただいているところであります。また、今年度に入りまして、1名新たに、またこの方も観光振興支援という形で現在は観光協会のほうでそれぞれ活動を開始していただいております。この先フィッシングガイドになるのかアウトドアガイドになるのか、まだその活動の方向性としてはきっちりと定まっているというところではございませんが、旅行業の資格をお持ちになられている方ということもございまして、これから様々な観光コンテンツの商品化、そういったものにアドバイスをいただけるのかなというふうにも私どもも期待しているところでございますので、そういったことも含めて今後も観光振興に力添えをいただけるものというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 説明いただきましたけれども、なかなか市民に見えづらいのかなというふうに思うのですけれども、情報発信というか、カヌーをなさる方もやっぱり少ないのかなというふうに思うのですけれども、情報発信、地域おこし協力隊の方がこんなことをやっていますとか、そういうアピールというのですか、そういうのはどのように考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 協力隊の隊員の方の活動状況につきましては、市の広報等も通じてそれぞれ市民の方に御案内させていただいているところであります。なかなか地域資源といいましようか、観光資源に関しては地元の方はやはり注目というか、着目される機会が薄いのかなというふうな気もしておりますので、地元の方にも名寄市の観光を生かしたアクティビティー、様々なものを用意しておりますので、観光協会のほうから予約もできますので、ぜひそういったものも活用いただきながら、改めまして名寄市の観光資源、再確認といいましようか、再認識いただければなと

いうふうに思っております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） なかなかすばらしい自然や食べ物ですか、当たり前だという私たちの思いがあるのかもしれませんが、その当たり前が当たり前ではないのだというところも発信していただきたいというふうに思います。

大項目6、生きる力と豊かな文化を育むまちづくりについて。名寄高等学校なのですけれども、生徒数の確保などが依然として課題だなというふうに思っています。これまでいろんな支援をなさってきたわけでありましてけれども、これまでの支援をどのように、もっとアップデートというのですか、刷新していくのか、お考えがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 名寄高校が1つになってから何年かたちますけれども、これまでも市としても様々な支援もさせていただく中で一定の成果もあったものというふうに思っていますが、少子化は今後も続いていく中でこの高校がこれからも維持、発展していくことは持続可能なまちづくりにとってとても重要だという認識の下、議員がおっしゃる支援をアップデートするという考え方はまさに重要だなというふうに思っています。これまでも、あるいは今後も高校を魅力化するに向けて校長先生はじめ職員の皆さん等とも対話を続けてきておりますし、さらに連携を強くしていきたいというふうに思っております。また、高校側のほうから名寄市以外からの子供たちの入学希望がある中で下宿を市内に設置をしてほしいという動きが、そういった要望もあり、それを受けてまちづくり会社が学生寮、高校の寮を建設をする動きがあるというふうにも聞いているところでございまして、こうした取組等もしっかりと確認をさせていただき、場合によっては行政からも支援をする、あるいはまちづくり会社でそうした取組を進めていく、このことに対しても地域で連携をしな

がら高校の魅力化に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 本当に人数がどんどん減っていく中で心配をしているところなのですけれども、先ほどドローンのお話がありまして、午前中。私も全国大会で非常に優秀な成績で名寄高校が非常に注目を浴びて、名寄って本当にどこなのですかみたいなことの報道を目にしました。ドローン教育をますます推進、充実するなど、定数がなかなか埋まらない情報技術科に対する支援について考えていることがあれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 名寄市では、生徒の学びへの意欲を高め、生徒の資質の向上に資するため名寄高校の在校生の資格取得などに要する経費の一部を補助しているところです。この補助制度につきましては、毎年度高校と協議をして、補助内容を定めております。そして、令和7年度から情報技術科の専門性をより際立たせるためドローン操縦資格の取得も支援対象とし、特色ある学びができるよう後押しをしているところです。今後につきましても名寄高校と緊密に連携を図りながら、情報技術科の特色ある教育活動がさらに充実するよう実効性のある支援策について検討してまいりたいと考えております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 午前中の議論にもありましたように、非常にドローンというのが今注目を浴びている状況だというふうに思っております。去年、7年度教育して、それで全国で優勝したり、準優勝したりしたということなのですけれども、1年ぐらいでそんな優勝したり、準優勝になったりするようなドローンの教育なのか、どういう教育をしているのかなというところなのですけれども、3年間いっしょの中で、高校生活、どの程度のドローン教育ができるというふう

に分かりましたら教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時31分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） ドローンの教育についてでございますが、情報技術科のほうでは生徒募集、定員に満たないということで、毎年度どういう特色を出していくかということで統合以来カリキュラムの改善、充実にも努めているところでございます。そうした中で、名寄自動車学校のほうでもドローンのそういう免許が取れる開設をしたようなこともありまして、そことの連携の中で昨年だったり、集中的にそういうカリキュラムを組んだりしております。学校の教育課程というのは、校長先生に編成、実施、評価の権限がございまして、子供たちの資質、能力の向上に向かって毎年度見直しをかけていくものでございます。したがって、名寄高校のほうでも子供たちの状況、それから子供たちが外に出ていく社会の動向等も、特に情報技術科というところは職業の専門性の資質、能力を向上するところですので、そうした出口のことも見通しながら名寄高校のほうではそうしたカリキュラムマネジメントといたしますか、教育課程の編成、実施に努めていくものと思っておりますし、そうした中で必要な支援が出てきたときには高校と十分に対話しながら、教育委員会も市の中でも中心となりながら支援していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 非常に夢がある名寄高校情報技術科の将来に希望が持てる内容だと思って、質問いたしました、だんだん子供が少なくなる中で、やはり特色のある、子供たちが自信を持って世の中に羽ばたいていける、そういう

情報技術科であってほしいというふうに思いますし、今後の募集に有利なような、そのような状況であってほしいというふうに思います。

次に、大学教育についてお伺いいたします。大学院設置について今いろいろと御苦労なさっているのだというふうに思いますけれども、大学院は全部のところに大学院を設置する考えで今進んでいるということで、看護科は教員がいっぱいじゃないということで、ちょっと保留なのかなというふうに思いますけれども、全ての科で大学院を目指しているのかどうか、そのところちょっと確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 大学院の関係につきましては、先ほど御答弁がありましたように、栄養学科中心で今話が進んでおりますけれども、他の学科の部分についても大学院設置に向けての検討を進めております。その中で、基本的には以前大学院で検討した際には4つの学科を生かした総合的な大学院ということで検討を進めてまいりましたけれども、今回栄養学科が先行して大学院を設置した後、それぞれの学科が大学院が、学科の学位というのがあるのですけれども、それぞれの学位が取得できる大学院を目指して検討を進めているということですので、基本的には栄養学科の大学院を設置した後に設置に向けて検討を進めているというところであります。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 子供たちに選ばれる大学ということで、大学院設置が今後課題となってくるというふうに思いますけれども、子供たちの人数が減る中で、やはり大学、これからいろいろな課題も出てきますけれども、大学院設置に向けて進んでいるということで了解いたしました。

大項目の7番目、教育行政執行方針について、（1）の今後の小中学校の在り方と検討委員会の件なのですが、検討委員会において再編、統合はあくまでも一つの選択肢なのか、それとも

少子化の現状からして再編、統合を前提として検討を進める方針なのか、お考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 今回の検討委員会でございますが、先ほども答弁いたしましたとおり、名寄市立小中学校の児童生徒数の減少などを踏まえて、将来にわたり子供たちにとってよりよい教育環境を整備することと地域の実情に応じた持続可能で魅力ある学校の在り方について検討するために設置をしたものでございます。したがって、再編とか統合とか、そうしたこともありきではなくて、本市の子供たちにとって望ましい教育環境とはどういう環境なのかということを第一に考えまして、まず現状の学校を客観的に見詰め直し、そしてこれからの教育の動向、それから名寄市の未来等も洞察しつつ、名寄市の未来へと持続可能な学校の在り方はどのようなものかということを検討していただく考えで、この在り方検討協議会を設置しているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 小学校の人数が少なくなりまして、うちの小学校、もしかしたらなくなるのかしらという声もお聞きするところですので、その再編ありきではなく、在り方を検討するのだということを今確認したところですが、検討委員会の委員の方11名ということで、PTA会長さんとか選任されたということなのですが、市民の方からも応募があったというふうに思うのですが、市民の方からどのぐらいの応募があって、何を基準に選考されたのかお聞きしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 市民の方からは、4名の希望がありました。あと、応募の際に今回応募した理由を記載してもらうようなことになっておりましたので、そういうことなどから判断をし

て、委員を選定したところです。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 非常に少子化で、これから子供が少なくなっていく中で検討委員会の役割というのは非常に大きいというふうに考えております。

それで、小項目の2の子供たちの生きる力を育む教育の推進について再質問いたします。ウェルビーイングは、不登校や学習に困難を抱えるお子さん含め、全ての児童生徒にひとしく学びが保障されてこそ実現するものと考えます。教育活動の枠組みから離れて、外れてというのでしょうか、学校に来られない子供たちに対して教育長はどのような姿勢で生きる力を育み、学び直しの意欲を再構築していくのか、お考えをお伺いいたします。

○議長（山田典幸議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 生きる力の育成に関わって、特に学校に来られないような子供たちにどうしていくかというような御質問というふうに受け止めたところでございます。これまでも様々な事情があって、なかなか不登校になってしまった子とか不登校傾向のある児童生徒等、いろいろな子供たちがおりますが、基本的には誰一人取り残さないということで、その一人一人の子供たちに対して深い児童生徒理解を持って、そして家庭と丁寧な連携を図っていく。それから、場合によっては教育相談センターですとか、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーとの連携を図ったり、それからこども未来課と福祉との連携を図ったりということで、今後におきましても子供たちの置かれている状況ということは一律ではないということで、一人一人に応じて、そしてその一人一人の子供たちがしっかりと学びが保障される、そういう環境づくりができるように各学校と、そして関係機関と連携を図りながら、そうした子供たちにもしっかりと生きる力が育まれるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 100人いれば100人の子供たちがいるわけで、本当にその一人一人にウェルビーイング、身体的、社会的、精神的に幸福感を味わっていただくというのは本当に大変重要なことだと思いますし、大変難しいことだというふうにも思っています。今旭川とか悲惨ないじめ事故などにより裁判などが起きております。そのようなことを防ぐためにどうしていけばいいのか、教育長はどのようにお考えになるかお聞きしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 子供たちを取り巻く教育環境の中は本当に多様化、複雑化しており、そうした中で子供たちのいじめですとか不登校ですとか様々な問題等も起きているところでございます。こうした状況等踏まえながら常々学校にお願いしているのは、まずは子供たちと関わる際に教育的愛情を持って関わっていただきたいということを一番お願いし、そして、自他の命を大切にすること、人間尊重の精神ということ、そういうことは基盤であるということを常々繰り返し学校等に対して校長会議や教頭会議でも話をさせていただいているところでございます。したがって、もちろん問題の未然防止ということに努力をしていくのですが、その大前提として子供たちが学校に来て、やっぱり安全、安心で生活できるという心理的安全性の高い学校文化が育まれていくようにしっかりと学校を支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 一方で、教職員のメンタルとか、不祥事とかもありました。このことについて特に教職員のメンタルということでは今大きな問題になっておりますし、成り手不足にもつながっているのかなというふうに思います。教育長はその点に対してどのようにお考えになるかお聞きしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 教職員のメンタルですとかの対応なのですが、子供も教職員も私自身は全く同じであり、学校においては先生方一人一人も大切な存在ですので、先生方にとって職員室という、学校という職場が働きがい、やりがいのある場となるように、同じように心理的安全性の高い職場となるようにお願いをしているところがあります。また、特徴というか、それぞれ課題を抱えていらっしゃるような先生がおられるような場合には、学校と、主に校長なのですが、校長と教育委員会で連携を図りながら、その先生の自己実現が図られるようしっかりとサポートしていきたいというふうに思いますし、教職員一人一人に対しましても私ども教育委員会にとりましては家族というふうに考えておりますので、高いアンテナを持って、しっかりと先生方の様子についても心を留めながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 「キラキラ☆いきいき☆まなびらんど※なよろ」のスローガンの下、現状の学校教育の枠組みでは支援の手が届きにくい子供たちに対しても一人一人の特性に応じた多様な学びの選択肢をどのように広げ、未来への希望を育んでいくのか、教育長の熱い、強い決意をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 同じことの繰り返しになると思いますが、本当に子供たちは一人一人違いますので、大切なことは一人一人の状況を踏まえながら、先ほども答弁しましたが、個別最適な学びと、そしてそれだけでは駄目ですので、社会のづくり手としても社会の中で生きていく力も必要ですので、協働的な学びということで、学校教育の中においてはしっかりと個別最適な学びと協働的な学びという、一日の大半を授業が占めますので、しっかりと授業をつくっていききたいというふうに思いますし、そこからどうしても学校に来られない

子供たちに対しましては、先ほど申し上げましたとおり、教育相談をはじめ関係機関と連携を図りながらその子に応じた学びの保障に努力してまいりたいと思いますし、また学校教育以外の場でももしかすると子供たちが活動できるかもしれませるので、社会教育においても子供たちの活動という部分において主体的な活動ができるような場づくりに力を注いでいきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 名寄市の社会教育、生涯教育についてなのですが、ピヤシリ大学、智恵文にもありまして、風連にもありまして、今3か所進んでおりますけれども、以前に交流が大切ではないかということで、今交流していただきながら進めていただいているというふうに思っておりますし、ピヤシリ大学も形態を変えて、今非常に人数が多い中で活動しているところですが、岸教育長は生涯学習に対していつまでも、一生学び続ける名寄市民の姿をどのように描いているのかお聞きしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 先ほど答弁の中で申し上げましたが、市民のきらきらというようなことで、子供たちや市民の皆さんが本当に笑顔があふれて、そして自分の好きなこと、興味、関心のあることに夢中になっていくというような姿、そういうような、まさにきらきら、生き生きというような姿になれるように、高齢者対象のそれぞれの講座につきましてもとにかくスモールステップで改善、充実をサイクルをしっかりと回しながら、より市民の方々に喜んでいただけるような学びの機会を創出していきたいというふうに考えておりますので、これでいいということはないというふうに思っております。しっかりと改善、充実のPDCAのサイクルを回しながら、その時々市民の皆様にきちんと喜んでいただける、受け入れて

いただける、そうした様々な社会教育活動ですとか市民講座等が展開できるように努力していきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 社会教育も本当に時代で、またコロナ後変わってきておりまして、なかなか今までどおりにいかないのかなというふうに思いますけれども、今ピヤシリ大学の運動会があったところでしょうか、非常に人気で、物すごく楽しかったというふうにおっしゃっていただいております、やはり高齢になっても社会の一員として社会教育、社会活動に参加できることは本当に非常に重要なことだというふうに考えております。東小学校で開催していますコミカレも非常に人気が高い事業で、ずっと長い間続いているところでございます。社会教育については、本当に非常に重要な生涯教育ということで、名寄市として非常に重要な施策だというふうに思っております。

8年度の市政執行の所信表明、そして執行方針、教育行政方針について質問させていただきました。8年度が名寄市にとって本当にすばらしい年になるよう、そしてまずは総合計画の前年の年でありますので、市民の声をしっかりと聞いていただきたいというふうに思います。

以上で質問終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で高野美枝子議員の質問を終わります。

これをもちまして代表質問を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時50分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ

とを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 山 崎 真由美

署名議員 水 間 健 詞

令和8年第2回名寄市議会定例会会議録

開議 令和8年6月16日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 出席議員（16名）

議 長	16番	山 田 典 幸	議 員
副議長	2番	倉 澤 宏	議 員
	1番	中 畠 孝 幸	議 員
	3番	山 崎 真 由 美	議 員
	4番	近 藤 友 美	議 員
	5番	水 間 健 詞	議 員
	6番	谷 聡	議 員
	7番	今 村 芳 彦	議 員
	8番	川 村 幸 栄	議 員
	9番	佐 藤 靖	議 員
	10番	高 橋 伸 典	議 員
	11番	高 野 美 枝 子	議 員
	12番	清 水 一 夫	議 員
	13番	遠 藤 隆 男	議 員
	14番	東 川 孝 義	議 員
	15番	東 千 春	議 員

1. 説明員

市 長	加 藤 剛 士 君
副 市 長	橋 本 正 道 君
教 育 長	岸 小 夜 子 君
総 務 部 長	木 村 睦 君
総合政策部長	石 橋 毅 君
市 民 部 長	東 則 良 君
健康福祉部長	松 田 慎 司 君
経 済 部 長	山 田 裕 治 君
建設水道部長	東 聡 男 君
教 育 部 長	伊 藤 慈 生 君
市立総合病院長	佐々木 紀 幸 君
市 務 部 長	
市 立 大 学 長	水 間 剛 君
市 務 局 長	
総合政策室長	櫻 田 孝 臣 君
こども・高齢者 支 援 室 長	倉 澤 富 美 子 君
上下水道室長	佐 藤 美 香 君
会 計 室 長	山 岸 克 利 君
監 査 委 員	久 保 敏 君

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長	紀 國 谷 康 子
書 記	石 橋 恵 美
書 記	及 川 洋 人
書 記	川 名 桃 代

○議長（山田典幸議員） 本日の会議に9番、佐藤靖議員から遅れる旨の届出がありました。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

4番 近 藤 友 美 議員

8番 川 村 幸 栄 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

名寄市健康増進計画についてを、遠藤隆男議員。

○13番（遠藤隆男議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目で1点、小項目2点について順次質問をさせていただきます。

まず初めに、大項目の1、名寄市健康増進計画について、小項目の1、健康づくりの推進についてお伺いいたします。名寄市健康増進計画健康なよろ21及び名寄市健康増進計画健康なよろ21（第2次）の基本理念「みんなで広げよう健康の輪～自分らしく☆いきいき☆きらめき☆元気な人生！！～」の基本理念を継承し、住み慣れた地域で心豊かに元気で生活できる地域の実現を目指し、子供から高齢者まで全ての市民の健康づくりを推進するため、令和6年3月に名寄市健康増進計画健康なよろ21（第3次）が策定され、計画に基づき推進されていることと思います。市民一人一人が高齢期においても心身ともに健やかに生活するためには、栄養、食生活、身体活動、運動などによる健康づくりが必要であり、若い世代から健康づくりに関心を持たせ、身体活動や運動の機会

を増やすことが心身の健康維持や介護予防につながると思います。本市は、特に冬の期間は雪の影響を受けるため、年間を通じて運動ができる環境の確保が課題となりますが、健康づくりの推進をしていく上で課題解決に向け、どのように進められてきたのか、また年間を通じた環境づくりの確保をどのように行ってきたのかお伺いいたします。

次に、小項目の2、各種検診事業についてお伺いいたします。本市においても高齢化が進む中、がん、心疾患、脳血管疾患の3大疾患での死亡率も高く、特定健診においても所見のある方が多く、生活習慣病の発症及び重症化予防を図ることが重要な課題になっていると思います。各種検診は、実施そのものが目的ではなく、生活習慣病の予防、早期対応による健康寿命の延伸が主目的であることから受診をして今の自分の健康状態を把握するといった健康意識を高めることが重要であると考えます。そこで、各種検診事業について何点かお伺いいたします。

まず初めに、特定健診の重要性及び特定健診を受けないことによるデメリット、本人、医療費、将来の保険料を含めた影響についてお伺いいたします。

次に、特定健診の受診率向上施策について、コロナ禍における受診率の低下に伴い、受診率を向上させるための施策が行われてきたことと思いますが、現在まで行われてきた受診対象者への周知を含め、取組内容についてお伺いいたします。

次に、本市においては、名寄市独自で国の制度を拡大し、30歳以上74歳までの名寄市国民健康保険加入者に対して特定健診が行われていますが、コロナ禍においては受診を控える方も増え、受診率も低下したところですが、令和4年度からはコロナ禍前に近づく受診率になり、微増している状況であります。令和7年度における特定健診の対象者数、受診者数、全体の受診率及び年代別の受診率について、またがん検診の対象者数、受診者数、受診率について分かる範囲でお聞かせ

ください。また、人間ドックを受けられた方の近年の受診者数についてお伺いいたします。

最後に、歯科疾患検診についてお伺いいたします。歯と口腔の健康を保つことは、全身の健康づくりにつながり、健康寿命の延伸や生活の質と関連するため重要とされており、本市においては40歳の市民を対象に生活習慣病の重症化を予防する一環として歯科疾患検診が行われていますが、令和7年度の対象者数、受診者数、受診率についてお伺いいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（山田典幸議員） 松田健康福祉部長。

○健康福祉部長（松田慎司君） おはようございます。遠藤議員からは、大項目で1点の御質問がありました。私からの答弁となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、大項目1、名寄市健康増進計画について、小項目1、健康づくりの推進についてお答えをいたします。健康づくりの推進については、名寄市健康増進計画健康なよろ21（第3次）を策定し、住み慣れた地域で心豊かに元気で生活できる地域の実現、市民一人一人が自分でできることを主体的に取り組める健康づくりを目指し、子供から高齢者まで全ての市民の健康づくりを推進するため、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、生活習慣の改善と生活機能の維持を基本方針として進めております。健康づくりには、栄養、食生活、身体活動、運動、心の健康、飲酒、喫煙、歯、口腔の健康など生活習慣が密接に関係しており、これらが改善され、安定することで生活習慣病の予防につながります。特に働き盛り世代の死亡や介護の原因となりやすい脳血管疾患、心疾患、がん、糖尿病などは、食生活や運動などの生活習慣が発症と重症化に大きく影響することから、生活習慣病の早期発見、早期治療にとどまらず、積極的に健康を増進し、病気の発症を予防する1次予防が重要と捉えております。年間を通じた運

動環境の取組としては、健康づくり体操教室をおおむね60歳以上の方を対象に総合福祉センターで毎週開催しており、令和7年度は延べ2,193人の方に御参加をいただきました。昨年度は、8月と11月に体操教室に参加された方のうち希望する方にInBody測定を実施し、御自身の筋肉量や脂肪量などの体成分を把握する機会を提供しました。今年度もInBody測定の実施を予定しており、参加者の皆さんが測定を通して筋肉量の維持、向上など目的や楽しみを持って自分に合った運動を継続していただけるよう取組を進めてまいります。令和5年から取組を開始したてくTECH活動事業は、目標歩数達成によりポイントを付与することで幅広い年代層の参加を促進しております。この取組により、運動習慣のなかった方にも健康づくりに対する動機づけと運動習慣の継続を支える環境づくりとなっているものと認識をしているところです。また、保健センターにおいては、定期健康体操教室をふうれん健康センターで毎週開催をし、1年を通じた定期的な運動の環境づくりに努めております。また、冬期間の運動不足解消のため、冬期健康体操教室を保健推進委員協議会協力の下、毎年2月に開催をしているところです。市民一人一人の身体状況や生活環境は異なりますが、冬期間を含めた年間を通じた運動環境や若い世代からの健康づくりへの動機づけ、健康情報などの提供に引き続き努めてまいります。

次に、小項目2、各種検診事業についてお答えをいたします。特定健診は、メタボリックシンドロームに着目をした健診で、国が医療保険者に対して40歳から74歳の加入者への実施を義務づけています。特定健診は、早期発見、早期介入により生活習慣病の予防、疾病進行を防ぎます。何より大切なのは、受診者自身が自分の体の状態を知ること健康意識を高め、生活習慣改善へのきっかけとなります。近年生活習慣病の発症が若年齢化していることから、本市国民健康保険では独

自策として対象年齢を30歳まで引き下げて実施をしてきているところです。特定健診を受診しない場合のリスクとして、疾病の発見が遅れることで気づかぬうちに病状が進行しているリスクが高まります。糖尿病や高血圧などの生活習慣病は、自覚症状がないまま脳卒中や心筋梗塞といった重篤な疾患に至る可能性があります。また、健診を受けて早期に治療を開始した人と健診未受診のまま重症化した状態で治療を開始した人では、年間の治療費を比べると約4万円の差が出てくる場合もあります。病状が進行した段階での治療は、身体的、精神的、経済的な負担が大きくなるだけではなく、医療費の増加は将来の保険料に影響を及ぼすことも考えられます。特定健診を受診することは、生活習慣病を予防し、健康寿命を延伸させ、心身ともに健康な生活が送れることにつながる重要なことと認識しているところです。

受診率向上に向けての取組は、未受診者対策として地区担当保健師による個別の受診勧奨や北海道国民健康保険連合会の受診率向上事業を活用した受診勧奨はがきの送付を行ってきています。直接的かつ個別に働きかけることにより、受診率の向上に結びつけたいと考えているところです。また、市内8か所の医療機関と委託契約を結び、通院中の医療機関で特定健診を受けることができる個別健診や医療機関の検査内容が既に特定健診の項目を満たしている場合については情報提供として市が検査結果を受け取り、特定健診として扱うことができる体制の充実を図るなど受診率向上に向けた取組を進めているところです。さらには、健診事後において検査、健診結果を基に自分の体の状態を知ることによって生活習慣を振り返りながら保健師や管理栄養士による保健指導、栄養指導を受けることで生活習慣の見直しと必要な医療につなげるなどの支援を行っているところです。

令和7年度における特定健診の受診状況は、暫定値ではありますが、40歳から74歳までの対象者2,859人に対して、受診者数が1,00

0人、受診率で35%程度になると見込んでおります。年代別の受診状況については、40歳代が約27%、50歳代が約26.6%、60歳代が37.5%、70から74歳が34.3%の受診状況となっており、市独自で対象を拡大しています30歳代については約7.9%の受診にとどまっており、若い世代の受診率が低い傾向にあります。

次に、各種がん検診につきましては、胃がん、肺がん、大腸がんの3つの検診は国の推奨年齢は40歳からであります。本市では独自施策として対象年齢を30歳に引き下げ、がんの早期発見、早期治療に取り組んでいるところです。令和7年度の国保加入者における受診状況では、胃がんの検診の対象者数3,064人に対し、受診者数は357人、受診率は16.3%、肺がん、大腸がんの検診の対象数は3,453人に対し、肺がん検診の受診数は686人、受診率は19.9%、大腸がん検診の受診数は652人、受診率は18.9%となっているところです。また、隔年受診となっています子宮がん、乳がん検診につきましては、20歳以上が対象となっている子宮がん検診の対象数は2,072人、受診数が158人、受診率16.6%、30歳以上が対象となっている乳がん検診の対象数は1,886人、受診数183人、受診率20.9%となっています。人間ドックの受診数については、令和5年度104人、令和6年度111人、令和7年度84人となっているところです。

最後になりますが、歯科疾患検診についてですが、歯や口腔の健康状態は全身的な健康状態と密接に関連をしており、虫歯や歯周病の早期発見及び予防を図ることは全身の健康につながることから実施をしているところです。本市では、満40歳に到達をする年度の市民に対し受診勧奨しているところです。令和7年度における対象者数については254人、受診者数32人、受診率は12.6%となっているところです。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 御丁寧に大変詳しく説明をいただきましたが、確認事項等含め何点かお聞きをしたいというふうに思います。

まず初めに、小項目1の健康づくりの推進について。年間を通じた運動環境の取組については、2年前にもお聞きいたしましたけれども、おおむね60歳以上の方を対象に総合福祉センターで健康づくり体操教室とか、また令和5年から開始されたてくTECH活動事業により幅広い年代層の方から運動習慣のなかった方にも健康づくりに対する動機づけと運動習慣の継続を支える環境づくりをしているということでもあります。また、冬期間については、毎年2月ですか、保健推進委員会の方に御協力いただいて冬期健康体操教室を開催しておりますし、また保健センター、ふうれん健康センターで1年を通じた運動の環境づくり進められているということで、また新たに令和7年度総合福祉センターでの健康づくりの体操教室、その参加者で希望される方にInBody測定をするなどいろいろと工夫をされて楽しみを持って自分に合った運動を継続していけるような取組をされているということが分かりました。また、2年前お聞きしたときは、総合福祉センターでの健康づくり体操教室ですけれども、令和5年度たしか1,200人以上というふうにお聞きしたのですけれども、令和7年度2,193人ということで、1,000人ぐらい増えているなということでもちょっと成果が出てきているのかなとも思っております。

しかしながら、本市において30歳から60歳代の男性、また40歳から60歳代女性の肥満割合が基準値と比べて増加している状況にあるということもありまして、現在本市としては適正な体重を維持している人を増やすことが課題であると言われておりますけれども、健康づくりにおいてはやはり若い世代から関心を持ってもらうことが重要であるというふうに思っております。そこで、

お聞きしたいのですけれども、この若い世代の方に関心を持ってもらうための施策といいますか、進め方についてはどのようにお考えなのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 松田健康福祉部長。

○健康福祉部長（松田慎司君） 若い世代への進め方というか、今後どうやっていくのかという御質問かなというふうに思いますが、若い世代の方というのは当然働き盛りといいますか、働いている方がほとんどだというふうに思っていますし、子育ての方も多いのかなというふうに思っております。若い方、どっちかという自分の健康というよりはそういった仕事や子育てといったようなことを優先する傾向にあって、自分のことは少し後回しになっているのかなというふうにも感じているところではあります。そういった課題ありますので、名寄市としては独自に健康対象年齢を30歳に引き下げたということ、これをひとつPRしていくところなのだなというふうに思っていますし、受診、健診を受けるということで自分自身の健康状態を確認できるということを今までもいろいろな場面で周知はしてきているつもりではあるのですけれども、その部分が健診率から見てもかなっていないのかなというふうに思っていますので、そこも含めてそういった意識改革できるような周知含めて若い世代からの健診受診勧奨するようなことを引き続きといいますか、新たなこと含めて考えていかなければならないなというふうには考えております。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） やはり今御答弁にもありましたけれども、若い世代は働き盛り、子育て中の方も多いということで、確かに私も若い頃そうでしたけれども、健康づくりが後回しになっている、そのとおりだというふうに思います。現在も健康へ関心、意識を高めるための取組というのはなされているということでお聞きしましたけれども、なかなかすぐには関心を持ってもらうと

か、意識が向上するという事は難しいのかなというふうにも思っております。しかしながら、身体活動や運動の機会、こういうことを増やしていくことは心身の健康維持、将来的に介護予防につながっていくものと思いますし、健診受診の勧奨を含めて、ここの部分はやっぱり諦めず、引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思いますので、お願ひいたします。

次に、2年前に一般質問で要望させていただいた部分なのですが、障がいのある方への健康づくりの推進の部分でお伺ひしたいと思うのですが、障がいのある方への健康づくりの推進については現在どのように取り組まれているのか、また課題等もあると思うのですが、今後の進め方についてのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（山田典幸議員） 松田健康福祉部長。

○健康福祉部長（松田慎司君） 障がいのある方へということの御質問ですが、基本的には障がいのあるなしにかかわらず健康増進に係る取組は進めてきているところではありますけれども、事業の内容によっては障がいの方が参加をしづらいくか、そういったことがあるのかなというふうにも思ひます。障がいの種類、程度でできることとできないことというのがあろうかと思ひますので、そういった場合については障がいの状態ですとか御希望も含めて相談を丁寧にさせていただきながら、そういった機会に参加できるようなことを考えていかなければなというふうにも思ひてございます。一度参加したいような部分のものがあれば、ぜひ御相談をいただいて健康づくり進めていただければなというふうには思ひてるところです。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 一番最初に、障がいのあるなしに関係なく行っているということがありました。しかしながら、事業内容によっては、障がいの種類や程度によっては参加しにくい内容

もあるということも御答弁いただきまして、そのとおりなのです。そうかといって年間を通じた運動のできる環境づくりにおいて、障がい者の部分もありますけれども、新たに場所を設置して何かをやるということはハードルがちょっと高過ぎますので、障がいのある方といっても様々な障がいをお持ちの方がおります。今後は、そういった障がいのある方の御意見聞いていただきながら、これは高齢の方同様、工夫をしながら進めていただきたいと思ひます。理想は、やはり障がいのあるなしに関係なく一緒に健康づくりができることだと思いますので、この部分については引き続きよろしくお願ひをしたいと思ひます。

次に、各種検診事業について。初めに、特定健診の重要性及び特定健診を受けないことによるデメリットなどについてお聞きしましたけれども、重要性としてはやっぱり早期発見、早期介入によって生活習慣病の予防、疾病進行を妨げる、また最も大事なのは自分の体の今の状態を知ることが重要であるということで、そのとおりだと思います。また、デメリットの部分なのですが、確かに病状が進行した段階で治療を始めますと、当然治療期間が長期化されますし、医療費も高額になるなど受診者にとって、答弁にもありましたけれども、身体的、精神的、経済的にも負担がかかるというふうにも思ひます。また、病院での受診をする回数が増えるということで医療費に係る保険給付費が増加をして将来の保険料にも影響を及ぼすことも考えられるということも、そのとおりだと思います。

そこで、受診率の部分でお聞きしたのですが、特定健診の部分、令和7年度については暫定値ではありますが、対象者が2,859人に対して1,000人が受診をして35%になる見込み、これ40歳から74歳です。年代別については、40代が約27%、50代が約26.6%、60代約37.5%、70から74歳については34.3%、特に本市で拡大をしてやって

いる30歳代については7.9%と本当に低過ぎるのではないかなという受診率だと思います。また、がん検診についても、これも2年前にも聞いたのですけれども、ほぼ変わっていません。微増しているところはあるのですけれども、ほとんどが20%を超えていないのです。乳がん検診だけが20%を超えているというような状況で、これについてもやはりちょっと低いなというふうに感じる場所であります。人間ドックについては、いつも100人台ぐらいで推移していたかなと思うのですけれども、令和7年度84人ですか、ちょっと減っているなというように感じを受けました。

そこで、この受診率の部分で国保制度において特定健診の目標受診率が示されているというふうに思いますけれども、2年前にお聞きしたときは令和5年度受診率約38%で、目標達成まで約700人の受診が必要との御答弁ありました。令和4年度から見ると、受診率も向上していますけれども、令和6年度は広報なよろ5月号に掲載されていましたけれども、受診率38.7%で、あと700人の受診が必要とあり、ほとんど変わっていない状況だと思いますけれども、令和7年度では受診率がちょっと落ちていますが、達成まであと何名足りなかったのか、また目標受診率、これを達成できた場合のメリットというのがあるのかお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山田典幸議員） 松田健康福祉部長。

○健康福祉部長（松田慎司君） 特定健診の受診率、目標まであとどのくらいかというお話かと思えますけれども、今回、先ほどもちょっと答弁させていただきましたけれども、対象者が以前よりはちょっと減っているということもありまして、2,859人に対して、先ほど1,000人、35%の受診率というふうにお答えさせていただきましたけれども、これを60%、第3期の名寄市保健事業実施計画、データヘルス計画で60%ということを目標にさせていただいていますので、

そこまでということになりますと、3年前、4年前と変わらず約700人の受診がこの後も必要かなというふうになろうかというふうに思っています。

国保においてインセンティブ的なものというところの御質問もあったかと思いますが、インセンティブ交付金というのがありまして、国という保険者努力支援制度というものにおいてあるのですけれども、その部分についてはこの60%が達成されればその分交付金が増額になるというようなメリットはあるところではございます。金額的に幾らなのかと言われるとあれなのですけれども、目標達成に対する特典があるというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 2年前の一般質問で目標達成できなかった場合のデメリット、反対の部分をお聞きしたのですけれども、そのときにはペナルティー的なことはないということでありましたけれども、今回の広報なよろ5月号には目標未達成は保険税増額に影響する可能性があるというふうな掲載がされていたというふうに思っております。

今回メリットについてお聞きしましたが、特定健診の受診率が上がるとインセンティブでの交付金があるということです。これはやはり何としても目標達成に向け取り組むべきだというふうに思っております。名寄市健康増進計画健康なよろ21（第3次）にも記載されておりますけれども、本市の令和4年の1人当たりの医療費については3万2,710円、平成30年と比較して4.8%増加、1人当たりの医療費は全道、全国よりも多い状況にあります。御答弁にも治療費の差額についてありましたけれども、過去の広報なよろに掲載されていた内容にも令和5年度では特定健診を受けている方の生活習慣病医療費が8,296円に対し、健診を受けていない方の生活習慣病治療費が4万9,422円ということで、そ

の差額、年間で4万1,126円ということでもありますから、年々治療費が増えていけば、当然保険料にも影響し、保険料を上げざるを得ない状況になると思いますので、健診の受診率は何としてもやっぱり上げていかなければならないということが分かるというふうに思います。私も国保に加入しておりますけれども、保険料については本当に高いなというふうに思っております。これ以上上がらないことを願っておりますけれども、現実的には厳しい状況に來ていると、そういうふうにも思っております。

これまで2回、本市の受診率の低さに驚いて少しでも受診率が向上すればと思い、一般質問でお聞きしたところなのですけれども、コロナ禍は確かに受診を控える方も増えて受診率は低下しましたけれども、令和4年度にはコロナ禍前の受診に近づいて、令和6年にお聞きした際には微増している状況でありました。それ以降も受診率向上施策での受診対象者への周知を含めて本当に工夫をされ、取り組まれていると感じていたところですが、実際は残念ながらなかなか受診率が伸びていないという状況であります。各種検診のお知らせについても広報なよろでの掲載も、これ4年前からですか、4月号、5月号の2回掲載されていますし、対象者個人には、先ほどもありましたけれども、封書やはがきでも周知もされています。また、これも4年前からですか、申込用紙での申込み前に電話での予約、令和6年度からはスマホでも申込みができるウェブホームというのも作成をされて各種検診の予約については順調に伸びているかなと思ったのですが、先ほどの御答弁からも分かるようになかなか伸びていない状況であり、受診率については本当に低いなと感じております。あとは、特定健診の受診対象となっている方がどのように受け止めるかだというふうに思っております。

そこで、特定健診において受診対象者の方が受診をしない、この主な要因、これをどのように分

析されているかお聞きしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 松田健康福祉部長。

○健康福祉部長（松田慎司君） 受診をしない主な要因ということですが、受診者が増えない要因というのを受診率向上支援共同事業という事業がありまして、その中で国民健康保険連合会ですとか委託事業者、あと市の国保の担当者と3者によりましてこれまでも継続した分析を実は取組を進めているという状況でございます。その中では、やはり70歳代については受診者が多いというところになってございますけれども、働き盛りである年代、あと50歳代、60歳代などについては持病などお持ちになられている場合のケースも実は多くて、そういった場合は通院中の方々が通院をしていれば、それでいいのだというような意識が少しあるのかなというふうに思っていて、その部分で通院しているために健診は不要という独自判断といいますか、そういった形で特定健診というものは受けていないというようなふうに分

析はしているところでございます。そういった傾向かなというふうに思っています。ただ、将来の健康リスクを考えると、できるだけ早期に自分の体の内情を知るといことは大変重要ですので、若年層に対する受診勧奨も含めて力を入れていかなければならないなというふうに思っているところですが、なかなか広報で周知しても個別にお話をさせていただいても最終的に特定健診受けるのは自己判断というふうになってしまうところであるために受診率うまく向上につながっていないというふうには分析をしているところで

す。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 今御答弁ありましたけれども、70歳代の特定健診の受診者は多いのですけれども、働き盛り、40代、そこはやっぱりどうしても低い、また50代から60代、通院中の方々の未受診が多いというような御答弁があったと思います。本当にいろいろ対策をされて行

っているところなのですけれども、私も特定健診受診していない方にちょっと話を聞きますと、通院しているから受けなくてもいいだろうとか、また今現在体に何の異常もないから健診を受けなくてもいいだろう、自己判断されてという方が多いなというふうに思いました。私も以前から申し上げていますように自衛官OBでありますので、自衛官当時は任務を完遂するために、また国民の負託に応えるために良好な健康状態を維持しなければならない立場にありましたし、また各種検診については受診率100%を目指す組織でしたので、受診することが当たり前のことといたしますか、習慣化されていたというような状況でもありました。特定健診を受診されない方にもそれぞれの立場があるとは思いますが、やはり自分を守らなければ御家族を守ることもできないと思っております。良好な健康状態を維持しなければならないといった意識を持っていただかないと、なかなか受診率の向上には結びつかないのかなというふうには思っております。

そこで、お伺いしたいと思っておりますけれども、今回令和7年度の特定健診、この受診率をどのように評価されているのか、その評価に基づいて令和8年度の事業が進められているというふうに思うのですけれども、さらなる受診率向上を目指した今後の進め方の部分と、これは障がいのある方への受診対応を含めてお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 松田健康福祉部長。

○健康福祉部長（松田慎司君） 受診率向上に向けてということだろうと思っておりますけれども、今回の35%という受診率については、新型コロナのはやる前の数字が令和元年度時点ぐらいでは36.6%というところで、実はコロナが明けても爆発的に増えているわけではなくて、一定程度元に戻った受診率にしかっていないというふうに思っております。結局は、受診率ちょっと伸び悩んだまま現在に至っているというところですし、60

%といった目標にも大きく乖離もしておりますので、ここは引き続き受診率向上への取組をさらに強化していかなければというふうには考えております。実は、新たな取組ということで令和7年度から、昨年度からですけれども、市民の皆さんがいつでもどこでも御自分のペースで申込みができるようにということで24時間での受付をインターネット上で開始をしました。ここの部分でどの程度増えたかというのは、まだ1年なので、結果、まだ比べるところがないので、見えていませんが、併せてLINEのほうでもお知らせをするようにはしてきたところです。さらに、今年度8年度からは、受診しやすい環境整備ということで集団健診の中で一部になりますけれども、開始時間を今7時からということで集団健診をしているところなのですけれども、そこ30分早めさせていただいて6時30分から、早めることで今年度は運用しようかというふうに思っております。このことによりまして、空腹状態で来ていただくということもありますので、そういった負担も若干ですけれども、軽減できるかなと思っておりますし、仕事前に受診をしたいという一定程度市民のニーズがございますので、そこにも応えられるようになろうかなというふうにも思っております。未受診者対策の個別勧奨を含めて受診率向上については、今後も引き続いて取り組んでいきたいと、強化していきたいというふうに思っているところです。

もう一つ、障がいのある方の部分になりますけれども、障がいの方の受診の対応については受診される前に予約していただく段階で一度御相談をいただいて障がいの程度、内容についてお話を聞きながら、その上で受診可能な健診とそうでない健診あるかと思っておりますので、そういった部分を聞き取りながらですけれども、御案内をさせていただいているところです。集団で受ける会場については、なかなかバリアフリー化というの也被れておりませんので、課題あるかなというふうに思っています。バスとかでレントゲンを撮ったりと

かする場合がありますので、段差があったりとか、介助できる広さが十分に取れない場合もありますので、この課題がある中でも受診については可能な限り皆さんが受けられるように職員が介助を行いながら対応していきたいというふうに思っていますし、安心して受診していただけるようにこれからも相談に乗りながらきめ細かくやっていきたいというふうに思っております。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 令和7年度の受診率、元年度からずっと見ていきますと、本当に元に戻ったような受診率なのかなというふうには思いますけれども、なかなか伸びないのが私としても何かちょっと、多分担当部についてはかなり悩みが多いところではないかなというふうに思います。

また、新たな取組として、令和7年度からいつでもどこでもですか、自分のペースで申込みができる24時間対応のインターネットでの申込み、また今年度からは時間30分早めて仕事前に受診ができるというような、そういった市民のニーズにも応えながらやっているということでもありますので、私もちょっと時間が早まったので、おなかすく前に行けるなというのもあって申し込んだのですが、数値に異常があれば保健指導とか、私も毎年保健指導を受けている立場なのですから、できれば受けなくていいようになるのが目標なのですから、なかなかそうもいかないのですけれども、そういった取組いろいろされているということで本当に苦労されているというのは本当に分かります。

あと、障がいのある方の部分も含めて健診対象者となっている誰もが希望の場所で受けられる体制というのは、確かに受診率向上にもつながっていくことであります。障がいのある方については、引き続き御意見をしっかりと聞いていただきながらお願いをしたいというふうに思います。

あと、受診対象者への周知の部分なのですから

ども、私も国保になる前の2年間は任意継続保険のときがあったのですけれども、特定健診とがん検診は受けておりました。たしかその当時約7,000円かかったと記憶があります。本市で行っている健診は、個人で受けると2年前で約8,000円かかるころ、現在はもっと金額上がっているかもしれませんが、無料で検査ができるわけですから、そういった部分をさらに強調しながら諦めず周知をしていくしかないのかなというふうに思っております。また、今年度から広報なよろ5月号に個人病院の先生のコメント、これ掲載しておりますけれども、特定健診を受けることができる医療機関8か所あるわけですから、そういった病院に来る方にも病院の先生から特定健診を進めてもらうということも、これやはり受診率向上につながっていくと思います。病院の先生から言われたら、受けようかなというふうな気持ちになると思いますので、今後はそういった部分もちょっと強化して進めていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは次に、歯科疾患検診の受診率について、これ先ほどの御答弁から2年前にお聞きしたときよりは、令和7年度受診率12.6%、若干伸びてはおりますけれども、かなり低い数字だなというふうに思います。歯と口腔の健康を保つこと、動脈硬化や心臓病を予防するといった全身の健康づくりにもつながって健康寿命の延伸や生活の質といいますか、認知症リスクなどにも関連するため重要というふうにされております。私も自衛官時代からなので、習慣で現在も市内の歯医者さんで3か月に1回定期検診を受けておりますけれども、なかなか定期検診を受けているという方少ないと思いますし、歯が痛いとか本当に違和感がない限り歯医者さんには行かないのかなというふうに思います。歯周病に限らず歯科疾患は、進行して重症化してしまいますと治療する内容、これも増えますし、それに伴って医療費の負担も増えることになりますので、やはり歯科検診を通して早

期に疾患を発見できれば重症化予防、早期治療によって医療費負担を減らすことも可能になるのかなというふうに思います。

そこで、お聞きいたしますけれども、歯科疾患検診、この受診率低いのですけれども、向上に向けては今年度どのように取り組まれているのか、その部分をお伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 松田健康福祉部長。

○健康福祉部長（松田慎司君） 歯科疾患検診についてというところになりますけれども、名寄市では年度内に40歳になる方を対象にこの歯科検診のほうを実施をさせていただいております。40歳になられる方に案内を直接発送させていただいて、まずはこういったものを受けてほしいということでさせていただいております。市内の15か所の医療機関で実は委託をさせていただいておりますので、そういった部分でかかりやすいというような状況もつくらせていただいているところです。直接案内を郵送しているのと併せて、広報、ホームページでは当然広く周知はさせていただいているところなのですけれども、なかなかこちらでも受診につながっていないというところでありますので、歯科衛生士さんが事後にも相談を、指導も行っていたりするような部分についてはまだいいのですけれども、未受診者については12月頃に勧奨はがきを送付をさせていただいて受診を促すという取組もさせていただいております。基本的には5月に1度発送させていただいて、その後未受診者に12月ということで2度ほど御案内をさせていただいている状況にはあります。先ほども少し答弁させていただきましたけれども、40歳というふうなところで名寄市実施をさせていただいている関係もあって働き盛りということで、ここの対象年齢も実は受診になかなか結びついていないのは一因にあるなというふうに思っていますけれども、ほかの検診と同様に若いうちにこういったことは受診をして自分の体を、歯の状態含めて自分の健康状態を確認していただくというこ

とは若い年代からのほうが重要だというふうに思っていますので、引き続いて40歳の方について案内をさせていただきながら、ここが何とか受診率向上になるような形のことも考えていかなければいけないなというふうには思っております。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 分かりました。市内15か所の医療機関に委託をして実施されているということで、案内の郵送、広報やホームページの活用によって周知していると御答弁がありました。歯科疾患検診については、40歳の市民に案内をしているわけですが、その中に国保の方もいれば、共済組合、協会けんぽの方などいると思います。これは、例えばですが、対象者が自衛官でしたら毎年歯科検診を受けていますので、市から通知が来ても再度受診は考えないのかなと思いますし、ほかにも同じような方もいると思います。また、この受診率については、本当に正確ではないのかなというふうに思っております。

そこで、お聞きしますけれども、そういった部分を含めて歯科疾患検診については対象者を本市の国民健康保険加入者40歳のみにしてはどうかと考えますけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 松田健康福祉部長。

○健康福祉部長（松田慎司君） 現在名寄市で取り組まさせていただいている部分については、国保に限らず年度内に40歳になる方に全員にはがきや案内を送らせていただいております。令和7年度で対象者254人いますので、こういった形で40歳になったらぜひということで案内をさせていただいています。これを国保だけにということも一つの考えかなとは思いますが、そうした場合検診対象から外れる皆さんもこの後出てくるということも実は懸念しておりまして、医療保険者ごとに独自の助成施策というのを行っている保険者もありますけれども、本市としては

40歳になられた方には一度ぜひ受けてほしいという、この基本姿勢は崩さずに今後も進めていきたいなというふうには思っているところです。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） この部分、本当は次の前立腺がん検診の部分でちょっとあるのですが、この部分で経費をちょっと削減していただいてそっちのほうに回していただけないかなという思いがあって質問いたしました。

本市では、料金の一部負担すれば前立腺がんの検診もできますけれども、近年の受診者数についてはどのような状況なのかお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 松田健康福祉部長。

○健康福祉部長（松田慎司君） 前立腺がん検診の受診状況ということで、令和5年度が287人、令和6年度で280人、令和7年度では270人ということで、一定程度270から80の中で推移をしているという状況にあります。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 分かりました。厚生労働省が2024年3月22日に公表した2020年の全国がん登録によると、前立腺がんは年間罹患患者数が8万7,756名、2020年に男性がかかったがんのうち16.4%を占め、男性部位別の罹患率の第1位のがんというふうにあります。今後の罹患数予測では、最も多くなると予想されていることもあって、やはりより多くの対象者へ受検してもらう必要があると考えるところなのですが、現在本市では1,800円の負担をすれば前立腺がんの検診を受けることができるのですが、前立腺がんの検診の無料化について、しつこいようですが、本市のお考えをお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（山田典幸議員） 松田健康福祉部長。

○健康福祉部長（松田慎司君） 前立腺がんの部分の無料にならないかというお話かと思いますが、前立腺がんの検診は血液検査だけで検診が可能であるということもございまして、早期発

見、早期診断する上で有効な検査というふうには言われているところかというふうには思います。名寄市でも17年度からこれ実施をさせていただいていますけれども、導入当初から、議員も御承知かと思いますが、この検診が死亡率減少の効果を判断する証拠としては実はエビデンスが不十分だということで国の指針になかなか載っていないといった検診であるというふうに思っております。市としましては、この検診の機会の提供ということをさせていただいておりますが、希望される方が受診するということでどうしてもオプション的な位置づけにちょっとなるかなというふうに思っています。無料化については、この考えは今のところは持っておりませんということになります。今後ここの部分国の指針に当然位置づけられれば、ほかの検診と同様にここの部分の費用助成については検討していかなければならないかなと思っていますけれども、現時点では国のそういった指針にもないということもありますので、なかなか無料化というのは難しいかなというふうに思っております。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 理解したいところですが、やはり全ての検診は無料にすることによって一つのきっかけとなって受診率向上につながっていくのではないかなっては思っております。広報なよろに掲載しております料金の表あります。あのがん検診の表もあそこを無料にすれば、1,800円消えればすっきりします、本当に。御答弁も2年前と全く同様の内容でありました。受診者数もそんなに多いわけでもないですし、予算的にもそんなにかからないと思います。国の指針、そういうのは待たなくていいです。先ほどの歯科検診の経費を削減して、特定健診の年齢も本市独自の施策で30代から拡大して行っているように、前立腺がん検診も健康都市宣言をしている名寄市独自の施策として無料でやればいいと思います。受診率が低いのです。受診率が伸びていな

いのです。いろいろやってみて受診率を上げていきませんか。ここは、市としての考えではなくて部長のお考えお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 松田健康福祉部長。

○健康福祉部長（松田慎司君） 市としての考えではなくと言われてもなかなかお答えづらいのですが、前立腺がんの部分というのが当然男性がかかるがんの中でも上位を占めているのは承知しておりますし、この部分無償化に仮になったとすれば、当然特定健診を受ける際に一緒に受けられるような形にもなろうかとは思っておりますが、ただ名寄市もいろいろとこの間のお話をさせていただいているところでいけば、どこにどういった施策でどういったお金といたしますか、部分をつぎ込んでいくかということこれから洗い出さなければいけないという時期にもありますので、そういった意味も含めて私も男性なので、無料で受けられればいいのかというふうには思いますけれども、なかなかすぐにそういった結果が出るかなというのはちょっと難しいというふうに思っております。いずれにしても、オプションであっても金額的にはそう高くはないというところもありますので、無料、無償、有料に限らずこの部分はぜひ受けていただければというふうに思って今後も周知活動はさせていただければと思っております。すみません。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） よろしく願いいたします。

最後に、先般市長からの市政執行方針の中にも健康づくりの推進については名寄市健康増進計画健康なよろ21（第3次）に基づき事業を推進するとともに、特定健診や各種がん検診の受診率向上を図り、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、乳幼児から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを推進してまいりますとの説明もありました。ここは、ぜひ関係職員の皆様には引き続き諦めずに受診率向上、市民の健康づくりの推進に努めて

いただくとともに、前立腺がん検診の無料化に向け、検討ではなく協議していただくことを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 以上で遠藤隆男議員の質問を終わります。

冬季スポーツ拠点化について外2件を、清水一夫議員。

○12番（清水一夫議員） 議長から指名をいただき、大項目3点にわたり質問をします。

大項目1、冬季スポーツ拠点化について。名寄市総合計画（第2次）後期基本計画の4つの重点プロジェクトの一つであります。自然環境と施設環境の強みを生かし、冬季スポーツの拠点化を目指し、さらに冬季スポーツを通じて名寄市に誇りと愛情を持てる人を育て、成果指標は新規冬季スポーツ大会誘致数ゼロから2大会に、冬季スポーツ合宿、大会受入れ数6,263人から7,500人に、スポーツ合宿・大会による経済効果7,884万円から9,000万円に、冬季スポーツ全国大会出場ジュニア選手数14人から15人です。以下、その成果について質問をします。

小項目1、スキー大会ノルディック種目について。昨年の12月12日、第56回名寄ピヤシリジャンプ大会の公式練習に始まり、3月8日のJOCジュニアオリンピックカップ2026、全日本ジュニア選手権大会兼ねて全国中学生選抜スキー大会の公式練習を含む23の大会の一般と大学生、高校生、中学生の延べ選手数と経済効果についてお知らせください。

大項目2、防災について。先般の予算審査特別委員会において、8年度防災訓練の予定で検討しているのが、1つは夏の産業まつりに防災ブースを出して、警察、消防、自衛隊など関係機関の協力と連携で防災体験を出展すること、2つに冬期訓練の避難所開設で市民に宿泊体験をしてもらう、風水害については防災事業を毎年継続すると答弁されました。改めて防災事業についてお聞きします。

小項目1、水害を想定しての住民避難訓練について。昨年11月9日9時に名寄川、天塩川、風連別川、豊栄川が増水、氾濫するおそれがあるとの想定で高齢者等避難発令を、訓練情報、避難情報は市民の携帯端末に、またエフエムなよろ緊急割り込み装置から発信され、住民参加型の避難訓練開始となりました。私の町内会では32名が開設避難所の名寄小学校に、避難行動要支援者は北国博物館に避難しました。この訓練の成果と参加町内会の数と人数を伺い、本年度はこの訓練を実施するのかお聞きします。

小項目2、避難行動要支援者対策について。避難行動要支援者の名簿作成は、定期的に更新し、最新の状態を維持することになっていますが、何名いるのかお聞きします。個別避難計画の作成については、本人の同意を得て計画を作成しますが、その作成は5年計画で、今年最終年度であると思いますが、現在何名作成されているのかお聞きします。

小項目3、災害廃棄物処理計画について。この件は、前回の質問のとき次期一般廃棄物中間処理施設が供用開始となる来年の4月1日を目標に作成すると答弁されましたが、その進捗状況をお聞きします。

小項目4、名寄市立総合病院の浸水対策等について。昨年7月30日に止水板設置訓練を実施しましたが、この訓練の成果をお聞きします。

大項目3、予算の歳入増について。先般の予算審査特別委員会の歳入全般での答弁で、歳出ばかりではなく歳入を増やしていく取組がこれから非常に重要になっていくと発言されました。

小項目1、歳入増のふるさと納税について。ふるさと納税寄附金の8年度3億5,000万円の積算根拠で、7年度はまだ終わっていないが、現段階で予算計上させていただいた程度は確保できる見込みとなったと発言されました。今の段階で分かっている額をお知らせください。

以上で壇上の質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 清水議員から大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1及び大項目3については私から、大項目2、小項目の1及び小項目2については総務部長から、大項目2、小項目3については市民部長から、大項目2、小項目4については病院事務部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、大項目1、冬季スポーツ拠点化について、小項目1、スキー大会ノルディック種目についてお答えいたします。令和7年度冬季スキー大会延べ参加者数は、現在詳しい内訳は精査中ですが、中学生以上で延べ2,730名の参加となっております。経済効果についても、現在市内の合宿による宿泊状況等を整理して精査中ではありますが、成果指標の目標値に近い数字になると想定をしております。

次に、大項目3、予算の歳入増について、小項目1、ふるさと納税についてお答えいたします。ふるさと納税寄附金につきましては、令和8年度当初予算では3億5,000万円を計上しております。これは、目標値として計上をしており、確保できるように努力してまいります。また、令和7年度決算見込みについては、現行予算額の3億4,000万円弱を見込んでおります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 私からは、大項目2、防災について、小項目1、水害を想定しての住民の避難訓練について、小項目2、避難行動要支援者対策についてお答えさせていただきます。

初めに、小項目1、水害を想定しての住民の避難訓練についてであります。昨年11月9日、市内名寄地区を対象に水害を想定した市民参加型の避難訓練を4年ぶりに実施いたしました。この避難訓練の開催に当たっては、事前に対象となる町内会の役員の皆様を対象に訓練概要等の説明会を開催したほか、個別避難計画を作成した方へ参

加依頼文書の発送や市広報、市ホームページ、エフエムなよろなどを活用して避難訓練への積極的な参加の呼びかけに努めてまいりました。その結果、市民の総参加者数は227名、うち個別避難計画作成済みの避難行動要支援者は10名、町内会としては20団体と大変多くの参加をいただきました。

訓練の成果ではありますが、参加者のアンケートの結果を踏まえ、大きく3点御報告させていただきたいと思います。まず、1つ目は、名寄市地域防災計画に定める避難情報発令時に速やかに開設する名寄地区3か所の避難場所等を実際の避難情報発令後に開設し、多くの市民の皆様が徒歩や自家用車により避難場所へ実動で避難を行い、移動の経路や時間的尺度を把握してもらうことができました。

2つ目は、市の災害避難情報の伝達手段となるエリアメール、市公式LINE、市災害情報配信システム、FM緊急割り込み放送、ヤフー防災速報メールの複数の手段で同時に避難情報を発信し、訓練参加の有無にかかわらず多くの市民の皆様の携帯電話やスマートフォン端末で受信したことで災害時における市の情報伝達手段や内容についての体験となり、市民の防災意識の向上につながったものと考えているところでございます。

3つ目は、避難場所に対応する市職員としても開設や運営に係るその一連の行動を実動で確認し、開設手順や課題について把握することができたと思っているところでございます。

なお、令和8年度につきましては、冬期の防災訓練を計画しており、水害を想定した市民参加型の避難訓練は予定しておりませんが、昨年実施した訓練の成果を踏まえ、今後の訓練や計画の作成に反映させ、引き続き市民の防災意識や避難計画等の実効性の向上に努めてまいります。

次に、小項目2、避難行動要支援者対策についてお答えいたします。災害対策基本法において避難行動要支援者とは、「災害が発生し、又は災害

が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」と規定されており、市町村長は避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難支援を実施するための基礎とする名簿である避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられております。また、令和3年の災害対策基本法の改正により個別避難計画の作成が努力義務化され、地域の実情を踏まえ、ハザードの状況など優先度が高い方の計画作成をおおむね5年程度で取り組むよう国から示されており、今年度がその成果を求められる時期と認識しているところです。本市における避難行動要支援者対策としては、令和6年5月に名寄市避難行動要支援者支援実施要綱を全面改訂いたしました。現在毎年6月に最新の対象者を把握し、避難行動要支援者名簿に登録を行っております。その際新規登録の方に対しては、警察、消防、町内会や民生委員児童委員などの避難支援関係者へ平時から名簿情報を提供することについて意向確認を実施しております。あわせて、個別避難計画が未作成の方には、作成に向けた意向調査を行い、同意をいただいた方につきましては家庭訪問等を通じて個々の実情を丁寧に把握しながら計画を作成し、有事に備えているところであります。

次に、避難行動要支援者名簿に係る人数等についてであります。本年6月1日現在避難行動要支援者名簿登録人数は281名となっております。そのうち個別避難計画が作成済みの方は65名であり、全体の23.1%の進捗率となっております。なお、国が示す方針に基づき優先度が高い方への個別避難計画の作成の進捗については、既に24名中21名の計画作成が完了いたしました。また、現時点で作成に同意をいただいている方は残り3名となっており、本年秋までにはこれらの方々の計画作成も完了する見込みであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 東市民部長。

○市民部長（東 則良君） 私からは、小項目3、災害廃棄物処理計画についてお答えいたします。

水害などの大規模災害時に発生する大量の災害廃棄物を円滑、迅速に処理することは、市民の健康等を守り、まちの早期復旧、復興を果たす上で非常に重要であると考えております。過去の他自治体の事例では、初動の遅れにより沿道や公園などに未分別の災害廃棄物があふれ、まちの復旧に多大な時間と労力を要した例も報告されており、平時からの備えが欠かせません。そのため平時からの備えとして、災害発生直後からのごみの分別処理方法の周知や仮置場の運営、管理、周知、避難所ごみの処理等の適切な初動態勢が行えるよう災害廃棄物処理計画の策定が重要と考え、これまで環境省北海道地方環境事務所主催の研修会や実地訓練などに参加してまいりました。現在は、名寄地区一般廃棄物中間処理施設エコスピカの供用開始予定である令和9年4月を目標として、環境省北海道地方環境事務所が市町村における計画作成のために提供するワークシートなどを活用し、具体的な計画素案の作成を進めている段階です。今後法改正や国、北海道からの通知等に注視しながら引き続き策定作業を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） 私からは、大項目の2、防災について、小項目4、名寄市立総合病院の浸水対策等についてお答えをいたします。

止水板購入以降実施できていなかった災害訓練を昨年7月30日に水害発生時の浸水経路になると考えられる正面、中央、救急の各玄関と地下スロープの入り口に実際に止水板を設置するとともに、保管場所からの運搬なども行う実動訓練の形で実施をいたしました。今回の訓練を行うことにより、保管場所からの運搬経路、設置手順、設置に必要な時間や人数などを確認することができました。また、机上において事前に止水板の必要枚

数を計算しておりましたが、実際に設置をしてみると枚数を追加したほうがより効果的に浸水を防げるなどの確認ができたところでありまして、訓練実施後に設置マニュアルの改正を行ったところであります。本年度以降も前回とは違う想定での訓練を実施をし、実際に災害が発生した際には速やかに行動ができるよう準備したいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○12番（清水一夫議員） 答弁ありがとうございます。順次再質問をさせていただきます。

まず、冬季スポーツ拠点化について。答弁で経済効果は期待している程度効果あったと答弁されたことを理解します。昨年12月21日、クロスカントリー名寄大会で福島県男子中学生の選手にどこに泊まっているか聞きました。答えは、名寄でなく士別のホテルでありました。選手は、移動と滞在にお金がかかると親の気持ちになりました。銭かかるなど。また、2月のインカレの宿泊では、名寄、美深、下川、士別、和寒の地域で57の大学が宿泊し、名寄には半分以下の26の大学でありました。できるだけ名寄に宿泊してもらえば、選手の移動、金銭の負担軽減と買物を市内でいただくことで市の経済効果も少しでも上がるのではないのでしょうか。

ここで、提案をします。宿泊に市内の町内会の会館を紹介してはいかがでしょうか。私の町内会館は、冬は休業状態であり、調理のガス、鍋、ホットプレート、電気炊飯器とガス炊飯器もあります。寝具は業者から借りて、風呂はサンピラー温泉を利用して8名ぐらい宿泊できます。ワックスを塗る車庫とテントもあります。この提案の見解をお聞きします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 大会開催時における宿泊の場所について、名寄市内にできるだけ多く泊まっていたいただけるような方策の提案という

ことだと思います。御提案については、非常にありがたいお話かなというふうに思います。実は、ジュニアオリンピックなどは実行委員会として私も参加しておりまして、全国のコーチ陣といろいろお話する機会もございます。そんな中で多く実は聞かれるお話としては、多くの選手は大会に向けたコンディションづくりのために今の時代シングルユースを希望するというようなお話も結構多くいただいているのも現状でございます。しかしながら、我々としましても冬の環境を生かした大会誘致をしておりますので、スポーツ振興や今おっしゃっていただいたような経済活性化、こちらに資する取組となるように競技団体と連携しながら、情報交換しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○12番（清水一夫議員） 部長、検討をお願いします。

次に、ノルディック種目関連で選手優先のコース整備について、昨年12月22日、クロスカントリー名寄大会の終了後、コースの側面に張っている安全ネットとポールを撤収した際、山のコースは圧雪車が入っていない、コース整備がされていない状態でした。1週間後に音威子府で開催される全日本A級のクロスカントリーを控えている大学生が健康の森に来ました。5キロコース走ができず、残念な光景を見ました。ここで、交流人口の維持、拡大のために心遣いの選手優先のコース整備を御検討ください。見解をお聞きます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 現状のコース整備の在り方についての御質問かと思えます。今このコース整備については、お話のあった圧雪車、こちらについては芝に影響を与えるということもあるので、基本50センチ以上の積雪がないと今入らないような、そんなルール、基準を設けて運用しています。圧雪車が入れないような雪の量し

かないときは、スノーモービルが入るようにもして運用しているところであります。お話のあった昨年のこの時期は、実は積雪量が大変少なくて大会前はコースに雪を集めていたということと、大会翌日ということもあって積雪量が足りなくて、その日は整備に入れなかったということで作業日報のほうでも我々も確認をしているところであります。状況を見て選手にコースを確認して、石などがもしある場合はほかのコースに入るよう誘導するなど、選手が利用しやすいコース整備を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○12番（清水一夫議員） 選手優先のコース整備をよろしくお願いします。

次に、健康の森クロスカントリーコース整備について、市は健康の森クロスカントリーコース整備事業は年次計画に基づいて整備を実施しています。8年の予算に木の伐採、抜根工事に16万3,000円を、コースの排水整備工事に9万2,600円を計上しています。この年次計画外の日進の神社の南側70メートルに東西に走る側溝があります。その側溝の土砂をさらって、その側溝に渡す簡易橋を作成して、その橋を渡したほうが早く圧雪車でコース整備をすることができ、整備体力の削減になり、よいと思います。部長、まず現場確認をお願いし、措置していただきたいと思います。見解をお聞きます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 現場のほうは、実は我々も承知しているところであります。今後状況によってどの程度このことでコースオープンが早まるのか、そういったこともコースを主に整備している協会の方々のお話も聞きながら、今後について話をさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○12番（清水一夫議員） よろしくお願いま

す。早く機械力を投入してコースを造る、そうしたら上川町の大雪の青少年交流の家周辺で練習している選手が健康の森に来る、また地元少年団が早いうちから雪の上で練習ができる、強くなる、地元経済も少しでも売上げアップにつながる、検討をお願いします。

次に、ジャンプ台の整備について、ウインドファクターとアイストラックの設置の要望でなく、ランディングバーンの東側の階段の手すりの整備であります。東側の階段は、飛距離判定員の定位置であります。冬は、特に下るとき滑る、その支えが手すりです。今は、ところどころない状態があります。勤務員の安全を確保する点でも整備が必要であると思います。これも現場確認をお願いします、措置をしてもらいたいと思います。見解をお聞きます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今議員からいただいた御指摘の内容については、我々も大会運営等で現場足運んでいますので、その時点で状況については理解しているところでございます。今お話あったとおり、安全面の確保に関する部分も含まれますので、どこまで対応できるかも含めて整備方法について考えてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○12番（清水一夫議員） よろしくありません。

次に、防災について、水害を想定しての住民避難訓練について。本年度は、冬期防災訓練があるから、実施しないということでありました。昨年の訓練は、従来と比較すると多くの市民が自主的に参加している訓練でありました。よかったのは、説明会の指定避難所の説明で高齢者等避難発令で絶対開いている避難所で市の職員が対応している避難所は、名寄地区は名寄小学校、南小学校、北国博物館でありました。私は、早速説明会後、訓練参加者を募り、回覧を回して、市に32名の参

加者を報告しました。その中には、避難行動要支援者の2名とその支援を協力する者が4名いました。その要支援者の問題点を掌握し、改善策として避難先が博物館から清峰園になりました。このように市の防災担当者、市民の安心、安全の一翼を担われ、頑張っています。今後ともよろしくお聞きます。今年もこの訓練を継続されることを強く要望します。しかし、水害を想定しての住民避難訓練の時期は、昨年の11月9日はベストなのか、私は大雨、台風来る前に実施したほうがよいと思います。見解をお聞きます。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 昨年行わせていただきました、市民の方々にもお願いしました避難訓練の実施日が11月9日ということでしたので、その時期がタイミングがベストなのかどうかというような御質問だったかというふうに思っています。昨年の実施時期が結果といたしましてはどうしてもこの11月になってしまったという理由は、ここ数年防災意識を高めていこうということで様々に新しいイベントとか事業もさせていただいておりまして、昨年は防災イベントとしてよろなでさせていただきました防災フェスタ2025の実施ですとか、それからどうしても年間の市全体の他部署の業務の関係とかもございまして、そういったことも考慮しながら、どうしても去年につきましては、言い方が適切かどうか分かりませんけれども、やむを得ずこの11月になったという形で今考えているところであります。今議員のほうからお話いただいたとおり、水害を想定した避難訓練の最適な時期というところはどうしてもやっぱり取水の前ですとか、その期間というのでしょうか、5月から7月ぐらいまでの間、このくらいでやるというところがさらに防災意識を高める上で最も適切な時期ではないかというふうには我々も認識しているところであります。今年度は、どうしてもまたこれも新たに冬期のほうやってみたいということもございまして、今回昨年と

同様の訓練は実施できないのですけれども、改めてそういった次回計画する際には今議員のほうからもお話しいただきましたとおり、可能な限り訓練の特性を踏まえながらタイムリーな時期の設定を追求してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○12番（清水一夫議員） 時期について善処してください。よろしくお願いします。

次に、避難行動要支援者対策について。答弁では、避難行動要支援者は281名、答弁されました。そのうち65名の計画を策定していると答弁されました。前回聞いたとき1名が10名に、今回は10名が65名に、すばらしい、でもちょっと頑張らんといかんと思います。私に市の防災担当者から町内の避難行動要支援者の支援を協力する人を探してもらいたいと相談され、早速町内の自衛隊のOBの方に支援者をお願いし、快諾をいただきました。このようにいろいろと人の関係を頼ってみてはいかがですか。改めて個別避難計画の取組についてお聞きします。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 個別避難計画の作成についてでございますけれども、議員から今お話しいただいたとおり、当初なかなか進んでいなかったものが近年防災担当の職員3名で本当に必死になって家庭訪問を行わせていただいて、現在の65名までということで作成させていただいているのですけれども、当然ながらまだ作成されていない方もいらっしゃいますので、ここはもう少し頑張らせていただきたいというふうに思いますが、どうしても防災担当3名の中で行っているということでいくと、やっぱり物理的な訪問回数、時間と作成に大きなハードルがあるなというところがあって、頑張っているのですけれども、なかなか大きくというか、進まない一つの理由かなというふうに思っているところであります。

また、もう一つは、どうしてもその作成される

方々の事情ということもあるかなというふうに思います。名簿情報の提供ですとか、この計画の作成についてはどうしても不同意される方もおられますし、意向調査に回答いただけない方もやっぱり一定数おられます。そういった方々がおられるということは、どうしてもこの作成の進捗を妨げている一つの要因かなというふうに思っています。この作成につきましては、まずは名簿情報の提供について同意いただくということがやっぱり前提となっておりまして。同意していただければ、平時から町内会等にもこの名簿の提供というのは可能になってくるわけございまして、より町内会との連携も進んでいくのかなというふうに考えているところでございます。

したがって、こういった要支援者の方々に少しでもこうした取組について御理解、御周知いただくように努めていきたいというふうに考えておりますし、またそういった中におきまして支援者につきましても計画を策定する際にはその対象の方々と面談をしながら決定していくわけですが、独居の方だとかなかなかそういった支援の方がいらっしゃらない場合は先ほど議員にもお話しいただきましたように地域支援者といたしまして町内会の方々ですとか、自主防災組織ですとか、それから御近所の方々をお願い、相談させていただくこともあるかなというふうに思っています。改めてこの取組に対しまして各関係機関の皆さん方の御協力いただきながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○12番（清水一夫議員） よろしく申し上げます。

次に、ふるさと納税について。先ほど答弁で3億4,000万円弱と答弁をいただきました。さらに、その納税を増やすには、人気のある返礼品のアスパラ、スイートコーンの生産量を増やすことも一案と思います。しかし、収穫は手作業であ

り、人手不足の問題があります。その問題をカバーしての市職員が副業として農家に協力する制度を導入してはいかがでしょうか、見解をお聞きます。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） ふるさと納税の増額は、大変やっぱり今歳入を増やす取組としても必要な取組だというふうに思っています。そこでの一つの方策として、副業というふうなお話の質問だったのかなというふうに思っています。御存じのとおり、市職員の副業に関しましては、今地方公務員法第38条の規定に基づきまして任命権者の許可を受けるべき地位及び許可の基準を定めた名寄市職員の営利企業等の従事制限に関する規則に準じて判断させていただいているところであります。副業につきましては、まずは我々地方公務員でございますので、全体の奉仕者として市民の信頼を確保すること、さらには市民の疑念を招くことのないような取組というところが重要になってくるわけでありまして、それと、副業につきましては、どうしても地域の実情を勘案しながらも、あくまでも職務専念義務が課せられていない勤務時間外における職員の自発的な活動であると、職員の意に反した動員的な運用であってはならないと、殊にここは留意しなければならないものだというふうに考えています。本市における人手不足というところは、大変大きな課題であるというふうには思っていますし、他自治体の取組なども参考にしながら、地域の実情を把握した上でこうした兼業に関する課題を整理しながら、地域で活躍できる人材として育成していくことが必要なのではないかなというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○12番（清水一夫議員） 部長、再度検討をお願いします。先進地の研究もやってください。お願いします。

関連して、収穫した寒冷地野菜、アスパラ、ス

イートコーン、カボチャ、芋など、ZEROCOと呼ばれる低温、高い湿度が保てる新しい食材保管庫で保管し、新鮮な品をふるさと納税の返礼品に活用する、また品不足の高値のとき保管した品を出荷する、さらにはZEROCO装置のある車で関西、四国、九州地域に出向いて品を売り込むなど関係団体と研究、検討してはいかがでしょうか、見解をお伺いします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今ZEROCOのお話をいただきました。ZEROCOについては、記憶にあるところでいうと、万博の中でパビリオンで展示された新しい技術ということで、北海道ではなじみのある雪下野菜、雪の中で保管して鮮度を保つと、これに近いものが技術が確立されたということで、いわゆる低温高湿の中で鮮度を維持していく技術というふうに認識しております。この技術については、ふるさと納税の返礼品の活用のみならず、一般流通において市場の品不足のときのいわゆる出荷調整をすることで付加価値を上げていくというような活用も非常に期待されているということです。我々としても非常に興味深いアイデアであるというふうに考えております。まだまだ出たばかりの技術ということで、実際に今道内でも実証として一部展開しながら物は保管しているようでありましてけれども、こういった実証化が進んで今後普及が期待されるものであるということです。先進地における活用事例、費用面も含めた動向に我々としても注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○12番（清水一夫議員） 部長、検討をよろしくお願いいたします。

最後に、冒頭予算審査特別委員会の歳入全般での答弁で歳出ばかりでなく歳入を増やしていく取組がこれから非常に重要になっていくと発言されました。私も同感であります。令和6年、経済建設常任委員会で道南の伊達市の国営農地再編整備

事業を視察しました。伊達市の前市長は、人口が頭打ちとなる中、伊達の温暖な気候を生かし、農業に投資することで市の財政を支えたい、その決意から促進期成会と各団体の長で組織した促進協議会を設立し、事業に反対している農家さんには粘り強く説得した市職員の奮闘が大変参考になりました。

最後に、市長にお聞きします。本市の基幹産業は、農業であります。厳しい財政を立て直すには、農業に投資することで本市の財政を支えるべきと思いますが、見解をお聞きし、私の質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 昨日の代表質問でもこれから何に注力をしていくのだという御質問をそれぞれいただいている中で、人への投資と付加価値の高い産業の育成が重要だということをお話をさせていただいています。付加価値の高い産業というのは、この名寄市にとってはやはり基幹となる1次産業が基本であって、そこをしっかりと付加価値の高いものとして行政としても支え、また育てていく、そのことが様々な、ふるさと納税もそうでしょうし、いろんなことに普及、そして波及していくのではないかとこのように思っております。議員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。我々としてもできることをしっかりとやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 以上で清水一夫議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくりにつながる人づくりについて外1件を、山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目で2点質問させていただきます。

最初に、大項目1、まちづくりにつながる人づくりについて伺います。加藤市長は、5期目に臨む基本姿勢の1つ目を人づくり、人への投資と表明され、教育と人づくりこそが持続可能なまちづくりの根幹であると示されています。そこで、まちづくりにつながる人づくりとして主権者教育について伺います。

小項目1、主権者教育の状況と名寄市独自の取組について。2016年に改正公職選挙法が施行され、我が国において18歳選挙権がスタートしてから10年になります。この間の本市における主権者教育の状況と独自の取組について伺います。学校教育における教科を通した学びの状況について、また社会教育における身近な地域の中での学びの状況について、さらに名寄市独自の主権者教育として名寄市立大学における取組内容についてそれぞれお知らせください。

次に、小項目2、自治基本条例に沿った（仮称）名寄市子ども議会開催について。名寄市自治基本条例には、第3章第11条において市民の権利及び役割として「市民は、まちづくりに参加する権利、知る権利及び学ぶ権利に基づいて、自らの意思により主体的にまちづくりに参加するものとする」とうたわれています。子供たちも当然市民であることから、年齢に応じたまちづくりへの参加機会が提供されるべきと考えます。また、子どもの権利条約第12条では、子供が自分自身に関係することについて自由に意見を表し、その意見が年齢及び成熟度に応じて正当に考慮される権利を有すると子供の意見表明を明記しています。全国には子ども議会を開催し、意見表明や市政参加の機会を提供している自治体が多くあることから、（仮称）名寄市子ども議会開催について見解を伺います。

小項目3、名寄市の強みを生かした子育て・教

育環境の整備について。名寄市立大学やNスポーツコミッションなよろという名寄独自の組織基盤を有機的に結びつけることは、大きな可能性の創出につながるものと期待します。では、具体的にどのような連携を描くのか伺います。また、そのことによりつくり上げようとする教育環境とはどのようなイメージであるのか伺います。

次に、大項目2、基本姿勢の3つ目に示された行財政改革による財政基盤の強化について伺います。少子高齢化による人口減少が進む現状において行財政改革による財政基盤の強化は、避けて通れない現実であると認識します。しかし、行財政改革の実践には市民理解が不可欠であることから、次の内容についてお伺いいたします。

小項目1、公共施設等総合管理計画の見直しについて。計画期間を20年間として平成28年に策定された公共施設等総合管理計画は、令和6年11月に改定されています。今後さらに進められる行財政改革を目的とした見直しの方法、見直しのスケジュール、見直しの基準、市民周知及び意見集約等について伺います。また、公有財産としての市有地の有効活用について見解を伺います。

小項目2、公共施設等再配置計画の見直しについて。当初2026年は公共施設等再配置計画フェーズ1の最終年でありました。この間多くの議論が交わされ、状況の変化もあって計画変更が生じてきています。改めて公共施設等再配置計画の見直しについて具体的見直し内容について伺います。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 山崎議員から大項目で2点御質問いただきました。大項目1の小項目1は私から、大項目1の小項目2は健康福祉部長から、大項目1の小項目3と大項目2の小項目2は総合政策部長から、大項目2の小項目1は総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、まちづくりにつながる人づくりについて、小項目1、主権者教育の状況と名寄市独自の取組についてお答えします。まず、学校教育における主権者教育の状況についてですが、各学校では主に社会科や総合的な学習の時間などにおいて政治の仕組みの理解や地域課題の探求、多世代との交流などを通して現実社会に関する理解や諸課題について考察し、判断する学び、地域の一員として貢献する実践的な学びなどを行っております。また、特別活動における児童会、生徒会の活動を通じ、校則の検討など、よりよい学校づくりのために自分たちで課題を見だし、具体的な対策を考え、実践する活動を行っております。さらに、教育委員会では、名寄市小中高いじめ防止サミットの開催を通して子供たちが他者と対話、協働しながら、よりよい解決や意思決定を目指す態度などが育まれるよう企画運営の工夫に努めているところです。

次に、社会教育における主権者教育の状況についてですが、現在直接的に主権者教育という視点で子供たちを対象に実施している事業はございませんが、子供たちが参加する事業において子供たちが互いに意見を交わし、対話を通じて合意形成を図ったり、主体的に考え、協働したりする経験を大切に活動内容の改善を図ってまいります。

次に、市独自の取組についてですが、名寄市選挙管理委員会の所管となりますので、同委員会事務局としてお答えします。市選管では、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、最初の国政選挙となった平成28年7月10日執行の参議院選挙から若年層の投票率向上を目的に市立大学構内での投票啓発や選挙啓発コーナーの設置、期日前投票所を開設するなどの取組をはじめ、現在においても継続して実施してきております。また、昨年6月には、名寄高校3年生の主権者教育の授業の中で模擬投票体験などの支援を行いました。内容としましては、各グループに分かれ、架空の政党や候補者の選挙公約資料を基に議論し、実際に投

票してみるというものであります。市選管といたしましては、引き続きこのような取組を実施することで選挙を身近に感じてもらい、選挙を他人事とせず、自分自身の生活や将来に直結するものであると捉えていただけるような機会づくりに努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（山田典幸議員） 松田健康福祉部長。

○健康福祉部長（松田慎司君） 私からは、小項目2、自治基本条例に沿った（仮称）名寄市子ども議会開催についてお答えをいたします。

令和5年4月に施行されたこども基本法には、全ての子供、若者について、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保すること、子供、若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念としてうたわれています。また、第11条では、子供施策を策定、実施、評価するとき、子供、若者、子育て当事者などの意見を反映するために必要な措置を講ずることを国や地方公共団体に義務づけています。名寄市自治基本条例においても第5条で「まちづくりは、市民の参加によって行われるものとする」、第6条で「子ども及び青少年は、それぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参加する権利を有する」として、子供や若者などの多様な意見を聞くことへの配慮を行うこととしています。地方公共団体が子供や若者の意見を反映するための措置を講ずるとされている子供施策には、子供の成長に対する支援等を主たる目的とする子供に関する施策のほか、若者施策、教育施策、雇用施策など一体的に講ずべき施策も含まれており、まちづくりや公園、児童館などの居場所に関することなども子供、若者の意見を聞くこととされています。意見の聴取方法については、対話やアンケートを通じて意見を聞くこととされており、本市では第3期子ども・子育て支援事業計画や名寄市総合計画（第3次）の策定に当たりアンケート調査を実施してきたところです。

また、国が策定した子供、若者の意見の政策反映に向けたガイドラインでは、積極的に意見を言える言いたい子供や若者がいる一方で、意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高く持てない子供、若者もいることから、そうした子供や若者も含めて多様な意見を聞くよう努めることとされております。議員から御紹介いただきました子ども議会については、意見表明や市政参加の機会を提供しているということですが、本市といたしましては声を上げにくい子供を含め、多様な意見を聞きながら計画の策定などに取り組んでまいりたいと考えており、子ども議会という形式にとらわれることなく意見聴取の機会を設けてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは、大項目1、小項目3と大項目2、小項目2についてお答えいたします。

初めに、大項目1、まちづくりにつながる人づくりについて、小項目3、名寄市の強みを生かした子育て・教育環境の整備について申し上げます。市立大学とNスポーツコミッションなよろが有機的に結びつくことで生み出されるのは、地域全体で子供を育む温かなセーフティーネットであると思います。現在本市では、学生が農作業の補助や少年団の練習前見守りといった有償ボランティアとして地域に深く入り込んでおります。また、味の素株式会社と連携した栄養学科によるなよろ健康レシピ開発プロジェクトなど、大学の専門性を生かした食育の取組も定着しつつあります。これらの活動が教育環境にもたらす最大の価値は、子育ての現場における頼もしいお兄さん、お姉さんの存在です。保護者の皆様にとって、スポーツの現場や地域活動の中で学生という若い力が見守りやサポートに加わってくれることは大きな安心感につながっています。また、子供たちにとっては、

自分のすぐ近くで汗を流し、専門的な学びを実践する大学生の背中を見ることは何よりも魅力的な生きたロールモデルとの出会いです。スポーツでの交流や食育を通じて、子供たちは地域から大切にされていると実感し、大学生は地域に貢献する喜びを知る、この関係性こそが本市が目指す環境と考えております。学生たちが地域の一員として子供たちの成長を伴走し、保護者の皆様の不安を地域の力で支えていく、名寄であれば子供たちが地域のみんなに愛され、心身ともに健やかに育つことができる、そんな子育て世代が確かな手応えを感じられるまちづくりを大学、Nスポーツコミッションなよろ、そして地域住民の皆様と一丸となって進めてまいりたいと考えております。

次に、大項目2、行財政改革による財政基盤の強化について、小項目2、公共施設等再配置計画の見直しについて申し上げます。名寄市公共施設等再配置計画は、コンパクトなまちづくりを推進するため令和4年3月に策定した計画であり、令和4年度から令和33年度までの30年間を計画期間としております。本計画では、初めの5年間をフェーズ1、続く10年間をフェーズ2、その後の15年間をフェーズ3と3つの期間に区分しております。このうちフェーズ1では、図書館や児童センターなど5つの施設を対象にまちのにぎわいの中心となる拠点、いわゆるメインコアと暮らしの利便性を高める身近な拠点であるサブコアの形成に取り組むこととしておりました。しかしながら、計画策定後、教育環境の確保を最優先とした中学校の改築、改修や地域医療を将来にわたり守るための名寄東病院の中心市街地への移転、建て替えに関する検討が本格化いたしました。こうしたことから、当初の整備計画と実際の進捗との間に一定のずれが生じている状況にあります。

ここで、フェーズ1の対象施設のうち、図書館を除く4つの施設の検討状況について申し上げます。まず、生活支援ハウスにつきましては、対象となる方々の現状を踏まえ、行政評価における議

論を経て整備は行わない方針といたしました。次に、学生寮につきましては、民間の活力を活用し、中心市街地での整備に向けた協議を進めております。また、ワーケーション施設につきましては、新たな複合施設内への設置を視野に検討を進めております。さらに、児童センターにつきましては、既存施設の活用や複合施設への移転も含め、多角的に検討を進めているところです。

次に、フェーズ1で整備を予定しております図書館機能を有する複合施設につきましては、西3条南6丁目を中心に検討を進めております。ただし、当該地は民有地でありますことから、現在まちづくり会社が土地所有者との交渉を引き続き行っており、その結果を踏まえた上で整備年次などについても議論を深めてまいります。

また、フェーズ2の対象施設につきましては、フェーズ1の進捗にずれが生じていることもあり、現時点では具体的な選定には至っておりません。今後名寄市総合計画（第3次）の中で市民の皆様から幅広く御意見を伺う機会を設けるなど、市庁舎を含めた各施設の在り方について総合的に議論してまいりたいと考えております。

今後におきましても他の公共施設整備の動向や財政状況、事業の平準化などを総合的に勘案するとともに、まちづくり会社をはじめとする関係機関とも緊密に連携を図りながら中心市街地の活性化とコンパクトなまちづくりの推進に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 私からは、大項目2、行財政改革による財政基盤の強化について、小項目1、名寄市公共施設等総合管理計画の見直しについて申し上げます。

名寄市公共施設等総合管理計画は、中長期的な視点から公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的かつ効率的に実施することを目的に平成28年に策定しており、その後総務省より指針の

改定が示されたことから、令和6年11月に改定しております。本市が保有する公共施設の約61%が建築後30年以上経過し、老朽化が進んでおりますが、厳しい財政状況の中、現在保有している全ての公共施設等を維持、更新していくことは困難な状況であります。そのため、公共施設等の状況を把握し、中長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に実施していくことが必要であるとともに、財政負担の軽減や平準化に向け、公共施設の最適配置を進めていくことも必要であります。こうしたことから、名寄市総合計画の策定と連携して今年度5月1日には名寄市公共施設等総合管理計画推進本部会議、15日には実施部員会議を開催し、公共施設等総合管理計画の改定に向け着手したところでございます。見直しの方法やスケジュールなどについてであります。まずは昨年度作成した公共施設データベースを精査し、管理運営状況やコスト情報を最新化、アップデートを進めてまいります。その後それらのデータを基にこれからの施設の在り方について、まずは各施設の所管部署から協議、検討を始めてまいります。先般の国勢調査の速報値からも本市の人口減少は進行しております。そのため、これからはまちの未来を見据えた公共施設の再整備に取り組む転換期だと考えております。施設の利用状況や市民ニーズを的確に捉え、次世代が安心して利用できるよう計画の改定協議を進めてまいります。

次に、公有財産としての市有地の有効活用についてであります。売却可能な土地については順次市ホームページ等を活用しながら売却を進めております。しかしながら、物件ごとの立地条件や土地需要などの市場環境の影響により、売却に至っていない物件も数多くある状況です。本市としましては、引き続き周知に努めるとともに、必要に応じて売却方法等の検証を行いながら市有財産の適正な管理に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、順次再質問をさせていただきますと思います。

まず、大項目1に挙げさせていただきましたまちづくりにつながる人づくりについてということであります。今回市長からは、国際理解教育ですとか英語教育等についての強い思いを表明していただいておりますが、やはりまちづくりにつながる人づくりというところがとても重要だと思っています。人づくりは、まちづくりの本当に根幹をなすとても重要なことだと思いますが、育てていただいた子供たちが大人になって、やはり力をつけて、そしてこのまちに関わっていただけるように、このまちで働く、それから出ていった後もまたこのまちとの関わりを持つ、そのことがとても重要であると思っています。これは、昨日代表質問の中でのやり取りの中でも市長御自身の言葉で述べていただいておりますので、ここは同じ気持ちであるというふうに受け止めています。

そこで、主権者教育というところに着眼しての今回の一般質問をさせていただいたわけですが、先ほど伊藤部長からはそれぞれ学校教育における取組状況ですとか、社会教育における取組状況、また名寄市立大学での具体的な取組状況についてお話をいただきました。具体的な取組お話ししていただきましたので、全部ということではありませんが、これらの取組の中でその評価、子供たちがこの取組の中で具体的に地域や社会の問題解決に積極的に参加することができている事例があれば、その点について再度お伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 先ほど学校教育の状況についてお答えをさせていただきましたけれども、先ほど答弁させていただいたことは基本的にどの学校でもやっているようなところでございます。中には、まちづくりというようなところで探

求の学習などを通じて地域の特産物なんかの商品開発であったり、あとたしか山崎議員もいらっしやったと思いますけれども、風連の中学校で学習の成果を発表する機会もございましたので、直接的に地域に出てということではないのですが、学校で行っている地域や社会に関する学びの成果というものを発表しているという学校があるということでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 一つ一つの評価というのは、具体的なところでそれぞれ確認もされていると思いますけれども、横断的に様々な場面で子供たちの姿が一つの評価として感じ取れる状況にあるというふうに思っております。先ほど伊藤部長からお話がありました商品開発ですとか、風連中学校、昨年の市教研だったと思いますが、そこで総合的な学習の授業として見せていただきました生徒の育ちの状況は本当に地域や社会の問題解決をしっかり捉えて子供たちが自分事としてどう解決していったらいいのか、そのことについて発表している、その姿を確認させていただいたと思っています。いじめ防止サミットなんかも、それも子供たちの力で今の課題解決、よりよい自分たちの状況をつくるために活動をしている、その姿の表れであると思っています。そういう学校教育、地域の中での教育がありますので、やはりこれを系統的に継続して子供たちの中に定着させていくことがまちづくりにつながる人づくりになるのではないかなというふうに強く思っているところであります。先ほど松田部長からは、今のところ名寄市子ども議会、これ仮称ですけども、計画はない、考えてはいないということでありましたけれども、他の自治体で多くの自治体が取り組んでいる状況、なぜに名寄市では踏み込むことができないのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 松田健康福祉部長。

○健康福祉部長（松田慎司君） 子ども議会がど

うしてできないのかというお話かと思うのですが、令和5年にこども基本法が施行されて以降、子供と若者の意見聴取の場というのが非常に注目をされて、自治体でもそういった場面をつくりなさいということで進んでいるのかなというふうに思っていますけれども、名寄市、私たちとしては今のところ子供の計画をつくる際ですとか、3次総計もそうですけれども、今アンケートを使わせていただきながら意見の聴取の場というふうにはさせていただいております。先ほどちょっと答弁でも申し上げたのですが、意見を全員が全員表明できるというわけではございませんので、そういったことも含めてなかなか発言しづらい子供たちもいるかなというふうに思いますので、そこも含めてアンケートという形で広く意見を伺うような機会を創出をさせていただいているということになっています。名寄市もそうなのだと思いますけれども、全国的にもいろいろ手探りの中でこういった意見を表明する場というのを企画をしているのだなというふうには思っています。ほかの自治体の事例なんかも参考にはしながらというふうに思っていますけれども、全国的な部分も含めて子ども議会に限らずということで意見の聴取できる場については考えていきたいなというふうには考えているところです。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 当然子供たち個性それぞれでありますので、発言が得意な子供もいれば、得意ではない子供もいる、それはもう当たり前前の話であります。子供に限ったことではなく、誰しもそういう状況はあります。アンケート調査の中で子供たちの思いを吸い上げていただいている、アンケート調査を否定するわけではありませんが、でも、アンケート調査の結果、その思いが何らかの形で子供たち、自分の出した意見が形として受け止められたという認識を持つことはできておりますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 松田健康福祉部長。

○健康福祉部長（松田慎司君） 子供たちが認識できているかということになりますけれども、アンケートは我々の施策の基礎資料とするということもありまして取らせていただいていますけれども、その部分を明確にこの意見をここに反映したということは難しいというか、お答えしている、アンケートいただいた子たちに返しているという状況ではないので、自分の意見が通ってこういう計画になったのかなというふうには多分理解はされていないのかなというふうに思っております。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 一定の成果は、施策作成につながっているというふうには今の御答弁で受け止めさせてはいただきたいと思いますけれども、今私がここで一般質問で申し上げたいのは子供たちが自分がまちづくりに参画している、その思いを持って成長していけるかどうかということとであります。人として育てていっていただけるときにまちづくりに関わって、このまちが自分も子供のときに一緒にこんなふう考えてきたのだという思いが残ることが将来の名寄市のまちづくりにつながる人づくりであると思うところからの一般質問であります。その点からいうと、やはりこれだけ法律が整備されて、こども基本法ですとか、自治基本条例は名寄市の独自のものでありますけれども、子どもの権利条約第12条にも子供が自分に関わるあらゆることについて自由に意見を述べ、その意見が年齢や成熟度に応じて十分に考慮される権利、つまり意見表明権、意見聴取権、これを国家に保障される規定ということで様々な法律が整備されてきている、その中でなぜに名寄市は踏み込めないのでしょうか、再度御答弁をお願いします。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時34分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 自治基本条例に基づく考え方ということもございますので、私のほうからお答えさせていただければというふうに思います。

私どもといたしましては、子ども議会開催そのものが目的化するのではなくて、一番大事なのはいかにして子供の声をより効果的に、実効的に市政へ届けるかといったことがすごく大事なだろうというふうに思っています。そのことを考えたときに、具体的には今回総合計画を策定する際には子供たちからしっかりとアンケート調査をさせていただいて、それから自由記述も含めてしっかりと目を通していただいて、それは我々の手元だけではなくて審議会の中でも情報を共有させていただいて、子供の考えていることというのは案をつくる段階でしっかりと認識しながらこの案をつくり込んできています。そういったことでの確に子供たちの声というのを拾い上げる仕組みというのをいろいろなツールも使いながらつくり上げていくというのが今必要とされていることなのではないかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 案を拾い上げる仕組みとして、子供の意見を十分反映させていただく、その反映させていただいた内容が子供たちにフィードバックされる、子供たちのところにこういう形であなたの意見が反映されましたよって分かるような取組はどのようにしていただけるのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） ちょっと私からすると生意気な意見になるかもしれませんが、そういったことをしていく観点で考えると、例えば大がかりな議場で議会形式みたいなものを開催する代わりに、例えば議員の皆様方が学校へ直接赴いて子供たちと意見交換をして、それをやはりフ

ィードバックしていただくとか、そういったことも今後さらに深掘りしていくと、そういった手法も検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） その部分については、当然そういうことも出てくるだろうなというふうに思っています。この（仮称）子ども議会、これをもし踏み込むということになれば、例えば健康福祉部だけ、例えば教育部だけ、例えば総合政策部だけということではなくて、もちろん議員の我々もどんな働き方、関わり方をさせていただけることがいいのかという、名寄市のそれぞれの立場を持っている人々が横断的に子供たちを育てていく、そしてこのまちの将来を考えていくということでの人づくりからのまちづくりを考えていくということが必要であると思っておりますので、それは石橋部長がおっしゃられることはもっともだと思います。それでもやはり既に動いている自治体が結構あります。現に隣の士別市は、もう10年以上子ども議会を開催されています。兵庫県の宝塚市では、子ども条例をつくって、その子ども条例に基づいて宝塚市の子ども議会を継続開催されています。子ども議会という形ですぐにできないという自治体では、ロールプレーでこういう状況で子ども議会をやっていきましようというような取組がされているところもあります。仙台市、狛江市など多くの自治体がそれぞれの自治体のやり方に沿って踏み出されているところで、やはり子供たちが子供の立場でありながらもまちづくりに大きく関わっているという認識を持ちながら育ていただいているのではないかと思います。これ子供ということに関わっては、教育長の思いも少し伺わせていただきたいなと思っておりますのですけれども、様々な場面で子供たちは課題解決学習に今まで取り組んできています。その課題解決学習を名寄市という、ちょっと広いですがけれども、フィールドを広げた中で自分たちが生活している

地域、公園、スポーツ施設、様々な環境があります。そういうところに目を向けるですとか、この後人との関係の中で公共交通で困っている高齢者のことも見聞きしてきていると思います。そういう地域の様々な課題に対して、子供たちが子供たちなりの課題解決的な思いを持って、子ども議会という名前は別にこだわるわけではないのですけれども、継続的に取り組んでいく、その力を私は持っていると思います。教育長の御見解を伺わせていただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 子供たちが地域課題について解決していくという力についてでございますが、議員御承知のとおり学校教育においては今日名寄市内においても総合的な学習の時間を使いながら、それぞれ学年の発達段階に応じて地域課題を探して、その解決、子供たちなりに解決をして、そしてその発表の仕方なのですが、学校によってはそれを参観日にぶつけてみたり、例えば市長と一緒に学校訪問をしているのですが、あえてそういうときにそれを話題にして市長と給食等食べながら会話できるように仕掛けていただいている学校ですとか、学校ではそれぞれ子供たちが自分たちで課題を見つけて、そして思考して、そしてある程度の方策ができたものについては何らかの形で学校の中にとどめることなく地域の方々にお知らせをしたりする場というのは設けるように努めているところでございますし、また総合的な学習の時間というのは表現までして、そしてそれを実行すると、実践する、そこまでやっての総合的な学習の時間というふうに考えておりますので、学校教育サイドの考え方としてはそうした教育課程の中にある時間をきちんと目的、目指す資質、能力の育成に向かって授業が行われているかどうかというところで私ども教育委員会もしっかりと把握しながら適切な指導、助言に努めていきたいと思っておりますし、何よりも主権者教育というのは学校教育の特別活動の児童会、生徒会活動、こ

れが活発化するということが非常に私は大事だというふうに考えておりますので、そして現学習指導要領は子供たちを社会のつくり手としてしっかり育てていくということも大きな目標の一つになっているところでございますので、学校においてはきちんと学習指導要領の趣旨を踏まえた教育活動が展開できるように私としてはしっかり支援に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 教育長のおっしゃるとおりだと思っています。学校教育の中で本当にしっかりやっていただいている、その子供たちの育ちは様々な機会に見せていただいております。その上でさらにというところで子ども議会に向けた取組をしていただきたいというふうに思っているのは、やはり子供たちが育った後、このまちに思いを残して育っていったという振り返りができるように、そんな育ち方をしていただきたいと思っていますところにあります。しかし、この子ども議会に踏み込むかどうかということについては、これは市長でないと判断できないところではないかと思っております。市長の御見解をぜひ伺わせてください。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 子供が主体的にこのまちを考えてまちづくりに対して意見を表明する、そうした機会を設けていくということは大変重要なことだというふうに思っておりますし、そのための取組というのは教育委員会や、あるいはさっきお話したとおり私もできる限り学校に訪問するとか、そうした中で子供たちと色々な意見を交換し、様々な御意見も伺ってきているところでもあります。それで足りないかどうかということも含めて、あるいは今のやり方よりもさらにそうした多様な社会的活動に参画する、今ではもっと足りないのだという議論があるのかもしれませんが。そこは、我々の中でも検討しながら、どういう活

動がいいのかということも含めて受け止めさせていただきたい、また研究させていただきたいというふうに思います。一方で、私もいろんな地域や自治体の皆さんとも接する中で、子ども議会というのをやっていく中でどうしても代表の方だけが出て、そのやり方が形骸化しているというようなことで厳しくなっているという自治体もあるというふうにも聞いておりますので、どのようなやり方がいいのかというのはそれぞれの自治体の中でのやり方もあるのだろうというふうに思います。そこも含めて意見は受け止めさせていただき、よりさらに中身のある子供たちの主権者教育というのは何なのかということの中でみんなで議論、研究していきたいというふうに思っています。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 形骸化している自治体があるということについても少なからず聞いたりとありますので、それも含めながら名寄市にとって一番いい形の（仮称）子ども議会、それを模索していきたいという気持ちはもう10年来持ち続けておりますので、とにかく子供たちがこのまちで育ったことを誇りに思えるようにその人づくりに関わっていくということについては、やはり与えられた環境の中で子供たちは当然育っていくのですけれども、大人が環境を整えて与えていく様々な環境を自分もその中で育ったということを認識していけるような、ここでこんな学びがあったので、私はこのまちが必要な居場所なのだ、そんなふうに思ってくれる子供たちが育っていったほしいと思っておりますので、今後ともぜひとも議論をさせていただきたいと思います。よろしく願いしたいと思います。

大項目2に移らせていただきます。公共施設等総合管理計画の見直しについて、様々推進本部会議等も今設置されて動いているということをお聞かせいただきました。管理運営状況等の調査もされているということでありましたが、その中で市民ニーズを的確に把握するという言葉がございま

した。市民ニーズの的確な把握の仕方ということについては、具体的にどのような取組がなされているのか、再度伺わせていただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） まず、改定議論の中におきましては、先ほどの答弁でもさせていただきましたけれども、まずはデータの整理から始めさせてもらって、客観的にその施設の今の在り方、状況を確認させていただきたいというふうに思っているところでございます。その後庁内の中で各部署におきましてその施設を今後どのように考えていくか、どのような扱いをしていくかというところを踏まえながら、次のステップとして市民の方々とお話しさせていただく機会があるのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 必ず市民とのやり取りというのはやっていただけるものというふうに思っておりますけれども、やはりこれだけいろいろな情報が飛び交って財政的に厳しい名寄市だということの方が市民の中で話題になるようになってというふうになると、具体的な総合管理計画について自分たちの地域にどんな影響があるのか心配される市民の方からの声というのでも伝わってきます。まだまだこれからの計画であるとは思いますが、この見直しについてもう少しスケジュール的なものをお伺いすることができたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） ちょっと繰り返しになってしまうかもしれないのですが、本当に今5月に本部立ち上げまして、5月15日、まずは担当主管課長を集めた実施部員会議というのをさせていただいて、今回の改定をどのように進めていこうかというところの議論をさせていただき、その結果やはり、繰り返しになりますけれども、今のデータをしっかり整理していこうと。昨

年つくらせていただいたデータベースを改めて、今回7年度決算も出ますので、そこに基づいてアップデートさせていただき、まずはデータの整理を始めていきたいというふうに思っております。その結果を持ち帰って、今度は所管部署の中でしっかりとその施設をこれから10年、20年先にどのように活用していくのか、また市民の皆様方がどのように使われているのかをしっかりと把握しながら、その在り方についてまずは庁内の中で検討させていただき、進めていきたいなというふうに思っているところでございまして、具体的な今お話しいただきました実施時期とかタイミングとかはちょっとまだ確定していないところもございしますので、この場ではこの答弁とさせていただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 令和6年11月改訂版の名寄市公共施設等総合管理計画、その中に書かれている文言を見ますと、分かっていることですが、人口減少による将来負担コストは公共施設等全体で見てこの5年間における市民1人当たりの更新にかけた投資的経費、これが40年後の人口で割り返した市民1人当たりの経費と比較すると6.0倍に膨れ上がるということでありますから、かなり総合管理計画の見直しというのは厳しいものになってくるのではないかなという、そんな心配をしているのですけれども、データ整理、その中で市民とのやり取りというのは例えばそれぞれの団体ですとか、そういうところの声も聞いていただく機会というのはこの後設けていただけるのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） データ整理している最中には、その機会を設けるということは、考え方はございません。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） ということは、データ整理が終わったら設けていただけますか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 先ほどからお話しさせてもらっていますけれども、データ整理した後には今度はそのデータを持って庁内の中でその施設の在り方を一度検討させていただきたいと思っています。その後、利用者や利用団体の方とお話しさせていただく機会は設けさせていただきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） ということは、庁内の中で大体の方向性が決まってからの市民意見の聴取ということになるのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 今現段階の中ではそういう考えでありますけれども、この後まだまだ実施部員会議ですとか本部会議の中でその辺のスケジュール感ですとか手法については協議させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 分かりました。なかなかそれぞれの団体っていいましても、今町内会の運営についてもいろいろな課題があるというふうに伺っておりますし、先ほど子ども議会の話させていただきましたが、子供に着眼してみますと、子ども会育成連合会も今年度で解散が伝えられてきているという状況もありますので、なかなかその団体の意向というのを酌み取っていただけるチャンスがどのタイミングでどんな形で行っていただけるのかというのはとても心配をしているところであります。この点について、データ整理の後、庁舎会議、横断的な検討を加えていただいて、その後ということですので、年度内に行っていただけるかどうかも見通せないと思いますけれども、その辺のしっかり意向を聞き取って尊重していただきたいということについては申し上げておきたいと思っています。町内会の思い、様々なところで思いが届いております。別なとこ

ろで議論させていただきたいと思っておりますけれども、やはり基本的なところ、地域がしっかり市の施策と絡んでいかないと、このまちで暮らしていく、暮らしていきたいという、その思いにやっぱり少なからず影響してくるものと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思っております。

次の再質問させていただきますが、公共施設等ということであります。公共施設の中で市有地についても御答弁いただいております。具体的ところを聞かせていただきたいと思います。名寄東中学校が移転して、この後旧校舎が解体される見通しも具体的にお示しいただいているところであります。それから、風連地区ですけれども、西町にあった瑞生団地が昨年建物が全て取壊しになりました。広い土地がそのままになっています。これらの市有地については、やはりそのままにしておくただ草が生い茂って環境的にもよろしくない状況になります。なかなか民間への売却も難しいという御答弁がありましたが、この後どんな計画というか、どんな見通しを持っていくのかお伺いします。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 今の御質問は、市有地全体の話をされたのでしょうか。

（「2か所についてお願いします」と呼ぶ者あり）

○総務部長（木村 睦君） まず、東中学校の旧というか、まだ取壊ししていませんので、東中学校についての跡地になった場合のことだと思っておりますけれども、当然ながら今回解体の実施設計の補正予算を提案させていただいてまして、もしそれが可決されれば、その後取壊しが進まれるということですが、今後は庁内の中におきましても解体後の跡地の活用については、まずは教育委員会を中心に活用について庁内の中で議論していくような形になるかなというふうに思っています。

瑞生団地跡地につきましては、既に活用の見込みがないということなので、普通財産扱いになっ

ているというところでございます。今後そちらについては、市有地ですので、売買の手続を取らせていただければと考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 今後の見通しということでお話いただきました。

もう一か所、南広場はいかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 南広場は、この間もユーティリティーな市有地として使わせていただいておりますので、現状のままかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） あれだけ広い土地があるということは、使い勝手がいい広場だということも分かるのですけれども、次の公共施設等再配置計画のところにも関わりますけれども、なかなか広い土地がない中で今民間のほうで土地を取得するところからフェーズ1についての具体的な動き出しもしていただいているところでありますので、市民の中ではせっかくのあの土地を生かすことにはならないのかというような声も聞こえてはきています。ずっとこの間くすぶっている意見として伝わってきているところであります。この点についていかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 南広場の活用については、多分相当前から同じような意見をいただいているお話をしているのですけれども、駅前から病院までのメインコアと再配置計画の中でお示ししているエリアの部分はしっかりとそのエリアにまずはいろんな機能を集約できるように考えているということですので、南広場については若干残念なことにちょっと外れてしまっているのですが、再配置のポイントとして置いているのがウォークブルシティー、それから駐車場の関係、そして公

共交通の接続、ここの部分も含めて一定程度やっぱりエリアを絞った中で構想を積み上げていくということがベースになっておりますので、優先順位としては今のところ低い位置づけになっているということで御理解いただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） この間ずっといろんな場面で議論させていただいて御説明も伺っておりますので、そのとおりのだろうなというふうに思っておりますけれども、今の石橋部長の御答弁の中にも低いという言葉がありましたので、ゼロではないというふうに思っております。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） その優先順位という考え方ですけれども、低いというよりは、やはりまず最初に検討対象にはならないという位置づけなのだと思います。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 分かりました。検討対象にはならないけれども、そのほか今動いていますので、その動き出しについて具体的なところを市民の皆様と共に期待して見守っていきたいというふうに思っています。様々お話をさせていただきましたけれども、やはりこのまちが未来に向かって継続して子供たちにも選ばれるまちであることを強く望んでおりますので、その点についてまた別な機会にも議論はさせていただきたいと思っております。子ども議会については、やはりこの後も検討を加えさせていただきたいと思っておりますので、市長、どうぞよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

行政サービスコストの見える化についてを、水間健詞議員。

○5番（水間健詞議員） 議長より許可をいただきましたので、壇上より大項目1点、小項目4点

にわたって質問いたします。

大項目、行政サービスコストの見える化について。本市では、人口減少や少子高齢化が進む中、限られた財源や人員の下で持続可能な行政運営が求められております。そのような中、これまで繰り返し選択と集中の必要性については述べられており、私自身もその考え方には一定の理解をしております。一方で、選択と集中には他に何かを減らすということや見直すことではなく、何を守り、どのような考え方で見直していくのかを市民と共有しながら進めることが重要ではないかと考えております。市民の立場から見たとき行政サービスの価値や負担が十分に伝わっているかという点については、さらに工夫の余地があるのではないのでしょうか。私は、今回行政サービスの削減や施設の統廃合を求めるために質問するものではありません。むしろ守るべき行政サービスの価値、これを守り続けるためにも市民が行政サービスの役割や価値、そして負担を理解し、自分事として考えられる環境づくりが必要であるとの考えに基づき質問させていただきます。

小項目1、コスト把握と現状の情報整理について。まず、議論を進めるためには、現状把握が重要です。行政サービスコスト全体について、人件費等を含めた実質的な行政コストをどこまで把握しているのか伺いたいと思います。事業や公共施設ごとの行政コストについてどこまで把握しているのか伺いたいと思います。

小項目2、必要性・公共性と経済合理性の判断基準について。選択と集中とは、何を守り、何をどのような考え方で判断するのか、その基準の明確化が重要と考えております。行政サービスの優先順位は、何を基準に判断するのかを伺いたいと思います。

小項目3番目、コストと価値の情報共有について。行政サービスの役割、価値、判断基準を市民と共有することで市民理解の下で議論を進める考えを伺いたいと思います。事業や公共施設の役割

や必要性をどう市民に伝えているのか、市全体でどれだけの重要度なのかを伝えると市民理解の助けになると思うが、これについてどうか。

小項目4番目、行政サービスコストの見える化の進め方について。市民が行政サービスを自分事として考えるためには、実感しやすい形での見える化が有効だと思います。具体的な進め方について伺います。私の質問は、行政サービス、事業や公共施設など含めた全てについて質問なのですが、この場合あえて分かりやすくするために施設に限り、例えば1件あるいは1人当たりのコスト整理というのは可能かどうかは考えられるか。

以上、大項目1点、小項目4点にわたって質問いたします。

○議長（山田典幸議員） 櫻田総合政策室長。

○総合政策室長（櫻田孝臣君） 水間議員から大項目で1点御質問いただきました。小項目1から3は私から、小項目4は総務部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、大項目1、行政サービスコストの見える化について、小項目1、コスト把握と現状の情報整理についてお答えいたします。本市では、名寄市自治基本条例や名寄市総合計画に基づき行政の透明性確保と効率的、効果的な行政運営を推進するため、これまでも行政評価を導入し、各事業の意図、目的や成果指標、そして投入された直接事業費などの実績を公表することで効果的で効率的な行政サービスの提供と市政における透明性の確保に努めているところでございます。具体的には、現在個別事業については名寄市総合計画（第2次）後期実施計画事業を4年間で評価することとし、手順として担当部局が作成した調書による1次評価、係長職による庁内ワーキンググループにおける評価、総合計画審議委員による外部評価、2次評価を経て、妥当性、有効性、効率性、公平性、達成度の項目ごとに評価されています。事業の実績、成果等に基づき成果指標に対する達成度等を設定するなど、単に取組に対しての評価で終

わることなく、毎年PDCAサイクルにより進化管理を行っており、総合計画の見直しや予算編成、今年度は新たに行政改革などとも連動させるなど情報整理に努めております。なお、公共施設に関しましては、今後の公共施設の在り方を考える検討材料となるよう、建物情報、利用状況、コスト情報、管理運営状況などを調査し、公共施設データベースとして見える化を進めているところでございます。

次に、小項目2、必要性・公共性と経済合理性の判断基準についてお答えいたします。人口減少や厳しい財政状況の中で必要な行財政改革を進めるには、まさに選択と集中の判断基準を明確にすることが極めて重要であると認識しております。本市が実施する事業には、採算性のみでははかれない市民生活の基盤となる福祉や教育、防災といった高い公共性を有する事業がある一方で、時代の変化や利用ニーズの減少に伴い、費用対効果や経済合理性の観点からの見直しが必要な事業も存在するかと思います。現在の判断基準は、総合計画の施策体系に基づく事業の必要性や有効性といった指標を用いて優先順位の評価を行っているところでございます。引き続き必要な行政サービスを維持、選択していくために行政評価のシステム自体PDCAを回し、精度を上げるとともに、市民の皆様にも伝わる努力をしてまいりたいと思います。

次に、小項目3、コストと価値の情報共有についてお答えいたします。既存の行政評価において様々な結果や指標が存在していても、制度として公表されていることと市民に伝わり理解されていることは別であると感じております。毎年度事業の評価シートをまとめた行政評価結果報告書として市ホームページに掲載し、市民周知を図っているところでございますが、行政評価の専門的な用語や段階評価の数値などが並んでおり、少し難しい部分があるのかもしれません。市広報がリニューアルし、読みやすくなったとお褒めの言葉をい

ただくことも増えましたので、同じように伝え方も含めて改善してまいりたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 私からは、小項目4、行政サービスコストの見える化の進め方について申し上げます。

現在行財政改革において事業の選択と集中を進めており、全ての事業をゼロベースで見直すこととしております。見直しに当たっては、これまでも各部局において事業判断する際に事業の目的や取組内容、その効果検証とともに事業に対するコストも基準の一つとして検討してきたところです。また、毎年行っている総合計画実施計画事業の行政評価や市長ローリングにおいても目標達成に向け取り組んだコストについて検証、議論しているところであります。公共施設においては、施設の老朽化が進む中、修繕費や人件費、燃料費など維持管理経費が大きく上昇しており、今後施設を維持管理していく上で大きな課題となっております。そのため、昨年度各公共施設の様々な情報の見える化を図るため、名寄市公共施設個別施設計画の施設情報に施設面積、利用者数、使用料収入、管理費用などのコスト情報を追加するとともに、施設面積、利用者人数、人口による単位コストを算出した公共施設データベースを取りまとめました。今年度については、これらデータを最新値にアップデートし、各施設の状況の見える化を図りながら、これからの公共施設の在り方に関する基本的な考えとなる名寄市公共施設等総合管理計画の改定を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○5番（水間健詞議員） ありがとうございます。よく分かりました。

それでは、それぞれ再質問してまいります。まず、小項目の1つ目のコストの把握と現状の情報整理について。行政評価ということで、この行政

評価については私の同僚議員というか、先輩議員がこういった議会の場合でも度々質問しているのを私も横で聞いてはいたのですけれども、つまびらかに改めて見たところ、非常にきちんと整理されていて、特にこういった議会の場合であるとか市の行政運営の中では非常に価値のある情報だと改めて、しかも非常に細部にわたって細かく評価、客観的な目も入って見ているということ、私がちゃんと真剣に見ていなかったのがあまりよくなかったなと反省させられる思いだったのですけれども、その上で私のほうでももう少し質問していきたいと思います。

まず、行政コストについては、こういった行政評価などを通じて見直ししながら把握しているということだったのですけれども、例えば市の中の人件費というのはあっちの業務やったり、こっちの業務やったりとか、いろいろ案分が難しい部分なんかあって、そういった実質的なコストってなかなか出すのは難しいと思うのですけれども、こういったことまで踏み込めて評価できるのかどうかということをまず伺いたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 櫻田総合政策室長。

○総合政策室長（櫻田孝臣君） 人件費を含めたコストの出し方ということでありますけれども、議員、調書のほうを御覧いただいていたと思うのですけれども、これまでの行政評価のシートの部分でいくと中段のほうに事業費の算出の部分が記載されているかと思います。事業費については、先ほど申し上げましたけれども、実際の直接的経費ですとかを含めた金額を入力して決算値に合わせて毎年度更新しております。ただ、支出の部分の人件費と見られるところの人工分というところに関しては、御覧のとおり概算というか、直接担当する職員の案分したところを原課のほうで入力しているというところでありまして、さらに精度を高めて全ての人件費を入れて算出するとなると、また違った手法もしくは他の自治体なんかでされているものを参考にしていくしかないかなと思っ

ております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○5番（水間健詞議員） よく分かりました。確かになかなか精密にやるのは難しいというか、精密にできない部分もきっとあると恐らく思います。承知しました。

それで、先ほどの小項目の4番目にもつながっていくかと思うのですけれども、例えば1利用件数当たりというようなことは行政評価の中ではすることはあるのでしょうか。利用単位でのコストというのは、行政評価の中ですることはありますか。

○議長（山田典幸議員） 櫻田総合政策室長。

○総合政策室長（櫻田孝臣君） 例えば1件当たりですとか1人当たりとかという件数の評価、金額ですとかというのは、例えば公共施設のほうでは出せる場合があるかと思いますが、事業でいくとなかなかそこというのが出せる面もある事業もありますけれども、全庁的に全ての事業ってなるとちょっと難しい部分があるのかなと感じております。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○5番（水間健詞議員） 分かりました。

それでは、小項目の2つ目に行きます。総合計画、必要性など、そういったことを優先順位の判断基準にしているという答弁だったと思うのですけれども、市民から見ると何をどういう理由で重視しているのか、どうしてこれを優先しているのかというのがなかなか伝わりづらいと思うのです。今私が質問したように、優先する基準は何なのかというのが、まずそこが伝わっていないのではないかと私思うのです。これは重要だ、重要でないという優先順位の順位づけの理由、優先度のつけ方の理由が伝わっているかどうかについてはどういうふうに認識されていますか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今の優先順位の

話なのですけれども、行政評価の中で実はこの事業が優先ですとあって優先順位はつけておりません。ですので、この事業そのものを今評価して直すところはないのかというようなところの行政評価の今システムになっているということで御理解いただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○5番（水間健詞議員） 失礼しました。

では、ちょっと言い換えます。例えば最終的な1次評価、ワーキンググループ評価、外部評価、2次評価、A、B、C、Dとか、なぜそういう評価になっているのかということが市民に伝わっているかどうかというのは伝わっているとお考えでしょうか、それともそこまではちょっと伝わっていないのか、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今御質問いただいているのは、評価結果内容ということよりも評価の結果自体が市民の皆さん方に伝わっているかという御質問ということでよろしいでしょうか。

（「ちょっと違う」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時20分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） それぞれの評価ポイントについてABC評価つけておりますけれども、それぞれその評価がついた理由についてはその箇所に一応記載をしておりますので、その部分についてはそこで説明ができていくという認識でおります。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○5番（水間健詞議員） 分かりました。記載しているのだから、伝わっているというか、読めば分かるということだと思っておりますけれども、分かりました。ここまでは分かりました。

このまま小項目3のほうに移ってまいります。先ほど答弁の中にもありましたけれども、行政評価としてきちんとやっている、公表している、第三者評価も交えていると、そして結果も出して公表しているということとそれが市民に伝わっているかどうかというのは、櫻田室長もおっしゃったようにやっていると言われているということはまた別だというふうな、櫻田室長もそういう理解だと、私もそのとおりだと思います。というのは、人って指数、例えばレーダーチャートで4段階評価、妥当性、有効性とかレーダーチャートで数字4段階の、一種の指数だと思うのですけれども、数字で評価されるより、例えば男前度3というより、水間以上櫻田以下の見た目だよとか、そういう何かと比較しないと。例えばよくある面積が何万平方メートルというのを大体は東京ドーム何個分とか、何々何個分とか、何かとの比較ということでない人間ってなかなか実感しづらいと思います。これが1つ。何かと比較しないと伝わりづらいのが1つ。もう一つ、自分にとってどうなのか。だから、これもよくあるパターンで何人に1人が対象になるとか、私にとってどうなのかということで伝えていかないと伝わらない、こういったところが、行政評価で事業をちゃんと客観的に見直している、このデータは非常にすばらしい、庁舎内で使うには最高の基データだと思います。これを翻訳して伝えていくということが私は市民向けなのではないかというふうに思っています。結果それで何が変わったか、あるいはやめるところが困るとか、もっとこっちのほう的大事というのはちょっといろいろ問題があるのかもしれないけれども、何かとの比較で説明する、その人にとってどうなのかということで説明する、自分にとってどうなのかということで伝えていく、こういった伝え方が大事なのではないかと思うのですけれども、その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 非常に難しい質

問いただきました。自分にとってどうなのかというと、それぞれで評価が変わってくるということです。やはりあくまでもこの評価調書を見て理解していただいた中で御自分としてはどうなのかということを考えていただくきっかけになる、そんな調書ではないかなというふうに私は受け止めました。でも、議員おっしゃるとおり、やっぱり分かりやすいというのがすごく大事だなというふうに我々も考えておまして、直感的に行政評価というものを感じていただけるというような表現というのは引き続き我々も検討課題として当然研究していかなければならないかなというふうに思っています。御指摘いただいたとおり、ホームページへのアクセスを待っているだけではなくて、市広報なども活用しながらポイントをかみ砕いてお伝えする手法も我々としては模索していかなければならないかなと思っていますし、評価結果を一方的に報告するだけではなくて、実は出前トークのメニューでまちづくりはみんなの手からというメニューがあるのです。こちらは、今総合計画とかいろんなものを御説明しますよってなっていますけれども、そこに文字として行政評価についてもということで、そんなことも追加しながら、ぜひそんなメニューを活用していただいて、我々が出向いていろいろ御説明する機会なんていうのもつくっていったらいいかなというふうに思っています。この行政評価というのは、名寄市が進むべき方向性を市民の皆様と共有するための重要なツールであると我々も思っています。今後とも情報を開くということから伝えるということへ一歩踏み込んで市民の皆様へ行政運営へ参画意識をより一層持っていただけるようにこのシステム、行政評価というものを考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○5番（水間健詞議員） 改めてつまびらかにこれを見て、非常に本当にこのソース情報、1次情報としてすばらしいものができていると思うので

す。ですから、本当にもっと翻訳、かみ砕いてとおっしゃいましたけれども、翻訳して伝わりやすい形にしてあげると価値がもっと、庁舎内で使うにはすごくいい情報なのです。こういった一般質問とか、行政の実際の運営に使うにはとてもいい情報だと思うのですけれども、これを翻訳すること、翻訳という作業は必要なのですが、新しい制度をつくって何かをやるということではなく、伝わりやすい形で翻訳する、その情報を市民と共有しながら行政改革に当たっていくということがとても必要なのではないかと。さっきも言ったとおり、それによって何か統廃合とか、そういうことではなく、これはやめると大変なことになると、非常に価値がある行政サービスなのだとすることを市民と共有しながら進めていくって、市民がちゃんと分かってもらえる状態において同じ目線に立って進めていくということが非常にこれから大事なことだと思っておりますので、そういったこと、私のこういったことを酌んでいただいて、今後進め方で何かあれば伺って3番目の質問を終わりたいと思いますけれども。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） すみません。私も先に全て自分の思いもしゃべってしまったので、答弁繰り返しになりますけれども、できる限りこのシステムが市民の皆様の目に触れて、そして理解をいただいた中で、このことによって市民の皆様が行政運営への参画意識を一層持っていただけるような、こんな仕組みにしていきたいというふうに思いますので、今後もぜひ御意見いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 行政評価の観点でいろいろお話いただきました。特に比較の面でありました。例えば財政のところに限りますと、類似団体という言葉を使います。同じような市町村で、同じような市の中でその市は、名寄市はどういう状況にあるのか、いわゆるほかのまちとの比較が

できる、そういうような仕組みをつくっておりますし、あるいは経年変化といいますか、過去から積み重ねてきてこれがどういう評価になってきたかという時系列で追っていくという比較のやり方もあるかと思います。ここは、様々な市町村のやり方を少し研究させていただければと思いますが、議員おっしゃるのはなるべく分かりやすく、自分事として捉えていただくような見せ方が必要ではないかということで理解させていただきました。最近では、それに加えて目標値ということでKPIの設定も行っております。1つには、やはり客観的な評価の下で横の評価であったり、時系列の縦の評価であったり、様々な評価手法が必要かなと思います。ただこれを全部やってしまうと膨大になりますので、そこは最後議員おっしゃるとおり名寄市民の皆さんと価値観を共有して、ここは大事だよというところをそういうふうな手法を使うとか、いろんなことがあると思いますので、ここは様々な形で研究させていただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○5番（水間健詞議員） 今副市長からも答弁いただきましたが、私も副市長が出したからちょっと思い出した。そうなのです。市民の方が自分事として捉えられる翻訳をすると非常にいいのではないかと、これまでの質問組み立ててきております。最初に申し上げたとおり、廃止したり、統廃合を目指すのではなく、とにかく分かるような、みんなが自分事として捉えながら、市民の皆さんと情報共有して行ってこれからの行政運営進めていかなければならないということでこれまで質問しております。まだ大分時間早いのですけれども、決して市民の皆さん置き去りにすることなく、何を守って何をどのように見直していくのか、これを分かるように、市民が自分事として共有できる状態に立ってからこれからの行政改革進めていっていただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。あり

がとうございました。

○議長（山田典幸議員） 以上で水間健詞議員の質問を終わります。

14時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時45分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民後見人制度の活用促進について外1件を、高橋伸典議員。

○10番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告に従いまして質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

市民後見人制度の活用促進についてをお尋ねいたします。厚生労働省が令和7年に発表した調査によると、令和7年における認知症高齢者65歳以上の推計人数は471万6,000人、軽度認知障がいの高齢者65歳以上の推定人数は約564万3,000人とされています。加えて、判断能力が不十分な者は、令和4年の推計には精神障がい者が約614万8,000人、知的障がい者が126万8,000人もおられます。近年の高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加は社会的課題になっており、これに伴って成年後見制度の重要性も一層高まると見込まれております。成年後見制度は、本人の生活や人権、財産を保護するため契約や行政手続等において支援を行う重要な仕組みであり、その利用拡大は地域包括ケアの推進に不可欠であります。特に市民が後見人として活動する市民後見人制度は、地域に根差した支援体制の強化に資する有効な手段であり、その活用促進が求められております。一方で、成年後見人や被後見人は市税、国民健康保険、障がい福祉、高齢者福祉など多岐にわたり手続を各窓口で個別に行う必要があります。手続の煩雑さや負担が大きな現状があり、こうした負担は市民後見人の担い手不足確保や活動継続にも影響を及ぼしかねない状

況にあります。行政側においてもこれらの手続を個別に受け付けることにより、事務負担が少なからず減る利点がつくれます。そこで、これからの課題を解決する一歩として、名寄市も若干進められておりますが、成年後見人等が各種通知等の送付先変更を一括して登録変更できる仕組みを導入することが有効であると考えます。これにより、市民後見人を含む利用者の負担軽減と行政事務の効率化の双方を実現することができると考えられます。そのようなことから質問いたします。

本市における成年後見制度の利用者数と今後の見通しについて、理事者の御見解をお願いします。

小さい項目2つ目には、成年後見人が各種通知の送付先変更を一括して登録・変更できる仕組みの導入について、理事者の御見解をお願いをいたします。

3つ目、市民後見人の導入に向けた具体的な検討状況と実施時期の見通しについての理事者の御見解をお願いをいたします。

続きまして、大きい項目の2つ目、ナフサ不足による現場直撃への対応についてをお伺いをいたします。国際社会にとって最大の問題は、アメリカ、イスラエルによるイラン攻撃によるホルムズ海峡の事実上の閉鎖と報復攻撃による湾岸産油国の石油関連施設のインフラ被害であります。これによって石油や石油製品の価格高騰、生産減退に伴う世界経済への悪影響が広がりつつあります。イラン攻撃から3か月が経過し、ナフサショックの影響は住宅関連では、プラスチックベニヤ等は問屋に在庫がない、壁材や床材が作れない、シンナー、塗料、ビニールテープ、防護用ビニールシート入手困難で入ってこない、製品の入手困難がシンナーは55.1%、塗料は8.3%となり、大手ではお金が1.5倍になっても何とか入ってきておりますが、小さいところには入ってきていない、ユニットバスの業者1は受注生産を受け付けてくれない、先週より受付が開始されたみたいですが、業者2は納期が未定、防水材4月

10日から新規受注停止、断熱材4月1日から40%値上げ、シンナーは3月19日75%アップ、4月13日からはさらに50%もアップしております。VUパイプの業者は、建材製品を5月20日から30%以上を値上げ、ナフサの化学製品の需要減で4万6,000社のナフサ関連企業はナフサ製品が入ってこなく、平日の週3日休む生産調整を行っているそうであります。5月20日の現在建設関連業者の製品の入手困難率は、シンナーが55.1%、塗料が8.3%が入手困難であると回答しております。また、8割の事業者が工期遅延に見舞われている状況下にあります。医療関係では、手袋が172%値上げ、今月177%に上がり、新規業者には300%で販売、点滴、輸血セットの点滴チューブ、軟膏容器等は不足している状況下にあります。市民が安心して住み続けられる住環境の整備にずっと住まいる応援事業を使用している住み慣れたまちで住み続けるための市民の方が4月から9月まで約2,000万円の補助、10月から3月までは300万円の予算があり、ある業者からは人手不足または資材不足の関係で受注しても工期に間に合わない、交付決定の着工になっておりますが、材料の製作者がナフサ由来の原材料が入ってこないことからの影響で資材を製作することができないので、納期が遅れる状況の中、今後の考え方や取扱いについて理事者の御見解をお願い申し上げ、この場での質問を終わらせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 倉澤こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（倉澤富美子君） 高橋議員からは、大項目2点について御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2については経済部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、市民後見人制度の活用促進について、小項目1、本市における成年後見制度の利用者数と今後の見通しについてお答えいたし

ます。認知症や知的障がい、精神障がいなどにより十分な判断をすることができない方は、自分で財産を管理したり、福祉サービスを利用する際などに契約手続きが難しい場合があります。また、そのような状態にある場合、自分に不利益な契約であるということが分からずに契約を結んでしまい、悪徳商法などの被害につながるおそれも考えられます。このように十分な判断をすることができない方を支援するのが成年後見制度です。成年後見制度には、大きく分けて法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。法定後見制度は、既に判断能力が低下している方が利用する制度で、家庭裁判所に申立てをし、適任とされる成年後見人を選任してもらいます。任意後見制度は、まだ判断能力が低下していない方が利用する制度で、将来自分の判断能力が低下したときに備えてあらかじめ任意後見人を自分で決め、どのような支援をしてもらうのかを契約で決めておくものです。本市では、平成29年9月に名寄市成年後見センター運営事業実施要綱を定め、平成30年1月から名寄市社会福祉協議会へ成年後見センター業務を委託しています。窓口は、総合福祉センター内にあり、成年後見センターの担当職員は社協内の業務も兼務しておりますが、3人で対応しており、相談対応においては社会福祉士の有資格者が当たっているところです。成年後見制度の利用件数は、札幌高等裁判所からのデータでは令和7年8月1日現在で旭川家庭裁判所名寄支部管内での件数になりますが、45件、任意後見はゼロ件で、全て法定後見となっております。内訳では、後見類型が25件、保佐類型が13件、補助類型が7件となっております。令和6年は47件でしたので、件数はほぼ横ばいの状況です。また、令和7年度の成年後見センターの受任件数は11件で、成年後見センター開設以降の延べ受注件数は20件となっております。今後認知症高齢者等の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれることから、成年後見制度の必要性は高まっていくと考えられま

す。

次に、小項目2、成年後見人が各種通知等の送付先変更を一括して登録・変更できる仕組みの導入についてお答えいたします。成年後見人が被後見人に宛てた郵便物等の配達を受け取るには、家庭裁判所等へ申立てができるとされております。この申立ては、成年後見人が任意の方法では被後見人宛ての郵便物等の存在及び内容を把握できず、そのことにより後見事務の遂行に支障が生じるような場合に限り認められるとされております。議員御質問の市から被後見人に宛てた送付される各種通知の送付先を一括して登録、変更できる仕組みについてですが、本市の現状としましては住民基本台帳のシステムを基本としまして、市税、国民健康保険、介護保険など同系システムを使用していることから、成年後見人からの申出により部分的ではありますが、送付先住所の変更については対応ができています。また、同系システムを活用していない担当課につきましては、個別に対応を行っているところです。一括変更の仕組みの導入につきましては、各関係課で情報共有するためのシステム構築等に課題があり、現状の成年後見人からの送付先変更の届出件数を考慮すると、共通届出用紙の使用ですとか、関係課への案内など窓口等での丁寧な対応により成年後見人及び被後見人の負担軽減につなげていきたいと考えております。

次に、小項目3、市民後見人の導入に向けた具体的な検討や状況及び実施時期の見通しについてお答えいたします。市民後見人は、弁護士や司法書士などの資格を持たない親族以外の市民による成年後見人です。自治体等が実施する養成研修を受講し、成年後見制度に関する一定の知識や技術などを身につけた上、家庭裁判所により成年後見人として選任された方のことです。本市では、成年後見については成年後見センター事業を受託している社会福祉協議会が法人後見を受けておりますが、財産の管理などを伴う複雑なものに関して

は専門職後見人として弁護士等が対応する場合もございます。親族や身寄りがなく成年後見の申立てをすることができない場合は、市長申立てを行うこととなっており、令和7年度では4件の相談があり、申立てに向け支援を進めてきています。現状本市においては、後見人が不足して選任されないというような状況は耳にしておりませんので、今後も成年後見センターを活用しての法人後見を進めてまいります。地域にいらっしゃる志を持った市民の力を最大限に活用できることは有意義ではありますが、一方で後見業務を行うに当たっては成年後見制度、介護保険制度、民法など基本的な知識に加えて、認知症により判断力が低下した高齢者等とのコミュニケーション能力、本人の意思決定支援のための技術、財産管理を行うための事務能力など幅広い能力が求められ、重大な判断も求められるなど精神的な重圧も大きいと考えられます。本市においては、成年後見センターを立ち上げる際の議論の中で個人への負担が大きい市民後見人の養成よりも組織として後見業務が継続できることを重視し、社会福祉協議会における法人後見を開始した経緯もあることから、現時点におきましては市民後見人の養成については考えておりません。現在国では、現行の成年後見制度の見直し等について議論を進めているところでありますので、国の動向や今後の成年後見制度の利用状況などを注視してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 私からは、大項目2、ナフサ不足による現場直撃への対応について、小項目1、資材搬入遅延による名寄ずっと住まいる応援事業の考え方と取扱いについてお答えいたします。

日本国内で生産されるプラスチック、合成ゴム、合成繊維など石油化学製品の主要な基礎原料であるナフサは、国内消費の6割から7割を海外からの輸入に依存しているとされ、中東情勢緊迫化に

伴い様々な業界において影響が出始めていると報じられております。住宅改修などの工事費用を対象に支援をしております名寄市ずっと住まいる応援事業の5月末の申請状況は、昨年度比で若干少ない48件、997万5,000円の交付決定を行っているところであります。これまでのところ市内事業者から資材不足の影響により施工ができない等の理由による申請取下げはなく、現在も事業の申請が出てくる状況にあります。本事業につきましては、その住居に居住する個人への補助事業であり、地方自治法及び各種法令並びに名寄市会計規則などによりその年度内での執行が定められており、事業が年度内に完了することが補助対象の条件となりますので、完了が不確かな状態での申請は控えていただく必要があります。今後につきましては、現在の国内状況が改善されない状況が続けば、ナフサ由来の合成樹脂、接着剤、塗料、塩ビ管など資材不足を懸念する声があることから、事業者や関係機関等からの状況把握に努めるとともに、国や道の対応等も注視してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ありがとうございます。再度再質問をさせていただきます。

まず、市民後見人についてお聞かせください。今名寄は、社協が後見人のところを担って3名の方が運営を行っているというふうに言われました。そして、約45名の方がなっているみたいです。名寄は、本当に弁護士も2名になりましたし、司法書士、社会福祉士もおられるということで安心かなと思うのですが、現状この弁護士さんがまた1名いなくなったりだとかいろんな状況が出てくるというふうに思うのです。昨日名寄市にもこの市民後見人の活躍を担ってほしいという同志社大学の社会学部教授の社会福祉士の永田祐さんが名寄市に講演に来られました。そして、市民後見人というのは、弁護士や司法書士、社会福祉

士などの資格を持たない親族以外の市民による成年後見人等なのですと。市民後見人の役割というのは、人材不足を補うことではありません。同じ地域で暮らす住民として本人と同じ目線で考え、相談し合える寄り添い型の支援を体現する活動なのですと。御本人にとって最もふさわしい成年後見人等を増やすという考えで市民後見人を育成していくことが大切だと。市民後見人の活動によって御本人が元気になり、活動する人も元気になり、そうした誰もが社会参加する機会を得ることで地域も元気になっていく、そして本人も元気になっていく、その3つが重なるところに市民後見人の活動の本当の意義があるのだというふうにこの永田さんも、昨日講演に来られた方が言われています。私は、やっぱりそうだと思うのです。ここに今弁護士が2人いますよと。そして、司法書士も数名、司法書士だって2件は辞めましたので、ほとんど1名か2名ぐらいだと思います。そして、残りは社会福祉士さんが数名いるということで、社協でやられているというのはあれですけども、やはりいろんな部分でこういう方々を増やしていくというのが重要ではないかなというふうに私も考えます。この人が言われているように市民後見人の基本的な役割というのは、先ほど室長が言ったように認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分な人を支えていくのだと、また本人の代わりに金銭管理や各種契約、市役所の資料を基にやっていくのだ、そして本人の意思を尊重しながら生活全体を見守っていける人なのだと、そして多くの本人と同じ地域に住んで身近な立場で支援していくのだ、定期的な訪問により見守りと生活状況の確認ができる人が市民後見人なのだというふうに言われているのです。なかなか弁護士さんにそれをやれって言っても、1か月か2か月に行って金銭管理はできるけれども、ふだんの生活状況というのは把握できないというのが現状ではないかなというふうに私は考えますが、あまり質問したら駄目だって言っていますけれども、お

聞きしたいのです。どうかなって、今の考えを、私言ったことに対してどうかお知らせをいただきたいなというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 倉澤こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（倉澤富美子君） 議員が今お話ししていただいた同志社大学の永田先生が昨日15日、社会福祉協議会と成年後見センターで主催して名寄市が共催した令和8年度の権利擁護講演会ということで、これからの成年後見制度について制度を知って備えようということで、まず市民の皆さんに成年後見制度を周知していただくという講演会をしていただきました。100名を超えた市民の方が集まって、分かりやすい説明で市民後見制度をまずは周知するというのをさせていただきました。その前日に成年後見センターと顧問弁護士と、あと健康福祉部の関連する管理職で意見交換もさせていただきまして、成年後見制度と社会福祉法がこの後改正されるということで、そこに向けた考え方なども意見交換をさせていただきました。成年後見がどんなふうに変わっていくのかというような制度も見据えながら、後見人の役割が変わっていくので、先生も役割に合った後見人がいていいのではないかなというふうにはおっしゃっていました。そこを見極めるということで、これからの成年後見制度の変わり方、あと改正がどんなふうになっていくかというのとも考えながら、名寄市に合っている成年後見制度というのを考えていきたいなと思っております。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ぜひよろしくお願いたします。先ほど言ったように、永田先生も言われていますけれども、親身に寄り添った後見人をつくっていかない限り、金銭の管理だけとか、そこでは集約できない部分がたくさんあるというのがやっぱりこの市民後見人の必要性だというふうに私は考えています。ぜひそういった部分でこの市民後見人を広げていただきたいなというふう

に思っています。その部分で必要なのが、要望その他になりますけれども、市民後見人というのは弁護士だとか司法書士だとか社会福祉士などの資格を持たない一般市民が財産管理だとか生活、福祉サービスを支援していくのだと、そのために市役所から出る書類だとか、またはそういうものを、今北海道でもこの市民後見人というのをいろんなところでつくっていきこうということで進められているみたいなのです。そういった部分でぜひ名寄市の部分でも導入を進めていただきたい。そして、利用者にとって手続負担の軽減だとか、行政にとっても事務効率化という双方の利点もありますし、そして仕組みを市民後見人制度の運用と組み合わせることで担い手の負担軽減だとか、活動継続を支えて地域における成年後見制度の基盤づくりの強化になるというふうに言われておりますので、ぜひそのためにも市民後見人の養成講座を開いていただきたいというふうに考えています。そして、その養成講座ができたときに市民が、先ほど約1,000万人の方が認知だとかいろんな部分で、だから日本の10分の1です。10人に1人はそういう方々、それをこれから見ていかなければいけないという部分で私はやっぱり、名寄にはその3人だとか、弁護士も2人いると思いますけれども、人を増やしていつでもそういう人を見られる体制をつくっていただきたいという思いはあるのですけれども、その部分というのはどうか、養成講座の部分はどうかお聞かせをいただきたいなと。私は、早々ではなくていいと思うのです。徐々にやっぱりそういう人をつくる部分で養成講座をやって人材としてつくっていく必要があるのではないかなというふうに考えますけれども、お答えをいただければなというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 松田健康福祉部長。

○健康福祉部長（松田慎司君） 市民後見人の養成講座というお話ですけれども、私も一昨日永田先生とお話をさせていただきました。先ほど議員

から御紹介されたように、永田先生の市民後見人の思いであったり、これから先目指すところだったというところは聞かせていただきました。ただ、先ほど室長もちょっとお話ししたのですけれども、今国のほうで法制審議会のほうで成年後見制度の見直しということがされております。大きな中身でいくと、成年後見人というのは今の制度でいきますと一度就くとずっと一生その方が後見人になるということの不具合が今現在生じているというところ、あと類型も3つあるのですけれども、その類型の3つの必要性というのを今議論されております。永田先生とも話したのですけれども、後見人が今議論されているのは有期になる、一定程度目的を持ったところまで後見をするということで、背景には認知症になられた方の意思を民法上でこちらのほうの権利を守っていきこうというような内容で改正を今議論されているというお話でした。ですので、市民後見人も先ほども答弁させていただきましたけれども、弁護士や社会福祉士に代わってお仕事のやるということもある関係上、それぞれ難しい制度の理解をしていただかなければいけないことですか、認知症の状態というのを把握していただく、あと財産管理になりますので、事務的能力なんかも含めてやっていくということになるので、先生とも話しましたけれども、すぐにできる後見人ではなくて、やっぱり制度を理解していただきながら、内容を理解していただきながらということになるというお話でした。ですので、我々今成年後見制度というものを市民に周知するために社会福祉協議会とも協力しながら権利擁護講演会、こういったものを開催させていただいておりまして、まずは成年後見制度を皆さんに知っていただく、そして認知症というものの自体も知っていただく、そこにはどういう手助けが必要なのかということも知っていただくということで進めさせていただいておりますので、すぐこういった市民後見人を養成できるかといったら、少しいろいろなことを我々も勉強しなければ

いけない部分もありますので、すぐにやれるというふうなお話はできないのですけれども、まずは認知症を市民に理解していただくというところで進んでいって、また法改正も見据えて今後に進めていければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 今部長言われたように、国は成年後見制度の利用促進基本計画を今変えようとしている状況でありますので、内容はしっかり分かります。そして、私は養成講座やれでなくて、本当にこれからそういう方々をつくっていくのに時間、だからいろんな部分ですぐ養成講座に出てなれるものでないから、早めにやっぱりこの制度が変わり次第、今まではお金の管理やっていた弁護士さんはその管理終わったら替えなければいけないという部分があるので、ずっと替わっていかなければならないのです。その部分で人がどんどん、どんどんいなければ活用できないのかなという部分で養成講座の検討をぜひ、早々でなくていいですから、ある程度の準備をして進めていただくことをお願いを申し上げます。

それでは次に、ナフサ不足の部分で住宅建築の部分をやらせていただきます。部長といろいろと答弁調整をさせていただいて、調べれば調べるほど補助金は年度内に執行しなければいけないのだよという部分はすごく勉強させていただきました。その中で1個、財務省が令和6年6月21日に出した文書の中に翌債の承認という部分が出たのです。それは、歳出予算の繰越しは、国の経費の経済的、効率的な執行の観点から1会計年度内に使用し終わらなかった歳出予算の経費の金額のうち一定要件を具備するものについて、これを不用とせずにその歳出権を翌会計年度に移動、つまり繰り越して翌会計年度歳出予算として使用することができ。今までは、工事や何かは繰越明許や何かで何とかありましたけれども、この補助金はきっと駄目だというふうに、私もほとんど見て駄目

でした。駄目だったのだけれども、これを見ると翌債というのが使われる、財政法第43条3項に翌債というのがあったのです。これは、先ほど言ったように事務手続の効率化だとかの部分を考えてみると、翌債でもいいのかなと。これは、じっくり考えていただきたいので、おとといも覚書にサインしたとかって言ってアメリカとイランがあれしましたから、これから重油も入ってくると思います。また、ナフサも入ってくると思うのですけれども、すぐはこの状況は変わらないと思うのです。いろんな部分でちょっと延びると思うのですけれども、その中でずっと住まいる応援事業の工事をやっている方が年度内にできなかったらどうするのだという話が出たものですから、今回取り上げさせていただきました。公共事業でしたら国の指針がありますので、いろんな部分で工事請負契約における設計変更ガイドラインがありますから変えられるのですけれども、補助金の場合なかなかできないという部分がありましたので、いろいろ調べてみて翌債というのがありますので、ちょっと見ておいていただいて、またこのようなアメリカとイスラエルが戦争を起こして重油が入ってこないとか何かになったら対応できる体制をつくっていただきたいなと思います。その中で翌債の申請理由の中で計画に関する諸条件、設計に関する諸条件、気象の関係に対する諸条件、そして用地の関係に対する諸条件、補償処理の困難、資材の入手難ってここにあるのです。だから、翌債でも何とかいけるのかなと思ってこの資料を見つけてきましたけれども、この翌債の考えは違うのでしょうか、お聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 翌債の考え方、私もそれほど深く理解しているわけではないのですが、一般的に工事請負契約とかの場合でさっき高橋議員からおっしゃったような当初想定されていないような事故が起きた場合に工期が年度をまたがる

可能性が出てくるという場合、その場合にいわゆる事故繰越とかという形で繰り越す場合と、先ほどおっしゃっていただきました翌債という形の手法がそれぞれあるということのようです。翌債に関しては、1つの契約で2年間の債務をカバーするというふうな考え方で、繰越しに関しては年度年度区切って例えば令和8年度分の金額はここまで、また令和9年度に持ち越す分は金額がこれというふうな形でそれぞれ区別をして取り扱うというふうな、そういう手法かというふうに思っております。ずっと住まいる応援事業につきましては、債務に関しては単年度でそれぞれ決まるものというふうになっておりますので、債務が2か年にわたるということは想定されないのかなというふうに思ってもいまして、あるとすれば先ほどもお答えさせていただきましたが、基本的には年度内に完了するという前提で申請をいただくということになっておりますので、当然その前提で申請を受けた後に、交付決定した後に当初予見していなかった事故的なものが生じて、それが年度内に完了しないということが起きれば、それは事故繰越という形で処理をするというふうな形になろうかと思えます。ただ、先ほど言いました予見し難い避け難い事故というのが実態として何が起きたのかということについては、そこについては私どもも十分に確認させていただいた上で判断することになるのかなというふうに思いますし、今6月に入りまして、今の段階でこの先まだ年度末まで一定の期間ございますので、今納品が難しいというふうな問屋さんからの御回答があるとしてもこの先状況変わるかもしれないということもありますので、市内の事業者の方にお聞きしますと、やっぱりいろいろなのです。ある特定の材料が入ってこないというふうなお声もあれば、うちは大丈夫だよというふうな事業者さんもいるということで、私どももそれぞれの事業者さんの在庫の部分ですとか、取引先との関係でいろいろと濃淡が出てくるのかなというふうには捉えているところでござ

います。いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたとおり万が一のことが起きた場合については御相談を受ける体制は整えさせていただきたいと思っておりますので、そういうふうな形で今後も対応してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 分かりました。ぜひ対応をお願いします。事故繰越、または事務を再契約するという形が一番いいのかなと思うのですが、まず今回みたいな特別な事項ですので、そういう部分になった場合の対応をしっかりと行政として持っていて、規則ではこう決まっているのだけれども、こうでなければいけないではなくて、規則はこうだけれども、そしたらこうしてくださいという、やっぱりその裁量を持っていただくことをお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時27分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 近 藤 友 美

署名議員 川 村 幸 栄

令和8年第2回名寄市議会定例会会議録

開議 令和8年6月17日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第14号 令和8年度名寄市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第15号 令和8年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第16号 令和8年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第17号 令和8年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第18号 令和8年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第19号 工事請負契約の締結について
議案第20号 工事請負契約の締結について
- 日程第9 意見書案第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書
意見書案第2号 令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書
意見書案第4号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
意見書案第5号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

日程第10 報告第7号 例月出納検査報告について

日程第11 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第14号 令和8年度名寄市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第15号 令和8年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第16号 令和8年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第17号 令和8年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第18号 令和8年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第19号 工事請負契約の締結について
議案第20号 工事請負契約の締結について
- 日程第9 意見書案第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書
意見書案第2号 令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書
意見書案第4号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）

を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
意見書案第5号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

日程第10 報告第7号 例月出納検査報告について

日程第11 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 出席議員（16名）

議 長	16番	山 田 典 幸	議 員
副議長	2番	倉 澤 宏	議 員
	1番	中 畠 孝 幸	議 員
	3番	山 崎 真 由 美	議 員
	4番	近 藤 友 美	議 員
	5番	水 間 健 詞	議 員
	6番	谷 聡	議 員
	7番	今 村 芳 彦	議 員
	8番	川 村 幸 栄	議 員
	9番	佐 藤 靖	議 員
	10番	高 橋 伸 典	議 員
	11番	高 野 美 枝 子	議 員
	12番	清 水 一 夫	議 員
	13番	遠 藤 隆 男	議 員
	14番	東 川 孝 義	議 員
	15番	東 千 春	議 員

副 市 長	橋 本 正 道 君
教 育 長	岸 小 夜 子 君
総 務 部 長	木 村 睦 君
総 合 政 策 部 長	石 橋 毅 君
市 民 部 長	東 則 良 君
健 康 福 祉 部 長	松 田 慎 司 君
経 済 部 長	山 田 裕 治 君
建 設 水 道 部 長	東 聡 男 君
教 育 部 長	伊 藤 慈 生 君
市立総合病院 事 務 部 長	佐々木 紀 幸 君
市 立 大 学 事 務 局 長	水 間 剛 君
総 合 政 策 室 長	櫻 田 孝 臣 君
こども・高齢者 支 援 室 長	倉 澤 富 美 子 君
上 下 水 道 室 長	佐 藤 美 香 君
会 計 室 長	山 岸 克 利 君
監 査 委 員	久 保 敏 君

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長	紀 國 谷 康 子
書 記	石 橋 恵 美
書 記	及 川 洋 人
書 記	川 名 桃 代

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君

○議長（山田典幸議員） 本日の会議に10番、高橋伸典議員から遅れる旨の届出がありました。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

9番 佐 藤 靖 議員

13番 遠 藤 隆 男 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

中心市街地の現状と課題についてを、近藤友美議員。

○4番（近藤友美議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い大項目1点について質問してまいります。

大項目の1、中心市街地の現状と課題について、小項目の1、中心市街地における空き店舗対策について。近年全国的にも地方都市の商店街では人口減少や後継者不足、消費行動の変化などにより空き店舗が増加しております。本市においても中心市街地を歩きますと、営業を終えた店舗や長期間利用されていない建物が見受けられ、商店街全体の活気低下を心配する声も聞かれております。特に女性の立場から見ますと、商店街は単に買物をする場所というだけでなく、子育て世代が安心して歩ける場所、高齢者が気軽に外出できる場所、人が集い、地域のつながりを生む大切な場所であると考えます。しかし、空き店舗が増えることで人通りが減り、まち全体に寂しい印象が広がってしまうことを懸念しております。

そこで、現在の空き店舗増加の要因について市

としてどのように分析されているかお聞かせいただければと思います。

また、現在空き店舗利用事業や創業支援など各種施策を行っていると思いますが、その利用状況や効果について市としてどのように評価しているかお聞かせください。

次に、小項目の2番目、アーケードの老朽化について。中心市街地の商店街は、長年にわたり市民生活を支え、地域経済を支えてきた大切な場所であります。特にアーケードにつきましては、買物空間としてだけでなく、冬期間における雪や雨をしのぐ歩行空間としての役割も果たしてきました。一方で、近年はアーケードの老朽化が進み、維持管理の負担や安全面への不安の声も聞かれるようになっておりますが、商店街を取り巻く環境も変化しており、空き店舗の増加や後継者不足など多くの課題を抱えている状況にあります。そのような中で市として現在のアーケードの状況をどのように認識しているのか、また商店街や関係団体とどのように連携し、安全確保に取り組んでいるのか伺いたいと思います。

そして、今後更新、改修、撤去も含め中心市街地の将来像をどのように考えているのか伺いたいと思います。

次に、小項目の3番目、名寄まちなか未来宣言の推進について。令和8年5月1日に市が発表した名寄まちなか未来宣言は、今あるヒト・モノ・コトを生かし、市民が主役となるまちづくりを進めようとしているものと認識しております。そして、取組方針の提案として、多文化、多世代交流の拠点づくり、消費経済活性化によるにぎわい創出、ウェルビーイングの実現とありますが、これをどのように具体化していくかは今後のまちづくりにおいて非常に重要であると考えます。

そこで、消費経済活性化によるにぎわい創出としてチャレンジショップ、イベント開催、Y o r o c aの利活用とありますが、こちらは一過性のイベントにとどまらず、既存店舗への回遊や継続

的な消費につながることを重要と考えますが、市として今現在どのような取組を考えているのかお聞かせください。

また、若者のまちなか居住として、株式会社まちづくり名寄が西2条南7丁目付近において来年4月からの入居に向けて高校生を対象とした寮の設置を検討していると聞いておりますが、行政としてどう連携を取っていくのかお聞かせいただきたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） おはようございます。近藤議員からは大項目1点について御質問いただきました。小項目1、2には私から、小項目3は総合政策室長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、中心市街地の現状と課題について、小項目1、中心市街地における空き店舗対策についてお答えいたします。市内事業者においては、後継者不足やECサイトの増加及び郊外型大型店舗の進出による消費動向の変化などにより減少しつつあり、特に中心市街地である商店街においては空き店舗が増加している状況にあります。こうした課題への対策として、中小企業振興条例に基づく支援制度において市街地への誘導を図るためインセンティブを付与しております。具体的には、事務所や店舗の改修等を支援する企業活力強化支援事業や創業者のスタートアップを支援する創業支援事業におきまして、名寄市立地適正化計画における居住誘導区域並びに都市機能誘導区域での事業に対して補助上限額の加算を行ってまいりました。令和7年度の事業実績につきましては企業活力強化支援事業で5件の利用がありまして、うち2件が居住誘導区域での実施、創業支援事業につきましては4件の利用実績があり、うち3件が都市機能誘導区域で実施されております。本支援メニューにつきましては、今年度より改正を行い、さらに中心市街地への誘導を図るた

め補助限度額の加算区域を都市機能誘導区域と商業区域としております。また、空き店舗の活用を促すため、創業支援事業における家賃支援も商業地域内を対象とすることにより新規創業者の中心市街地への誘導を図ってまいります。

次に、小項目2、アーケードの老朽化についてお答えいたします。中心市街地における商店街のアーケードについては、歩行者が天候に左右されない歩行空間の確保や車道と歩道の明確な分離など安全性と快適性の向上による買物客の利便性向上、お祭りやイベントの開催など地域のコミュニティの創出などを目的に商店街が設置、管理をしており、これまで中心市街地の活性化に大きな役割を果たしてきました。また、市といたしましても、商店街施設管理支援事業により各商店街に対しアーケードの維持、管理に係る経費の一部を支援しております。しかしながら、全国的にも商店街を取り巻く環境や社会情勢が大きく変化する中、アーケードの老朽化が課題となってきたのと同時に、空き店舗の増加による維持管理の懸念も想定されております。国からも全国的な事例として地域の合意形成やビジョン策定などによりしっかりと取り組みながらアーケードの維持、改修や撤去を行うことで商店街や地域の活性化につなげた事例が紹介されております。アーケードの今後の在り方につきましては、大前提としてその所有者が各商店街であり、それぞれの組合がどのように考えるのが重要であり、組合員の同意も必要となります。まずは、その場所で商売をされている各商店街の組合員の皆さんがどのような考えや将来像を描いているのか確認をしながら、必要に応じて相談や支援に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 櫻田総合政策室長。

○総合政策室長（櫻田孝臣君） 次に、小項目3、名寄まちなか未来宣言についてお答えいたします。

本市町なかを取り巻く状況につきましては、近年人口減少の急速な進行や市民のライフスタイル

の変化などを背景として、来街者の減少、空き店舗の増加といった商店街の衰退に加え、アーケードの老朽化も進み、町なかの活力低下が大きな課題となっております。一方で、町なか周辺には駅、病院、商業施設などの都市機能や地域資源が引き続き集積しており、特に若い世代が町なかで活動することにより新たな交流や経済活動が生まれる可能性を秘めた地域でもあると認識しております。こうした認識の下、本年5月に名寄まちなか未来宣言を公表したところです。本宣言は、株式会社まちづくり名寄が策定した名寄市まちなかグランドデザインと連動し、既に町なかに存在するヒト・モノ・コト、すなわち地域資源を起点に次の一手を考える、いわゆるフォアキャスティングの視点に立って、まちの未来像を描くものであります。まちづくりを進めるに当たっては、このまちで暮らし、働き、学ぶ市民一人一人がまちの主役となって、これからのまちの姿と一緒に思い描き、実際に行動していただくことが何よりも大切であると考えております。市民の皆様、商店や企業などの事業者、各種団体、そして行政がそれぞれの立場でアイデアや力を持ち寄り、手を携えて取り組むことで、初めて元気で住みやすい町なかをつくり上げていくことができると認識しております。チャレンジショップやイベントを既存店舗への回遊や継続的な消費につなげるための取組については、議員御指摘のとおり、これらを一過性のイベントに終わらせることなく、エリア全体の活性化につなげていくことが重要であると認識しております。本市といたしましては、まちづくり名寄や名寄商工会議所、なよろ観光まちづくり協会などの関係団体と意見交換を行い、回遊促進策やリピーター獲得に向けた取組、効果的な仕組みづくりに取り組んでまいります。

最後に、西2条南7丁目に整備予定の学生寮の進捗状況についてですが、本事業は株式会社まちづくり名寄が主体となって進めている事業となります。本市といたしましても町なか活性化と若者

の定住促進に資する重要な取組と位置づけており、同社と緊密に連携しながら必要な支援と情報共有に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 近藤議員。

○4番（近藤友美議員） ありがとうございます。まず、空き店舗対策として様々な支援をされているということだったのですが、今現在の結果の数字としては、こちらは今現在満足のいく数字といたしますか、もっと使いやすい制度であればもっと数字が増えたりとかということが考えられるのではないかなと思ったのですが、何かその辺のところで制度として使いやすさとか、そういうものについてお聞かせいただければと思うのですが、お願いします。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 先ほど報告させていただいた実施件数が私どもにとって満足いく数値かどうかということでまずありましたけれども、報告させていただいたとおり、決して活用状況としては多いというふうにはなかなか言える件数、実績ではないのかなというふうにも私どもとしても捉えているところであります。そういった状況も含めまして、先ほどもお答えさせていただきましたが、今年度から創業支援事業の中身を少しリニューアルをさせていただいております。使い勝手がよくなったかどうかというか、そこはなかなかそれぞれ今後の利用状況がまだ今のところはない状況でありますので、まだどうというふうに評価ができる状態ではないのでありますけれども、ポイントとしてはこれまでの事業者から創業に対しての産業振興課のほうに御相談いただくケースも当然ありますけれども、できるだけ事業の計画の精度を上げていただきたいということもあって、今回につきましては商工会議所さんですとか商工会さんと連携を取りながら、事業計画の内容を相談支援を行っていただく中で精度を高めていただくと。そうしたことによって実際に創業、出店さ

れてから持続性が高いもの、また非常に投資効果の高いような支援ができるのではないかと、そういうふうに捉えておりますので、引き続き今御指摘いただきましたとおり使い勝手のよさというところも含めて、常にそこは推移を見守りながら、必要な見直しも加えながら、できるだけ空き店舗対策ということもそうですし、中心市街地での創業につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 近藤議員。

○4番（近藤友美議員） ありがとうございます。ちょっと質問としてかぶってしまうのかもしれないのですが、出店したくてもなかなか踏み出せない若い世代とか女性の方、あるいは子育て世代の方とかがもっと制度を利用しやすくするためのものって何か特別……今聞いたところではないのかなと思うのですが、今後そういうことは考えられたりとかはしているかお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 先ほどちょっと説明の中に含めませんでしたけれども、今回の創業支援の見直しの中には先ほど説明させていただいた、より事業計画としてかなり投資規模も大きなものを想定した伴走支援というようなことでメニューを追加させていただいたというところを説明させていただきましたが、もう一つ、これ補助限度額とかが先ほど申しあげました支援よりも少し小規模なものというふうになりますけれども、チャレンジショップですとか、そういったことを多少意識して、補助対象の要件のハードルを下げたメニューも今回併せて整備をさせていただきました。実際に子育て世帯の方とかどうの方がそれを利用していただけるかというのはまだ御相談がないので、分かりませんけれども、私どもとしてはそれぞれ出店とか創業したい方の意向に合わせてある程度メニューを少し大きく2つに区分しながら利用促進に努めていきたいというふうに考えてお

ります。

○議長（山田典幸議員） 近藤議員。

○4番（近藤友美議員） ありがとうございます。先ほどもお話しちょっと出ていましたけれども、そういう支援することになると、商工会議所や経済団体との連携がやはり必須となると考えるのですが、その点の連携というのは密に、中身もお互いちゃんと把握した上でそれぞれの団体も把握しているのかお聞かせいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 先ほど説明させていただいた事業の制度内容を詰める際には、商工会議所さん、また風連商工会さんとも事前に議論した中で制度設計させていただいておりますので、私どもは十分連携が取れているというふうに認識しております。

○議長（山田典幸議員） 近藤議員。

○4番（近藤友美議員） 若い世代とか女性の方は何も分からない状態で創業したいという思いから動き出すと思うので、そういう意味ではやはり市と商工会議所と経済団体とが連携を取って、少しでも若い世代の方もチャレンジしやすい環境をつくっていただけると、まちづくりにも活気が出るのかなと思いますので、これからも連携のほうよろしく願いいたします。

次に、商店街のアーケードに関してなのですが、こちら商店街の関係者の方、アーケードあるのは5丁目、6丁目、大通、3条通とあると思うのですが、こちらの関係者の方と協議をしたり、意見交換というのを今現在しているのかというのをお聞かせいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 特にアーケードに関して今後の在り方について商店街さんのほうと協議をしているということはございません。ただ、一部補修が必要だとかというふうな歩道等の関係とかもございますので、そういう観点で対応について御相談いただくということがございますので、

そういう意味での協議は進めさせていただいております。

○議長（山田典幸議員） 近藤議員。

○4番（近藤友美議員） 今後さらにアーケードの老朽化が進んだ場合、商店街とかが取り組む課題であるというのは認識しているのですけれども、市としてもやはり今後何らかの支援とか助言を事業所にすることで事業所も課題に向き合う。やはり高齢化が進んで、なかなか商店街の方も自発的に動くというところも少ないのかなと思うので、市のほうからも助言等していただけると事業所も課題に向き合うことができるのかなと思いますので、これからは何らかの助言等をしていただければなと思っております。

次に、空き店舗といいますか、チャレンジショップ等のなののですけれども、既存店舗の回遊や継続的な消費につながるということが重要であるのですけれども、こちらを何か取り組んだときにそういう来街者の売上げですとか回遊性など何かしらの指標を設定する考えはあるのかお聞かせいただければと思うのですけれども、何かイベントをしたときに今現在だと比べるものがないのかなと思うのですけれども、売上げですとか回遊性とかの指標を設定すればモチベーションにもなるのかなと思うのですけれども、そういう考えはあるのかお聞かせいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 取組に対しての指標の設定の考え方だと思います。今回未来宣言のほう出させていただいて、そういったソフト事業も含めて仕掛けをぜひやっていきたいということを我々が打ち出すことによって、そこに呼応していただける団体等が出てくることを非常に期待しているところであります。まずは、そういった市民の皆さんが何かやっているぞと注目していただけるきっかけをつくらせていただいて、それがどのような反響、成果があるのかしっかりと分析しながら、当然その後何か大きな投資とかいろん

なことがあったときには、それは一つの事業として指標の設定というのは必要になってくるのだらうというふうに思いますけれども、まずはこの取組自体もチャレンジとしてぜひやらせていただければという認識でおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 近藤議員。

○4番（近藤友美議員） ありがとうございます。まちづくり名寄と連携している学生寮の件なのですけれども、こちらやはり市民の方、関心の高い問題なのかなと思うのですけれども、完全にまちづくり名寄がやっていることではないとは思っているので、何らかの進捗状況とかというのはですか、そういうものを発表するというか、市民に知っていただく場というのは、それは市として発表していただけるものなのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 櫻田総合政策室長。

○総合政策室長（櫻田孝臣君） 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、事業主体が今現在まちづくり名寄さんのほうで進めているということでありまして、私も様々な若者居住に対する支援ですとかといったところはもちろんこれまでも進めていきたいという考えであります。公表の仕方というのは、恐らくまちづくり名寄さんのほうである程度進捗状況等ができたタイミングで出されるのかと思いますけれども、市としてということではちょっと現段階では考えておりません。

○議長（山田典幸議員） 近藤議員。

○4番（近藤友美議員） 学生寮と併せて同じぐらいの時期に図書館設備の複合施設の建設の話も出ていたかなと思うのですけれども、こちらのほう、議会始まってから何度かお話は上がっているかなと思うのですけれども、こちらはまだ先ははっきりとは分かっていないかなとは思っているのですけれども、こちらやはり適宜進捗等報告していただけることを市民の方は希望しているのかなと思うのですけれども、こちらはどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 櫻田総合政策室長。

○総合政策室長（櫻田孝臣君） これまでも皆さんから御質問いただいています、答弁重なるかもしれませんが、なかなか民有地の関係ですとか進まない状況でありまして、今まさしく未来宣言させていただきましたけれども、また総合計画の今現段階で策定をしている最中でございますが、その中でも市民の皆様から様々な御意見、例えば駅前やっぱり周辺がちょっと寂しいですとか、町なかのにぎわいがもうちょっとできないかといったところで高校生はじめ皆様、若い方からいろんな御意見をいただいていますので、そういった形も新たにまた検討素材とさせていただいて、これから複合施設の在り方等を進めていきたいということでございます。

○議長（山田典幸議員） 近藤議員。

○4番（近藤友美議員） やはりなかなか進まないということも理解はしているのですが、そういう状況もできれば適宜御報告していただけると皆さん安心というか、分かっているのかなと思いますので、今後あまり進捗がなくても今現在こういうふうなことを話していますよとか、そういうことを報告していただけるといいかなと思いました。

全般的に空き店舗対策が単なるやはり経済対策にとどまらず、地域の魅力向上や安心して暮らせる持続可能なまちづくりにつながるのではないかと思いますので、そちらを期待して、私の質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で近藤友美議員の質問を終わります。

加藤市長5期目の選挙公約についてを、谷聡議員。

○6番（谷 聡議員） 議長から御指名いただきましたので、通告順に従い大項目1点について質問をさせていただきます。

4月に5回目の当選を果たされた加藤市長の選

挙公約、市民へ約束する4つの柱について幾つか確認をさせていただきたいと思います。結果無投票となったことで公約のPRですとか詳細の説明をする機会ということが多分なかったということもあって、公約の内容については市民に必ずしも浸透していないというように感じているところです。大変重要なことだと思いますので、時間の関係で全てについてというふうにはなりませんけれども、何点か確認させていただきます。

小項目の1番目、未来を開く人づくりについて。子供から大人まで学び、挑戦、地域を支える人材の育成と定着というサブタイトルがついております。これには7つの項目が掲げられておりますけれども、そのうち幼児教育、保育の量、質の確保について伺います。幼児教育の量の確保とは、少子化が進行している中、どのようなイメージを持たれておられるのか伺いをしたいと思います。

2番目として、町なかの将来像の具現化、括弧して図書館とか学生寮などについてでございます。先ほどの質疑の中でも触れられておりますけれども、町なか将来像における学生寮について、ミマツ跡地に当初の計画ですと大学生の寮という当初の構想があったというふう聞いておりますけれども、その後どうなっているのか。先ほどの質疑とも一部かぶりますけれども、お答えをいただきたいと思います。

それから、陸上自衛隊名寄駐屯地との連携強化。名寄駐屯地との連携で今まで以上、これまで以上に連携できるものというのがどういうものがあるのかということについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

小項目2番目、地域の強みを生かす産業、仕事創出について。地域資源と産業の強みを生かし、安定した雇用と持続可能な地域経済の確立というサブタイトルがついておりますが、これには4つの項目が挙げられております。そのうち基幹産業である1次産業関連作業の付加価値拡大について伺いたいと思います。1次産業関連産業の付加価値

拡大とは、具体的にどういうイメージをお持ちなのかお伺いをいたします。

それから、北北海道の交通の要衝を生かした物流、防災拠点化構想の具現化、企業誘致についてです。物流、防災拠点化構想については、道北地域には必要だということは理解をいたしますけれども、これ名寄市民にとってのメリットとはどのようなものがあるのか、また企業誘致について想定している業種や企業はどのようなものがあるのかお知らせいただきたいと思います。

続いて、小項目3番目、安全、安心で快適な暮らしの基盤創造について。安全で安心して暮らせる生活環境を整え、快適で魅力ある住環境の形成というサブタイトルがついておりますが、これには5つの項目が掲げられております。そのうち名寄市立総合病院の経営改革について伺います。市立総合病院の経営改革について、市政執行方針では増収策と経費削減策が示されておりますけれども、それぞれの実効性についてお伺いをいたします。

2番目として、高齢者福祉と障がい者福祉。高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように市政執行方針でうたわれておりますけれども、親族のいる都会へ転出する事例というのが数多く見受けられているところです。これら高齢者転出の実態と有効策について伺います。

小項目、4番目、未来を支える持続可能な市政運営について。人口減少社会に対応し、市民サービスを将来にわたり安定的に確保するため、選択と集中の実質化により財政基盤の強化と行政の質の向上というサブタイトルがついております。これには6つの項目が掲げられておりますが、このうち市職員の定数と人材育成計画の見直しについてお伺いをいたします。これまでも一般質問等取り上げてまいりましたが、市職員の定数見直しでは危機感が伝わらないと思っています。はっきりとこれは削減というふうに表示すべきではないかと思っております。また、数値目標、人

数または総人件費について早急に数値目標を示すべきではないかというふうに考えております。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 櫻田総合政策室長。

○総合政策室長（櫻田孝臣君） 谷議員から大項目で1点御質問いただきました。小項目1は私から、小項目2は経済部長から、小項目3は病院事務部長から、小項目4は総務部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

大項目1、加藤市長5期目の選挙公約について、小項目1、未来を開く人づくりについてお答えいたします。まず、幼児教育につきましては、幼稚園教育要領に基づき各園において実施しているところでありますが、保育所については保育所保育指針に基づいた保育を、幼保連携型認定こども園については幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて教育、保育を実施しているところです。いずれも就学前の子供の育ちを支える基準となるものでありますが、現在では内容の整合性が図られており、両基準とも子供の主体的な活動を重視する、遊びを通して学ぶ、環境を通して育てる、一人一人の発達に応じるといった考え方を基本としているところであります。そのため、幼稚園のみならず、保育所や幼保連携型認定こども園においても小学校との接続を見据えた幼児教育を行っているところでありまして、こうした幼児教育を行うためには保育士や幼稚園教諭の確保が重要であることから、量の確保としているところです。

次に、町なかの将来像につきましては、本年5月に公表いたしました名寄まちなか未来宣言に基づき地域に根づくヒト・モノ・コトといった貴重な資源を最大限に活用し、今ここにある地域資源を起点に次の一手を考えるフォアキャスティングの視点を取り入れながら、コンパクトで活力あるまちづくりを推進してまいります。今後は次期総合計画の策定プロセスでいただいた市民の皆様の御意見やワークショップでの提言を反映させ、ま

ちづくり会社等をはじめ関係機関と連携を図りながら施策の実効性を高めてまいります。

また、図書館機能を有する複合施設につきましては、西3条南6丁目周辺を候補地として検討を進めております。当該地は民有地であることから、まちづくり会社が土地所有者と協議、交渉を継続しているところでございます。西2条南7丁目における学生寮の整備におきましては、株式会社まちづくり名寄が主体となって進めている事業であります。本市といたしましても町なかのにぎわい創出と若者定住促進を図る重要なプロジェクトであると認識しております。引き続き同社と緊密に連携しながら必要な支援と情報共有に努めてまいります。

次に、陸上自衛隊名寄駐屯地との連携強化についてお答えいたします。現在本市と名寄駐屯地は、防災対策や地域行事への協力、人材育成など幅広い分野で連携を図っております。特に災害発生時における対応や各種イベント、スポーツ大会、地域行事などへの参加協力は市民の安全、安心の確保や地域の活性化に大きく寄与していただいているところです。今後の連携につきましては、近年の自然災害の激甚化、頻発化に鑑み、実践的な防災訓練や避難所運営の円滑化に向けたノウハウの共有など、地域防災力の向上に向けた協力体制をさらに深めていく必要があると考えております。今後も引き続き名寄駐屯地の増強、環境整備等について北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会や陸上自衛隊名寄駐屯地増強促進期成会などと連携した各種要望活動を行ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 私からは、大項目1、小項目2、地域の強みを生かす産業、仕事創出についてお答えいたします。

本市の基幹産業である農業につきましては、名寄盆地特有の寒暖差と豊かな自然が育む農畜産物を通じまして全国の皆様から高い評価をいただい

ております。一方で、生産者の高齢化や担い手不足、人件費や資材高騰など農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、今後も持続的に発展していくためにはさらに付加価値を高めていく必要がございます。具体的な取組といたしましては、1つ目に生産性の向上が挙げられます。既に一部の農業者で導入が進んでいるICTを活用したスマート農業の推進や圃場の大区画化などにより作業効率の向上や省力化、品質の安定化を図ってまいります。

2つ目には、農産物を軸とした企業との連携による付加価値の創出です。国内有数の産地であるモチ米をはじめ、高品質な野菜や国産のニーズが高まりを見せる薬用作物や酪農畜産など様々な農産物が生産される特徴を生かし、実需企業をはじめ関係機関との連携を深め、新たな産業や付加価値の創出に向けた取組を進めてまいります。

次に、物流、防災拠点化構想の具現化について。本市は、道北圏域の地理的中心に位置し、北海道縦貫自動車道との高い接続性を有しております。この立地特性は、広域的な中継集約拠点として高い優位性を備えているものと考えております。こうした本市の強みを生かし、道北地域の交通の要衝としての機能を検討することは、基幹産業である農畜産物の安定的な出荷環境の確保や地域経済の基盤を維持する上で重要であると認識しております。本構想の具現化に向けましては、昨年9月に北・北海道物流拠点検討協議会を設立し、国の補助事業を活用しながら、客観的な物流量の分析や関係事業者へのヒアリングを実施してまいりました。現在はこれらの調査結果を踏まえ、拠点として備えるべき機能や候補地の精査など協議会等を通じて検討を進めているところでございます。今後は、これまでの調査で明らかとなった本市の特性や地域資源を踏まえ、食品加工や物流事業など関係企業に対して情報を発信してまいります。本市が物流、防災拠点として持つ可能性を検討し、企業誘致に向けた取組を継続してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） 私からは、小項目3、安全、安心で快適な暮らしの基盤創造についてお答えをいたします。

初めに、市立総合病院の経営改革についてであります。市立総合病院においては令和6年度約9.8億円の赤字を計上し、令和7年度決算におきましては赤字幅が縮小となったものの、大幅な改善までには至っておらず、経営改革は待ったなしの状況にあると認識しており、収支改善に向けた取組を進めていくこととしているところであります。具体的な内容といたしましては、増収策では病診連携強化による患者数の増加、経営コンサルの活用によるベッドコントロールの最適化として退院調整ルールや体制の見直し、それと総合健診の枠及び種類の拡充などの実施により年間で2億円ほどの収益増を目指します。また、診療単価を上げる取組の一つとして、診療報酬加算の算定機会を向上させる仕組みづくりや新たな加算を取得するための体制充実にも取り組んでまいります。経費削減策においては、電力契約のリバースオークション方式への変更、旅費支給ルールの見直し、セル看護方式の全病棟への導入や医療DX導入等による業務効率化により時間外勤務の縮減、また管理業務等委託内容の見直しなどを行うことにより年間2,500万円ほどの削減効果を目指します。令和8年度の診療報酬改定による算定が6月以降順次始まっておりますため増収を期待できる場所ではありますが、近年の賃上げ、物価高騰による影響は大きく、今後も病院経営は厳しい状況が続くものと予測をしているところであります。これからも当院の役割、機能を維持し、本圏域の医療提供体制を確保し続けることで地域住民の方々が安心して生活していけるよう事業管理者、院長を先頭に職員一丸となって経営改革に取り組んでまいります。

次に、高齢者転出の実態と有効策についてであ

りますが、本市の高齢者転出につきましては、介護保険第1号被保険者65歳以上の令和7年度の転出者は110人でした。令和2年度は82人、令和3年度は136人、以降120から110人台の横ばいの状況となっております。転出の理由や転出先については確認できておりませんが、市独自で取り組んでいる人口移動調査に回答していただいた高齢者の中には、親族との同居や施設入所などの理由を記載していただいている方もいらっしゃいました。家族、親族との同居、近居は単身高齢者の増加や家族との疎遠による身寄りのない高齢者の増加などの社会的な課題を踏まえると、高齢者の安全を守り、社会的な孤立を未然に防ぐ有効な選択肢の一つであると考えますが、一方で長年住み慣れた地域からの転出は、友人や地域と離れる孤独感や生活環境の変化など精神面や健康面でのリスクも伴います。高齢者転出対策は、高齢者福祉施策だけでは解決できませんが、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう高齢者やその家族の総合的な相談窓口である地域包括支援センターを中心に支援を必要とする高齢者を適切な支援につなぎ、安心して暮らし続けられる体制の充実を図ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 私からは、小項目4、未来を支える持続可能な市政運営について申し上げます。

総務省の調べによると、令和7年4月1日現在の全国の地方公共団体における市町村等の職員数は約138万人であり、前年に比べ783人の増加となっております。特に一般行政部門で増加しており、子育て支援やデジタル化への対応などが要因と分析されております。全国的な傾向といたしまして、地方公共団体の職員数は平成6年をピークに減少してきましたが、平成29年以降は微増から横ばいの傾向が続いております。そのうち市町村等においては、令和2年から増加している

ところであります。本市における職員数については、第2次名寄市行財政改革推進基本計画の基本方針1、効率的で質の高い行政運営の推進、推進項目、適正な定員管理と人材確保において、簡素で効率的な組織機構づくりに努めるとともに、業務量に応じた適正な人員配置に努めるとしており、組織機構に関しては行財政推進本部組織機構・人材育成検討委員会で協議をしているところであります。議員からは職員定数に関して削減すべきとの御提言ですが、市民サービスの維持、向上には適正な人員配置が不可欠であります。そのため、将来の業務量を見据えた適正な定数管理について慎重に検討を重ねてまいります。また、今年度名寄市人材育成・確保基本方針の策定を予定しております。本方針では、求められる職員像を具体的に定義するとともに、各職責における役割の明確化、計画的な研修を通じたキャリア形成、人材確保、職場環境の改善など職員一人一人が意欲を持って業務に取り組むことができる組織体制の構築に向け議論を深めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○6番（谷 聡議員） それでは、それぞれ御答弁いただきましたので、再質問に移らさせていただきます。

まず、小項目の1番目です。これは、幼児教育、保育の量の確保ということについては先ほどの御答弁で理解いたしました。いろいろな幼保の連携であるとか、小学校との連携であるとかということでこれまで以上に取り組んでいくということでございました。

町なか将来像の具現化についてですけれども、これ主にといいますか、学生寮の部分についてまた先ほどに引き続いて伺いたいと思いますけれども、昔は市内にたくさん賄いつきの学生寮があったと思います。学生寮については、何か先ほどもありましたけれども、名寄高校の学生寮という想定で今進んでいるやに聞いたところですが、例

えば、これまちづくり会社が進めているということは十分承知しておりますけれども、これただミマツ跡地というのは市費を投じて建物を除却した土地でもございます。これまちづくり会社がやっていることだからということで、ノータッチということではないのでしょうか、これは学生寮の所有者とか経営者が誰になるのか、先ほど言ったような賄いがつくのかつかないのか、家賃は幾らぐらいを想定しているのか、こういったことが大筋でも明らかにならないと、これは子育てをしている親にとってではこの寮に入れようかという判断はなかなかつきにくいと思います。ということは、需要についてのめどが立たないということにもなると思うので、なるべくこれらの詳細について方向性を、先ほどの近藤議員の質疑にありましたけれども、市民に対してというよりはこれ下宿させようという親御さんは市民ではない。近隣市町村の方だと思うので、広く早めにオープンにしていくことによって需要が把握できるのではないかと思います。これ建物を着工してからでは後戻りができませんので、この辺のまちづくり会社との連携について再度御答弁をお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） まちづくり会社で行う名寄高校だと思っておりますけれども、学生寮についての御質問ということです。議員御指摘のとおり、非常にまちづくり会社としても大きな事業でありますし、工事も伴うということですから、我々も、市のほうとしても当然関心を持つべき事業だと思っておりますし、まちづくり会社に対しましては総合政策部長が役員として入っている。また、そのほか関係機関の皆さんも役員として入って、非常に公共的な立場で事業やられているということで認識していると思います。近藤議員の御質問にありましたけれども、まちづくり会社での事業でありますので、恐らく経営者あるいは施工についてはまちづくり会社でやるというふうな認識でい

るところであります。私も別のところで様々な形でまちづくり会社の方と色々な協議することあるのですが、ちょっと今ネックになっているのは物価高の関係もありまして、工事の費用積算がちょっと今手間取っているという話を聞いておりますので、ただそれも議員御指摘のとおり学生募集の関係などもありますと、できるだけ早めにその結論は出さなければならないということで、6月ですので、今月の末にまたもう一度総合政策部長も交えてまちづくり会社さんのほうと進捗状況などについて協議する予定でございます。名高の学生寮ということでもありますから、管理人さんについても置かなければならないですとか、家賃についてもどうなのか、そこは会社としての事業計画がありますので、工事費の積算、それからそれに伴う収入の部分についても恐らく6月までに大体のスキームが固まってくるものではないかなと想定しております。我々の事業でありますまちづくり会社さんの事業ですので、我々としても、繰り返しになりますが、大変関心を持って見詰めておりまして、様々な情報についても精査していく必要がありますし、あとまた名寄高校さんのほうにもこういう形あるのだけれどもということで名寄高校さんとしてはどのようなスタンスでいくのかというところの確認もしなければなりませんので、今月末からかなり頻繁にいろいろなやり取りがされることとなると思います。大体学生募集の関係もありますので、これ高校さんのスケジュールにもよりますから、その中で精査をさせていただいて、しかるべき時期に恐らくまちづくり会社さんのほうでの様々な発表になるかと思っておりますけれども、だんだんそういう形でやれるものかやれないものかも含めて見えてくるのではないかと考えているところです。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○6番（谷 聡議員） 今の御答弁にあったように、建築についての工事費は近年相当高騰しております。当然建物、これまた新築の建物でござ

いますので、相当な建築費がかかるだろうというふうな想定はできます。それに伴って、学生寮としての1部屋当たり、1人当たり幾ら月額必要なのかというのは親御さんにとっては大変な関心事であると思います。高校生というのは、今大学の進学率考えると多くの高校生が大学に進学すると。親の負担も大学進学にはそれまで以上の相当な費用がかかるということを想定されておられるのだと思いますけれども、なかなか高校生に対してでは月額5万円、6万円の下宿費が出せるかといったら、出せる人はいるのでしょうけれども、そう多くないように私は思っています。そういうことも含めて、なるべく副市長がおっしゃったまちづくり会社の連携強化、情報の開示ということに努めていただきたいと思います。

自衛隊との連携強化については、先ほどの御答弁にありましたように、自然災害、やっぱりこれは近年激甚化しております。こういったことからやっぱり自衛隊なくしては災害復旧、災害対応できないような部分も相当多くあると思いますので、これまで以上にさらに連携強化が必要だということは理解いたしました。自衛隊に関しての再質問はちょっとまた後ほど、ひとつ後回しにしたいと思いますので、次に進みたいと思います。

続いて、小項目の2番目です。1次産業の関連産業の付加価値の拡大ということで、いろいろ生産性の向上ですとかICTスマート農業等についての御答弁がございました。物流拠点化についてでございます。私一番聞きたかったのが名寄市民にとってのメリットということについてちょっと先ほどの御答弁で分かりにくかったので、このことに関してもう一度御答弁お願いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） メリットということでございます。そもそもこの取組なのでございますけれども、近年の名寄というのは物流の通過点として機能してきましたけれども、今後は中継拠点と

して機能を強化していきたいという、そんな取組でございます。そのことによって私は3つほどやっぱり価値を市内に生み出すのではないかとこのことを期待しているところであります。1つは、やっぱり新たな雇用と産業の創出であります。このことについては、物流施設の集約や附帯サービスの充実などによって物流関連の新たな雇用が生まれることに期待をしております。

それから、もう一つは地場製品の競争力の向上ということを期待しています。これは、市内の農産物や加工品などをやはり迅速に圏域外へ出荷できる環境が整って、地場産業の収益性は高まっていく、あと持続可能性が高まるといったことでございます。

そして、3つ目が防災、強靱化ではないかなというふうに考えております。ここについては、広域的な物流拠点があることで災害時における物資供給の生命線を市内に確保できると。そして、市民の安心、安全に直結すると、そんなことがメリットとして発生してくるのではないかなというふうに思っております。物流中継拠点は、単なる物流施設の誘致ではないと考えておまして、物流の最適化を図ることで地域内の迅速な物資供給体制、こちらを構築できると。そして、災害時などのレジリエンスを高めることができると認識をしております。

また、拠点化に伴う雇用創出、そして関連する中小企業の参入機会など、既存の交通資源を収益を生む産業、こちらへと変えることで名寄市の産業構造を強固にする可能性を秘めている取組になるのではないかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○6番（谷 聡議員） メリットについて詳しい御答弁いただきました。拠点化構想について、先日の代表質問で示された共同輸送の具現化というのが恐らく肝になると思っておりますけれども、これについてはやっぱりメリットも多く、国が推

し進めていると。言わば理想だと思っております。ただ、これについては共通のシステムが必要だとか、何かデメリットも多いように思うのですけれども、この共同輸送の具現化というのはなかなか市の取組として目標とするにはちょっとハードルが高いような気はするのですけれども、その点いかがでしょう。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） ここについては、最適化といったところをどう目指すかという手段の話になってきますので、そこについては行政が音頭を取るというよりもやっぱり共通認識を協議会の中で持って、そこに取り組んでいただける民間事業者をしっかりとめていく、こんな取組になっていくのだと思います。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○6番（谷 聡議員） この拠点化構想については、受注したコンサル会社がこれまでのところ何か発注者の意図を十分理解していないとか、十分酌み取っていないのではないかとと思われるような感じを報道等からは受けるところですが、これはコンサル会社の能力に問題があるのか、それとも問題がないとすれば発注内容自体にちょっと難し過ぎる部分があったのではないかというふうに思うのですけれども、これはどういうふうに考えたらよろしいですか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） なかなかそれぞれのものを運んでいただいている事業者からすると、それぞれが収益性が絡むお話になってくるので、どこまで社内の情報を開示するかというのはコンサルがどうのこうのというよりも、それは情報を提供していただける側の判断になってきますので、そこについて非常に難しさがやはりあったという認識であります。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○6番（谷 聡議員） 分かりました。

それでは、ちょっと時間の関係もありますので、

次の小項目に移らせていただきたいと思います。病院の経営改革について、増収策としては約2億円のプラス、経費削減策については電力契約とか旅費とか超勤縮減、これらで2,500万円という数字の御説明がありました。やっぱりこれら非常に難しい問題だとは思いますが、当然名寄市だけの問題ではない。構造的な問題を抱えていることだというふうには理解しておりますけれども、これ例えば市長公約に経営改革入れたということは、何かこれまではなかったようなトップダウンによる大胆な方策を考えているのではないかというようなことも考えたのですけれども、この辺についてはいかがでしょう。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 一昨年、昨年と物価高騰によりまして、全国の公立病院全体にも言えることかもしれませんが、特に名寄市立総合病院が非常に厳しい経営状況にあるということが顕在化してきたということであります。この状況があと1年、2年続くと、これ病院の経営ももちろんですけれども、市の一般財政そのものにも大きな影響を及ぼしかねないというような状況であるというふうに認識をしたところであります。当然構造的な問題もありますので、一自治体だけで解決できない問題もあります。ただ、できることはしっかりとやっていかなければならないという思いの下、そうした公約を掲げて、現在今部長がおっしゃったような経営改革を淡々と進めているような状況であります。一方で、広域分散型の北海道の立地状況の中でどういうふうに病院を配置して、どういうふうな医療体制で命を守っていかなければならないかということは、今まさに国でもその構想をまとめていますけれども、我々のこうした特殊な地理的環境をしっかりと認識していただくために昨年度も様々な要望をしてまいったところでありまして、今年度も必要に応じて北海道等とも連携しながら言うべきことはしっかり国や北海道に実情をお伝えをして、この病院の

大切さを訴えることによって経営の維持に努めていきたいというふうに思っています。いずれにしても、名寄にとって、道北にとってこの病院がなくなるという、ここは絶対なくせない医療機関であるという認識の下、様々な経営改革に取り組んでいきたいというふうに考えていたところでございます。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○6番（谷 聡議員） 病院の経営改革、待ったなしということでございます。今市長がおっしゃられたようないろんな政策を組み合わせで経営改革について取り組んでいただくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一点、高齢者福祉の関係です。先ほど御答弁いただいた65歳以上の介護保険の被保険者というのでしょうか、これの令和7年度の他の自治体の転出者が年間で110人という数字だったかと思えます。私が思っていたよりもちょっと多いかなと思ったのですけれども、高齢者転出については例えばほかの土地にいる娘さんや息子さんのそばに行くというのは私は決して悪いことではないと思えます。ただ、これらがこれからどんどん、どんどん増えていくと、やっぱり人口減が加速することもあります。なかなかではこれについてどうしたらいいのかということはお答えは難しいと思えますけれども、できるだけ高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、市政執行方針のとおり高齢者福祉については取り組んでいただきたいと思っています。

この項目の安全、安心で快適な暮らしの基盤創造の中には、実は風連インターチェンジの設置検討という項目が入っておりました。これは、来年方向性が示されるということを知っておりますので、今回は私の質問には入れておりませんが、またそのときによろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、小項目の4番目、未来を支える持続可能な市政運営について。市職員の定数と人材

育成計画の見直しということで総務部長から御答弁をいただきました。総務部長からはいろいろと適正な人員配置が必要だという、これは従来の御答弁と同じというふうに聞いておりましたけれども、例えば、これも先ほどと同じなのですけれども、これ適正な人員配置をするということを目的として市長公約に入れられたのでないのだろうなというふうに私は推察したのですけれども、これはいかがでしょうか。例えば部長としての答弁は、従来の答弁を踏み越えられないというのは、これは公務員として当然なのです。そこで、政治家である市長が職員定数に触れたということは、やっぱりこれまでの答弁以上のものが恐らく考えの中におありになるのであろうというふうに推察したのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 令和7年度も行革ということで一般財源ベース5億円ということを旗印にゼロベースでやっていこうということで、職員の皆さん一丸となってやってきました。一部市民の皆さんにもそこを理解していただく中で御理解いただいたところもあったかと思います。一方で、それだけ削っても令和8年度予算に関してもやはり基金を取り崩して予算を組まなければならない状況に大きな変化はなかったということでありまして、今後長い先を見据えた上であらゆる事案をゼロベースから見直していく。当然職員の定数に関してもそうした角度から見直していかなければならない事案だというふうに思っています。当然人口が減少してきていて、行政の財政の収支のバランスがしていないということになってくると、いわゆる職員の定数の削減ということも、当然それは可能性としてはないわけではないというふうに思っておりますが、あらゆる角度から行財政改革を進めなければいけないという覚悟でありまして、今年度そのために様々な計画や指針をつくっていくということになります。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○6番（谷 聡議員） 職員定数については引き続きといいますか、これまで以上の目的意識を持った見直しに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それで、先ほど壇上からの質問にはないことなのですけれども、持続可能な市政運営についてということで、今回市長給料の20%カットということが打ち出されておりました。先日の代表質問でも取り上げられておりましたけれども、この目的と効果、幾らぐらいの経済効果があるのかについてお知らせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 経済効果ということはあまり考えていなくて、代表質問でもお話しさせていただきましたけれども、これまで積み重ねてきた中でこうしたギャップが出てきているのだということに対する、自らに対する戒めと今後、こうした状況でありますので、これまで行ってきた事業、行政サービス、ゼロベースで見直していくということになりますので、当然市民の皆様にも御理解と御協力もいただかなければならない場面もあるということですので、こういう覚悟であるということをお示ししたということですので、御理解をお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○6番（谷 聡議員） 厳しい財政状況の中、行財政改革を進める過程において自らの姿勢を示したという先日の御答弁だと思います。姿勢を示す意味がないとは思いませんけれども、私は堂々と決められた給与を受け取るべきではないかという考えを持っております。先日給与カットの議案には賛成いたしましたけれども、これら姿勢を示すということであれば、例えば首長の給与カットという手法に踏み込むのであれば、何か20%給与カット、これ期間は4年間というふうに長いとは思いますが、全国的に市長の給与カットという事例、最近のものちょっと調べてみました。兵庫県の淡路市長は少子化が進む中、効果的な行

政運営を行うには事業の見直しが必要だとして、自らその姿勢を示したいとして給与、期末手当を50%削減、東大阪市長は身を切る改革として4年間20%カット、期末手当を含む退職手当全額カット、富山県の高岡市長は能登半島地震復旧、復興として40%カット、前橋市長は……

○議長（山田典幸議員） 谷議員、よろしいですか。議決した案件なので、ちょっとそこは入り過ぎだと思いますけれども。

○6番（谷 聡議員） そこからまたちょっと違うところに行こうと思いますので、よろしいですか。

○議長（山田典幸議員） どういうふうになりますか。

○6番（谷 聡議員） これらの、例えば今議決したのは給与の20%カットという部分でございます。これら以外に全国的に見ると例えばそれが期末手当に反映するのか、退職手当に反映するのか、その辺についてはいかがでしょう。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時22分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 20%市長の給料が今回削減されたということですので、当然手当にも反映されるとなります。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○6番（谷 聡議員） 分かりました。それでは、退職手当にも反映されるということでよろしいですか。分かりました。

それでは、この項目については以上で、再質問については先ほどちょっと1つ取り残したところがございます。自衛隊との協力、連携強化についてということで、再度ちょっと再質問をさせていただきます。当市においては、自衛隊協力会ですとか自衛隊退職者雇用協議会ですとかが熱心な活

動を行っています。市政執行方針では、名寄駐屯地の拡充や自衛隊員の増強について自衛隊の体制維持、強化に取り組むということがうたわれております。名寄市内には多くの隊員とその家族、それからこれから隊員になろうとする人たちがいると思っておりますが、先日の国会で自衛隊に行く子供たちは経済的に厳しい、豊かな子供たちは自衛隊にはならないという耳を疑うような発言がございました。これ駐屯地を有する自治体の長としてこの発言に対する受け止めと感想をお伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） つぶさに最後まで何を言いたい答弁だったのかというのは私見ていないので、ちょっと分かりませんが、明らかに事実は違うことだと思いますが、一方でやっぱりなかなか家庭環境が厳しかったり、所得が少ない家庭の中で育った方が隊員になっていらっしゃる方もあるというのは事実なのだろうというふうに思いますけれども、それが全てというわけではないのだろうなと思ったぐらいの感想です。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○6番（谷 聡議員） ちょっと否定……私はこのときの国会質疑のやり取りを何度も繰り返し繰り返しユーチューブとかで見えていましたけれども、防衛大臣の否定のトーンというのはもっと強かったように思います。今市長の発言聞くと、何か質問者の言うことを一部肯定されているような御答弁だったようにお伺いしたのですが、もっと、この発言については一部容認というような考えをされているということでよろしいですか。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 容認とか容認でないとか、発言自体の趣旨が私分からないので、どういう文脈で意見を言ったのかなというのは、ちょっとその意図が分からないので、ここでそこに対する感想はつぶさには述べない。ただ、おっしゃっていることは事実ではないのだろうと。一方で、ああ

いったよく分からない最近のいろんな言論の風潮で、誰かがぱっと言ったことに違和感を感じて、ばあっと集中していじめのようなその発言をとがめるような風潮というのがちょっとひどいのかなという感じはしました。ただ、何回も言うけれども、それを肯定も否定もしているわけではなくて、ただ切り取られた事実だけ見ると違うのだろうけれども、意図は、何を言わんとしているか分からないので、そこに対する評価しないというお話です。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○6番（谷 聡議員） 実際この発言内容については撤回されたということですがけれども、今の時代例えばユーチューブですとかティックトックですとか、こういうものを見ていると、一部の場面が繰り返し繰り返し放送されているということでございます。これを見ている例えば自衛隊員と自衛隊員の家族、それからこれから自衛隊員になろうとしている方々の思いを考えると、これは駐屯地を有する自治体の長としてはもうちょっと強い否定をしてもよかったのかなというふうに思います。前後の内容が、全体像が分からないということなので、ちょっと慎重な御答弁になられているのはしょうがないことだと思いますけれども、そういった観点でやっぱり自衛隊員と自衛隊員の家族、これからなろうとする方々に寄り添うような形で今後自衛隊との連携強化を図っていただきたいと思います。最後、市長から何かあれば。よろしいですか。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） これまでもしっかり連携しますし、これからも連携していきたいというふうに思っています。とりわけ今年は戦略3文書が見直される大変重要な年だというふうにも認識しております。その中で自衛隊の定数と実員の差が乖離がひどくなってきていて、先般も自民党の国防部会のほうでも一定の駐屯地や基地の整理等も視野に入れるべきではないかという提言もあった

というふうに聞いています。名寄は日本で一番北にある実力部隊でありまして、ここは名寄が位置している地政学的優位性だとか、そうしたことも含めて大変重要な基地であり、それを地域の皆さんと一緒に認識をして、支えているということだというふうに思います。そうした意味で今後も、今大きな節目のタイミングでありますけれども、名寄の自衛隊は非常に大事だと、それを地域で支えるという運動を今年度もしっかりと展開していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 以上で谷聡議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午後1時00分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

J R宗谷本線存続策に関してを、中畠孝幸議員。

○1番（中畠孝幸議員） 議長より指名を受けましたので、大項目1点に関して質問してまいります。

大項目1、J R宗谷本線存続策に関して。J R北海道は、本年4月15日、単独では維持困難とする黄色線区8区間を存続させる仕組みとして、4つの項目に関して道や沿線自治体と協議していく考えを明らかにしました。J R北海道は、国土交通省からの監督命令により令和8年度末までに事業の抜本的な改善方策を取りまとめることとなっており、それに向けた協議であると考えられます。ただ、一旦そのような発表があったものの、本年5月20日にはJ R北海道、綿貫社長より沿線自治体との協議を当面見合わせるとの考えが示され、現在具体的な協議は開始されていない状況にあります。本質問では、J R北海道から示された路線維持に向けた4つの項目について現時点での理事者側の受け止め方を伺うとともに、今後の

交渉における基本的姿勢を確認しようとするものであります。

小項目1、上下分離方式について。ＪＲ北海道から示された項目の中で新聞報道でも頻繁に目にするものとして、上下分離方式があります。上の部分、すなわち列車の運行をＪＲ北海道が担い、下の部分、すなわち線路や施設の保有、維持管理を自治体等が担うという方式とされます。上下分離方式を取っている線区は北海道外で30以上あると言われますが、その形式、実態は様々なようです。ＪＲ北海道が提示している上下分離方式とは具体的にどのようなものであるのか、また上下分離方式を取るにより予想される結果についてどのように評価しているかについて伺います。

小項目2、本市の基本的姿勢について。加藤市長は、宗谷本線活性化推進協議会において長年にわたり会長を務め、宗谷本線の維持に関して沿線自治体の状況を把握し、利用促進やコスト削減についても力を尽くしてこられました。その立場から、今回の路線維持に向けた4つの項目に対してどのような姿勢を取られるかについて伺います。上下分離方式、利用状況に応じた輸送体系の見直し、持続的な運行に必要な担い手の確保、駅などの鉄道資産の自治体譲渡による固定資産税の負担軽減、以上4項目に関してお考えを伺います。

小項目3、今後の協議の見通しについて。令和8年度末までの事業の抜本的な改善方策作成に向けてＪＲ北海道との協議が今年度行われることと思います。日程的なものを含めた今後の協議の見通しについて伺います。

また、併せて本年度の宗谷本線活性化推進協議会の事業予定についてもお知らせください。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 中畠議員から大項目で1点御質問いただきました。私からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、大項目1、ＪＲ宗谷本線存続に関して、

小項目1、上下分離方式についてお答えいたします。ＪＲ北海道が令和8年4月15日に示した路線維持に向けた4つの項目のうち上下分離方式については、列車の運行をＪＲ北海道が担い、線路や施設等の保有、維持管理では自治体等が想定される鉄道資産を保有する法人等が担うという方式であることは、公表された資料などにより承知しているところです。しかしながら、ＪＲ北海道から示された内容は、現時点において方向性を示したものとどまっており、詳細な情報は示されておられません。上下分離方式は、幾つかの線区において様々な形態で導入されていますが、その形態は様々であり、自治体や第三セクターが線路、施設を所有、保有する形態、鉄道事業者が施設を保有しつつ、自治体が維持管理費の一部を負担する形態など複数のパターンが存在しております。線区の事情に応じて費用負担割合や運営主体の構成も大きく異なっており、一概に評価することは困難な状況にあります。また、上下分離方式を導入することにより予想される結果の評価につきましても、具体的な条件、数値等が明らかになっていない段階では宗谷本線活性化推進協議会として評価をお示しできる状況にはありません。国や道、ＪＲ北海道との協議が具体化した段階において詳細な情報を収集、分析し、協議会として適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、小項目2、本市の基本的姿勢についてお答えいたします。ＪＲ北海道が示した4つの項目、線区の利用状況に応じた輸送体系の見直し、持続的な運行に必要な担い手の確保、鉄道資産の自治体への譲渡による固定資産税の負担軽減及び運行会社と鉄道資産を保有する法人等に分ける上下分離方式の検討につきましては、いずれも路線の存続に向けた方向性を示したのものとして受け止めております。現時点では公表された資料の範囲での情報しか得られておらず、具体的な内容、条件、費用負担等が明らかでない状況にあるため、各項目に対する宗谷本線活性化推進協議会として

の賛否や評価をお示しすることは困難であると考えております。協議会の基本的な姿勢としましては、宗谷本線は地域住民の生活を支える不可欠な交通インフラであり、その存続は最優先事項であるとの認識の下、今後ＪＲ北海道から具体的な提案、情報が示された段階において沿線自治体や北海道と連携しながら地域住民の利益を守る立場で真摯に協議に挑んでまいります。

次に、小項目３、今後の協議の見通しについてお答えいたします。令和８年５月２０日にＪＲ北海道から沿線自治体との協議を当面見合わせるとの考えが示されたことは承知しております。現時点では具体的な協議は開始されておらず、協議の日程等についても明確になっていない状況にあります。ＪＲ北海道は、国土交通省からの監督命令により令和８年度末までに事業の抜本的な改善方策を取りまとめることとされており、宗谷本線活性化推進協議会としては年度内に何らかの形で協議が進展するものと受け止めておりますが、現時点でＪＲ北海道から具体的なスケジュール等の提示はなく、見通しについてお示しできる状況にはありません。引き続きＪＲ北海道、国及び北海道の動向を注視しつつ、協議が開始された際には速やかに対応できるよう必要な情報収集に努めてまいります。

次に、宗谷本線活性化推進協議会におきましては、宗谷本線の活性化や利用者の利便性向上、沿線地域の振興に寄与するとともに、宗谷本線の維持と完全高速化の実現を目指し、関係団体と連携して活動しております。本年度につきましても、例年実施している事業を着実に継続し、利用促進と地域の魅力発信に努めてまいります。具体的には、昨年度に引き続き花たびそうややザ・ロイヤルエクスプレスの運行に合わせた沿線でのおもてなしを実施するほか、今後の利便性向上の基礎データとなる主要駅での乗降調査を実施いたします。また、鉄道フェスティバル in 北海道へ出展や広域的なプロモーションを展開するほか、特急列車

車内販売を通じて沿線の特産品をＰＲし、乗客の満足度向上を図ります。さらに、一昨年度に実施いたしました講演会につきましても宗谷本線を取り巻く情勢を踏まえつつ、鉄道や地域交通に関する専門的な知見を地域で共有することは沿線住民の皆様の理解促進と機運醸成に資するものと考えておりますので、開催についての検討を進めていく考えであります。加えて、路線の維持や完全高速化を確実なものとするため、必要に応じてＪＲ北海道や国に対し協議会として要望活動を展開するなど今後も沿線地域が一体となり、宗谷本線の持続的な発展に向けて取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 中畠議員。

○１番（中畠孝幸議員） それでは、再質問に移りたいと思います。

今日のこの質問の趣旨は、どうしてこういう質問したかといいますと、例えば上下分離方式というのは、今の答弁でＪＲが挙げている４項目というのは路線の存続に向けた方向性を示したものであるということ、方向性を示したのみであるということ、それから具体的な上下分離方式といいますが例えば国とか北海道とか沿線自治体の費用分担の割合などが何も示されていないと。それから、具体的な条件とか、そういった数字が明らかではないので、答えようがないと言ってもいいのでしょうか、そういうことが今の答弁から分かりましたけれども、私ども、市民の皆さんですけれども、宗谷本線について心配していて、新聞報道で知るしか今のところないわけですが、新聞報道を見ると、例えば今日の朝刊、私今日朝出てくる前に見ましたら、ある市議会で上下分離には明確に反対するというようなことを市長さんが言っているんじゃないかと、そういうようなことも言われていて、明確に反対するというのが、そういうのが新聞などで市民の皆さん目にするわけですが、では名寄市も加藤市長は上限分離に反対しているのだろうかというような、そういうことを

当然考える。沿線自治体とＪＲ北海道とは、そういう点で対立しているというような捉え方をするのではないかなということ思ったわけですが、しかし今の御答弁にもありましたように、上下分離方式といってもいろいろな方式があり、それが示されていない限り、言ってみれば反対か賛成かも答えようがないという、今後の協議を待つということになると思いますけれども、そういったことを発信する必要があるのではないかという、市民に対して。新聞にはみんな上下分離反対、反対というふうに自治体で言っているの、名寄も反対なのだろうなというような漠然とした捉え方が生まれてしまうのではないかと思うのですけれども、その辺についてできれば加藤市長からはっきりと御答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） いきなり何か結論みたいな話になるかもしれませんが、まず先ほど石橋部長の答弁で上下分離もいろんなやり方があるというお話でしたけれども、宗谷本線が高速化するに当たって平成の１２年からスーパー宗谷が走るようにこの沿線になりましたけれども、そのときに、その３年ぐらい前ですか、北海道高速鉄道開発株式会社というＪＲ北海道が５０％出資をして、北海道が４５％ぐらい、あとは沿線の自治体ということで、３つの路線があるうちの 하나가宗谷本線の旭川から名寄の高速化事業ということで、実はここが橋本副市長が役員になっていますけれども、いわゆる鉄路と高規格化の一部の鉄路、あるいは鉄路を含む機材というのですか、そうしたことを所有をして、その会社が。そこに名寄市も実は出資をしているわけであります。そこで、ＪＲ北海道が維持管理、あとは車両を一部、鉄路も含めて北海道開発から借りて、運営をしているわけですが、この整備に関して国からかなりの支援をいただきながら運営をしていると。いわゆる上下分離方式でここは運営されているとい

うことであります。今の黄色８線区の中で上下分離という話も前からお話ありましたので、我々はそういう事案も承知していますから、そういうスキームであるのであれば、議論の余地はあるのだろうなというふうには思っていました。今回４月１５日のＪＲ北海道の発表の中での上下分離方式というのは、どうもこの文面だけ見ていると、この北海道高速鉄道開発のスキームとはちょっと違うスキームなのだろうなというふうに思っておりまして、具体的なこと聞いてみなければ分からないですけれども、この文面だけ見ると到底この方式には賛同はしかねるなという思いであります。そもそもこの黄色８線区の問題というのは、ＪＲ北海道が経営が厳しくなってきた、ＪＲ北海道のほうから、当時は赤線区と黄色線区ありましたけれども、これは維持が厳しいと、あるいは自分たちだけで運営するのは困難だということで出されたものでありまして、そもそもＪＲ北海道の経営が厳しいので、どうしていくのというところから端を発している議論。時限が切られているのは、北海道新幹線が２０３０年に札幌で延伸されるだろうと。そのいわゆるバックキャストからではここまでにどのような経営改革をしていくのということを国からもちゃんとやりなさいという指導も受けながら、様々な改革をしてきた中での黄色線区というのは一つあるということなのです。なので、そもそも２０３０年の新幹線的前提が今崩れているということと併せて、そもそも経営改善という話でありますから、この黄色８線区だけ急いで議論することがＪＲ北海道の経営の改革につながるのだろうかという根本的な問題があるのかなというふうに思います。ここは沿線自治体としてはかなり大きな話になりますので、今ＪＲ北海道のほうで一旦この提案は凍結するような形にして、北海道あるいは国としっかりと協議をした中でまた沿線とも話し合うということでありますので、正しい判断だと思いますし、国や北海道とＪＲ北海道がしっかりと議論して、方向性

を示してもら、そのことがまずは重要なのではないかというふうに思っております。

○議長（山田典幸議員） 中畠議員。

○1番（中畠孝幸議員） 北海道高速鉄道開発、今現在宗谷線でいえば旭川から名寄までは既に上下分離と言ってもいいような方式が取られていると。それと同じようなスキームであれば考える余地があるかなというような市長のお考えだったと思います。上下分離方式についても、黄色線区とか赤線区が言われた2016年でしょうか、その時点でもう既に上下分離ということが言われていますので、別に急に出てきたわけではなく、その内容についても詳しく中身を見てから判断することになると思うのですけれども、先ほど石橋部長のほうから宗谷本線活性化推進協議会の今年度の予定として、事業計画としておとし行われたような講演会、一般市民に対する啓発を目的とした講演会を開くということありましたけれども、例えばそういった場でこの上下分離方式というのはどういうものなのかというように、成功しているようなところの実例を紹介していただけると非常に理解が進んでいいのではないかなというふうに私考えているのですけれども、例えば黒字転換したといっても宗谷線とは全然条件が違いますので、そのまま当てはまらないと思うのですけれども、滋賀県の近江鉄道では30年間ほど赤字が続いていたところ、2024年4月に上下分離方式を取って、2025年、26年といずれも黒字になっているという、そんなに夢のような話が宗谷線で当てはまるのかというように、確かにあると思うのですけれども、例えば近江鉄道の場合には米原とか彦根、近江八幡といった大きなまちが沿線にありますし、大都市圏の大阪にも近いというようにもあって、宗谷線とは全然条件が違うということはあるのですけれども、具体的に上下分離をする過程でどういうようなことが行われて、どうということかといいますと、行われてといいますか、主眼となるのは地域における

公共交通の維持ということです。地域における公共交通の維持ということを目標にして、どういうやり取りがなされて、どういったことが考えられて、上下分離に至ったのかというようなこと、そういったことを具体的に示してもらえれば、単純に中身を考えずに上下分離賛成とか反対とかいうことが起こることを防げるのではないかなというふうに思うのですけれども、石橋部長、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今経営改革というか、JR北海道の今課題を抱えているものの解決策として上下分離の話を今掘り下げていただきましたけれども、ここの議論については、この宗谷本線自体は存続については名寄市だけの問題ではなくて、協議会の構成市町村にとってのやっぱり生命線のものであるという認識がありまして、これは地域振興、それから市民生活の足として極めて重要な社会基盤、これをどう維持していくのかというお話になるのかというふうに思います。今いただいた上下分離方式だったりとか、先ほどちょっとお話あった資産譲渡による固定資産税の軽減、これ手法なのですけれども、鉄道維持に向けたこれは検討課題の一つではあるというふうに思います。しかしながら、これは単なる税制優遇だったりとか、会計上の処理にとどまらない将来にわたる鉄道運営の責任分担、それから維持管理コストの公的負担の在り方に直結する極めて重大な論点ではないかなというふうに受け止めています。これらの手法を導入するに当たって基礎自治体単独でも判断できるものではないなというふうに思っています、鉄道の広域的なネットワークとしての機能維持、これは前提として、北海道及び国による方針の提示と受益と負担の適正な在り方について沿線自治体全体で合意形成を図る必要があるものだというふうに私は考えています。名寄市は、宗谷本線活性化推進協議会の会長という重責を今担っています。今後におきましても本市

が単独で解決策を模索するというのではなくて、この協議会を通じて沿線自治体の総意をまとめることはもとより、鉄道政策の根幹を担う国や北海道に対して地域の実態を直視した実効性のある支援と持続可能な運行体系の構築に向けたリーダーシップを発揮していただけることをやっぱり期待して、引き続き連携していきたいというふうに考えております。今お話あった講演会、こういった市民の皆さん方に機会をつくって、御説明する機会というのは非常に重要な場面かなというふうに私も考えておりますし、答弁したとおり、そういった機会については検討していきたいというふうに考えておりますが、これは協議会の中でしっかりとまた予算措置をつけた中で実施しなければいけないものになっておりますので、そういった御意見を名寄市のほうからでも出たよということで、協議会の中でしっかりと共有させていただいて、事業の構築できるかどうかについて検討していきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） 名寄市単独ではなかなか難しい面がある。宗谷本線活性化推進協議会全体で意思、方向性などを定めてやっていかなければいけないというようなことだったと思います。それで、講演会のテーマに関しても今意見申し上げましたけれども、聞いていただけたので、もう一つだけちょっと申し上げたいのですけれども、地域による鉄道の振興ということが今テーマになっていると思うのですが、地域による鉄道の振興ということで、国土交通省のホームページに上がっているベストプラクティス集というのに収められている取組があるのでありますが、その中で枕木オーナー制度というのが取り上げられています。枕木オーナー制度というのは、枕木というのは線路の下に敷かれた枕木でありますけれども、それを施設保守のときに取り替えないといけないということです。それを枕木更換というらしいのですけれども、枕木更換の費用の一部を負担する意味

で枕木オーナーになってもらう制度というのが全国あちこちでなされているということです。保守費用の一部、自分の名前を書いたプレートが枕木につけてもらうことによって、一種の寄附になりますけれども、それで保守費用を賄うというような取組が全国あちこちで今なされているということで、費用、価格は1人5,000円から高いところで2万2,000円ぐらいですけれども、それを寄附するとプレートに名前が入って、名前だけではなくて、例えば還暦記念とか何か試合の優勝記念とか、そういうような名称も入れて、駅の中の枕木の場合にはそれが多いらしいのですけれども、ホームからそれが見えるような状態でプレートをつけているというような枕木オーナー制度、これ国土交通省も推奨されていることですが、それでちょっと思いましたのは、そういう費用を集めるということももちろん目的としてあると思うのですけれども、そうすることによって鉄道に関心が向く。自分の名前が入ったプレートを見に行ってみようとか、駅に足を運ぶ機会も出てくるでしょうし、これ自分たちの鉄道だというようないわゆるマイレール意識というのでしょうか、マイレール意識なんかもそれで醸成することができるということになるので、非常にこれいい取組だと思うのですけれども、こういった枕木オーナー制度というのでそういう費用を賄っている。もし上下分離など行われた場合には、そういった工夫をしている自治体もあるというようなことで、一つ講演会のテーマにもなるのではないかなということで今ちょっと申し上げた次第です。

それで、もう一つ今問題になっているのは、地域の公共交通をどういうふうに維持するかということが中心課題だと思うのですけれども、名寄市地域公共交通計画、これは2025年度から2029年度までの5年間の計画でありますけれども、名寄市地域公共交通計画によりますと、市民アンケートなどの結果などもそれには掲載されておりますけれども、JRの利用頻度なども問いに上が

っています。全く利用しないが48.4%、年に数回利用するというのが44.7%という数字が上がっていて、ほぼ9割の人が年に全く利用しないか利用しても数回であるというような結果が名寄市地域公共交通計画の中に収められています。それから、JRの利用目的としては趣味や娯楽が51.3%、買物が13.9%、通院が10.5%の順になっておりますけれども、その計画の中でJR宗谷本線はどういうふうに位置づけられているかといいますと、周辺市町村及び智恵文地区、名寄地区、風連地区を結ぶ広域幹線路線というふうに、広域幹線路線として位置づけられていて、周辺市町村も含めて広域に非常に重要な幹線の路線であるというような位置づけで、先ほど石橋部長がおっしゃったように、非常に重要なものというふうに認識しているということで、存続をまず……例えば廃止というようなことは全く考えられなくて、存続というのを大前提に進むということがこれからも分かると思いますけれども、その中で1つちょっと伺いたいと思いましたのは、多様なモビリティーマネジメントの実施によって過度な自家用車利用の脱却に向けた安全、安心な移動の実現を目指すという、そういうような記述がありまして、過度な自家用車利用の脱却に向けた、それを目指すということ、それから名寄市総合計画のコンパクトなまちづくりが目標とされている。それに関連づけて、自動車を持たなくても生活できる居住環境を構築するためには、JR、路線バス、デマンドバス、タクシーといったモビリティが有機的につながることによって初めて実現するものと考えられるというような、そういったいろいろな交通手段の有機的なつながりということも問題にされていて、この辺りも非常に重要な問題だと思います。そこの、JRと関連づけてなのですけれども、過度な自家用車利用の脱却ということに関連して、ちょっと何か取組とかありましたら御紹介いただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 過度な自家用車の利用を脱却ということですが、大きな転換点になっているのは間違いなくのり一とを運行したということなのだというふうに我々は思っています。これは、市内の移動を少しでも利便性を向上して、こういった公共交通を利用していただくという機会創出ということでまずは取り組ませていただいて、それから広域幹線という位置づけの鉄道なのですけれども、鉄道も必ず3月にダイヤ改正が行われます。このときに若干の、分単位ですけれども、ダイヤが変わったりするのですが、そこの市内のバスの接続については乗客の皆さんをお待たせするような形にならないように事前にバス事業者と情報共有しながら、やはり鉄道のダイヤ改正に合わせてほかの接続も時刻の改正をしていただくような、そんな動きもさせていただいて、なるべくシームレスな形で市民の皆さん、乗客の皆さんに移動していただける環境をつくれるように努力はしているところであります。

○議長（山田典幸議員） 中畠議員。

○1番（中畠孝幸議員） 今おっしゃったJRからバスへの乗り継ぎとか、そういったことも非常に重要だと思いますし、JRを利用することによる特典といいますか、特典、インセンティブといいますか、特典を設ける、前の質問から私何回か申し上げているのですが、その辺、名寄市が持っている北国博物館とか市立天文台きたすばなどは、これも市の直営ですので、やりやすいと思うのですが、例えばJRの使用済チケットを持っていけば入場料割引とか無料とかになるというぐらいはやってもいいのではないかなというふうに思うのです。それは、それで増えるかどうかということもあるのですが、利用者増えれば増えたでそれが一番いいのですが、市がそういう姿勢を示すことによって市はこういうことをやってJRを大事にして、存続させようとしているのだなということがそういうことする

ことによって市民にも伝わるのではないかなというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 前回も中畠議員からそういった御提案いただきました。多分ずっとこの間中畠議員とやり取りをしていて、目指すところは同じところを目指しているなというふうに共感させていただく部分も非常に多くございます。今のお話前回もいただいたのですが、そもそもJRを利用して来ていただく方というのは多分大半が市民ではない、市外の方かなというふうに想定していて、そういった市外の方にインセンティブを名寄市の予算を使ってなると制度的に制度設計上どうなのかなというまず入り口のところで、それを考えるとやはり広域の取組というのが一番すっきりくるのだろうなというふうに今受け止めているところですので、逆に言うと宗谷本線活性化推進協議会の事業としてそういった各市町村に点在するそういう魅力的な公共施設にJRを使ってくださいというような、そんな事業展開ということも提案できるかなというふうに思いますので、そのような形で受け止めさせていただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 中畠議員。

○1番（中畠孝幸議員） 市単独で難しいということであれば、もちろん推進協議会の単位でやっていただいてもいいと思うのですが、そういった、先ほどのアンケート結果からも分かりますように、全く利用しないとか年に数回しか利用しないという人が合わせて9割に上るということを考えますと、少しでもJRを利用してもらうということから始まるのではないかなというふうに思います。上下分離などするにしてももちろん利用促進を図っていかねば続かないというふうに思いますので、そういったいろいろな方法で市の本気度を見せるといいですか、名寄市は本気でJRを存続させて、そんないいものを使っていこ

うとしているという、そういうことを示していたらというふうに思います。

それから、最後になりますけれども、よく廃線が話題になるときに輸送密度であるとか、100円利益を上げるのに何百円かかるとか、そういったことが出されて、それではもう駄目だというようなことを思わせられるようなことがありますけれども、それは運賃収入だけを問題にしていることだと思いますので、運賃収入だけを問題にすればいろいろな条件から赤字になるのは仕方がないような面があると思いますけれども、それ以外の、それクロスセクター効果というらしいのですけれども、クロスセクター効果という、交通分野以外の多様な行政分野、例えば医療とか商業とか教育とか観光、こういったものをもしJRがなければどのぐらいかかるかというようなことを計算すると、やはりJRを残したほうがそういった数字の上でも有効であるというような、そういったクロスセクター効果ということを考慮に入れて、ぜひとも魅力のある宗谷本線存続に向けて進んでいただきたいというふうに思います。特に先ほどもちょっと話出ましたが、花たびそうや号とかザ・ロイヤルエクスプレスの観光列車の運行では、みんなお客さんが利尻富士がきれいに見えたとか本当に感動して宗谷本線を利用しているということがありますので、そういった観光資源としても非常に高い価値を持つ宗谷本線を何とか存続させられるように進めていただけたらというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で中畠孝幸議員の質問を終わります。

自衛隊への個人情報提供に関わって外1件を、川村幸栄議員。

○8番（川村幸栄議員） 通告に従いまして、大項目2点、質問をさせていただきます。

大項目1、自衛隊への個人情報提供に関わって伺います。今年3月26日付で北海道弁護士会連

合会より地方自治体が自衛隊に住民基本台帳の個人情報を提供することに関する意見書が北海道内179自治体、道内全市町村に届けられています。添付資料として、2024年11月から2025年3月までに行われた北海道内179自治体を対象にした実態調査の結果が添えられています。この意見書には、意見の趣旨、意見の理由が細かに述べられているところであります。この間何度か自衛隊への個人情報提供に関わって取り上げさせていただきました。改めてお考えを伺います。

小項目1、北海道弁護士会連合会からの意見書についての受け止めについてお考えをお聞かせください。

小項目2点目、当該市民本人の同意なしで自衛隊に情報を提供していることについてお考えをお聞かせください。

大項目2点目、聞こえが困難になってきている方への支援について伺います。補聴器購入に悩んでいる人への助言として、耳鼻咽喉科の医師は次のように述べています。聞こえづらく、日常生活に支障が出てきたら早めに耳鼻咽喉科に受診して、自分の状態を知ってほしい。検査で難聴の状態も分かるし、病気の有無の判断ができる。早めの対応によって認知症予防にもつながるといいます。認知症予防につながるということが重要と考えます。しかし、検査をして、補聴器を購入するには高額という支障が生じます。高齢になっても社会とのつながりを大切にしていきたいと願う方々への支援として補聴器購入支援が必要と考えますが、お考えをお聞かせください。

小項目1、耳鼻咽喉科での受診、検査の啓蒙についてお伺いします。

小項目2、補聴器購入支援についてお考えをお聞かせください。

以上、この場からの質問といたします。よろしくお願いします。

○議長（山田典幸議員） 東市民部長。

○市民部長（東 則良君） 川村議員からは、大

項目で2点御質問をいただきました。大項目1については私から、大項目2についてはこども・高齢者支援室長からの答弁となりますので、よろしくお願いします。

初めに、大項目1、自衛隊への個人情報提供に関わって、小項目1、北海道弁護士会連合会からの意見書についての受け止めについて、小項目2、当該市民本人の同意なしで自衛隊に情報を提供していることについて、関連がございますので、一括してお答えいたします。本年3月26日付で北海道弁護士会連合会から送付された意見書につきましては、自衛隊への個人情報提供に関する法的な解釈が論じられているもので、それぞれの自治体によって様々な解釈がされている状況の中、同連合会が求める考え方を道内自治体に要請する趣旨のものであると認識しております。意見書では、住民基本台帳第11条が閲覧を規定しているにすぎず、名簿提供については明文の根拠はないこと、また自衛隊法第97条や自衛隊法施行令第120条は個人情報提供の根拠としては不十分であると指摘がなされております。一方で、本市としては自衛官等募集事務は自衛隊法第97条によって市町村がその事務の一部を行うことが規定され、いわゆる法定受託事務とされていること、また自衛隊法施行令第120条において防衛大臣が募集に必要な資料の提出を市町村長に求めることができると規定されていることから、これら法令に基づき住民基本台帳に記載されている個人情報を必要な限度において提供してきたところです。この点につきましては、令和3年2月5日付の自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出についてという防衛省及び総務省からの連名通知においても住民基本台帳の一部の写しを募集事務に用いることは住民基本台帳法上特段の問題は生じない旨が明確に示されております。また、本人の同意なしで自衛隊に情報提供をしていることについてですが、住民基本台帳法及び個人情報保護法において国や地方公共団体などの機関に閲覧また

は資料提供する場合には同意の概念はなく、ほかの目的で閲覧または提供する際においても同様に同意を求めてきておりません。本市の取扱いは、法令等の範囲内において適正に行っているものであり、法令上の問題は生じておりません。北海道弁護士会連合会からの意見書の趣旨は、本人の同意なく住民基本台帳に記載されている事項の閲覧、あるいは紙媒体による提供を行わないよう要請するものですが、本市としては、前段でも述べましたとおり、法令等の範囲内において適正に運用していると認識していることから、引き続き個人情報保護の保護に留意しながら現行の取扱いにより進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 倉澤こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（倉澤富美子君） 大項目2、聞こえが困難になってきている方への支援について、小項目1、耳鼻咽喉科での受診、検査の啓蒙についてお答えいたします。

聴力は、一般的に40歳代から低下する傾向にあると言われており、65歳を超えると聞こえにくさを感じる人が急激に増え、75歳以上では約半数の方が聞こえにくさを感じると言われております。聴力の検査につきましては、人間ドックや職場での健康診断においては実施されていることが多いと認識しておりますが、退職された方や自営業で人間ドックを受診されていない方には聴力を検査する機会がないのが現状だと考えます。市が実施している特定健診は、生活習慣病の発症予防及び重症化の予防を目的としており、聴力検査については目的が異なり、国の必須項目となっていないことから実施しておらず、75歳以上の後期高齢者に実施している健康診査においても耳の聞こえの内容につきましては質問票に含まれていない状況にあります。聴力検査などの機会がなく、聞こえにくさを加齢によるものとして放置することで耳鼻咽喉科への受診にはつながらない場合が

多いものと推測されます。耳の聞こえが悪くなると他者とのコミュニケーションが取りにくいと感じ、会話がおっくうになり、外出の機会が減少するなど脳への刺激が減り、認知機能が低下すると考えられています。また、車のクラクションなどの危険な音が聞こえない、名前を呼ばれても気づかないなど、日常生活においても支障を来することが考えられます。聞こえの悪さに早く気づき、対策を講じることが認知症予防や生活の質の向上につながります。令和4年第1回定例会での川村議員の質疑を踏まえ、同年7月から介護保険料納入通知書にフレイルチェックや聞こえのチェックシートなどを同封し、定期的な耳鼻科専門医の検査や受診を呼びかけてきております。保健センターや地域包括支援センターで行う健康相談、健康教室、介護予防事業などを活用し、加齢性難聴に関する普及啓発と必要に応じて医療機関への受診につなげる取組を今後も進めてまいります。

次に、小項目2、補聴器購入支援についてお答えいたします。公的な補聴器購入への助成については、身体障害者福祉法に規定する身体障がい者で、障害手帳を持つ両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度、重度難聴者が対象となっております。身体障害者手帳の交付対象とならない軽度から中等度の難聴をお持ちの方々にはその助成がなく、補聴器の価格が片耳当たり1台5万円から30万円と高額であるため、必要とされている方にとって負担が大きいものと考えております。一部自治体では補聴器購入に対する支援を行っておりますが、本市においては安定的な財源の確保も難しく、独自助成事業の実施は困難と考えております。しかしながら、補聴器使用は高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防や健康寿命の延伸、医療費の抑制などにもつながるものと考えております。今後も様々な機会を通じて国や北海道に対し公的補助制度を創設するよう要望してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） それでは、御答弁いただきましたので、再質問等させていただきたいと思います。

まず、自衛隊への個人情報提供に関わってであります。今回北海道弁護士会連合会から出された意見書の冒頭には、市町村の自衛隊への名簿提供は新しく提起された問題であり、自治体により対応がまちまちであることから、その法的根拠や適法性、個人情報保護法との関係、住民への周知や除外申請の問題点、自衛隊の募集活動の在り方などについて様々な相談が弁護士に寄せられている。そこで、人権擁護と法律制度の改善の立場、弁護士法1条だそうです、から2024年11月から2025年3月まで全道の各市町村にアンケート調査を行い、それを踏まえて法律上の問題を検討し、以下のとおりまとめ、要請することとしたというふうに冒頭で述べられているところであります。先ほど部長の答弁の中にも様々な解釈の中でというふうなことが御紹介されましたけれども、こういった中です。そして、自治体による対応がまちまちであるということが、このアンケート調査もちょっと私も見せていただいているのですけれども、本当にまちまちです。これはやっぱり明瞭な法的根拠がないからなのではないかなというふうに私は考えたところであります。例えば情報を提供していないと答えた自治体も道内26%あります。その理由についてもまちまちです。例えば名簿提供しない理由として、住民基本台帳上の情報を用いることから、住民基本台帳法に基づいた対応とするため、または個人情報保護に留意しているためデータ提供を行わず、閲覧に対応しているとか、さらには自衛隊からは閲覧請求で来ているから、名簿提供はしないというようなお答えだそうです。これは一部紹介しているだけなのですけれども、そのほかにも提供の仕方もまちまちです。名寄市のように紙媒体での提供があったり、

また電子記録の媒体で提供されているところもあります。さらには、これはどう受け止めていいのかわからないのですが、郵送用のタックシールに名前と住所、これは名前と住所のみ印刷しているのですけれども、印刷して提供しているところもあるということです。この点、こういったまちまちのアンケートのお答えについてどのように受け止められたのかちょっとお聞きをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 東市民部長。

○市民部長（東 則良君） 各市町村の状況と名寄の状況ということで、名寄の状況についてお答えさせていただきたいというふうに思います。

名寄市に対する名簿提供の依頼につきましては、閲覧の依頼ではなく、名簿提供の依頼ということで来ております。依頼の内容ということで対象の生年月日の範囲であることとか4情報の提供を依頼されるものでございます。また、利用方法につきましても電子情報、またはタックシール、または紙媒体ということで依頼を受けておりまして、名寄市としてはタックシールや電子情報による提供は行わないということに決めておりまして、名寄市としては紙媒体で提供しているということになっております。また、そういうような理由から現状の紙による情報提供となっております。また、情報を提供していない市町村もあるというようなことも言われておりましたが、名寄市としてはそのような声もいただいておりますことを認識した上で、昨年の11月になりましたが、名寄市のホームページにおいても自衛隊に対して自衛官募集事務に当たっての名簿提供をしているということは情報公開しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 今お話があったように、自衛隊からの個人情報の提供の申入れがあったということ、個人情報、一般的に住民基本台帳4情報と言われるように、氏名、住所、生年月日、性

別、この4つを提供してくださいということで言われ、名寄市の場合は年齢も18歳と22歳ということで区切って出されているというふうなことかなというふうに思っています。これに添えていったということでありました。先ほどもお話がありました名寄市が名簿提供の根拠としてきた自衛隊法第97条1項、自衛隊法施行令第120条、この間私は質問させていただいてまいりましたが、この答弁で繰り返し述べられてきたところでありまして、また今ほど紹介があった昨年11月に更新されているホームページ、11月5日更新されているホームページの中でもこのように紹介がされているところでもあります。一昨年、その前と私が質問したときには、このようにお答えをいただいていた。自治体による自衛官の募集というのは、自衛隊法第97条第1項の規定に基づく法定受託事務です。自衛官の自治体の募集についてはあくまでも法定受託事務であるということ、個人情報保護法の観点からも問題ないというふうに考えているので、そうした観点から除外申請を行うということは考えていないと、このように御答弁をいただいていた。今回もほぼ同じ御答弁だったかなというふうに思っています。

そこで、ちょっといろいろそのことについて、私もあまり詳しくない中ですが、一生懸命勉強しました。先ほどちょっと御紹介がありましたけれども、2020年12月18日の閣議決定を受けて、防衛省と総務省が次の通知を発出したことが契機になっているということが明らかになっています。先ほども部長のほうから御紹介があったかと思います。自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について、通知です、これ。2021年2月5日に通知が出されました。これは、防衛省人事教育局人材育成課長と総務省自治行政局住民制度課長の連名で出されていて、これを令和3年通知というそうです。1つに、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報、氏名、住所、生年月日及び性別、

先ほど御紹介した住基4情報に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第120条の規定に基づき防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること、2つに上記の規定の募集に関し必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上特段の問題を生ずるものではないことというふうに書かれています。先ほど御説明いただいたまんまです。これは、このとおりに名寄市は受け止めて、この提供を行っているのだというふうに私も受け止めました。それで、この通知の最後にこのように書かれました。本通知は、地方自治法第245条の1第1項に基づく技術的助言であることを申し添えますと付記されています。この技術的助言、これをどのようにして受け止めていらっしゃるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 東市民部長。

○市民部長（東 則良君） 自衛隊からの通知に記載されている技術的助言の意味合いということの御質問かと思います。技術的助言ということでございまして、市役所の市の仕事のあらゆる場面において技術的助言の通知に基づいて仕事をしているというふうに認識しております。ただ、特別の地域的事情がある場合に限り、理由があれば変えてもいいというような認識ではありますけれども、基本的には技術的助言ということはそれに従って業務を進めるということで、ほぼ市の法定受託事務と言われる業務においては技術的助言に基づいて業務をしているというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） これがなかなか難しい受け止めかなというふうに思っています。アドバイスのものなのか、しかしこれを捉えながら仕事を遂行するというふうな、業務を遂行するとい

うふうな話でした。しかし、法的なところではどうなのかというところが私は大事なところというふうに思って、受け止めているところでもあります。先ほどから出ている自衛隊法97条1項でありますけれども、都道府県知事及び市町村長は政令で定めるところにより自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うということです。自衛隊施行令120条、これ施行令です。防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めたときは都道府県知事または市町村長に対し必要な報告または資料の提出を求めることができるというふうにはなっているのですけれども、これは法律ではなく、政令にすぎないということ、またその内容も自衛官の募集に関する広報や採用の事務を分担、遂行する実務規定であって、個人情報と特定の行政機関に、自衛隊です、提供する人権規制の根拠、法令となるものではないと、このように弁護士会のところでは出されていたかなというふうに思います。この点についての受け止めは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 東市民部長。

○市民部長（東 則良君） 北海道弁護士会連合会の意見書の内容についてですが、意見書の内容というところで、そもそもになるのですけれども、意見書の内容が閲覧の場合であっても名簿提供の場合であっても、いずれにしても同意を得るべきだという、実際の北海道内の状況からしても少し乖離しているような意見書の内容であったということであるとか、あとは施行令に記載の内容がそもそも法令というふうに認識していないのではないかという考え方も弁護士会連合会のほうからは意見書に記載してあるところですが、あくまでも名寄市としては、繰り返しになりますが、個人情報保護法、自衛隊法、または総務省、防衛省からの通知に基づいた対応としていただいているところございまして、その考え方を考える考えは今のところないということでございます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） ちょっとしつこいようですけれども、募集事務の一部を行うというところの御紹介をさせてもらいたいと思うのですけれども、地方自治体が行う事務は告示、調査、交付、広報宣伝に限られているということです。そのため、資料とはこれらの事務に関連したものに限られるはずで、これらの事務とは関係のない名簿の提供まで含まれるとは解釈できないのではないかなというふうに私も思っているところであり、先ほど話がありましたように、今回の弁護士会からの意見書では現在の法体系では名簿提供の明確な法的根拠は存在しないと考えられるということでもあります。それで、個人情報のところでいいますと、やっぱり憲法13条に戻るかなというふうに思います。住民基本台帳4情報が憲法13条で保障されるプライバシー権の重要な構成要素であると。自治体には、その適正管理が求められています。住基4情報は個人の識別性、検索するときですぐ分かりやすいようになっているということです。個人の識別性が極めて高いと。住基4情報はプライバシー権によって保護される基本的人権であり、本人同意なく第三者に提供することは原則として認められないということでもあります。再度この点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 東市民部長。

○市民部長（東 則良君） 自衛官募集事務には名簿提供できないというような弁護士会の考えであるとか、法的解釈ができるのではないかということであったかと思います。名寄市としては、繰り返しになるのですけれども、自衛隊法及び個人情報保護法、または防衛大臣、防衛省や総務省からの通知に基づいて適切に業務をしているという認識であること、また自衛隊法施行令の120条の中で防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めたときは市町村長に対して必要な報告または資料の提供を求めることができるということで、この点につきましても通知

にあったとおりでございますが、さらに毎年防衛大臣から市町村長に対して名簿提供を適切に行うようにということで通知も来ているところでございまして、これらに基づいて業務を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 今毎年提供が求められるということでありましたけれども、憲法13条に併せて、例えばやはり地方自治体というのは、市町村長、市長は常に住民基本台帳を整備して、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならないということで、住民の個人情報管理することは住民の福祉の向上を図る、これ地方自治法1条の2になっていますけれども、地方自治の本旨に基づく地方自治体の最も基本的な事務であり、国の事務ではないことを明記していることも申し添えたいというふうに思います。これは、地方自治体がしっかりと住民の皆さんの情報を守るという、ここのところに立った中でいろいろな事業を進めていかなければならないということだというふうに思います。その中で、法定受託事務制度でありますけれども、法定受託事務というところでは、先ほどのアンケートでいうと道内の自治体の多くが自衛官の募集事務について名簿の提供も含めた全てを法定受託事務と認識している実態が明らかになったということでありました。名寄市と同じようにです。アンケートの中で法定受託事務と捉えているのが110自治体で、独自の自治体としての事務と捉えているのが9自治体しかなくなっていたということです。この点では、名簿を提供するか否かを決めるに当たって個人情報保護条例に基づいた保存、利用、提供等に関して審議会を開催したかという問いがありましたけれども、開催したのは3自治体にとどまり、開催していないのが137自治体に上り、自治体が自

ら判断するという姿勢に著しく欠けているのではないかなという指摘もされているところであります。先ほど話したように、国から言われてすることではなくて、地方自治体としてしっかりと地方自治法にのっとり、住民の福祉の向上を図るために個人情報を守っていかなければならないのだといったところの姿勢に欠けているのではないかなという御指摘がされているところでありますけれども、この点についてはどのように受け止められているでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 個人情報保護の関係からですので、私のほうで答弁させていただきたいと思いますが、この間市民部長のほうからもお話しさせてもらっているとおります。自衛官の募集事務につきましては、繰り返しになりますが、自衛隊法97条において市町村の法定受託事務と定められておりますので、個人情報保護法の関係から自衛隊施行令の120条の規定によって必要な資料提出を求められた場合には提供することに特段問題ないとして解釈させていただいてまいりまして、この間も、繰り返しになりますが、そのようなことで、解釈の下、進めさせていただいているということでございますので、御理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 自衛隊法と自衛隊施行令の関連の中で歴史的なところの流れを考えると、個人情報保護であったり、今憲法のこともお話しさせていただきましたけれども、後に来る出来上がった制度が実施されるのだということになっていかなというふうに思うのです。ですから、この自衛隊法ができたのは戦後間もなくだったかと思うのですけれども、それがずっと生きているということ、それを使っていくということはいかなかなというふうに私の中では思っているところです。法律のところというのと難しく、うまく説明ができないのですけれども、そういうことの中で

やはり今回の、これは北海道弁護士会連合会さんから出た意見書の中ではしっかりと法的な立場で指摘をされているのだというふうに思っています。

それから、先ほどもちょっとお話しした法定受託事務制度のことにしてもちょっと半端になってしまいました。自衛隊法施行令が定める自衛官募集の実務規定は旧機関委任事務であり、現在は法定受託事務とされていますけれども、ただ住基4情報に係る名簿の閲覧と提供については同法が定める募集業務に含まれるものではないと。住民のプライバシー保護という自治体が責任を持つて行う自治事務と解すべきではないかというふうな御指摘もされているところであります。先ほどもお話ししましたように、憲法13条のところで守られるべき個人のプライバシーの問題です。今これだけ個人情報の問題が大きく取り上げられている中で、ネット上の問題も含めて個人情報のことが言われている中で、ただ提供を求められているので出されているということでは私は納得ができないのではないかなというふうに思っています。

それで、除外申請の件についてお話をさせていただきたいと思います。除外申請も本人の個別の同意なしにはできないことになっているのではないかなということ。自治体が住民基本台帳の4情報を自衛隊に提供することは、本人の個別の同意なしにはできないことになるのではないかと住基法の11条1項の中でうたわれています。少なからぬ地方自治体、先ほどもアンケートの御紹介もさせていただきましたけれども、除外申請制度を設けて、対象者の同意に代替させているというふうなことも言われていますけれども、ただここにもちょっと気になる部分があるところです。除外申請制度を知らない住民が多くいるわけです。本市においても昨年の11月にホームページにこのようにしていますよということが出されて、ようやく、でもここに行き着く人がどれだけいらっしゃるかなということになるかなというふうに思

います。提供される情報が届かない対象者の方々にとっては、やはり事実上除外申請する機会を与えてもらっていないということに等しいかなというふうに思っています。権利行使の機会に差が生じることになり、これは住民に対する差別扱いになるのではないかなというふうな捉えもしているところです。差別扱いの禁止でいえば、自治体行政の公平性に反するとも言えるのではないかなというふうに思えるのですが、この点についてのお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 東市民部長。

○市民部長（東 則良君） 除外申請を受けないことが差別につながるのではないかなというような御質問だったかというふうに思います。名寄市としましては、あくまでも、繰り返しになるのですが、自衛官募集事務というのは国の業務であるということと業務の一部が法定受託事務で、市町村の業務であるということとを踏まえると、やはり名簿提供は必要な業務というふうな認識でございます。なかなかホームページに行き着く人も少ないということや除外申請を知らない方もいるというような御発言もありましたけれども、あくまでも業務の中で必要な情報を適切に提供しているというような考えでございます。また、本来ももとは閲覧で行われていた業務が何年か前に国からの通知に基づいて名簿提供というふうに多くの自治体がかじを切ったというようなことであったということで認識してございますが、その前までは閲覧ということで住基情報を除外申請、住民基本台帳法には除外申請という概念がありませんので、全ての対象者の名簿を提供してきたと。現在も閲覧という、住民基本台帳法の制度にのっとって閲覧を継続している市町村もあるということでございます。名寄市としましては、法定受託事務ということとを勘案した上で住民基本台帳法にのっとった取扱いに基づいて事務を進めていくということが適切ではないかなというふうに認識して、今の方法にたどり着いているというようなことでござ

います。引き続き今後もそのような考えを変えないということは先ほども申し上げておりでございますが、御理解いただければというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） あと、今閲覧の話が出ました。15歳の情報を今年の春確認させていただきましたら、閲覧は許可しているということでした。陸上自衛隊高等工科学校の案内を送るためというようなことのように思いますが、この点についても私は未成年者の情報を提供する際には親権者である保護者の同意はもちろんのこと、未成年者本人の同意、これは子どもの権利条約にも書かれているのですけれども、必要だというふうに思っています。同意の前提として、適切な情報提供、今ホームページでお知らせしているというのもありましたけれども、情報提供、自衛官の職務だとか使命だとか生活、特徴など、こういったことも含めてなされるべきであるというふうに思います。情報提供が不十分な中での同意がなく、行われるということは、教育行政の中立性をも損なう危険があるのではないかとという弁護士会からの指摘もあるわけです。この点についても私は十分に注意をしていただきたいというふうに思っています。今回、先ほど皆さんの思っていることとは弁護士会の意見書は乖離があるのではないかとというような御指摘もありましたけれども、この意見書の中で最後のほうに除外申請についてこのように書かれています。自衛隊に自身の個人情報の提供を望まないという意思を積極的に表明することを求めるものであり、除外申請は。そこには自衛隊や軍事に対する政治意識、非暴力といった価値観や宗教観、職業観などが反映していることが多く、これらは日常的に外部に披瀝するものではないと。それにもかかわらず、除外申請制度を用いることはこの披瀝を事実上強要し、申請手続のための負担を強いていることになり、これは憲法19条の思想、良心の自由の内容であり、沈黙の自

由の侵害にも当たり得るのではないかと。このような観点からも自治体が対象者全員にひとしく情報を提供して、自衛隊の募集情報が欲しいという方々、明示の同意書についてのみなのですけれども、方々についてののみ自衛隊に名簿を提供することにすれば問題は全くなり、除外申請制度も必要ないのではないかと、このように意見書の中では提案がされているところであります。私も全く同感かなというふうに思っています。知らないうちに私の情報がどこに行っているのか分からない、どんなふうになっているのか分からない、そういったことがないことが重要ではないかなというふうに思っています。この自衛隊への名簿提供の法的根拠については、なかなか厳しいものがあるようであります。2024年3月には、奈良地裁で18歳の高校生が訴訟を起こしました、自分の名簿が知らないうちに提供されていたということで。それで、今年の3月には岐阜県でもこのことが訴訟されて、訴訟に上がっているところであります。しかし、住民基本台帳法や個人情報保護法との兼ね合いから法的な議論がまだ決着がつかずに続いているという状況であるということは、法的根拠について曖昧さが残っているということにほかならないと私は思っています。そういった中で、この情報提供の中でホームページに出されてしまったけれども、もう少し自衛隊はという紹介のところ、これもこのとおりではあるのですけれども、これだけだろうかといったところがありますし、法的根拠のところもここまで言い切れるものがあるだろうかという部分が私には感じられたところであります。引き続きそういった今回の弁護士会連合会からの意見書も検討していただきながら、情報提供を検討していただくことを強く求めたいと思いますが、最後に一言、加藤市長、いただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほどからの自衛隊に対しての個人情報等の、名簿の提供についての御意

見でありますけれども、あくまでも北海道弁護士会連合会の御意見に基づいた今主張だというふうに理解をしているところでありまして、何回も申し上げますけれども、我々としては法定受託事務であり、住民基本台帳法、個人情報保護法の観点からも法令を遵守して事務を行っているという立場でありますので、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 引き続きまた取り上げさせていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

次に移りたいと思います。補聴器の問題です。先ほど御紹介しました耳鼻咽喉科の医師ですが、この方は宇都宮で補聴器を使って補聴器リハビリテーションということに取り組んでいらっしゃる方です。よく補聴器をして、なじまなくて、ちょっと頭が痛くなるので、せっかく買ったのだけれども、使わないで置いておくという方が結構私の周りにもいらっしゃるのですけれども、そういった方々に補聴器リハビリというような形で取り組んでいる医師が早期に受診をし、検査をしてくださいというふうな、このような訴えでした。飛びますけれども、市立総合病院の耳鼻咽喉科ではこのようなことに取り組まれているかどうかちょっとお聞きしていいでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） 当院の耳鼻咽喉科の診療体制についての御質問だったかと思います。今話の出ておりました補聴器リハビリの体制というのは現在院内にはありませんで、今回の質問があった中でちょっと私も改めて耳鼻咽喉科の学会のホームページ等見させていただきまして、調べたのですけれども、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会というところが耳鼻咽喉科の先生方の専門医の資格認定でありますとか、補聴器相談医の委嘱などを行っている学会なのですけれども、医者の一覧というのが名簿に学会の中で公表

されているのですけれども、そこもちょっと見させていただきましたけれども、当院の耳鼻科の医師についてはそういった補聴器相談医という資格は有していないということでありましたので、今御質問にありましたそういった補聴器リハビリというも行っていないという状況であります。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 耳の聞こえが困難になっていく要因については、先ほど御答弁があったように、加齢性の難聴であったり、それから遺伝的なものもあるというふうに言われています。さらには生活環境の中で大きな音の中でお仕事をずっとされていた方々、そういった方々にも難聴といえますか、聞こえの困難が起きてくるということもあると言われています。さらに、最近では動脈硬化により血流が悪くなって、難聴の進みが速くなると、こんな研究も進んでいるということでした。ですから、早めに対応していただいてということが大事なのだろうなというふうに思います。ちょっと先走ってしまって、補聴器があつてからの話を今病院のほうに聞いたのですけれども、補聴器になる前にやっぱり私の身近なところでも、先ほども紹介したように、補聴器が合わなくてというような方もいらっしゃるし、だけれども中にはこの年だから聞こえなくて当然みたいな、そんなふうにして、諦めている方も少なくないかなというふうに思っているのです。ですから、やっぱり先ほどお話がちょっとあつたかなというふうに思うのですけれども、保健センターでの健康診断等でやっぱり啓蒙していただく。検査を受けてみてはどうですか。チェックシートを入れていただいていたのですけれども、チェックシートは自分でして、それで終わってしまうこともあるので、やっぱり保健指導といえますか、保健師さんやにちょっと声をかけていただいて、検査してみたらという一声が重要なというふうに思っているのですけれども、再度この点についてお考えをお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 松田健康福祉部長。

○健康福祉部長（松田慎司君） 耳鼻科への受診の呼びかけということかというふうに思います。先ほども室長の答弁もさせていただいていますけれども、やはり耳が聞こえなくなってくるといろいろな病気に影響が出てくるというのは議員からも御提言といたしますか、発言いただきましたとおり、そういったことが学会等でも研究はされているなというふうには私も承知をしております。チェックシート、議員から言われて、介護保険の通知とともに入れるようにはさせていただきましたけれども、これが実際にどのくらい皆さんがやられているかというのも実は分からないのが現状でありまして、またこのチェックシートをもって耳鼻科にかかったという事例もちょっとこちらでは把握していないということもございます。今おっしゃられたとおり、町内会にお邪魔をさせていただいている健康相談ですとか、介護予防教室といったことありますので、その前段でまずは聞こえのチェック的な、せっかく入れさせていただいているチェックシートを活用しながら、まずは講話を聴く前に皆さん耳が聞こえているのかなというようにことをひとつやってみるということではできないかなというふうには思っております。どちらにしても、議員おっしゃるとおり、自分で聞こえないなと思ってなかなか受診にはつながらないのだろうというふうに思っていますので、保健師なのか看護師なのかというのはあるのかもしれないですけれども、他人から言われることで一人でもそういった耳の検査に行ってみようかなということが増えるように我々のほうも対応していきたいなとは思っております。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） ぜひお願いしたいと思います。ちなみに、家族間ではなかなか納得しないのです、家族同士で言われたら、ちょっとむっとして。ですから、やっぱりそういう保健師さん等に声をかけていただいたりすると、そういえばと

いうふうに思って、足が病院のほうに向くのかなというふうに思います。先ほども紹介したように、認知症予防にもつながるといようなことであります。また、動脈硬化、これは大きな病気が隠れているかもしれませんので、やっぱり早めな受診が必要なだろうなというふうに思います。生活機能向上の支援ということでQOLを高めるということでは、ずっと取り組んでいただいているのですけれども、やっぱり耳が聞こえないということ、膝も痛くて、歩くのが大変というのもそうなのですけれども、耳が聞こえないというのはいろんな楽しみを奪うことにもなりますので、ぜひこのところ日常的な簡易的な聴覚検査という、例えば学校の健康診断のときにちょっとこうやってしていたようなというのは、そういうのはすることはできないのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 松田健康福祉部長。

○健康福祉部長（松田慎司君） 聴覚検査的なことということでございますけれども、聴覚のそういった検査をする場合には周りが静かであったりとか、雑音が入らない場面での検査になるのかなというふうに思っております。また機材も保健センターや何か、市のほうではちょっと持ち合わせていないということもありますので、いずれにしてもそういう機会をどの場面で作るかといったときに健康教室ですとか、そういう場所で作ったとするならば、人が多い状況にもあるので、なかなか静かな場所でそういったことを体験できるかというか、確認できるかということもちょっと難しいかなというふうには思っているところで

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） いろんな場で高齢者が集まる機会というのは今少なくなっていますけれども、コロナが終わって、そういう場も増えてきているかなというふうに思っています。そういう場で聞こえの困難、このことも含めて話題にたくさん出していただければなというふうに思いま

す。

それで、補聴器購入の支援の話です。財政の問題はずっと一般質問の中でも繰り返されている中で大変な状況ではありますけれども、個々人の思いも大変なのです。先ほど御紹介があったように、数万円から何十万円というような、それが両耳であれば物すごい金額になります。それが生活が一変するというふうなものであるわけですから、ぜひとも御支援をいただきたいなと思いますし、全国ではそれぞれの地域で運動を広めて、補聴器購入支援が進んでいるといったところも増えているようですので、これも私たちの市だけでは大変な状況もありますので、国や道への補助を求めていくって先ほどお話がありましたけれども、このところをしっかりと声を上げていただいて、加藤市長にも声をしっかりと上げていただいて、支援を求めて、先ほどのＪＲの問題もそうかなというふうに思うのですけれども、やっぱり国や道へしっかりと声を届けていただくということを強くお願いして、終わりたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

15時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時00分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第14号 令和8年度名寄市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

6月2日の議事を継続いたします。

これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

倉澤宏議員。

○2番（倉澤 宏議員） 議案第14号、令和8年名寄市一般会計補正予算（第1号）について何点か質疑をさせていただきます。

初めに、歳入歳出全般についてお聞きをいたします。令和8年名寄市一般会計補正予算（第1号）ですが、市長選挙後初めての補正予算となることから、肉づけ予算ということで先日の議員協議会でも御説明があったところです。継続事業や不用額の減額調整も含め、今回通常の補正予算についても一くくりの補正予算提案となっております。そこで、今回提案されました一般会計補正予算のうち緊急を要する事業など一般的な補正予算と新市長就任に伴う新規事業、いわゆる政策予算との内訳について御説明をください。

続いて、歳出に関わる個別事業についてお聞きをいたします。議案書110ページ、111ページ、2款総務費、1項8目、まちなか賑わい活用事業費36万円、こちらは使用料及び賃借料ということで令和6年度に商業地域空家等除却支援補助金を投入し、老朽化した建物を解体した跡地に係る賃借と説明があったところです。老朽化した建物の解体後から今日までの当該用地がどのように管理運営されていたのかなど取扱いについてと、当該用地の南6丁目通を挟んだ向かい側に旧北洋銀行跡地の市有地、北側にある市有地、こちらがあるにもかかわらず、今回新たに民地を賃借しようとする予算提案に至った経緯について御説明をください。

続きまして、議案書114ページ、115ページ、10款教育費、3項1目、名寄東中学校解体設計委託料1,550万円、今年度解体設計の委託料という提案でございしますが、年度内設計完了後、引き続き翌年度に解体工事の着手を想定されているのか。

また、昨日の一般質問でも若干触れられていましたけれども、解体した際の跡地の活用予定について、併せて今回の委託料は一般財源となっておりますが、解体工事を実施するとした際の工事費に係る財源の見込みについて御説明をください。

続きまして、少し前後しますが、関連があるので、御了承いただきたいというふう思います。議

案書112、113ページ、8款土木費、5項2目、公営住宅等長寿命化計画策定業務委託料450万円、議案書114ページ、115ページ、10款教育費、3項1目、名寄東中学校屋内運動場屋根防水工事4,500万円についてお尋ねをいたします。公営住宅等長寿命化計画策定業務委託料については、現在の計画は本年度が最終年度となっていることは以前からお分かりになっていたというふうに存じます。また、名寄東中学校屋内運動場屋根防水工事においても旧産業高校の改修が完了し、8月に新校舎の供用が開始されることになっており、本来であればどちらも当初予算に計上すべき事業であると考えますが、それぞれの事業が今回の補正予算での提案となったことについて、理由について御説明をいただきたいというふうに思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） まず、倉澤議員のほうから大きく4点にわたって御質問いただいたのかなというふうに思っています。私からは、まず一番最初に御質問いただきました、一般的な補正予算と、それといわゆる政策予算との内訳についてということの御質問でしたので、まずはそこをお答えさせていただきたいと思います。

今回議案第14号の一般会計で補正額6,326万4,000円のうちいわゆる一般的な補正予算が金額といたしまして2,897万3,000円、政策的な予算が3,429万1,000円となっているところであります。説明の仕方といたしまして、一般的な補正予算のほうを説明させていただいたほうが分かりやすいかと思しますので、ちょっとそちらのほうで説明させていただきますけれども、議案書の110ページ、111ページ、2款4項3目の市長選挙及び市議会議員補欠選挙の1,911万2,000円がまずこれ一般的な補正に該当します。それから、めくっていただきまして、112ページ、113ページ、3款1項

1目の国民健康保険特別会計繰出金、それとその下の国民年金事務費は、今回一般的な補正予算とさせていただきたいと思っているところでございます。最後、114ページ、115ページ、名寄東中学校整備事業費の中の名寄東中学校屋内運動場屋根防水工事、ここにつきましては一般的な補正予算ということで取り扱わせていただければというふうに考えているところでございます。

それから、私のほうでもう一点御質問いただいたものに御回答させていただきたいと思いますが、10款教育費、3項1目の名寄東中学解体設計委託料について御質問いただいたかというふうに思っています。先ほどお話しさせていただいたとおり、今年度につきましては実施設計を行わせていただきまして、設計が今年度で終了後、来年、いわゆる令和9年度に解体工事を行わせていただきたいというふうなスケジュールでございます。また、解体後の跡地につきましては、昨日の山崎議員の答弁させていただきましたけれども、今後まず教育委員会のほうが先頭に立ちまして、庁内の中で跡地活用についての協議を進めていく予定でございまして、現段階におきましては活用は未定となっているところでございます。

それから、解体費に係る財源につきましては、公共施設等適正管理推進事業債という起債のほうを活用させていただきたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上です。

○議長（山田典幸議員） 櫻田総合政策室長。

○総合政策室長（櫻田孝臣君） 私のほうからは、2点目にいただきましたまちなか賑わい活用事業費についてでございます。まちなか賑わい活用事業費における民地賃借の経緯とこれまでの取扱いということでございますが、当該用地につきましては議員御承知のとおり令和6年度に商業地域空家等除却支援補助金を交付し、中心市街地の活性化を目的とした安全確保及び景観維持の観点から老朽化した建物、解体、除却を行ったところでご

ざいます。解体後の取扱いということでございますが、土地が民有地であることから、これまでは株式会社まちづくり名寄が土地所有者と賃貸借契約を締結し、商店街振興組合名寄せ通り等とも連携を図りながら、中心市街地における無料駐車場ですとかイベント会場、多目的スペースとして暫定的に活用してきたということでございます。今回市が新たにこの民地を直接賃借するに至った経緯ということでございますけれども、株式会社まちづくり名寄が4月に発表したまちなかグランドデザイン、こちらを基に町なかの将来像、方向性について今後議論を深めていくための素案として未来宣言を公表させていただいたところでありまして、将来的な町なかの一定程度の規模の公共利用が可能な用地として確保、管理するため必要な借地料として今回補正に計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 私からは、8款土木費、5項住宅費、2目住宅整備費、公営住宅等長寿命化計画策定委託料、予算書112ページ、113ページについて答弁いたします。

当該事業につきましては、議員おっしゃりますとおり、平成29年度から令和8年度、今年度までの計画となっております。もちろん当初予算編成段階におきましても検討を進めてまいりましたが、しかしながら昨今の財政状況も鑑みまして、また公営住宅の今後の管理方針を示すために必要となる委託業務内容の再精査のほうを行ってまいりました。ここに時間を要してしまいまして、当初予算の編成時期には盛り込みませんでしたが、このたびの補正予算に提案をさせていただいた次第でございます。財政の健全化と今後も適正な管理を必要とする市営住宅の改善方法の検討業務の両立を優先に考えた結果としての判断でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 東中学校の屋根の防水工事について、これまでの経過に触れながらちょっと答弁をさせていただきます。

まず、一昨年実施した実施設計の現地調査では、雨漏りはないというふうに聞いておりましたが、改修工事の開始後である昨年8月に荒天時というか、横殴りの雨が降っているときに体育館の複数箇所雨漏りが発生していることを確認したところです。その後応急処置を講じましたが、依然として荒天時の雨漏りが改善がされなかったということで防水工事について検討したのですが、工期中にまず降雪が見込まれるということと翌春の雪解けの影響を慎重に見極める必要があったため、当初予算に計上をしなかったということでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 通常の一般的な補正予算、政策予算の内訳については承知をいたしました。それを踏まえて、改めて個別事業について確認をさせていただきたいというふうに思います。

まちなか賑わい活用事業費についてでございますけれども、当該用地の管理運営、これまでどのように行われてきたというところについてはまちづくり会社が管理を担ってきたと。商店街振興組合とも連携しながらというような御答弁だったというふうに思います。先ほど質疑の中で当該用地の南6丁目通を挟んだ向かいの市有地、北洋銀行の跡地というふうに申し上げましたけれども、中心市街地には北洋銀行の跡地のほか、西3南6団地跡、ビル街商場跡地など建物が建っていない貴重な市有地があると思います。今回解体した後の用地を賃借するといった部分の必要性についてなのですけれども、それら貴重な市有地を有効に活用された後にさらににぎわいづくりのため必要だということで今回賃借料を計上したのか。今後賃借したとした際、日常的にどのような使い方を想定しているのか、具体的な活用方法についてお

知らせをいただきたいというふうに思います。先ほどの御答弁では、一部、一定程度その用地を確保したいというようなニュアンスの答弁もあったのかというふうに思いますけれども、その部分の賃借に係る必要性、具体的に御説明をいただきたいというふうに思います。

あわせまして、まちづくり名寄という会社名が出てきました。午前中の一般質問でも何度か名前が出ていたというふうに思いますけれども、今回当該用地の建物の解体工事を行った株式会社まちづくり名寄との関連について、若干ここも確認をしておきたいというふうに思いますけれども、まちづくり名寄が管理していた部分を今回市がその土地を賃借、引き継ぐようなイメージなのかなというふうに想像しますけれども、解体の実施主体となった株式会社まちづくり名寄にとっては、今回解体の実施主体となったメリット、今回この土地の管理を行っていた、そこに収入が伴っていたのかどうかはちょっと分かりませんが、何かメリットが解体実施を行ったことについてあったのかどうかというところをちょっと確認をさせてください。

あわせまして、当該用地についてはまちづくり名寄に対して1,000万円を出資しているといった関係もあります。この用地、引き続きしっかり運用してもらって、その会社で収入を得てもらい、相応の配当を市に還元していただくよう働くべきだというふうに考えますけれども、そこについての御見解についてもお尋ねをしたいというふうに思います。

続いて、名寄東中学校解体設計委託料について確認をさせていただきます。こちらについては、今年度設計完了後、引き続き翌年度に解体工事に着手というスケジュール感だというような御答弁がございました。使い道についても今まだ具体的には決まっておらず、教育委員会を中心に協議を行っていくというような御答弁だったというふうに思います。学校施設に関してなのですけれども、

令和8年、今年の第1回定例会で廃校体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止も可決しており、既に廃校とした学校施設の解体よりも東中学校が先に解体の設計をしていくと、来年度解体工事を行うとした理由についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

また、活用が決まっていなかった今回の予算提案についてなのですけれども、以前ちょっとやり取りした中でなかなか活用方法が決まらないうと解体にはいけないのだというようなやり取り、議会の中でもお聞きした経過があります。その辺りの整合性についてもお知らせをいただきたいというふうに思います。

あわせて、本日追加議案でこの後提案される部分ですけれども、名寄中学校の解体工事、2工区に分かれております。合わせると5億4,846万円。名寄東中学校も同規模と想定した場合、同規模の費用が想像される中で、財政が厳しい中でこの解体工事、名寄市に財政的にどのように影響があるのかお知らせをいただきたいというふうに思います。

公営住宅の長寿命化計画策定委託料については、理解をいたしました。

名寄東中学校屋内運動場防水工事ですけれども、昨年8月に雨漏りが発見されたということで、当初の設計の段階では気がつかなかったということで今御説明があり、降雪期を迎えることで当初予算には盛り込まなかったといったような御答弁だったというふうに思いますけれども、発見されたのが去年の8月で、今回行っている旧産業高校の改修工事と別発注となったことによって現場管理費や一般管理費など諸経費も含めてこちらも市の財政的な負担がかなり増えるのではないかなというふうに思いますけれども、その点についてどれぐらいの影響があるのかお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 櫻田総合政策室長。

○総合政策室長（櫻田孝臣君） まず、町なかに

ぎわいの活用事業費ということで、先ほどの西2条南6丁目の土地、市有地があるにもかかわらず、そこをどうして借りるのだといったところでのお話になりますが、そもそもあそこは市有地ということで500平米ぐらいの土地の面積ということで、今回様々な跡地利用といったことでこれまでまちづくり会社さんのほうで管理してきたところでもありますけれども、先ほどちょっと答弁と重なるかもしれませんが、この場所につきましては一定程度の規模の場所が、面積が活用できるというようなことで、一体となって事業ができるのではないかなというようなことも考えられまして、今回民地でありますけれども、借用に至ったというような経緯でございます。まちづくり会社さんのほうでこれまで解体後賃借料をお支払いしてきて、そこに収益があったのではないかなというお話もありましたけれども、こちら夏期の間は無料の駐車場というようなことと、あとイベントがあったときにもそこを無償で貸していたりというようなこともありまして、冬期には、降雪ある時期には堆積所というようなところで、そこで収益を伴っているというようなことはお聞きしておりません。ですので、まちづくり会社さんとの連携ということでこれまでちょっと皆様から御質問をたくさんいただいてきましたけれども、まちなか未来宣言ということで行政の役割というのはそこで記載させていただいておりますけれども、予算の確保ですとか規制緩和、それから公共施設の再配置など市民が活躍するための舞台づくりということで、こちら行政のほうでやりましょうと。一方で、まちづくり会社さんのほうには、民間コーディネーターとしてプレーヤーを支援する役割を担っていただきましょうと。こういう両輪でこれからしっかり支え合って、持続可能なまちづくりを推進していきたいというような考えの下、今回このような提案をさせていただいたところがあります。具体的な活用方法ということもありましたけれども、中心市街地における無料駐車場、

町なかのにぎわいづくりに寄与するイベント会場としてこれまでも同じような、ちょっと現段階におきましては、こういう多目的スペースというような活用を思っておりますが、市民のワークショップ等の意見を反映しながら、有効活用を今後させていただきたいと思っております。既に市内の団体で近々そちらのスペースも使ってイベントを考えているというお話もありますので、こういった新たな動きが出てくると町なかへのにぎわいも少しずつ増えてくるのかなと考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 議員のほうからは東中学校解体の関係で何点か御質問いただいたかなと思っております。まず、1つ目が既に廃校された学校ではなくて、こちらを優先したのはなぜかというような御質問だったかと思いますが、今回、今提案させてもらっているのは実施設計の関係ですけれども、先ほどお話しさせてもらったとおり、実施設計後解体をさせていただきたいというふうに考えているのですけれども、先ほどの答弁もさせていただいたとおり、解体につきましては令和8年度から国のほうで拡充した公共施設等適正管理推進事業という起債の対象となっているというふうに捉えています。この制度は集約化や複合化に伴う老朽施設の除却に対していわゆる財政支援が講じられるというものであって、国の制度としては令和8年度までということになっています。ただ、国においても今公共施設の適正化というところは非常に強く求めてきていますので、この間もこういった起債制度は、動向にもよりますが、延長ですとか見直しがありまして、そういった可能性があるものとして考えておりますので、こういった財源を有効に使うということの観点から今回東中学校の解体について校舎等の利活用の見込みがないことから、こうした財源措置もあることから、優先度が高いということで今回選択させていただいたというふうな状況であります。

それと、整合性というところだったのですけれども、恐らく今までの議論の中でも建物の利活用が見込めないのが解体ができないのではないのかという話だったように私は記憶しているのですけれども、今回につきましては庁内の中におきましてもこの東中学校を利活用するかしないかというところでいろいろと議論させてもらった結果、見込みがないということもございまして、またこうした先ほどの有利な財源も今出てきているということから、解体するとさせていただいたところかなというふうに思っています。

それから、財政的にどういう影響があるかというような御質問もいただいたかと思いますが、当然今回この後提案させていただきます名寄中学校の解体で先ほど、ちょっと金額全部、6億円弱だったと思うのですけれども、恐らく今の状況から考えると、この東中学校の解体についても同じぐらいの金額がかかるのではないかなと想定はされるところでございしますが、先ほどからお話しさせてもらっています公共施設等適正管理推進事業債におきましては、今までこういった解体するものには交付税措置がなかったのですけれども、今回交付税措置が50%あるということもありまして、こういった財源を使いながら解体のほうを進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、財政的に必ずしも影響がないわけではないのですけれども、こういった有利な財源を使いながら進めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 工事の関係でありますので、また東中の屋根の関係、私のほうから答弁させていただきます。

先ほども教育部長からお話ありましたけれども、最初の状況を発見されたのが昨年の工事中で、夏だったということもございまして、それから追加工事をした場合におきましても仮設足場の設置を

するという部分については変わりもございませんが、防水工事につきましてはそのまま含んだ工事というふうになりますと、冬期施工には難しいという部分もございしますので、コスト比較は今段階ではしてはいないのですけれども、これを含めて昨年中に工事を行った場合には冬期の養生の関係も出てきますので、高くなったのではないかなというふうに思いますけれども、判断をした時点での単純比較は難しいかなというふうに思っていますけれども、そのままの状況だと今言ったような中身になってくると思います。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） まちなか賑わい活用事業費ですけれども、当該用地の利活用の部分についてちょっと追加で御説明いただきましたけれども、中身については今までの利用と同じような活用の仕方なのかなというふうに感じたところでございますけれども、同じように活用するのであれば、今までどおり株式会社まちづくり名寄が管理運営をして、通常駐車場で使う、無料にするのかどうかはちょっと別として、近隣の雪捨て場、冬場使って、一定の料金をもらうなど収益を上げる形で民間のならではの手法で収益を上げて、1,000万円出資をしている名寄市に対して何らかの相応の配当をもらうといった形が一番理想なのかなというふうに、ちょっと私の考えなのですけれども、そうした部分で今回賃借、市があえて賃貸借契約をこの先結んで、イベント等に使うのだったら単発で借りればいいのかというふうに思うのですけれども、長期的に賃貸契約を結んで、今回の積算の部分だと7月から来年3月までの9か月、月額4万円の積算なのかなというふうに想像しますけれども、そちらの部分を経営の必要性、改めて詳しく御説明をいただきたいというふうに思います。

あと、東中学校の解体設計委託料につきましては、総務部長の説明で一定程度理解をさせていただきました。あわせて、東中学校の屋内運動場屋根防水工事についても、理解をさせていただきました。

いというふうに思います。いずれにしても、一般財源投入する政策予算、通常の一般の補正予算についてですけれども、昨年5億円の削減ということで各原課の職員が本当に絞り出して、出してきた財源だというふうに私のほうでは感じていますので、しっかりと有効に活用いただきたいというふうなこと申し上げて、最後1点だけお聞きして終わりたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 最後必要性といったところで御質問いただきました。もともと商工会議所が立ち上げたまちづくり名寄、そこに地域振興、それからまちづくりに資する取組が目的の会社ということで北星信用金庫が出資をして、その後そのことを追って名寄市も合意して、そこに投資をして、今の形になっているということで、ここの会社自体の目的が利益追求が目的と、そういう会社ではなくて、まちづくりを進めるのだと。スピード感を持って進めるという役割を持って運営していただいている会社です。今現在会社ですので、毎回赤字決算ということにならないので、今どうにか事業として運営しているのが王子の倉庫の賃貸料ということで、ここで少しばかり利益を出しながら、会社として地域貢献のために何ができるかということを検討していただいているといったことで、今回は大きな役割としてミマツビルという老朽化したビルの取壊しの主体を担っていただいたということで、大変大きな役割を果たしていただけたのだと思っております。補助金を活用した手前、その後1年間は公共に供するようにという用途が限定されておりましたので、その1年間についてはしっかりとまちづくり会社が賃貸契約結びながら公共の駐車場として、また冬期間は雪の堆積場として提供いただいたということでございます。ここにきて、また次の一手ということで、今町なかに学生寮のお話も出てきております。次のステージとして、まちづくり会社としてはそういったほうにかじを切りながら地域

振興に資する取組をしてくれるのだというふうに期待しているところですが、あの900平米を超える土地については1年間の公共に供する期間を過ぎた後、名寄市のほうでしっかりと賃貸契約を引き継がせていただいて、町なかのビジョン、宣言に基づく取組をしっかりと我々が活用できる土地を担保した上でまちづくりを展開するのと、ある意味次のステージに入ったときには何らかの建物がもしあそこで建設をしなければならなくなるときには有力な候補地として重点ポイント、駅前から病院までのストリートの中で有力な土地としてやっぱり担保しておく必要があるということも踏まえて賃貸契約ということになっております。御質問のあった北洋銀行の跡地の土地、あそこも現在イベント等では活用させていただいておりますけれども、一般質問の中でも一部私お答えしましたが、やはりコンパクトシティ、あそこに集約するときにはいろいろ考えなければならぬのが公共交通と駐車場問題というのはやっぱりセットで考えなければいけないかなと思っております。あそこで向かい合わせで土地があることで、どちらかでイベントやったときにどちらかがしっかりと駐車場展開とか、イベントをしっかりとサポートできるエリアとしてどうにか担保していきたいという思いもありますので、どうかこの考え方について御理解いただけたらと思います。

○議長（山田典幸議員） 山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） 歳出に関わりまして2点質疑をさせていただきたいと思っております。

2款総務費、1項総務管理費、9目スポーツ振興費、議案書の110ページ、111ページであります。スポーツ国際交流員事業について議員協議会でも御説明いただきまして、2名配置ということで、小中高校生に英語によるスポーツ指導を行うこと、それから国際的な感覚を身につけていただくための事業とすることというふうに説明していただきました。ちょっと具体的なことを教えていただきたいのですが、所属はスポーツ政策課

で、勤務場所はNスポーツコミッションなよろということで御説明をいただいております。Nスポーツコミッションなよろということは、スポーツセンターの事務室ということになるのかなと思ったり、ちょっとその辺のところが具体的なところを思い描くことができません。その部分と、国際交流員の方ですから、日本語がどの程度堪能かということもちょっと見通せないところで、このお二人だけが子供たちのところに行ってスポーツ指導されるということがどの程度可能かどうかも見通すことができませんので、この2人を含んでスポーツ指導、国際的な感覚を身につけるためのアプローチを具体的に名寄市としてどのようにプロデュースされていくのか、少しその辺のところをお伺いさせていただきたいと思います。

それから、併せてお2人ですので、バスケットボールとバレーボールということで伺っているのですが、名寄市は冬季スポーツの拠点化ということもありますし、冬季スポーツに力を入れてきておりますので、冬季スポーツに関わる該当の方を見つけることができたならよかったのかなと思うところもあるので、競技種目がこの2種目になった理由等ありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

それから、2点目ですけれども、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、112ページ、113ページのところで地域おこし協力隊事業、外国語教育の推進支援員、今まで活動していただいたALTの方が任務を終えられるところで地域おこし協力隊に替わって、引き続き学校教育にも地域の活動にも御協力いただくということでの想定であると思っています。具体的に7年度、ALT4名になって、学校教育が充実してきていると思いますが、4名になったところからこの後どんな形で学校教育の中が変わっていくのか、また地域の中でどんな活躍を期待されているのか、その点お知らせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） ただいまスポーツ国際交流員のことについて御質問いただきましたので、私のほうからお答えします。

まず、勤務場所ということだったと思いますけれども、今お話しいただいたとおり、総合政策課所属の会計年度任用職員として任用させていただいて、そして勤務場所はNスポーツコミッションということですから、スポーツセンターの事務所内を想定しているところでございます。

それから、日本語のお話も出ました。事前情報によると、ほとんど日本語がしゃべれないという状況で来られるということでございます。基本的にはしゃべれないということを前提としながら我々も対応いたしますけれども、午前中もちょっと教育委員会、朝お話ししたのですが、ALTも日本語しゃべれないまま来られている方もいるよということで、そこはやっぱり環境がコミュニケーションをどうにかつないでくれるのかなということもありますけれども、質問前後して申し訳ないのですが、今御質問いただいたALTを卒業して地域おこし協力隊になる職員について、今回はそんなサポートにもいろいろお手伝いをいただくというような、そんな形も今教育委員会と相談をさせていただいているところでございます。

それから、競技選定の話もございましたが、ここは若干議員協議会の中でもお話しさせていただきましたけれども、手を挙げたのは、我々は手を挙げていますけれども、応募があったのは、どこが応募が来るかちょっと分からない前提になっていて、こんな種目から応募あったよということで向こうから連絡が来て、こちら競技団体がしっかりと受皿として受け入れるかどうかというところがマッチングできないと宙に浮いてしまいますので、その調整が終えたという、もともとエントリーがバスケットとバレーしか来なかったというところあるのですが、そこでマッチングを終えて、どうにか受入れ態勢ということを構築できるということでの現在となっております。

それから、冬季スポーツのお話もいただきました。これ我々も実は冬季スポーツも本当に来てほしいと思っておりますので、枠としては実はもう一人分どうにかならないかというお話はしております。できれば冬季スポーツの部分が向こう側からニーズがあって来ていただけるのであれば、先方の在カナダの日本大使館のほうで集めていただいて、どうにかつないでいただければというような状況になってございます。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 現在JETプログラムのALT4名ということで、そのうちの1名が地域おこし協力隊のALTになったというところで、そういうような体制を取るというようなことで、地域との関わりも含めて答弁をさせていただきます。

まず、JETプログラムのALTなのですけれども、こちらから国籍ですとか性別ですとかいろいろ希望はするのですけれども、実際にどのような方が来るのかというのが実際分からないということがあります。したがって、これは全国的にもこのJETプログラムの課題の一つではあるのですけれども、そういった意味でいきますと、これから英語教育を推進するに当たってALTの質の維持を図りたいというまず考えがあります。

それと、4名になって、各学校に行く回数も増えてはいるのですけれども、特に中学校なのですが、英語の授業が週4時間ということで小学校に比べて多いということで、現在も週1時間はALTは入ってはいるのですけれども、それ以外についてはなかなか入っていけないということで、繰り返しですけれども、今後英語教育を推進していく上で将来的なALTの増加などを担当としては見据えた中で、地域おこし協力隊のALTには現在いるALTのリーダーといいたしましうか、研修をしたりですとか、そういう指導的な役割を担っていただきたいというような思いもございます。

それと最後に、地域おこし協力隊になりますと、

一つの要件として地域活動を行うということがあります。そういったところでいきますと、先ほど話していた学校だけではなくて、学校以外でも子供たちが英語に触れる機会を設けたいということで、主に通常の期間は学校なのですけれども、長期間とかは学校で授業がございませんので、そういった時期に一つの居場所みたいなものをつくって、子供たちに例えば自由に来てもらって、生きた英語に触れるような機会を今後担当のほうでは検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） どちらの事業も大きく期待の持てるものであるなというふうに思っているところですが、スポーツ国際交流員事業の中で競技団体が受入れが可能かどうかの事前の調整といいますか、確認があったということで伺いましたので、改めて伺うのですが、このスポーツ国際交流員事業と部活動の地域展開はどんな関係があるのか、その点についてもう一度確認をさせていただきたいと思います。

それから、ALTのほう、地域おこし協力隊になっていただいた後のことですけれども、私の記憶の中では旧風連町時代から考えまして、ALT、地域に入ってきてくださって38年が経過していると思っています。その間いろんな形で地域の中でも活動していただいている姿も見せていただいている中で、子供たちだけではなくて、年齢に関係なく英語サークルを運営していたことがあって、その英語サークルの中に一地域の参加者として入ってきてくださっていたところが、新しく名寄市になったところでそういうALTの講師的な扱いも含めて出ていただくことができないというお断りをいただいたということで英語サークルの方からかつて御相談をいただいたことがありました。こういうことについて今後地域の中で活動していただくことを期待していいのかどうか、その点教えていただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 部活動とのつながり、地域展開も含めてのところだと思いますけれども、我々がまず募集というか、こちらのニーズとしてオーダーをかけている部分については当然子供たち、小中高生の競技指導、それから地域指導者の技術指導、育成、そして市民向けの交流イベント、指導者向けのワークショップ、こんなことをやっていただきたい。それプラス部活動改革の推進協議会とも連携をしてほしいといったことで、ここは部活動の地域展開についてもしっかりとコミットしていただくことを想定しています。

それから、競技団体の調整をしたという理由なのですけども、来ていただいたときに子供たちを指導する上で競技の差というか、高校も含めて部活動に対してやっぱり指導に入る時間をぜひつくっていただきたいということですから、そこは競技団体が主導して、その道筋をちゃんとつくっていただけるかどうかといったところが多分一番すごく大事なところなのだろうということで、まずは競技団体を巻き込んだ上で活動の範囲を担保していくと。そんなことから調整をさせていただいたということでございます。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 子供たちだけでなく、そういった英語サークルで要望があれば期待していいのかということだったのですけれども、今回の地域おこし協力隊の募集要項というのは現在作成中なのですけども、そこで求める人物像の一つとして、地域住民と積極的にコミュニケーション取れる方というところを設けておりますので、英語サークルにかかわらずですけども、地域に要望があれば、先ほど申しあげました学校でなかなか授業やっている時間というのは難しいかもしれませんが、都合がつくのであればそういった要望にも応えてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 外国語教育推進の地域おこし協力隊につきましては了解いたしました。この後期待して、見守っていきたいと思っています。

スポーツ国際交流員について最後にもう一つだけ確認させていただきたいのですが、核になる活動はバレーボール、バスケットボールで、競技団体とも連携を取りながら小中高校生の競技力向上、それに関わっての指導力アップ、指導者に対しての指導力アップということについては、ひょっとしたら競技を超えて様々なトレーニング的なところの指導力についてのアプローチもかけていただけるのかなと思っているのですが、部活動の地域展開も含めて、ではそれをどなたがどんな形でプロデュースされていくのか。Nスポーツコミッションなよろのどなたかなのか、それともスポーツ政策課なのか、ちょっとそのところをもう一度お尋ねさせていただいて、終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 部活動の地域展開の関わりの中でいただきましたけれども、現在特に運動部については今年9月から休日については地域展開をするということで、協議会を設けて、その下に運動部会というのを設けておりまして、その運動部会の部会長をNスポーツコミッションの職員に担っていただいております、現在地域展開に向けて協議を進めているところでありますので、そういったところからいきますと、そういった人材を今後地域で活用する方策というのは競技団体とNスポーツコミッションとが協議をしながら子供たちにとってよりよい活動ができるようなというようなところで調整役というのでしょうか、Nスポのほうでコーディネートしていただきながら地域展開ということで、そういった人材も活用されていくことになろうかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村幸栄議員。

○8番（川村幸栄議員） それでは、歳出、1点ちょっと確認をさせていただきます。

先日行われました議員協議会で頂いた資料から4ページの総務費、総務管理費、企画振興費のゼロカーボンチャレンジャー事業に関わってお尋ねをしたいと思います。今回は、ゼロカーボンに対する意識の醸成をということで、電気使用量の削減率に応じてY o r o c aポイントというふうなことであります。今地球温暖化の問題も非常に危機的な状況というふうに世界的に言われている中でゼロカーボンに取り組むというのは大事なかなというふうに思っていますが、今回は電気使用量、今後どのような方向になっていくのかお知らせをいただければというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） まず、我々というか、名寄市はゼロカーボンシティ宣言をさせていただいて、では具体的に名寄市として何を市民の皆さんにアピールしていくかという事業が実はなかなか進めてこれなかったという部分があって、その中でも脱炭素の計画もつくらせていただいて、ここはその市民の委員の皆様からぜひこういった事業を展開してくれといった思いがあって、今回この事業を提案する運びとなっています。まずは、節電に取り組む動機づけをまずはしなければ何をもって、何を目標に、何に向かうものがないというか、であれば啓発も含めてこういった事業でポイントを還元して、ぜひ前向きに取り組んでいただくって、こんなきっかけをこの事業で展開できればと思います。これは、実は特定財源も獲得しながらの実施になっておりますので、まずはこの特定財源を獲得したことを有効に活用させていただきながら、まずやることでどの程度の市民の皆さんが参画してくれるのか、そしてどの世代の方たちが一生懸命取り組んでくれるのかなど分析をさせていただいて、この成果については

まずはしっかりとまとめさせていただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 1年やってよかったということにはならないだろうというふうには思っているのですが、今おっしゃったように、啓蒙、啓発といいますか、このゼロカーボンの取組についての啓蒙、啓発が本当に重要なのだろうなというふうに思いますので、Y o r o c aポイントもらったからあれよかったわということではないというところら辺のお取組を進めていただくことをお願いして、終わります。

○議長（山田典幸議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第4 議案第15号 令和8年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

6月2日の議事を継続いたします。

これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略

し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第5 議案第16号 令和8年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

6月2日の議事を継続いたします。
これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第6 議案第17号 令和8年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

6月2日の議事を継続いたします。
これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第7 議案第18号 令和8年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。
6月2日の議事を継続いたします。

これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第8 議案第19号 工事請負契約の締結について、議案第20号 工事請負契約の締結について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第19号及び議案第20号 工事請負契約の締結について、一括して提案の理由を申し上げます。

本事業は、名寄中学校の改築に伴い現在使用しております校舎及び屋内運動場のほか、敷地内附帯設備等の解体、撤去を行う工事であり、施工規模や工期に配慮して2件に分割をし、令和9年3月下旬の竣工予定でございます。

本件は、令和8年6月9日に一般競争入札を執行したもので、議案第19号の名寄中学校解体工事その1につきましては大野土建・高橋組・吉田組特定建設工事共同企業体と契約金額3億1,086万円で、次に議案第20号の名寄中学校解体工事その2につきましては大野組・坂下特定建設工事共同企業体と契約金額2億3,760万円でそれぞれ契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、議案第19号外1件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより議案第19号外1件の一括採決を行います。

議案第19号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第9 意見書案第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書、意見書案第2号 令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書、意見書案第4号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書、意見書案第5号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書、以上5件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外4件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号外4件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外4件は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第10 報告第7号 例月出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書が配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第11 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。配付いたしました各委員長

からの申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和8年第2回名寄市議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 4時02分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 佐 藤 靖

署名議員 遠 藤 隆 男

質 問 文 書 表 （代表質問）

令和 8 年第 2 回定例会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	東 川 孝 義 (P 30)	1 5期目に臨む基本姿勢について (1) 人づくり・人への投資について (2) 名寄市の強みを活かした産業としごとの創出について (3) 徹底した行財政改革による財政基盤の強化について 2 名寄市における各種課題への対応について (1) 名寄まちなか未来宣言の具現化に向けて (2) 公共施設等再配置の見直しについて (3) 物流拠点化構想の具現化に向けて (4) 第1次名寄市スポーツ推進計画の実践に向けて (5) ドローンの活用戦略に向けて 3 教育行政について (1) 新年度の教育行政重点施策について (2) NAYOROスタイル部活動改革事業推進に向けて (3) 名寄市教育改善プロジェクトの推進に向けて
2	高 野 美枝子 (P 50)	1 市政推進の基本姿勢について (1) 人づくり、人への投資について (2) 名寄市の強みを活かした産業としごとの創出と地域振興について (3) 徹底した行財政改革による財政基盤の強化について 2 市民と行政の協働によるまちづくりについて (1) 住民自治の考え方について (2) 地域コミュニティ活動の推進について 3 市民みんなが安心して暮らせるまちづくりについて (1) 地域医療の充実について (2) 高齢者福祉の推進について 4 自然に調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくりについて (1) 環境との共生について (2) 水道の整備について

		(3) 除排雪対策について 5 地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくりについて (1) 観光の振興について 6 生きる力と豊かな文化を育むまちづくりについて (1) 名寄高等学校の魅力向上と支援の在り方について (2) 大学教育について 7 教育行政執行方針について (1) 今後の小中学校の在り方と検討委員会の役割について (2) 子どもたちの生きる力を育む教育の推進について (3) 「キラキラ☆いきいき☆まなびらんど★なよろ」について
--	--	--

質 問 文 書 表 （一般質問）

令和 8 年第 2 回定例会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	遠 藤 隆 男 (P 74)	1 名寄市健康増進計画について (1) 健康づくりの推進について (2) 各種検診事業について
2	清 水 一 夫 (P 85)	1 冬季スポーツ拠点化について (1) スキー大会ノルディック種目について 2 防災について (1) 水害を想定しての住民の避難訓練について (2) 避難行動要支援者対策について (3) 災害廃棄物処理計画について (4) 名寄市立総合病院の浸水対策等について 3 予算の歳入増について (1) ふるさと納税について
3	山 崎 真由美 (P 93)	1 まちづくりにつながる人づくりについて (1) 主権者教育の現状と名寄市独自の取組について (2) 自治基本条例に沿った（仮称）「名寄市子ども議会」開催について (3) 名寄市の強みを活かした子育て・教育環境の整備について 2 行財政改革による財政基盤の強化について (1) 公共施設等総合管理計画の見直しについて (2) 公共施設等再配置計画の見直しについて
4	水 間 健 詞 (P 104)	1 行財政サービスコストの見える化について (1) コスト把握と現状の情報整理について (2) 必要性・公共性と経済合理性の判断基準について (3) コストと価値の情報共有について (4) 行政サービスコストの見える化の進め方について

5	高 橋 伸 典 (P 1 1 0)	1 市民後見人制度の活用促進について (1) 本市における成年後見制度の利用者数と今後の見通しについて (2) 成年後見人が各種通知等の送付先変更を一括して登録・変更できる仕組みの導入について (3) 市民後見人の導入に向けた具体的な検討や状況及び実施時期の見通しについて 2 ナフサ不足による現場直撃への対応について (1) 資材搬入遅延による「名寄ずっと住まいる応援事業」の考え方と取り扱いについて
6	近 藤 友 美 (P 1 2 1)	1 中心市街地の現状と課題について (1) 中心市街地における空き店舗対策について (2) アーケードの老朽化について (3) 名寄まちなか未来宣言について
7	谷 聡 (P 1 2 6)	1 加藤市長 5 期目の選挙公約について (1) 「未来をひらく人づくり」について (2) 「地域の強みを活かす産業・しごと創出」について (3) 「安全安心で快適な暮らしの基盤創造」について (4) 「未来を支える持続可能な市政運営」について
8	中 畠 孝 幸 (P 1 3 6)	1 J R 宗谷本線存続策に関して (1) 「上下分離方式」について (2) 本市の基本的姿勢について (3) 今後の協議の見通しについて
9	川 村 幸 栄 (P 1 4 3)	1 自衛隊への個人情報提供にかかわって (1) 北海道弁護士会連合会からの意見書についての受け止めについて (2) 当該市民本人の同意なしで自衛隊に情報を提供していることについて 2 聞こえが困難になってきている方への支援について (1) 耳鼻咽喉科での受診、検査の啓もうについて (2) 補聴器購入支援について

令和 8 年第 2 回名寄市議会定例会議決結果表

令和 8 年 6 月 2 日～令和 8 年 6 月 1 7 日 1 6 日間

本会議時間数

1 4 時間 0 1 分

議 案 番 号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 号	特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について	— —	— —	8. 6. 2 原 案 可 決
第 2 号	名寄市立学校設置条例の一部改正について	— —	— —	8. 6. 2 原 案 可 決
第 3 号	名寄市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	— —	— —	8. 6. 2 原 案 可 決
第 4 号	工事請負契約の変更について	— —	— —	8. 6. 2 原 案 可 決
第 5 号	工事請負契約の変更について	— —	— —	8. 6. 2 原 案 可 決
第 6 号	工事請負契約の変更について	— —	— —	8. 6. 2 原 案 可 決
第 7 号	工事請負契約の変更について	— —	— —	8. 6. 2 原 案 可 決
第 8 号	専決処分した事件の承認について（令和 7 年度名寄市一般会計補正予算（第 1 0 号））	— —	— —	8. 6. 2 承 認
第 9 号	専決処分した事件の承認について（令和 7 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号））	— —	— —	8. 6. 2 承 認
第 1 0 号	専決処分した事件の承認について（令和 7 年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第 4 号））	— —	— —	8. 6. 2 承 認
第 1 1 号	専決処分した事件の承認について（令和 7 年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第 2 号））	— —	— —	8. 6. 2 承 認
第 1 2 号	専決処分した事件の承認について（令和 7 年度名寄市立大学特別会計補正予算（第 3 号））	— —	— —	8. 6. 2 承 認
第 1 3 号	専決処分した事件の承認について（令和 7 年度名寄市病院事業会計補正予算（第 2 号））	— —	— —	8. 6. 2 承 認

議 案 番 号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 4 号	令和 8 年度名寄市一般会計補正予算（第 1 号）	— —	— —	8. 6. 17 原 案 可 決
第 1 5 号	令和 8 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	— —	— —	8. 6. 17 原 案 可 決
第 1 6 号	令和 8 年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第 1 号）	— —	— —	8. 6. 17 原 案 可 決
第 1 7 号	令和 8 年度名寄市立大学特別会計補正予算（第 2 号）	— —	— —	8. 6. 17 原 案 可 決
第 1 8 号	令和 8 年度名寄市病院事業会計補正予算（第 1 号）	— —	— —	8. 6. 17 原 案 可 決
第 1 9 号	工事請負契約の締結について	— —	— —	8. 6. 17 原 案 可 決
第 2 0 号	工事請負契約の締結について	— —	— —	8. 6. 17 原 案 可 決
報 告 第 1 号	専決処分した事件の報告について	— —	— —	8. 6. 2 報 告 済
報 告 第 2 号	令和 7 年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	— —	— —	8. 6. 2 報 告 済
報 告 第 3 号	令和 7 年度名寄市病院事業会計予算繰越計算書の報告について	— —	— —	8. 6. 2 報 告 済
報 告 第 4 号	債権放棄の状況報告について	— —	— —	8. 6. 2 報 告 済
報 告 第 5 号	公害の現況に関する報告について	— —	— —	8. 6. 2 報 告 済
報 告 第 6 号	株式会社名寄振興公社の経営状況について	— —	— —	8. 6. 2 報 告 済
報 告 第 7 号	例月出納検査報告について	— —	— —	8. 6. 17 報 告 済
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	— —	— —	8. 6. 2 適 任 と 認 め る
意 見 書 案 第 1 号	地方財政の充実・強化に関する意見書	— —	— —	8. 6. 17 原 案 可 決
意 見 書 案 第 2 号	令和 8 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	— —	— —	8. 6. 17 原 案 可 決

議 案 番 号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
意 見 書 案 第 3 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを 求める意見書	—	—	8. 6. 17
		—	—	原 案 可 決
意 見 書 案 第 4 号	道教委「これからの高校づくりに関する指 針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆ たかな学びを保障する高校教育を求める意見 書	—	—	8. 6. 17
		—	—	原 案 可 決
意 見 書 案 第 5 号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林 業・木材産業施策の充実・強化を求める意見 書	—	—	8. 6. 17
		—	—	原 案 可 決
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	8. 6. 17
		—	—	決 定